平成30年

第4回北杜市議会定例会会議録

平成30年12月 4日開会 平成30年12月20日閉会

山梨県北杜市議会

平成30年

第4回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 4 日

平成30年12月4日 午前10時00分開会 於 議 場

1. 議事日程

諸	報	告								
日	程第	1	会議録署名議員の	会議録署名議員の指名						
日	程第	2	会期の決定につい	会期の決定について						
日	程第	3	議案第81号	北杜市教育支援センター条例の制定について						
日	程第	4	議案第82号	北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費						
				負担に関する条例の一部を改正する条例について						
日	程第	5	議案第83号	北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等						
				の一部を改正する条例について						
日	程第	6	議案第84号	平成30年度北杜市一般会計補正予算(第6号)						
日	程第	7	議案第85号	平成30年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第						
				1号)						
日	程第	8	議案第86号	平成30年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)						
日	程第	9	議案第87号	平成30年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第						
				2号)						
日和	锃第 1	0	議案第88号	平成30年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)						
日和	锃第 1	. 1	議案第89号	高根クラインガルテンの指定管理者の指定について						
日和	怪第 1	2	議案第90号	高根町花関所の郷・南清里フラワーパーク(南八ヶ岳花の						
				森公園)の指定管理者の指定について						
日和	怪第 1	. 3	議案第91号	小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設の指定管						
				理者の指定について						
日和	怪第 1	4	議案第92号	白州町鳥原平活性化施設の指定管理者の指定について						
日和	怪第 1	. 5	議案第93号	ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の						
				指定管理者の指定について						
日和	怪第 1	6	議案第94号	明野町家族健康旅行村「明野ふれあいの里」の指定管理者						
				の指定について						
日和	怪第 1	. 7	議案第95号	みずがき湖ビジターセンターの指定管理者の指定について						
日和	怪第 1	8	議案第96号	清里駅前観光総合案内所の指定管理者の指定について						
日和	怪第 1	9	議案第97号	三分一湧水館の指定管理者の指定について						
日和	怪第2	0 2	議案第98号	長坂駅前観光案内所の指定管理者の指定について						

日程第21 議案第99号 美し森観光案内所外1施設の指定管理者の指定について

- 日程第22 議案第100号 ヴィレッヂ白州の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第101号 小淵沢駅観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第102号 高根町花関所の郷・南清里フラワーパーク (道の駅南きよ さと) 外1施設の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第103号 小淵沢町特産品開発センターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第104号 武川町農産物直売センター外2施設の指定管理者の指定に ついて
- 日程第27 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第28 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第29 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第30 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第31 諮問第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第32 諮問第7号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第33 諮問第8号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第34 諮問第9号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第35 諮問第10号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第36 同意第7号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第37 同意第8号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第38 同意第9号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
- 日程第39 請願第6号 日米地位協定の改定を要望する意見書の提出を求める請願
- 日程第40 常任委員会委員の選任について
- 日程第41 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第42 議会広報編集委員会委員の選出について
- 日程第43 選挙第3号 峡北広域行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第44 選挙第4号 峡北地域広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第45 選挙第5号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

2. 出席議員 (22人)

池田恭務 1番 栗谷真吾 2番 秋山真一 4番 進藤正文 3番 藤原尚 清水敏行 5番 6番 7番 井出一司 8番 志 村 清 齊藤功文 9番 10番 福井俊克 11番 加藤紀雄 12番 原 堅志 13番 岡野 淳 14番 相吉正一 15番 16番 野中真理子 清 水 進 17番 坂本 靜 18番 中嶋 新 19番 保坂多枝子 20番 千野秀一 21番 内田俊彦 22番 秋 山 俊 和

3. 欠席議員 (なし)

4. 会議録署名議員

10番 福井俊克11番 加藤紀雄12番 原 堅志

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(28人)

長 菊原 忍 渡辺英子 副市 市 長 櫻井順一 政策調整参事 総務 部 長丸茂和彦 長篠原直樹 企 画 部 長 小松武彦 市民 部 福 祉 部 浅川辰江 生活環境部長仲嶋敏光 長 産業観光部長 清水博樹 建 設 部 長 土屋 裕 教 育 堀内正基 教 育 部 長井出良司 長 会計管理者 中田二照 監查委員事務局長 上村法広 農業委員会事務局長 小尾民司 明野総合支所長 清水能行 須玉総合支所長 坂本孝典 高根総合支所長 土屋 長坂総合支所長 中澤貞夫 大泉総合支所長 小澤隆二 小淵沢総合支所長 中山晃彦 白州総合支所長 宮川雅人 有泉賢一 福祉部次長織田光一 武川総合支所長 政策秘書課長 小澤章夫 課 長 宮川勇人 総務 企 画 課 長 加 藤 寿 財 政 課 長清水市三

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 山内一寿議 会 書 記 平井伸一 進藤修一

開会 午前10時00分

○議長(中嶋新君)

改めまして、おはようございます。

平成30年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員および執行部の皆さまには、年末を控え公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集 いただき誠にありがとうございます。

今年も残すところ1カ月足らずとなりました。本年は大型の台風が山梨県に接近し、市内に 大きな被害をもたらしました。現在、市では一日も早い復旧を目指しており、昼夜を問わず対 応に追われている職員の皆さまには、心から敬意と感謝を表するところであります。

さて、来年は新しい元号のもと、北杜市は市制施行15年目の節目の年を迎えます。渡辺市長の「お宝いっぱい健幸北杜宣言」により、住民の暮らしに寄り添った施策の具現化とさらなる充実を図り、一生涯健康で暮らせる「ふるさと北杜」を目指し、市民一人ひとりが輝ける「愛でつながる北杜市」の実現を期待するところであります。

一方、国においては、第4次安倍内閣が10月に発足しました。高齢者をはじめとした多様な就労・社会参加の環境整備、健康寿命の延伸、医療・福祉サービス改革による生産性の向上などの着実な実現を期待するところであります。

本日の出席議員数は22人であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第4回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに、本定例会に提出する議案につき市長から通知がありました。提出議案は議案24件、同意3件、諮問9件であります。

次に、監査委員会から平成30年11月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、今定例会において受理した請願はお手元に配布のとおりであります。

次に、10月10日・11日に文教厚生常任委員会研修、10月16日・17日に経済環境 常任委員会研修、10月25日・26日に総務常任委員会研修および11月13日に議会運営 委員会研修が実施されました。

ここで各委員長から研修報告がございます。

最初に、総務常任委員長 齊藤功文君、報告をお願いいたします。 齊藤功文君。

○総務常任委員長(齊藤功文君)

総務常任委員会行政視察研修報告書の朗読をもって報告いたします。

平成30年12月4日

北杜市議会議長 中嶋新様

総務常任委員会委員長 齊藤功文

総務常任委員会行政視察研修報告書

当常任委員会では、行政視察研修を行ったので、次のとおり報告いたします。

まず、平成30年10月25日 木曜日、午後3時から午後5時。

出席委員 齊藤功文、藤原尚、加藤紀雄、原堅志、清水進、中嶋新、内田俊彦の各委員でご

ざいます。

視察研修先でございますが、認定NPO法人ふるさと回帰支援センターであります。 研修テーマでありますが、移住定住のサポート体制についてであります。

研修の概要ですが、全国各地の移住定住の相談窓口として、移住者、定住受け入れの地方自 治体との信頼関係は、2002年より培われた実績に基づき、定住後のトラブルの発生を防ぐ ため、生活設計の相談をはじめ、移住先の情報提供、住居、教育、医療、雇用、あらゆるサポー トに力を注いでいる。

退職後の生活について調査したところ、出身県の田舎での生活を求めている方が40%、恵まれた自然環境の中で農業等に携わりながらゆったりとして生活を送りたい等の希望が多い。地方暮らしに関するパンフレットや資料を常設し、各地域の移住相談員が、地方暮らしを希望する方に具体的な情報を提供している。各種田舎暮らし移住セミナー相談会を2017年度は485回開催している。東京オフィスでは、展示パネル・資料展示コーナー設置は6県25市町村1団体、専属相談員・相談窓口スペース設置は34道県1市、専属相談員の配置は5府県となっている。

相談件数は、2008年の2,475件から2017年は33,165件、本年は9月時点で30,000件を超えている。相談者の年齢構成は、2008年は50代以上が70%を占めていましたが、2017年は20代から40代が50%を占めるように変化しています。相談内容も以前の「どこか良い所がないか」から移住先と目的を明確にして相談にくるように変化しています。移住希望者は、就労の場がある(60.8%)、自然環境が良い(33.4%)、住居がある(26.6%)、交通の便がよい(18.6%)というニーズがある。また、移住希望者の住居は空き家が60%を占めている。移住先ランキングでも近年山梨県は上位を占めていますが、山梨県の中でも北杜市はダントツであるため移住コンシェルジュを配置している。

ふるさと回帰支援センターを積極的に活用し、北杜市として、移住希望者の受け入れ態勢を一層充実させることが必要で、また行政は担当者の異動も考えられるため、一般社団法人やNPO法人等を設立し、その任を担うことも必要である。

考察としまして、移住者は、貸家を求めているため、その紹介、相談等に対応する体制の整備、また I ターン、 J ターンも重要であるが、 U ターンを増やすための施策が必要である。 移住定住に対する北杜市の基本的方針を明確にして推進すべきである。

空き家の有効活用策として、登録奨励金や成約奨励金の支給など、空き家の貸し出しの誘導 策等の必要を感じた。また、移住の決断には、多種多様な就労機会の創出が課題と感じた。

北柱市が全国ランキング1位になれたのは、移住専門相談員をはじめ、多くの皆さまに支えられ、今日に至っていることに感謝の思いでいっぱいである。人と人の繋がりが時代の潮流をつくりだしてきた。今後まだまだ、都会からの移住者は増加するものと思われます。来る人、受け入れる人がお互いのスキルを共有して、それを活かして、新しいふるさと北柱市の構築を希望して、夢を実現するために今後も努力していくことが肝要であります。

今後、移住希望者の要望に応えられるように、北杜市に於いても受け皿を一層充実していく ことが、移住希望者増に繋がるのではないでしょうか。

以前は、定年後に故郷へ帰る人が多くを占めていましたが、近年は、若い世代が農村地帯、 中山間地域で子育てをしながら生活し定住を求め、また居住地での子育て支援、就労の確保、 将来の生活の安定性を求めています。受け入れ自治体として、移住者への受け入れ地域全体で の温かい声掛けや、子育て支援、就労の確保の具体化が求められています。

移住希望地ランキングで山梨県と長野県で1位と2位となっている間に、北杜市としても空き家対策、仕事探しなど移住に必要な情報を一括して提供できる体制が必要であります。また、移住後において地域住民がアドバイザーになり、定住する地域コミュニケーションが必要であります。

2日目でございますが、平成30年10月26日の金曜日、午後1時半から午後3時までの 研修でありました。

出席委員は齊藤功文、藤原尚、加藤紀雄、原堅志、清水進、中嶋新、内田俊彦の各委員でご ざいます。

視察研修先ですが、一般財団法人地域活性化センターであります。

研修のテーマでございますが、RESAS(リーサス)について。

研修の概要でございますけれども、地域活性化センターは、派遣員を全国の自治体から受け入れ、専門性を持ちながら地域の問題を解決すること、人脈を横へ繋げて地域の活性化を図る活動をしています。北杜市からも職員が出向しており、地域活性化について、分析やスキルアップのため、日夜励んでおります。

RESASは、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のビッグデータを集約し、可視化する地域経済分析システムであります。地方創生の取り組みを情報面から支援するため、内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部事務局)が運用しております。特徴は、統一基準で作成、全国の市町村と比較が可能、データの見える化、利用は無料等であります。

人口マップ、地域経済循環マップ、産業構造マップ、企業活動マップ、観光マップ、まちづくりマップ、雇用・医療・福祉マップ、地方財政マップの8つの分析メニューから構成されていて、5年前の生産性やお金と物の動き、人の動きを公証データに基づき、客観的に地域の所得循環構造生産額、粗利益、産業構造、賃金人件費、エネルギーの消費生産、人口の推移等を地方自治体ごとに閲覧できるシステムであります。自治体職員や地域の活性化に関心を持つ様々な分野の人や団体等が、効率的な施策の立案・実行・検証のために広く利活用されております。

北杜市の地域の特徴として、生産部門では、公共サービスが最も付加価値を稼いでいる産業であります。製造業は、食料品となっています。産業別には、第2次産業では高い水準だが、第1次・第3次産業では低い水準となっております。

考察としまして、データは、5年前のものでありますが、政策の立案等にあたって数的根拠が明確となり行政及び議会活動においても活用が可能であります。

北杜市の地域経済循環分析を数値等により検証して、将来の政策に生かすことが肝心であります。

政策の妥当性や、過去の地域的課題、外部的な要因などの評価に役立ち、今後の政策や予想について、ある程度参考になるものと鑑みる。過去と現在の比較により未来を創造して、今後の北柱市の動向を予知して、将来への対策と現在の成すべきことを推し量ることは官民パートナーシップにおいて欠かせないものであります。

縦割りではなく専門性を持ちながら、地域の人たちと繋がりながらを基本理念として、イノベーターとしての人材育成が必要であります。

過去の実績を分析し、課題を見つけ、今後の自治体の支援などの在り方を考える上での情報

と資料提供となると考えられる。テーマを決めて政策など考えるときに、全国や自治体の比較など、基礎情報を提供してくれる。また広く自治体としての活用ができるため、市職員として、 議員として政策立案に役立つものと考えられます。

人口減少による地域経済をはじめ住民生活への影響は、はかり知れないところであります。 リーサスにより将来の北杜市の動向を見極め、政策提案する目を持つことが議員にも必要であります。

以上で研修の報告とさせていただきます。

○議長(中嶋新君)

次に、文教厚生常任委員長 岡野淳君、報告をお願いいたします。 岡野淳君。

○文教厚生常任委員長 (岡野淳君)

文教厚生常任委員会行政視察を行いましたので、報告書の朗読をもって報告させていただきます。

平成30年12月4日 北杜市議会議長 中嶋新様

文教厚生常任委員会委員長 岡野淳

文教厚生常任委員会行政視察研修報告書

当常任委員会では、行政視察研修を行ったので、次のとおり報告します。

初日ですが、日時 平成30年10月10日 水曜日、午後2時から午後4時まで。

出席委員 岡野淳、秋山真一、栗谷真吾、清水敏行、志村清、保坂多枝子、千野秀一。

視察研修先ですが、愛知県長久手市役所でございます。

研修テーマは、認可外保育施設通所補助金等について。

研修の概要です。

長久手市は、北杜市に比べ人口は1.2倍、面積は30分の1。予算規模は、北杜市の54%だが、地方交付税は北杜市の94億円に比べほぼ0円、市税は北杜市の約3倍であり健全この上ない状況である。財政基盤は大きく異なっても、目的別歳出はほぼ同額で、市民サービス予算には大差はない。名古屋市やトヨタ自動車のある豊田市に隣接しているなどの理由から若者が多いのが特徴で、平均年齢は38.6歳と全国1位。人口増加率も10.7%と県内1位で、北杜市とは対照的で子育て世代の急増に対して、市の予算に占める民生費の割合が42%と子育て支援に知恵と力を注いでいる。

平成25年度以降6つの公立・私立保育園が新設され、既存の保育園の増築も行っている。 それでも2歳未満の4月1日現在の待機児童は41人、3歳から5歳の待機児童はいないが、 小学生の児童クラブ等の待機児童は62人。障害児通所サービスを利用する児童は毎年 150%の大幅増である。

重点を置いているサポートブックTUNAGUは未就学児から小学生低学年の家庭に配布し、家庭で記入し子どもの性格や発達状況、生い立ちなどを把握しやすいものとして、保護者からの相談があった時に共通理解のもと接するよう手厚いサポートを行っている。今後、進学するタイミングで支援に切れ目ができないよう連携する取り組みを検討している。認可外保育施設助成の制度を導入し、所得に応じた助成を行っている。助成額は年々増加傾向にあり制度は着実に広まっている。自閉症スペクトラム障害者に対し、少人数で学ぶ特別支援学級や通級指導

教室を設置し、保護者と相談しながら学びの場を提供している。また、学習指導補助員を各学 校に配置して細かい指導を行っている。

考察であります。

名古屋市や豊田市に隣接し、人口増加を見越した計画的なまちづくりを行う一環としての子育でに手厚い施策であり、職員が子どもの障害についても非常に熟知している。北杜市でもこのようなエキスパートを育てることは重要である。

障害児への支援として、基本相談・障害児相談・保育園等巡回相談の支援を行い、約1,000万円の委託を行っている中で、障害のある子どもや気になる子どもについて、サポートブックを活用し、誰にでも、どんな時も困らないシステムが構築されている。また、知的、運動発達面で気になる子どもと保護者に対し専門家も含め支援や交流を行い、児童発達支援センターを整備しトータル的なケアを計画していて、北杜市でも該当するものがあり検討が必要である。

認可外保育施設通所助成について、支給金額の算定も分かりにくく、裕福な市としては総支 給額も少なく、より手厚い制度になれば多種多様な保育施設も増え都市部ならではの様々な ニーズに応えられる。サポートブックについては、障害児情報に関する十分なケア・サポート 体制も同時に構築することが重要である。

一流の田舎町を目指している北杜市、超一流と評される「広大な空間と緑と大地」「健康寿命 日本一」のおおらかな大人達に触れ合い育つ北杜の子どもの幸福度は、かなり高いと実感させ られた。

2日目の報告であります。

日時 平成30年10月11日 木曜日。午前10時から11時半。

出席委員 岡野淳、秋山真一、栗谷真吾、清水敏行、志村清、保坂多枝子、千野秀一、各委員であります。

視察研修先 岐阜県岐阜市。

研修テーマであります。岐阜市立中央図書館ぎふメディアコスモスの特徴・運営・効果についてであります。

研修の概要。

岐阜大学医学部附属病院の移転に伴う跡地利用で、市民意見の募集が契機となり平成27年 度に開館。基本コンセプトは、滞在型図書館でワンフロアの広さに壁がないという空間を活か し、本を貸し借りするだけではなく、まちづくりの中核となる場所になるべく、図書館でどう 過ごすかを考えている。

企画イベントの実施、子どもの育成、郷土の魅力発信、ビジネス支援、本がつなぐひと・まち、図書館ベース事業など多数の事業を行っている。旧図書館の利用者年間15万人から開設2年目にして早くも目標である100万人を突破。市民に寄り添った気持ちが良い・何度でも来たくなるの具体化を様々なアイデアで実践している。特にこれからの社会を担っていく子どもや若者を図書館に呼び込む仕掛けを多数実施しており魅力的な空間となっている。

「心の叫びを聴け」という掲示板があり、利用者が匿名で悩みをつづると、司書がいつしか答えてくれる。開館以来3年で2,000件の利用があったということです。また、本という媒体を使い、協力してくれるカフェやレストランなどと提携し地域図書館を作り経済効果を向上させている活動も行っている。分かりやすい陳列、利用者の用途に合わせた配置と十分な閲

覧スペース、来館者に飽きられないように季節や土地柄に合わせ期間ごとに切り替わる特設スペース、利用者のニーズを意識した図書館である。市内の小中学校と連携し読書習慣を定着させる活動も行っている。

考察であります。

図書館が持つ新たな機能や情報発信の可能性についての議論が北杜市では不十分である。館 長のイニシアチブひとつでここまで画期的な運営ができるのであれば、北杜市も参考にすべき である。

図書館の可能性を無限大に感じた。デジタル化が進む中で、アナログな存在である本、地域を元気にするひとつのキーワードになると思われる。

本を通じて、学校現場や教育と密接に連携し、まちの活性化として取り組んだ事業がビジネス支援として「観光ではない観光」につながっている。悩みをぶつけられる双方向の通信場所も整備されていて、北杜市でも図書館のあり方を検討することが必要である。

80人いる子ども司書養成制度や店主が自分のものを自由に貸し出す「まちライブラリー」の拡大化などの取り組みは、子どもの図書への関心を高めるため、北杜市の図書館事業の参考になると思われる。

子どもたちの声は未来の声を提唱し、声をあげることに対し規制するのではなく受け入れ相 互理解を図る姿勢は、昨今の個人主義・相手を慮る心の欠如を改めるきっかけになると思われ る。

好評な利用者がおすすめする本のコーナー、すすめる人が多いと上位になり、読みたくなる。 巨大な新設図書館でなくても、人を呼ぶ、人とつながるアイデアで北杜市の図書館も新しい方 向性が見えてくると実感した。

2日目の午後であります。

日時、平成30年10月11日 木曜日、正午から午後2時30分。

出席委員 岡野淳、秋山真一、栗谷真吾、清水敏行、志村清、保坂多枝子、千野秀一。

視察研修先は岐阜キッズな(絆)支援室であります。

研修テーマ 子どもの貧困の実情とその支援活動、ネットワークで広がる子どもから若者までの支援のあり方について。

研修の概要であります。

岐阜市では、平成25年から教育支援員を配置、小中学生がいる生活保護家庭を対象に支援活動を行っている。岐阜キッズな(絆)支援室及び、ぎふ学習支援ネットワーク・よりそいネットワークは、親の生活困窮が子どもの学力に明らかに影響していて、子どもの貧困や将来の就労、収入にも大きく影響する。世代にまたがる貧困の連鎖をどうやって断ち切るかが大きな課題。非正規雇用の不安定労働実態やシングルマザー子育て世代の困窮化、引きこもりなど社会的課題の多くの部分が若者に混在している。貧困家庭や引きこもりの子どもたちに対して無料塾を開催し、草の根的な活動を続けていくことで、本当に困っている子どものセーフティネットになっている。孤軍奮闘ではなくネットワークの大切さであり、違いを脇に置くのではなく違いを価値に高めること、行政との連携、ないものは作ることを行っており、効果が出るのは10年、20年後であるが、子どもから若者まで切れ目ない支援を目指し同情を超えて地域づくり、多様な活躍の仕方を考えて活動している。

考察であります。

各支援団体のネットワークの重要性、各団体の特徴を活かし緩やかなネットワークを組むことで、小さな団体の活動を継続することが可能。北杜市では、まだ各団体の拘りが強く、緩やかなネットワークの構築は参考になる。

北杜市にも各団体があり、個々に精力的に活動しているがネットワークを作り、なおかつ行政とも連携する中で地域や社会の課題解決に向けて取り組むために参考としたい。

引きこもりの子を訪問した際、学生時代のトレーナーを着ていたので洋服を提供した結果、 気に入った洋服で外出ができるようになったなど、細かい視点に目を向けたことが大きな支援 につながっている。支援団体がネットワーク化し、全体を網羅し足りないところは足してもら い、余っているところは他の支援につなぐことができるシステムは参考となる。就学時にラン ドセルや制服がないため学校に行けないなどという金銭的な問題も、不用品と需要品のバラン スで解決している。各団体の活動や特徴を活かしネットワークをすることのメリットを強く感 じた。

引きこもりの人達に多様な活躍の場を共に生きるという視点で考えていく行政のあり方、支援はこれから一層求められると思われます。子ども達を支援するため、里親制度なども同例のものとして視野の中に入れ考えるものである。

数多くの団体が地域でつながり、県や市からの支援事業とも連携して活動している。特に熱意を持った各団体のリーダーの役割も欠かせない条件と思われる。

社会的居場所事業を視察したが、引きこもりだった人達とは思えなかった。教育と経済にまたがる問題は、簡単に解決できないが個人主義や批判行動から脱却し、共有、共存、相手を思いやる心を持った一昔前の田舎暮らしを目指すことも「豊かな地域、暮らしやすい地域づくり」のひとつの方法、探し出し、レッテルを貼り、強制的に連れ出し分別する、これは本当の支援ではない。一歩踏み出す場所を作り、踏み出したら暖かく迎える。受け身な支援こそが本当の支援であると思う。

人混みの中の孤独、みんな無関心という言葉を耳にするにつけ、この激しすぎる社会の多様 化の中で繊細な心を持つ人に対し、共感を持ち得る事、そして躊躇なく皆が何らかの関わりを 持てる社会の必要性を感じた。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に、経済環境常任委員長 井出一司君、報告をお願いいたします。 井出一司君。

○経済環境常任委員長 (井出一司君)

それでは、経済環境常任委員会行政視察研修報告を報告書の朗読をもって報告といたします。 平成30年12月4日

北杜市議会議長 中嶋新様

経済環境常任委員会委員長 井出一司

経済環境常任委員会行政視察研修報告書

当常任委員会では、行政視察研修を行ったので、次のとおり報告します。

研修は2日間でありました。

初日が平成30年10月16日 火曜日、午後1時30分から午後4時。

出席委員 井出一司、池田恭務、進藤正文、福井俊克、野中真理子、坂本靜、秋山俊和。

視察研修先ですが、新潟県湯沢町。

研修テーマ 日本版DMO雪国観光圏について。

研修の概要。

観光圏はブランドの創造を目的とする。DMOは組織運営の最適化、持続可能な予算組みである。成り立ちが異なるが、世界で戦えるブランドづくりは、結果としてDMOにもなっている。

雪国観光圏は、100年後も雪国であるためにというビジョンを掲げ、地域をブランディングするというスローガンにして取り組んでいる。共通の文化や気候環境などを持つ新潟県・長野県・群馬県の3町7市町村で構成する広域DMOである。広域連携を実現したのは、次世代の子どもたちが誇りを持って地域に戻れる仕組みをつくっていくことの必要性や一つの温泉地市町村だけでは解決できないことも連携すれば解決できるという点からである。

コアなファンが満足する観光素材へとチューニングする作業に取り組み、地域のストーリー、価値、クオリティーを持続可能にしていくのがDMOの役割である。地域独自のブランドをつくり、付加価値が出るような産業をつくることをキーワードに連携し、相乗効果を図りながら事業を実施している。商品にフォーカスし続けると他に抜かれる、8,000年も前から続く雪国文化を地域独自の価値として付随するストーリーをつけ、好いてもらえると選んでもらえるよう活動している。従来型の事業者支援や一過性でもキャンペーンを求める声はあるが、地道な積み重ねによるブランディングであり、事業者のやる気を引き出すことを目的としている。キャンペーン主導で外国人を呼び込むのではなくて、将来的な経営、人材の育成、工芸品の継承の面から考えている。民主導であるため事務局がない。費用の面や後継者づくりが難しい。地域おこし協力隊には事務ばかりさせるわけにはいかないなど、中核人材と財源が課題である。

考察ですが、北杜市においては、日本版DMOに認定された2県3市町村に渡る八ヶ岳観光圏を形成し事業展開しており、雪国観光圏とは組織的に類似し、観光を活かした地域づくりを進めて活動している点は、共通している。地域の誇りと地域への愛着を醸成し、地域活性化を図ることは、北杜市としても課題である。地域の者が資源と思わないものが、他県及び外国人などにとっては魅力的に見えるものが多いと思われる。価値は地元以外の人が決めることである。他地域でも同様な認識で活動していることは、お互いに相談して進んでいくためには、心強いと感じた。北杜市は、産業振興、地域振興などは観光を基軸として、観光農業、観光工業、観光商業という考え方で事業展開することが必要である。

八ヶ岳観光圏が取り組んでいる観光圏としての取り組みやDMOとしての取り組みを検証し、効果最大化に向けチェックの視点を養う必要がある。

活動は、個人のボランティアで行われており、行政側からの支援を求めている。北杜市においても八ヶ岳観光圏の推進においては、行政、観光協会、地域の観光関係者が綿密な連携を図る必要がある。

観光事業は、カリスマ的人材、強いリーダーシップを発揮する人がいないと運営することが 難しい。また後継者がいないという話も聞き、今後の問題点でもある。しかし、現在日本の観 光圏としては実績もあり成功している事例である。

2日目でございます。

平成30年10月17日 水曜日、午前10時から11時30分。

出席委員は井出一司、池田恭務、進藤正文、福井俊克、野中真理子、坂本靜、秋山俊和。

視察研修先は新潟県小千谷市。

研修テーマ 小千谷市環境基本計画及び年次報告について。

研修の概要。

地域的な公害問題から、大量生産、大量消費など市民生活に起因する新たな環境問題へと変化し、地球温暖化をはじめとする問題など、私たち子孫に引き継ぐ義務があることから平成15年3月に小千谷市環境基本条例を制定、平成18年3月に環境保全に関する施策を総合的に推進するため、平成27年度を目標年次として人間と自然との共生の下で恵み豊かな環境を将来に伝えることを基本目標に小千谷市環境基本計画を策定した。

平成28年度には第二次小千谷市環境基本計画を策定し、市民の役割、事業者の役割、市の 役割を明確にし、各主体に理解してもらう努力をしている。基本目標とともに4つの基本方針 を定めている。

基本方針1は、豊かな自然を守り育てていく。基本方針2は、快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく。基本方針3は、地球環境保全を意識して、行動していく。基本方針4は、環境保全のための取り組みを支える基盤を整えていく。第一次計画策定の際はコンサルに委託したが、第二次策定の際は委託していない。達成目標のKPIが詳細に設定されており、数値目標となっている。取りまとめた指標を学識経験者、関係行政機関、事業者や市民から構成されている審議会に諮り、毎年12月に市の概要、市の環境施策、環境の現状と環境基本計画に基づく取り組みの実施状況、取り組み指標について市民に公表してPDCAを回している。その結果、ゴミゼロの日は町内会が協力して実施し、市民意識の高揚と市内の投棄ゴミは激減した。職員はノーマイカーデーの実施で排気ガス減、早帰りで庁内電気を消灯し、電気料の減などを行っている。

考察

各自体とも国の環境施策にあわせ計画を策定しているが、環境問題は、家庭から宇宙という 大きな範囲で考えなければならない問題で、地方自治体では限界がある。だが手をこまねいて いては環境が悪化するため、市民、事業者、市の役割を認識し努力していくことが大事である。 将来的には、子どものころから環境保全や環境問題に関心を持つ人材を育成することは大切な ことであり、子どもの環境教育は、将来の環境問題解決の一助となる取り組みである。

北杜市は、今後どのようなエリアとしていくかがすべての議論のスタート地点と感じた。描く将来像に向けて、環境基本計画の目標が同じ方向を向いており、目標達成時期がリーズナブルであるか検証が必要である。

年次報告は、10年間の目標数値への毎年の進捗状況が明らかになるので、行政には厳しい ものであるが、目に見える形で示されていることで市民には分かりやすいものである。

市民、事業者、市の役割を認識し、協力を呼びかけ実施してきたことが本日の実績、成果になっている。北杜市と比較すると面積が四分の一、都市部に人口が多く集まり生活環境が集中していて大きな違いがあるが、北杜市でも実態を踏まえ取り組む必要がある。

雪の豪雪地帯であることから、冬は家庭ゴミの排出にはコンポストが使用できない環境下で、 北杜市より約55グラム少ないのは、市民、事業者、市が協力して目標に向け取り組んだ結果 である。

以上で研修報告といたします。

○議長(中嶋新君)

次に、議会運営委員長 秋山俊和君、報告をお願いいたします。 秋山俊和君。

○議会運営委員長(秋山俊和君)

議会運営委員会の行政視察を行いましたので、朗読をもって報告させていただきます。

平成30年12月4日

北杜市議会議長 中嶋新様

議会運営委員会委員長 秋山俊和

議会運営委員会行政視察研修報告書

当委員会では、行政視察研修を行ったので、次のとおり報告します。

日 時 平成30年11月13日 火曜日、午前10時より午前11時30分

出席委員 秋山俊和、清水進、井出一司、齊藤功文、加藤紀雄、原堅志、

内田俊彦、中嶋新、保坂多枝子

視察研修先 山梨県甲斐市議会

研修テーマ 会議録検索システムについて

研修の概要

平成17年11月より議会ホームページ開設をして、平成23年3月本会議のインターネット配信開始した山梨県でいち早く手掛けた市議会である。平成25年1月委員会等の議会ホームページでの議事録公開、平成29年1月議場音響制御操作システム機器導入、同年5月本会議のスマートフォン配信開始、平成30年11月会議録検索システムリニューアル、開かれた議会運営の推進を目的に導入を図り現在に至る。

インターネット配信に興味のある市民への広報には良いが、スマートフォンやインターネット等を扱わない市民には難しいのは否めない。ライブ中継アクセス件数は、平成23年の154件から平成29年は1,172件と年々増加傾向にある。

考察といたしまして、過去からの質問内容の把握が容易。同種の質問に対し、過去の答弁内容を参考にできる。首尾一貫した発言内容をするための資料作りに活用できる。インターネットを通じて会議録をいつでも閲覧でき、市政の状況や議員活動などを知ることができ、自身の関心ある政策について、議会でどのような議論がされているか瞬時に確認できる。

北杜市でもインターネット配信は決定しているが、従来のCATV視聴者への広報について 説明をして理解を求めなければならない。

情報公開法の制定により、各自治体を取り巻く環境は大きく変化してきている。会議録についてもインターネットを使用した情報公開を求められている。市民及び議員にとって市政及び議会の状況確認がスピーディに確認できることは、開かれた議会運営の一助となることと情報公開、活動内容の把握など現在のニーズに合っている。

会議録検索システムの導入は、議会の公開の上でも重要。議員の質疑の向上に資するものであり、過去の事例等の整合性が図れる。

北柱市では、CATVテレビに録画中継を実施しているが、情報周知の効果は、高齢者が多い土地柄からテレビ放映のほうが高いと思われるが、時代の流れと将来性、多様性を鑑みると来年度北柱市へのシステム導入後の効果に期待するところであります。スマートフォンやタブレットと情報機器の技術革新やアプリの開発、通信環境のさらなる向上は、新たな持続可能な

成長社会に向けて世界に広がることと思います。

情報公開法の制定により、自治体を取り巻く環境は大きく変わっています。議会会議録のインターネットを利用した情報公開、市民の知りたい情報を、短期間のうちに知りえるように努めていくことが求められている。事務の効率化を図り、スピーディな情報公開を行っていく必要がある。

システム導入にあたり、合併当初からの資料が検索できると活用が広がり今後の議会活動に 役に立つ。今後はインターネット生中継のあり方を検討することも必要である。

市民に広報する方法として非常に分かりやすくネット配信に対しての苦情や大きなトラブルも発生していない。アクセス数も増加していて利用率も拡大している。市民に広報するツールとして非常に簡便な方法であり導入を予定している北杜市においても参考になる。

続きまして、当日でございますが、午後でございます。

日 時 平成30年11月13日 火曜日、午後2時から午後3時30分

出席委員 秋山俊和、清水進、井出一司、齊藤功文、加藤紀雄、原堅志、

内田俊彦、中嶋新

視察研修先は、山梨県富士川町議会でございます。

研修テーマ 議会改革の取り組みについて

研修の概要

平成26年10月からタブレット導入の検討が始まり、議会改革特別委員会で体験研修を行うとともに視察などを行い、当局との意見聴取及び協議を重ね、平成28年12月定例会から試行運用を行い、平成29年12月議会から完全ペーパーレスとなった。

タブレットによる議会運営についての効果は、資料の印刷や製本等に係る経費の削減、情報の共有による事務の効率化、資料の修正等の手間の省力化、議会の政策提言能力の向上やチェック機能の充実が図られる。行政からの資料提供が拡充され事業への理解が深まる。詳細な資料提供が可能となり、政策提言に活かすことができる。タブレットの会議機能を活用することで、スムーズな会議の進行ができ、メール連絡により通知の郵送、電話連絡の手間の削減、タブレットへ事前に資料が送付されるため事業内容の理解が深まっている。

議員定数及び政務活動費については、全国の議員定数の実態、活動日数の調査や住民懇談会における意見聴取を行い決定している。

考察としまして、議員定数、報酬の引き上げ及び政務活動費の見直しについて、町と市の違いはあるが、議会の活性化を目指し、多様化、複雑化する諸課題に対し、議員活動として取り組みやすい環境整備が必要との視点から、議会改革に議員自らの問題として前向きに取り組んでいる姿勢は、参考となる。

非常に興味の湧くところであり、北杜市においてもぜひ活用を検討したいが、タブレットを 取り入れるには時間をかけて慎重な議論と研究が必要である。

膨大な資料がタブレットの中で項目、年代などが整理され保管されているため、時間の短縮や正確な資料探しなど容易となることは明白であるため、導入に向けて検討する必要を感じた。 議員定数については、市民意見を伝えることから、削減ありきについては疑問を感じるが、議員報酬及び政務活動費については、他議会との整合性を考え、引き上げの検討をすることは必要である。

北杜市も県内では報酬は低く、定数を含め検討する必要がある。

ペーパーレスについては、全国へ波及していくと思われるが、課題はツールとして適正な使用を行っていくことが肝要である。議員のモラルが必要不可欠であり、技術と情報を正しく使うことが、人を幸せに導くことにほかならないと思います。

データは会議参加者だけに閲覧権限を設定し、非公開資料など重要情報漏洩をさせない対策 も行われ、大変参考になる取り組みである。議会の活性化を目指し、多様化、複雑化する町政 課題について、議員活動に取り組みやすい環境整備の必要性から全国の報酬額や活動費を参考 とし意見をまとめ、町民との意見交換を行い決定してきた。議会改革と併せ実施してきたこと が重要である。

議員定数削減・報酬の引き上げ・政務活動費の見直しなど県内の議会でなかなか難しい問題 に積極的に取り組み議会改革の推進を行った。北杜市議会としても今後の議会改革に参考にな るものである。

以上、報告といたします。

○議長(中嶋新君)

大変ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。 ここで暫時休憩といたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○議長(中嶋新君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長(中嶋新君)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

- 10番議員 福井俊克君
- 11番議員 加藤紀雄君
- 12番議員 原 堅志君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長(中嶋新君)

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月4日から12月20日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月20日までの17日間に決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第3 議案第81号 北杜市教育支援センター条例の制定についてから日程第35 諮問第 10号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件までの33件を一括議題 といたします。

市長から所信および提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

平成30年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

ふるさと北杜は、朝晩の冷え込みも厳しさを増してきましたが、澄んだ夜空に広がる満天の 星が心を癒してくれます。まさに「星見里 北杜市」の魅力の一つであり、この素晴らしい星 空を見上げていただきたいと思うところであります。

平成最後の年末を迎えておりますが、今年も大勢の方々がさまざまな分野で活躍され、その 功績を顕彰されております。

先月3日に平成30年秋の叙勲受章者が発表され、山梨県商工会連合会理事で高根町の輿水順彦さん、元甲府信用金庫理事長で須玉町の坂本力さん、元山梨県きずな会会長で高根町の佐藤幸男さんの3名が、旭日双光章を受章されました。

また、元公立中学校長で明野町の清水繁子さんが瑞宝双光章を、元北杜市消防団長で高根町の三井和雄さんが瑞宝単光章を受章されました。

警察や消防、自衛隊など危険性の高い業務で貢献した人を対象とした第31回危険業務従事者叙勲では、元峡北広域行政事務組合消防司令長で須玉町の末木義人さんと、元神奈川県警部補で武川町の田中満さんが瑞宝単光章を受章されました。

山梨県県政功績者では、山梨県山岳遭難救助アドバイザーの竹内敬一さんと元北杜高等学校 校長で大泉町の浅川武俊さんが表彰されました。

福祉の分野では、全国福祉大会において、小淵沢町の伊藤志津枝さんがボランティア功労者 厚生労働大臣表彰を受賞され、第66回山梨県社会福祉大会においては、平成30年度社会福祉事業功労者として、長坂町の森田悦子さん、高根町の藤森とよ子さん、長坂町の保坂千秋さん、長坂町の北原すづかさん、白州町の山田淳子さん、高根町の中嶋竹葉さんの6名が知事表彰を受賞されました。

また、第21回山梨県障害者文化展において、北杜市障害者総合支援センターかざぐるま月水金チームが知事賞を、小淵沢町の坂本絵里さんが議長賞をそれぞれ受賞され、山梨県食生活改善推進員連絡協議会創立50周年記念大会においては、大泉町の進藤文子さんと齊藤孝江さんが特別会長表彰を受賞されました。

産業の分野では、第4回ジャパン・ツーリズム・アワードにおいて、一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメントがDMO推進特別賞を、東京国税局酒類鑑評会 清酒純米吟醸部門におい

て、山梨銘醸の「七賢 大中屋」が優等賞をそれぞれ受賞されました。

また、第50回山日YBS農業賞において、農事組合法人 三分一そば組合が、奨励賞を受賞されました。

皆さまの活躍は日々の努力のたまものであり、皆さまに心から敬意とお祝いを申し上げます。 スポーツの分野では、第73回国民体育大会 馬術競技において、帝京第三高校の堀田駿さん、北杜高等学校の石田滉樹さん、長澤梨恵さんが少年団体障害飛越競技で優勝しました。

芸術の分野では、第37回全国児童画コンクールにおいて、応募総数約56万8千点の中、 いずみ保育園 年長児の堀水葵君が幼児の部で文部科学大臣賞を、また、山梨造型美術会の第 63回公募展において、白州町の中村靖さんが山梨県知事賞を受賞されました。

また、やまなし県民文化祭写真展において、高根町の三澤久さんが県民文化祭賞を受賞されました。

教育の分野では、小中学生新聞感想文コンクールにおいて、甲陵中学校1年生の鈴木莉々佳 さんが山梨県市長会会長を、全国中学生人権作文コンテスト県大会では、武川中学校1年生の 深澤利央さんが、山梨日日新聞社・山梨放送賞を受賞されました。

また、中学生が自分の考えを伝える弁論大会等で活躍しております。

第38回県少年を非行から守る中学生防犯弁論大会では、甲陵中学校3年生の清水菜生さん が最優秀賞を受賞、第60回県中学生交通安全弁論大会では、武川中学校3年生の深澤穂乃花 さんが2年連続で優勝しました。

第40回少年の主張県大会では、甲陵中学校3年生の山本愛友さん、白倉結衣さん、武川中学校3年生の田添莉明さん、深澤穂乃花さんが優秀賞を受賞されました。

このほかにも多くの市民の皆さまの功績が認められ、表彰を受けられております。

未来を担う子どもたちの活躍は、うれしい限りであり、皆さまの日頃からの地道な努力と指導に当たっている先生方に対し、感謝を申し上げるところであります。

本年は、北杜市の歴史を語る上でも特筆すべき年でありました。

本市の大動脈の1つである中央線が、明治37年にこの地に開通し、同時に日野春駅と小淵 沢駅の2つの駅が誕生しました。

その後、大正7年、長坂駅が開駅されましたが、駅は、八ヶ岳南麓の中心地にしようと夢見た地域の人々の熱い思いが結実したものであります。

特望の長坂駅は、駅前の整備により、駅を中心として交通、産業、文化などあらゆる面において飛躍を遂げ、賑わいました。

自主独立の気概に富んだ先人達がいたことは、この地の誇りであります。そのような歴史を 持つ長坂駅が、今月11日、開駅100年を迎えます。

また、昭和13年4月17日、その中央線に乗って、丹波山・小菅村の28戸の人々が清里 に入植してから、今年の春で80年の時が経過いたしました。

明治21年に町村制が施行されて以降130年にわたり、八ヶ岳南麓の旧町村において関係者の懸命な努力により育てられた発展の芽は、北杜市に有形無形の財産として引き継がれ、15年目を迎えようとする今、まさに新たな形でその実を結ぼうとしております。

峡北地域の人づくり重視の伝統は、全国トップレベルの子育て支援という形で若い世代に恩恵をもたらし、北杜市を住みたい田舎日本一に押し上げる原動力になりました。

首都圏から届く北杜市ファンの熱いエールは、本市のたくさんのお宝に光をあて、北杜市民

にその価値を気付かせ、地域を活気づけ、これからもさまざまな分野で新たな展開を引き起こ す、きっかけになりつつあります。

また、美しく豊かな自然に魅かれ、各国から八ヶ岳南麓を訪れる観光客は近年増加傾向にありますが、先人が慈しみ守り受け継いできた山紫水明は、多くの自治体がしのぎを削る中、2020年東京オリンピックのビーチバレーチーム関係者を魅了し、事前合宿を決定付ける最大の要因になりました。

4年に一度の世界が注目する一大イベント開催を間近に控え、フランスからの選手団を全市 民で熱烈に受け入れるための諸準備が日々加速しております。北杜市ならではの心づくしのも てなしが全世界に向け、情報発信されるものと確信しております。

さて、私が市長に就任してから、去る11月28日で2年が経過いたしました。この2年間、 北杜市の「お宝」を最大限活用することを常に念頭に置き、和を大切にしながら、全力で市政 運営に当たってまいりました。

任期1年目においては、第1次北杜市総合計画の基本的な考え方を継承する中、第2次北杜 市総合計画を策定し、本市の進むべき方向性をお示ししたところであります。

任期2年目は、「お宝いっぱい健幸北杜」を宣言し、「一人ひとりが輝ける、愛でつながる北 杜市」を目指し、現在に至るまで、各分野の施策・事業に鋭意取り組んでまいりました。

「子育てと福祉」では、子育て世代が安心して子どもを産み、健やかに育てる環境整備を図るとともに、誰もが健康で、元気に充実した生活を送ることができる、"安心して暮らせるまちづくり"を目指し、子育て世代マイホーム補助金の活用促進や病児・病後児保育園利用制度の整備とともに、高齢者通いの場の拡充や高齢者外出支援サービスの導入などに取り組んでおります。

「雇用と産業」では、地域産業の活性化と安定的な雇用の確保を図るため、農林業の振興と企業立地の促進に取り組み、"活気あふれるまちづくり"を目指し、企業と求職者とのマッチングや就業者向け定住促進住宅白州甲斐駒団地整備とともに、ほくとで働く魅力を高めるための雇用創出事業や高校生への企業説明会の開催、定番メニューの開発や「水の山」映像祭事業などに取り組んでおります。

「教育」では、次世代を担う子どもたちの夢や希望を実現させるため、心身ともに健やかな学習環境の充実を図り、"夢響きあうまちづくり"を目指し、公営アカデミーの開催や小学校へのエアコン設置、教育支援センターの整備のほか、高根東小学校、高根北小学校および高根清里小学校の3校統合に向けた準備などに取り組んでおります。

森山良子さんに作曲をお願いしていた新しい校歌が、先日市教育委員会に届いたとの報告を 受けました。素晴らしい作品であり、子どもたちはもちろん、地域の皆さまや、これを聴いた 大勢の方の間でこれからずっと歌い継がれると確信しております。

「スポーツと芸術」では、誰もが学びスポーツを楽しみ、ふるさとに誇りと愛着を持てるよう、生涯学習を推進し、"暮らしに花を咲かせるまちづくり"を目指し、多様な運動機会の創出事業の一環として、市民の皆さまがいつでもウォーキングやジョギングなどができる環境を整えたほか、日本体育大学との連携事業やトップアスリートによるスポーツ教室とともに、芸術・文化鑑賞事業や梅之木遺跡公園の運営などに取り組んでおります。

「若者と女性の活躍」では、若者と女性が働きやすく、"誰もが活躍できるまちづくり"を目指し、女性起業家活躍支援事業や就活女子会とともに、若者世代からの健幸づくりプロジェク

トや若者が暮らしやすい市営住宅居住性向上事業などに取り組んでおります。

引き続き、「お宝いっぱい 健幸北杜」"一人ひとりが輝ける 愛でつながる北杜市"を目指し、職員一丸となって取り組んでまいります。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、事務事業外部評価についてであります。

持続可能な行財政運営を進める手法として、事業の必要性や実施方法について、内部評価に加えて外部からの視点で建設的な提案等をいただくことを目的とし、10月21日に「事務事業外部評価」を実施し、本年度は、「住民基本台帳管理事業」など、4つの事業について、評価をいただきました。

ご指摘いただいた意見等を受け止め、より良い市民サービスの実現に努めてまいります。 次に、地域公共交通についてであります。

市民バスの新たな運行については、北杜市地域公共交通網形成計画に基づき、来年度からの運行を目指し、市民の皆さまを中心に、支線エリアの体系構築の検討を行っていただいております。

しかしながら、今後の運行にあたっての細部について、引き続き検討を行っていく必要があるため、来年度からの運行開始は難しい状況であります。

支線エリアの運営委員会の検討を今後も支援しながら、より良い地域公共交通の構築を図ってまいります。

次に、公共施設のあり方の検討についてであります。

市内公共施設のあり方や総合的な管理の方向性については、来年度までに策定を目指す、施設類型ごとの個別計画に反映できるよう、庁内において検討を進めております。

併せて、市民ワークショップを来年1月から開催することとし、市民の皆さまからいただいたご意見等を今後の計画づくりに生かしていけるよう、取り組んでまいります。

次に、高根北小学校および高根清里小学校に係る閉校後の活用策についてであります。

来年3月末に閉校となる、高根北小学校と高根清里小学校の活用策については、庁内において、高根北小学校を文化財の収蔵庫等としての活用を中心に検討を進めてまいりましたが、予定していた収蔵スペースの確保が難しいことなどから使用を見送り、今後は地域の皆さまのご意見を伺いながら、両小学校の貸し付けの公募を検討してまいります。

次に、国際交流についてであります。

国際姉妹地域であるアメリカケンタッキー州マディソン郡の代表団・文化交流員16名が、 10月9日から本市を訪れました。滞在中は、保育園児との交流などで親睦を深めたほか、本 年4月にオープンした梅ノ木遺跡公園で縄文文化に触れていただきました。

また、同じく国際姉妹都市である大韓民国抱川市へ、菊原副市長を団長とする文化交流団員 12名が、10月12日から3日間の日程で訪問し、抱川市を代表するイベント「ススキの花まつり」で、よさこいグループ「華風舞姫」の皆さまに力強い演舞を披露していただきました。

一方、先月9日から3日間、パク・チャンファ副市長をはじめとする抱川市文化交流団13名が本市を訪れ、第14回北杜市文化祭で市民の皆さまに韓国の舞台劇でありますマダンノリを披露していただきました。

本年度も文化芸術による相互交流を通じて、実りある交流を深めることができました。次に、官学連携についてであります。

10月に開催いたしました市政報告会において、本市と連携協定を締結しております早稲田大学大学院の学生による政策提言発表が行われました。

本年度は「姉妹都市との交流による地域活性化策」について本市と姉妹都市であります羽村市をフィールドとして研究していただき、姉妹都市交流の更なる活性化を目指した施策についてご提案をいただいたところであります。

次に、北杜市地域防災計画の見直しについてであります。

地域防災計画は、災害対策基本法により、市が防災に関して処理すべき事務や業務について、 具体的に定める計画であり、今回の見直しに当たり、先月29日に第1回目の防災会議を開催 したところであります。

近年多発している災害への対応から、上位計画が見直されておりますので、その内容を反映するとともに、「減災力の強いまちづくり」の推進事項の追加、避難勧告等の判断基準の見直しなども行っております。

今後、県と調整を図りながら、パブリックコメントも実施し、事務を進めてまいります。 次に、ドローンを活用した災害現場の状況把握についてであります。

今年も多くの災害が全国各地で発生し、北杜市においても、台風24号による影響で大きな被害が発生しました。幸いにも、人命に関わる被害は発生しませんでしたが、発災したときに素早く情報収集ができ、人命最優先と2次災害を引き起こさない対策が急務であることから、昨日、ドローンを活用した災害現場の状況把握を行うため、一般社団法人 アルファーミングルと協定を締結したところであります。この法人は、全国で初めて防災航空隊を立ち上げ、山梨県の防災へリコプターでも活動したスタッフがおり、また、市内で災害に特化したドローンパイロットの育成なども行っていることから、災害発生時には、大きな力になってくれるものと期待しております。

次に、北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会の提言についてであります。

北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会において、再生可能エネルギー発電設備の推進、規制のあり方、課題についても条例化も含めご議論していただき、 篠原充委員長より、まとめられた提言書を10月17日に受け取りました。

市では、提言書の内容を尊重し、太陽光等再生可能エネルギー発電設備と本市の有する景観、 自然環境及び地域環境との調和に関する条例の制定に向け、弁護士等学識経験者を招聘する中、 鋭意検討してまいります。

次に、東京オリンピック事前合宿誘致についてであります。

先月17日から3日間、フランス共和国バレー協会からベルトラン・レイスさんが、事前合 宿実施に向けた協議と、市民との交流のため本市を訪れました。

18日には、ビーチバレー競技を市民スポーツとして普及するため開催した第1回北杜市長杯ビーチバレー大会にベルトラン・レイスさんがチームに参加するなど、出場した28チーム約140名と交流を深めました。

19日には、市立白州小学校において、北杜市産の食材を使った給食を児童と一緒に食べながら交流を行いました。

今後も、フランス・ビーチバレーチームの東京オリンピック事前合宿に向けた準備を進める とともに、ビーチバレー競技の普及やフランスとの交流を深めてまいりたいと考えております。 次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は、条例案件3件、補正予算案件5件、指定管理者の指定案件16件、 同意案件3件、諮問案件9件の合計36案件であります。

はじめに、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第81号 北杜市教育支援センター条例の制定につきましては、不登校の児童および生徒に対し、集団生活への適応、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための適応指導を行うことにより、学校への復帰を支援し、不登校の児童および生徒の社会的自立を図るとともに、不登校に関する相談等の業務を行うため、北杜市教育支援センターを設置することから、条例を制定するものであります。

次に、議案第82号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、市の議会の議員の選挙における選挙運動用のビラの作成費用の公費負担を可能とするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第83号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、平成30年の人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に鑑み、市議会議員、市長、副市長、教育長および職員の期末手当等について、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第84号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第6号)についてであります。

農地集積・集約化対策事業費交付金として、山梨県農地中間管理機構へ農地の貸付を行う地域および農業者等に対して協力金を交付し、農地の集積・集約化を促進するための経費を計上しております。

次に、平成31年4月にオープンを予定している道の駅こぶちさわ農産物直売施設に授乳室の整備や厨房の設備移設等の工事を行うため、所要の経費を計上しております。

次に、北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会の提言を受け、 条例制定に向けて、地方自治および関係する分野に精通した専門家に調査・研究・検討を依頼 することが必要であることから、所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は1億5,197万2千円となり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ302億8,782万4千円となります。

次に、議案第85号 平成30年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

過年度の療養給付費等の額の確定に伴い、超過交付額分を国に償還するため、5,851万円を追加し、歳入歳出それぞれ62億7,426万3千円とするものであります。

次に、議案第86号 平成30年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

職員の給与改定に伴う人件費の増額分として、222万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ44億4,794万5千円とするものであります。

次に、議案第87号 平成30年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成29年度分消費税等の確定に伴い、平成30年度中間納付額が確定等のため、754万円を追加し、歳入歳出それぞれ21億5,098万9千円とするものであります。

次に、議案88号 平成30年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)についてであります。

薬品等の医薬材料費の不足が見込まれるため、449万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億3,269万4千円とするものであります。

続きまして、指定管理者の指定案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第89号 高根クラインガルテンの指定管理者の指定についてから議案第104号 武川町農産物直売センター外2施設の指定管理者の指定についてまでの、16案件につきましては、平成31年4月1日からの指定管理による施設運営を行うため、それぞれの施設の指定管理者の指定について地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問案件につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第2号から諮問第10号の、人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件につきまして、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期満了に伴い、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申 し上げます。

○議長(中嶋新君)

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております33件のうち、議案第82号および議案第83号の2件は所 管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第82号および議案第83号の2件につきましては、お 手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

○議長(中嶋新君)

日程第36 同意第7号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

同意第7号、同意案件につきまして、ご説明いたします。

同意第7号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、 委員の任期満了に伴い、新たに公平委員会委員を選任する必要があるため、地方公務員法第9条 の第2項の規定により、北杜市小淵沢町2074番地、宮沢長雄、昭和13年11月17日生 まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第7号は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第7号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第37 同意第8号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

同意第8号、同意案件につきまして、ご説明いたします。

同意第8号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第196条第1項の規定により、北杜市高根町箕輪2240番地、三井英雄、昭和22年4月16日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第8号は質疑・討論を省略し、採決したいと思います が、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第8号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

○議長(中嶋新君)

日程第38 同意第9号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

同意第9号、同意案件につきまして、ご説明いたします。

同意第9号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、北杜市高根町下黒澤268番地1、古屋昭彦、昭和28年6月17日生まれの任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第9号は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第9号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第39 請願第6号 日米地位協定の改定を要望する意見書の提出を求める請願を議題とい たします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

15番議員、清水進君。

○15番議員(清水進君)

請願第6号を朗読をもって提案とさせていただきます。

請願第6号

2018年11月29日

北杜市議会議長 中嶋新様

請願人

氏名 深沢久

住所 北杜市小淵沢町松向760-10 (八ヶ岳南麓・平和の会代表)

紹介議員 清水進

日米地位協定の改定を要望する意見書の提出を求める請願

私は北杜市議会9月定例会に「北富士演習場での日英共同訓練の中止を求める請願」を提出 しました。その請願に関し総務常任委員会での真摯な討論に深く感謝するものです。

今回は表題の通り「日米地位協定の改定を要望する意見書を提出」していただきたく請願するものです。

「請願項目」日米地位協定の改定を求める意見書を政府、国会に提出すること 「請願理由」

- 1 日米地位協定における在日米軍への特権などの問題点が明確になっています。日米地位協定は日本国内の在日米軍の要求を優先し、容認するものとなっているのが現実です。最近の事案で最も具体的に表れたのは沖縄の小学校校庭に米軍戦闘機の部品が落下、負傷者は出なかったものの大きな危険が迫ったものでした。ところが事故原因の究明では警察の調査は許可されず、米軍の調査のみであり、さらに小学校の上空は日本政府や自治体が飛行禁止区域に設定できず、相変わらず米軍機が上空を飛行していることです。数年前、沖縄の米軍基地近くの大学に米軍へリが墜落した事故の時も事故処理、原因究明などに日本側は関与できなくすべて米軍任せでした。これは地位協定が不平等で、日本の主権が及ばない場所が日本国内にあるという矛盾したものであることが明らかになった典型でした。
- 2 自衛隊北富士演習場における米海兵隊の訓練もこの地位協定に基づくものであり当初の沖縄104号線越え訓練の分散という確認を超え、この10月末から11月初に行われた訓練でも特殊な「白リン弾」が使用された報告があります。地元自治体は米海兵隊の軍事訓練がどのような訓練か、どんな兵器の使用かなど具体的な事項は全く情報がなく、米軍の一方的な決定になっています。地方自治体は防衛省からの連絡のみで関与できない状況です。これは極めて異常なもので米軍の訓練をしている場所は治外法権になっています。
- 3 この日米地位協定は日本の国民の生活よりも米軍優先の協定になっています。例えば米 軍が北富士演習場を使用するために軍事物資を輸送するとき、有料道路を使用した場合など の使用料は日本政府が支払うことになっています。また米軍航空機の低空飛行問題(山梨県 内でもこれまで何回か指摘されている)やオスプレイ機訓練でも国内の航空法が適用されず、 米軍機が自由に飛行できるような条項になっています。
- 4 このような沖縄県などの提起に基づき、7月の全国知事会は米軍優先の地域協定に対し、 日米地位協定の抜本的改正を要望する決議を全会一致で可決し、特に地方自治体の役割を強 調したものとなっています。これは画期的なことです。

また日本弁護士会も全国知事会と同様の日米地位協定の見直しを意見書としてまとめています。

5 この日米地位協定は世界的に見て異常です。NATOのイタリア、ドイツは地方自治体 の権限が明確に記された協定です。例えばドイツでは米軍訓練は政府、自治体の承認権限を 記していますし、国内法を米軍にも適用する内容になっています。日本国内で日本の支配が 及ばない地域をなくすことは主権国家として当然です。

以上が請願理由ですが、詳細は7月の全国知事会の決議をも参照してください。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いをいたします。

○議長(中嶋新君)

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第6号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後1時40分といたします。

休憩 午後12時08分

再開 午後 1時40分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

小澤大泉総合支所長は、一身上の都合により午後からの会議を欠席する旨の届け出がありましたので、これを許可いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第40 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに 決定いたしました。

ただいま選任されました各常任委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正 副委員長を互選の上、議長に報告されますよう、ここに各常任委員会を招集いたします。

場所につきましては、総務常任委員会は議会運営委員会室で、文教厚生常任委員会は第1委員会室で、経済環境常任委員会は第2委員会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時といたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 2時00分

○議長(中嶋新君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催いたしまして、委員長、副委員長が決まりました。

各常任委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長に相吉正一君、副委員長に進藤正文君。 文教厚生常任委員会委員長に千野秀一君、副委員長に清水敏行君。 経済環境常任委員会委員長に加藤紀雄君、副委員長に藤原尚君。 以上のとおり各常任委員会の正副委員長が決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第41 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定い たしました。

ただいま、選任されました議会運営委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長を互選の上、議長に報告されますよう、ここに委員会を招集いたします。

場所につきましては、議会運営委員会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時15分といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長(中嶋新君)

では、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしまして、委員長、副委員長が決まりました。

議会運営委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に原堅志君、副委員長に内田俊彦君。

以上のとおり、議会運営委員会の正副委員長が決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第42 議会広報編集委員会委員の選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報編集委員会委員の選出につきましては、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会広報編集委員会委員に選出することに決

定いたしました。

ただいま、選出されました議会広報編集委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長を互選の上、議長に報告されますよう、ここに委員会を招集いたします。

場所につきましては、第1委員会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時30分といたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時30分

○議長(中嶋新君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会広報編集委員会を開催いたしまして、委員長、副委員長が決まりました。 議会広報編集委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いた します。

議会広報編集委員会委員長に野中真理子君、副委員長に池田恭務君と秋山真一君。 以上のとおり、議会広報編集委員会の正副委員長が決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第43 選挙第3号 峡北広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

峡北広域行政事務組合議会議員に池田恭務君、井出一司君、齊藤功文君、福井俊克君、原堅 志君、相吉正一君、清水進君、千野秀一君、内田俊彦君、秋山俊和君の10人を指名いたしま す。

ただいま、議長が指名いたしました10人を峡北広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が峡北広域行政事務組合議会議員に当選されま

した。

ただいま、当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項 の規定により告知いたします。

○議長(中嶋新君)

日程第44 選挙第4号 峡北地域広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと 思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

峡北地域広域水道企業団議会議員に栗谷真吾君、秋山真一君、清水敏行君、志村清君、加藤 紀雄君、岡野淳君、中嶋新君の7人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました7人を峡北地域広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が峡北地域広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項 の規定により告知いたします。

○議長(中嶋新君)

日程第45 選挙第5号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。 お諮りいたします。 指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に千野秀一君を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました千野秀一君を山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の 当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました千野秀一君が山梨県後期高齢者医療広域連合議会議 員に当選されました。

ただいま、当選されました千野秀一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条 第2項の規定により告知いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月18日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時36分

平成30年

第4回北杜市議会定例会会議録

12月18日

平成30年第4回北杜市議会定例会(2日目)

平成30年12月18日 午前10時00分開会 於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

公 明 党 内田俊彦君 日本共産党 清水 進君 明政クラブ 坂本 靜君 ほくと未来 福井俊克君 無所属の会 池田恭務君 北杜クラブ 秋山俊和君

2. 出席議員 (22人)

1番	栗谷真	吾	2番	池田	恭	務
3番	秋 山 真	_	4番	進 藤	正	文
5番	藤原	肖	6番	清 水	敏	行
7番	井出一	司	8番	志 村		清
9番	齊藤功	文	10番	福井	俊	克
11番	加藤紀	雄	12番	原	堅	志
13番	岡 野	淳	14番	相吉	正	_
15番	清 水	進	16番	野中身	真理	子
17番	坂 本	靜	18番	中嶋		新
19番	保坂多枝	:子	20番	千 野	秀	_
21番	内田俊	彦	22番	秋 山	俊	和

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(48人)

渡辺英子 市 長 政策調整参事 櫻井順一 企 画 小松武彦 部 長 部 浅川辰江 福 祉 長 産業観光部長 清水博樹 堀内正基 育 教 長 中田二照 会計管理者 農業委員会事務局長 小尾民司 坂本孝典 須玉総合支所長 長坂総合支所長 中澤貞夫 小淵沢総合支所長 中山晃彦 武川総合支所長 有泉賢一 小澤章夫 政策秘書課長 企 画 課 長 加藤 寿 地 域 課 長 大 芝 管 財 課 長 進藤 聡 介護支援課長 伴野法子 ほくとっこ元気課長 三井ひろみ 上下水道総務課長 輿 水 伸 二 北部上下水道センター長 内藤 肇 林 政 課 浅川知海 長 まちづくり推進課長 植松宏夫 用 地 課 長 三井博彦 学校給食課長 河 手 貴

長 菊原 市 忍 副 総 務 部 長丸茂和彦 長篠原直樹 市 民 部 生活環境部長 仲 嶋 敏 光 建 設 部 長 土屋 裕 教 育 部 長井出良司 監查委員事務局長 上村法広 明野総合支所長 清水能行 高根総合支所長 土屋 大泉総合支所長 小澤隆二 白州総合支所長 宮川雅人 福祉部次長織田光一 課 総 務 長宮川勇人 財 政 課 長清水市三 防災調整監坂本賢吾 民 長平島長生 市 課 子育て応援課長 中田治仁 環境 課 長 小泉雅人 上下水道施設課長 大 輪 弘 農政 課 長 小澤永和 商工・食農課長 平井ひろ江 道路河川課長小澤 茂 教育総務課長堀内典子 增富出張所課長補佐 津 金 胤 寛

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 山内一寿 議会書記 平井伸一 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長(中嶋新君)

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。 これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長(中嶋新君)

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、7会派すべてから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に1番 公明党、30分。2番 日本共産党、30分。3番 明政クラブ、30分。4番 ほくと未来、30分。5番 無所属の会、30分。6番 北杜クラブ、90分。7番 ともにあゆむ会、60分。以上となります。

本日は6会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、21番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

改めまして、おはようございます。

公明党を代表して、代表質問を5項目させていただきます。

1項目めが中学校のエアコン設置について、2項目めが防災・減災事業における国の補正予算対応について、3番目が定住移住の推進と新たな街づくりを目指して、4番目が児童生徒へのいじめ、虐待について、5番目が新たな事業採択に向けての5項目でございます。

公明党の立党精神は「大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいく」という、まさに現場主義の政党でございます。そういった意味から市民の目線で市民に寄り添い、その小さな声を届けるというのが私たちの使命であり、私たち議員の目指すところであると痛感する今日このごろでございます。

鑑みますと、本日は平成最後の12月ということでございまして、平成という年号での12月 定例議会は今定例議会だけということになりました。その代表質問のトップバッターを切らせ ていただきます。光栄に存じます。

それでは、質問に移らせていただきます。

まず1項目めでございますが、中学校のエアコン設置についてお伺いをするところでございます。

思い出しますと、昨年の今ごろ小学校へのエアコン設置ということで、附帯決議を付けながら、議会はそれをより良い予算として執行するよう注文を付けながら可決をした経緯がござい

ます。そしてまた、それを真摯に執行部は応えていただいたという現実でございまして、エアコン設置のみならず、ほかの小学校施設につきましても整備が進んだという状況がございまして、感謝を申し上げる次第でございます。

国は小中学校のエアコン設置について、現在、臨時会を開いておりますが、臨時国会におきまして補正予算を計上、822億円が審議の結果、可決がされたところでございます。この補助額3分の1の起債による交付税算入を勘案すると、北杜市の一般財源の持ち出しは約4分の1、大体25%になるというのが状況でございます。

これらについては、いろいろな出来高の手上げ方式でございますから、各自治体、一斉に手を挙げているということもございまして、この予算の補助につきましては、いろいろなこれから財源が変わってくるというようなことがございますが、それに伴う起債の措置というのもございまして、結果的にはやはり4分の1ぐらいになるだろうというのが今の状況であるということを認識しているところでございます。

しかし、今の状況を鑑みますと、このエアコンというのは全国的におそらく手を挙げるということで、その施工であれ、発注であれ、いろんな問題は今後物議を醸すところでございます。

それでは、エアコン設置につきまして、まず1番目につきまして、予算の計上、事業執行の 工程についてお伺いするところでございますが、すでに予算計上につきましては、補正で取り 上げられ、上程がされるということでございますが、より詳細に説明をお願いしたいと思いま す。

2番目につきましては、設置対象の教室について、お伺いをするところでございます。基本的には普通教室ということでございます。都会ですと避難場所ということも鑑みながら体育館に設置ということもございますが、おそらくこの本市においては、それらはあまり考えていないというふうに考えるところでございます。

3番目ですが、中学校が統廃合によりますと、これは償還が切れるまで還付をしなければならないという現実もあると思いますので、償還の還付の対応についてお伺いをするところでございます。

2項目めに移らせていただきます。防災・減災事業における国の補正予算対応についてでご ざいます。

臨時国会において、西日本豪雨、北海道胆振東部地震、台風21号、大阪北部地震、台風24号と、日本各地で想定外の災害および被害に対して審議中であります。私の通告のときは審議中でありました。現在は、ほぼ審議が終わった状況にあります。また、国土の強靭化においては、想定外とも言える大規模自然災害において、復旧復興を繰り返してきました。これを避けるため、人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済システムを平時から構築することが必要とされています。

そこで以下、質問するところでございますが、現在、臨時国会におきましても第2次補正も 通るという状況にございまして、また、この災害においては当初、災害指定というのが激甚災 害指定というように変わったということもございまして、おそらく財源構成等ももっと有利に なるという状況があるかと思います。

それでは、11月19日、われわれが専決処分も含めまして可決されました北杜市一般会計 補正予算の執行状況について、お伺いいたします。

(1) といたしまして、これは農政課所管分について。

- (2) 道路河川課所管分について。
- (3) 用地課所管分について。
- (4) 上水課所管分について。
- (5) 林政課所管分について、詳細なご説明をお願いいたします。

2といたしまして、緊急復旧における事業執行、契約、発注の簡素化についてでございます。 このたびの災害につきましては、非常に甚大な災害でございまして、すでにその日の夜から 災害の状況が分かっていたと。たぶん支所はそれらを対応するために、その翌日にはすでに業 者に発注、依頼をしなければならない、こういう現実があったはずなんです。そういったとき にはやはり契約、発注というものをスピーディにしなければならない。支払いもスピーディに していかなければならないというような状況もあったのかと思います。

議会は全員協議会を10月5日に行いまして、専決処分もやむなしという結論を出しまして、 市はそれに呼応した中での対応を補正でしていただいているという状況でございます。

3番目でございますが、国土強靭化を目的とした防災・減災事業についてでございます。 これにつきましては、道路であるですとか、ため池であるですとか、河川であるですとか、 いろいろなインフラの整備をしておくことによって防災につながる、減災につながるというよ うなことに対しまして、国が今、力を入れている状況であります。これについては手上げ方式、 申請ということになりますので、どのような状況か、お伺いをするところでございます。

3項目めに入らせていただきます。定住移住の推進と新たな街づくりを目指してでございます。

人と自然と文化が躍動する北杜市の魅力に惹かれ、退職後の第二の人生、終の棲家として、 北杜市に定住を希望される県内外の移住者、新たな希望と夢を叶えるため、子育てのため、さ まざまな夢と希望を叶えるため、北杜市を訪れる移住希望者の皆さまのために、ワンストップ の移住定住、雇用、起業をマッチングするための拠点づくりをして今後の北杜市のまちづくり に活かしていくことが肝要であると鑑みるところであります。在京の皆さまの交通手段は、鉄 道が日常の足であり、駅周辺が好ましいと考えます。

そこで以下、質問するところでございますが、本市には中央線におきましては日野春、長坂、 小淵沢、小淵沢は特急が停まるということでございます。また、小海線にも多くの駅が存在し ています。やはり都会の皆さまにここへ来ていただくということになりますと、都会ではやは り1台の車を保有するということには、かなりの経費もかかってしまいます。また、渋滞など を鑑みますと、渋滞で自分の車に乗って、こちらに来るということも非常に大変なのかなと思 います。こちら側の、やはりJR周辺の駅近くの公共施設を利用しながら、またそこに来なが ら、そこからまたレンタカー等は借りれば、いくらでも市内、自由に動けるということもござ いますので、以下、質問をするところでございます。

まず1番目といたしまして、JR駅周辺に移住定住ワンストップセンターの設置について、お伺いをいたします。この移住定住ワンストップセンターでございますが、これにはやはり2点目の質問でございますが、まず移住、定住、雇用、起業、起こす企業ですね、商売とか生業を起こす企業ですね。起業をワンセットとして相談、紹介、そしてまた、それから情報を発信するということが私は必要になると思いますので、どのようにお考えかお伺いをするところでございます。

3番目といたしまして、北杜市におきましては、移住であるですとか、定住であるですとか、

そういったものに長けている逸材も多く見受けられるところでございます。北杜市の現在いらっしゃる、これは外に関係者がいらっしゃるかもしれませんが、市民の皆さんもいらっしゃるかもしれない。北杜市の逸材の登用について、ワンストップセンターの登用についてお伺いをいたします。

4番目といたしまして、県内外の関係者との連携についてでございます。

そして5番目、移住希望者と北杜市民の交流の場づくりについてでございます。

6番目といたしまして、おそらく将来、駅利用者をはじめ誰でも利用できるコミュニティの 場としてもワンストップセンターというものを位置付けていくことが、今後の北杜市のために 重要なことになると思いますので、質問をさせていただきます。

次に、4番目でございます。児童生徒へのいじめ、虐待についてでございます。

児童生徒の取り巻く環境は学校、地域、家庭をはじめ、SNSの情報やスマートフォン等の 影響により、劇的に変化をしております。

市内のいじめ問題は当事者のみならず、県内外へも波及しているところでございます。いち早い適切な対応により、一日でも早い解決と今後の対策に期待をするところでございます。

いじめにしろ、虐待にしろ、やはり初動の対応が非常に明暗を分けると。どちらにしても非常に惨事にならないように丁寧な対応、そしてスピーディな対応が必要だと鑑みるところでございます。

それでは1点目といたしまして、今、新聞等でも話題になっているところでございますが、 第三者委員会の開催の目処について、お伺いをいたします。

2番目といたしまして、当事者、これは被害者も加害者も含めてでございますが、ならびに 学校、地域、家庭のケアについてお伺いをするところでございます。

3番目といたしまして、ネット等の2ちゃんねる等にも本人が特定できるような配信が非常にされておりまして、これらについては非常に遺憾であります。SNSへの書き込み等の対応についていかがお考えか、またどのように対策していくのか、お伺いするところでございます。

4点目といたしまして、山梨県教育委員会、文科省への問題解決への協力の要請についてで ございます。おそらくこれほど話題となったということで、北杜市の中で解決していくという のは非常に難しいというふうに感じますし、やはりこれは県、また国に協力を要請すべきと思 いますので、それらの対応についてもお伺いをするところでございます。

5番目といたしまして、担当教職員へのサポート体制についてでございます。おそらくこれを担当している先生、また教育委員会の職員がいます。また、その方たちというのは非常に痛い思いをされている。やはり、この皆さまにサポートをしていかないと、今後いじめであれ、虐待であれ、そういったことへの対応というのは非常に迅速でなかったり、判断が誤ってしまったりということもございますので、やはりきちっとサポートをしてあげることが肝要かと思いますので、お伺いをするところでございます。

6番目といたしまして、学校ならびに北杜市教育委員会の今までの対応についてでございます。さまざまな起承転結がありましょうし、出来事の問題等もあると思います。よろしく答弁をお願いいたします。

7番目といたしまして、今後の防止策についてでございます。

そして8番目、これについては虐待に限定いたしますが、虐待の発見、また対応についても お伺いをするところでございます。 これらの問題につきましては、非常にデリケートな問題でございますので、おそらくすべてを答えるということは、なかなか難しいことは承知ではございますが、市民の皆さまは、市はどのようにやっているかと。おそらく、これは信頼関係のもとにきちっとやっているんだろうなということを考えられている方、また何をやっているんだと思われる方、多くの考えがあると思いますが、私は多くの市民の皆さまは市および担当の学校であったり、先生であったり、教育委員会は、私は北巨摩という土壌を考えたときに、きちっと寄り添いながら対応をしてきたというふうに、私は考えているところでございます。

5項目めに入らせていただきます。新たな事業採択に向けてでございます。

政府は、来年度に向けた新たな政策パッケージの下に事業の推進を図っていくことと鑑みるところでございます。斬新で効率的・効果的、将来性と消費税10%への景気対策などが予想されるところでありますが、地方自治体の現状に沿った提案が今後も認められていくことと推測されます。オリンピックの前後は、大きくその影響が現れることは歴史上、誰もが認識するところであります。

そこで以下、質問をするところでございます。

今後、北杜市が重点政策として取り組む政策についてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、国県との重点政策の協議についてお伺いをいたします。

3点目、政策を見据えた新たな事業採択についての現状について、お伺いをさせていただきます。

人と自然と文化が躍動する環境創造都市は、平成16年11月合併いたしまして今日14年、また15年目を迎えたということでございます。それまで初代市長は財政難をなんとか解消しようと、それを一丁目一番地と掲げ、今の北杜市がございます。それはどのようにしてきたかというと、国の施策に俊敏に呼応しながら、今の私たちの足元を踏み固めながら、どうやったらよくなるのかということを考えた結果が、今、大月市は起債の許可団体になっておりますが、当時、許可団体だった北杜市はこれまでに財政を立て直してきたということでございます。それが今ある災害の対応にもやはり役に立ったということでございますし、この災害の対応も市民は喜んでいるところでございます。

やはり、これから二代目の渡辺市長といたしましても、これは政策をきちっと打ち出しながら、国との流れをくみながら足元を固めて、さらなる飛躍をすべきというふうに思うところでございます。

それでは5項目、質問させていただきました。ご答弁、よろしくお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

改めまして、おはようございます。

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

中学校のエアコン設置について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、予算計上および工程についてであります。

国は、今年の猛暑を受け、平成30年度第1次補正予算において、児童生徒等の熱中症対策 として、小中学校などすべての普通教室を対象に、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金 を創設しました。

本市においては、北杜市義務教育振興実行委員会から、中学校のエアコン設置について、かねてから強い要望が出されていたことを踏まえ、この交付金の創設を受け、エアコン設置に係る事業費を、12月追加補正予算へ計上することとしております。

事業スケジュールについては、夏休み期間を利用し、主要な工事の進捗を図る必要があることから、来年6月を目途に設計を終え、7月には工事を発注し、年内での工事完了を目指してまいりたいと考えております。

次に、設置対象教室についてであります。

エアコンの設置については、普通教室、特別支援教室および音楽室のほか、少人数授業や生徒数の変動などにも対応できるよう、1室を加えて設置することとしております。

次に、新たな事業採択に向けてについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今後、北杜市が重点政策として取り組む政策についてであります。

北杜市は一生涯健康で幸せに暮らせる「ふるさと北杜」を目指し、「お宝いっぱい健幸北杜」を掲げ、「子育てと福祉」「雇用と産業」「教育」「スポーツと芸術」「若者と女性の活躍」の5つの柱により、政策に取り組んでおります。

このうち、子育てと福祉においては、保育料第2子以降無料化や子育て支援住宅、健幸長寿 社会創造プロジェクト事業などを行ってまいりました。

雇用と産業では、世界に誇る水の山ブランドを推進するとともに、北の杜フードバレープロジェクトを展開し、「北杜と言ったらコレ」と、いの一番に話題となるような地域ブランドの確立に取り組んでまいりました。

また、市内企業の魅力を発信し、雇用施策の充実・強化を図るため、企業と求職者のマッチング機会創造事業にも取り組んでおります。

新しい経済政策パッケージの中の人づくり革命では、幼児教育や高等教育の無償化、介護人材の確保などに取り組むこととしており、市としても、全国でトップレベルの子育て支援策の拡充を狙い、取り込みを検討してまいりたいと考えております。

また、生産性革命では、中小企業・小規模事業者等の生産性向上に向け、固定資産税の負担 軽減や人手不足等を強力に支援していくこととされていることから、これらを活用しながら市 内企業の支援メニューに加えることを検討してまいりたいと考えております。

次に、国、県との重点政策の協議についてであります。

市の重点政策については、山梨県市長会と全国市長会を通じ、毎年度、国や県に対して施策や予算に関する提言・要望を行っているところであります。

本年10月に県市長会長が山梨県知事に対して行った、平成31年度に向けた提言・要望においては、防災・災害対策の充実強化、東京オリンピック・パラリンピック、地域医療の充実について、国への働きかけを含め、積極的かつ適切な措置を講じるよう求めたところであります。また、先月には、全国市長会長が、国に対して行った来年度の国の施策および予算に関する決議・緊急アピール・重点提言等においては、国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化や子ども・子育て、公立中学校施設等の整備のための予算確保に関する決議を示し、特に子どもたちのための幼児教育・保育の無償化を求める緊急アピールを提言したところであります。重点政策については、今後も国および県に対して、提言・要望を行うとともに、法令に基づき必要に応じて協議をしてまいります。

次に、政策を見据えた新たな事業採択の現状についてであります。

新しい経済政策パッケージでは、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度をお年寄りも若者も安心できる全世代型へと改革し、人工知能、ロボットなど、生産性を劇的に押し上げるイノベーションを実現し、人手不足に悩む小規模事業者などを支援することとしております。

新しい経済政策パッケージの具体的な内容については、今後、国から示されると思われますが、その動向に注視しながら、本市の重点政策の実現に向け、追い風となるよう、積極的に取り込んでまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

次に、堀内教育長。

○教育長(堀内正基君)

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

児童生徒へのいじめ・虐待について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第三者委員会の開催の目処についてであります。

11月12日の臨時教育委員会において、第三者委員会の委員構成について、被害生徒保護者からの要望を受け、当初の委員構成から北杜市民である人権擁護委員および民生児童委員の計3名を外し、5名の委員で組織することを決定いたしました。

これを受け、被害生徒保護者にご理解をいただくべく、直接お会いし、委員構成、氏名、推薦理由書等を提示した上で、ご説明したところであります。

しかしながら、今月12日に新たな要望書の提出があり、市教育委員会が示した第三者委員会の5名の委員については、再度選出してほしいなどの要望がされていることから、この取り扱いについて検討しているところであります。

次に、当事者ならびに学校、地域、家庭のケアについてであります。

市教育委員会では、落ち着いた学校生活を取り戻すため、臨床心理士であるスクールカウンセラーを派遣し、すべての生徒を対象に面談を行うなど、心のケアに努めてきたところであります。また、県教育委員会から、教育現場について豊かな経験を有する、スクールソーシャルワーカーを派遣していただき、保護者や教職員など関係者からの各種相談に対応できるよう、体制を整えているところであります。

このほか、被害生徒やそのご家族に対しては、11月に入り広く報道がされた以降、それまで月2回程度のペースで続けていた家庭訪問も行うことができない状況が続いております。このため、被害生徒やそのご家族に寄り添って対応ができるよう、鋭意努めてまいります。

なお、地域においては、生徒の安全確保と見守りの強化をお願いしているところであります。 次に、県教育委員会および文部科学省への協力要請についてであります。

国の示す、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、県教育委員会に相談し、 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、指導主事等の派遣など、支援をいただいております。また、文部科学省については、県を通して、特に第三者委員会のあり方について、7月の設置検討時からこれまでも相談してきたところであります。

今後も、国と県の指導を仰ぎながら、適切に対応してまいりたいと考えております。 次に、担当教職員へのサポート体制についてであります。 市教育委員会では、本事案への対応において、当該校の教職員に疲労の様子も伺えたことから、県教育委員会から指導主事を派遣していただき、教職員をサポートする中で、学校組織の維持に努めてきたところであります。

次に、学校ならびに本市教育委員会の今までの対応についてであります。

学校では、事案が発生した以降、いじめに関する聞き取り調査を行うなど、事実確認を行い、 関係する生徒や保護者が歩み寄る場づくりや、学年PTAで話し合う機会を設けるなど、当該 学年全体で改善へ向けた取り組みに努めてきたところであります。

また、被害生徒に対しては、教職員のサポートやスクールカウンセラーによるカウセリング、 別室登校などの取り組みを家庭の協力もお願いしながら、被害生徒に寄り添った対応に努めて まいりました。

市教育委員会では、学校からのいじめ事案に関する報告を受ける中で、学校訪問や必要な指導を行いながら、改善へ向けた学校の取り組みをサポートしてまいりました。

しかしながら、思うような改善に至らず、本年5月、被害生徒保護者から第三者委員会による事実確認の要望がされたことから、「いじめの重大事態」として認定し、第三者委員会の開催に向けて取り組んでまいりましたが、市教育委員会が設置する第三者委員会の委員構成等に理解が得られず、現在に至っているところであります。

次に、今後の防止策についてであります。

今回の事案を受け、私自らが各学校を訪問し、すべての教職員に対し、いじめ防止対策推進 法、国、県、北杜市、学校ごとのいじめ防止基本方針を再確認し、いじめの防止、早期発見、 対処に努めるよう訓辞を行ったところであります。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることから、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒にいじめは決して許されないことの理解を促し、お互いが人格を尊重し合える教育に努めるとともに、学校と保護者、地域が一体となって信頼関係を築きながら、より良い学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

その一例として、泉小学校をモデル校として取り組んでいる学校運営協議会制度(コミュニティスクール)、これにつきましては、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組み、さまざまな課題を共有して、子どもたちの成長を支えていく学校づくりを行っているところであり、関係者の理解と信頼関係の下、学習支援や学校行事等にボランティア活動をいただいております。今後、こうした制度を市内の小中学校へ広めてまいりたいと考えております。

また、いじめ対策の充実を図るため、市単独のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童 生徒の悩みや学校が抱えている問題への早期対応・改善に向けた取り組み体制を構築してまい ります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

移住定住の推進と新たな街づくりを目指して、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、JR駅周辺に移住定住ワンストップセンターの設置についてであります。

現在、地域課内に移住定住相談窓口を設けておりますが、窓口対応、電話対応ともに年々増加しており、臨時職員1名の配置では多忙なことから、増員の必要性も感じているところであります。また、移住相談の面談場所も、総務部の真ん中のソファースペースであるため、狭い上に多くの職員が周りで事務に当たっているので、最適な相談場所とは言えない状況にあります。

相談者の交通手段は、最近、車での来訪だけではなく、鉄道を利用して、バスやレンタカーで来訪する方も増えてきております。このようなことから、相談者の利便性や視点に立った相談場所の開設が急務と考え、現在、長坂駅近くの公共施設の活用を検討しているところであります。

次に、移住、定住、雇用、起業をワンセットとして相談、紹介、発信をすることについてで あります。

移住希望者の相談は、住まいと仕事が圧倒的に多いことから、空き家バンク制度や住宅の支援情報、雇用や起業に関する情報をワンセットで対応することは、移住相談窓口の機能向上につながるものであります。

現在、雇用や起業に関しては、北杜市雇用創造協議会から最新情報の提供を受けるとともに、首都圏での出張相談には、協議会のスタッフにも同行してもらうこともあります。

今後、新たな移住定住相談のワンストップ窓口の開設に当たっては、市内企業等の情報や求職者向けセミナーの開催内容を把握し、起業における支援制度にも精通した人材を確保してまいりたいと考えております。

次に、県内外関係者との連携についてであります。

八ヶ岳定住自立圏の取り組みにおいては、富士見町や原村と道の駅こぶちさわ観光案内所において、移住希望者向けに移住に関する情報提供を行っております。また、中北地域管内の各市との認定NPO法人ふるさと回帰支援センターにおいての合同相談会等では、各自治体が所有する施設の紹介などで地域としての魅力を伝え、相乗効果を図っているところであります。

特に、ふるさと回帰支援センターに配置されている山梨県の移住専門相談員は、移住定住や 地域おこし協力隊に関する情報や広いネットワークを持っていることから、今後も連携して本 市の情報発信に努めてまいります。

次に、移住希望者と北杜市民の交流の場についてであります。

田舎体験ツアーにおいては、首都圏からの参加者がほうとう作りや稲刈り体験、集落の散策を通して、地域住民や先輩移住者と日帰り、または一泊での交流を行っております。また、空き家バンク制度における現地見学会においても、区長等地域の代表者や、その地域の移住定住相談員にも参加をお願いし、地域の風習、行事およびルール等を紹介するなど交流の場の確保に努めているところであります。

このような事業を通して、移住希望者に地域の状況を理解してもらい、その上で移住の判断をしてもらうことは、受け入れる地域も理解が深まることから、今後も移住希望者と地域をつなぐ事業を積極的に実施してまいります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

防災・減災事業における国の補正予算対応について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、緊急復旧における事業執行、契約、発注の簡素化についてであります。

災害等の緊急を要する復旧作業は、被害の拡大を防ぐこと、また、市民の不安を解消するため早期に作業へ着手する必要があります。

市では、国が定める災害復旧における入札契約方式の適用ガイドラインを参考に、被災地域に精通し、かつ施工に最も適した実績を持つ事業者を選定するとともに、緊急を要する契約には、法令に規定のある随意契約の例外適用や臨時の入札会を執行するなど、早期復旧に向けた発注に努めております。

次に、国土強靭化を目的とした防災・減災事業についてであります。

防災・減災、国土強靭化に関連する国の平成30年度第2次補正予算編成については、11月20日の閣議において安倍首相より指示されたところであります。この防災・減災、国土強靭化は、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえて、北海道胆振東部地震を含む最近の災害から得られた知見、教訓について適切に反映し、3カ年緊急対策として行われるものであり、その初年度分が第2次補正予算に計上される見込みとなっているものであります。

国庫補助の対象事業としては、震災対策農業水利施設整備事業において、ため池の耐震診断を行ったもののうち、下流に人家があり、耐震が必要なため池の改修について、受益者負担の 軽減を図ることができる土地改良施設耐震対策事業があります。また、これまで国庫補助対象 とならなかった市道の法面改修など、防災・減災の観点から課題となっている事業についても 対象となる可能性があります。

初年度となります第2次補正予算については、国は、速やかに着手すべきものを年内に取りまとめることとしていることから、今後、国・県からの情報に注視し、市の防災・減災事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、定住移住の推進と新たな街づくりを目指してにおける、駅利用者をはじめ誰でも利用できるコミュニティの場についてであります。

駅周辺地域は、利便性が高いことから市街地が形成されやすく、また、活気にあふれ、人々の交流も活発に行われる場所として、今後も発展が期待されるエリアであると考えております。こうした場所にコミュニティ施設があることで、交流拠点としてのほか、情報発信拠点としての効果が期待されるもので、そのことは、他の例を見ても明らかであります。こうしたコミュニティ施設の持つ有効性に鑑み、誰でも気軽に集うことのできる場づくりの設置に向け、その活用方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、設置に当たっては、既存の公共施設の有効活用等も含めた検討が必要であると考えているところであります。

以上になります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長(仲嶋敏光君)

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

防災・減災事業における国の補正予算対応における、災害復旧に関連する補正予算の執行状況のうち、上下水道施設課所管分についてであります。

台風24号により罹災しました水道施設の復旧事業費として、工事請負費440万円、補償補填及び賠償金647万円、合計で1,087万円の簡易水道事業特別会計補正予算をお願いしたところであります。

事業の執行状況でありますが、小淵沢町上笹尾地内の白樺平配水池の配水管については、管が埋設されている道路も損傷し、機能を喪失しております。水道の配水管復旧と道路復旧工事との同時施工が、工事期間の短縮のために有利であることから、配水管の復旧については、用地課が発注する道路工事と併せて施工することとしております。配水管の復旧を併せて行う道路復旧工事は、今週中に契約を締結する予定であります。また、復旧工事に必要な仮設管設置工事については、今月10日に請負契約を締結いたしました。道路復旧工事の支障とならないよう、早期に仮設管への通水の切り替えを行う予定であります。

以上です。

○議長 (中嶋新君)

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

防災・減災事業における国の補正予算対応について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、災害復旧に関連する補正予算の執行状況における農政課所管分についてであります。

農政課所管分としては、農地、水路、頭首工などの復旧事業費として、工事請負費7億4,829万5千円の補正予算をお願いしたところであります。

事業の執行状況でありますが、国庫補助事業対象の88カ所については、調査・測量・設計業務が完了し、今月17日から21日までの間で、国の災害査定を受けているところであり、これから査定結果に基づき、必要な手続きを進めるとともに、早期の工事発注に向け準備を進めております。

市単独事業については、専決処分で補正をお願いした事業費と合わせ、179カ所を予定しており、各総合支所で事業執行を進め、今月17日現在で、工事見積書の徴収等を終え、63カ所が工事施工中であります。また、44カ所は河川との協議が必要な工事のため、現在、県などと鋭意協議を進め早期の工事発注を目指しております。

しかし、1級河川内は、出水期に工事ができないことから、11月から5月末までの渇水期での工事となり、工事状況にもよりますが、耕作前の復旧に間に合わない箇所も想定されるところであります。

なお、先月26日に市内全戸回覧にて災害箇所の再調査のお知らせを行った結果、52カ所の新たな災害箇所の報告が挙がってきたところでありますが、これらの箇所については、既定予算の中で、対応を図ってまいりたいと考えております。

市では、最大限早期復旧に努めておりますが、工事完了までには、多くの時間を要する工事

箇所もありますので、今後、該当する地権者等には、丁寧な説明をしながら、ご理解をいただき進めているところであります。

次に、林政課所管分についてであります。

林政課所管分としては、林道釜無川右岸線の法面復旧のための工事請負費400万円の補正 予算をお願いしたところであります。事業の執行状況でありますが、先月28日に国の災害査 定が完了し、工事金額等が確定したことから、来年1月末の工事発注に向けた手続きを進めて おります。また、市単独事業については、市営林道14路線、15カ所の土砂撤去、路盤復旧 および倒木処理を完了し、現在残り2カ所について、準備を進め、早期復旧に努めております。

次に、定住移住の推進と新たな街づくりを目指してにおける、北杜市の逸材の登用について であります。

行政と地域経済団体等が一体となって、地域雇用の拡大や人材育成等に積極的に取り組むことが重要であることから、平成28年度に国の実践型地域雇用創造事業の採択を受け、事業主向けや求職者向けのセミナー等を開催し、雇用の創出を図ってきたところであります。

本年度末でこの事業は終了しますが、これまでの成果や市内企業との関係等を、今後の雇用 対策や移住定住策に継続的に活かしていくことが必要であると考えております。そのため、移 住定住相談窓口の充実として、市内企業等の情報を把握し、雇用や起業にも精通した人材の確 保は必要不可欠であり、特に、雇用創造協議会で中心となって事業を推進し、実績を上げてき た人材を専門員として活用するなど、新しい窓口業務を更に推進する必要があると考えており、 その中で、人材育成にもつなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

防災・減災事業における国の補正予算対応について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、災害復旧に関連する補正予算の執行状況における道路河川課所管分についてであ ります。

道路河川課所管分としては、台風24号により罹災しました市道および橋梁の復旧事業費として、委託料251万円、工事請負費8,700万円、合計8,951万円の補正予算をお願いしたところであります。

事業の執行状況でありますが、市道長坂富岡・高根下黒澤10号線逸見原橋および市道高根下黒澤4号線については調査・測量・設計業務が完了し、国の査定を受ける運びとなりました。

これから、査定の結果に基づき、補助金申請等、必要な手続きを進めるとともに、早期の工 事発注に向けて準備を進めてまいります。

なお、市道高根下黒澤4号線については、今議会において、工事請負費の追加補正および繰越明許のお願いをしたところであります。また、市道高根清里28号線については、来年2月末の工事発注に向けて準備を進めているところであり、早期の復旧に努めてまいります。

なお、専決処分で補正をお願いした事業費と合わせ、98カ所について、本庁および各総合 支所で事業執行を進め、今月17日現在、すべての工事を完了しております。 次に、用地課所管分についてであります。

用地課所管分としては、台風24号により罹災しました法定外公共物等の復旧事業費として、 委託料1,431万円、工事請負費5,298万7千円、合計で6,729万7千円の補正予 算をお願いしたところであります。

事業の執行状況でありますが、委託料については、大泉町西井出地内で発生した橋脚の流失に伴う測量設計業務委託であり、現在入札に向けて準備を進めているところであります。工事請負費については、小淵沢町地内法定外道路および分譲地進入路災害復旧工事ほか2カ所の災害復旧工事を予定しております。小淵沢町地内法定外道路および分譲地進入路災害復旧工事については、今週中には落札業者との契約が締結される予定となっており、早期に通行できるよう進めてまいります。それ以外の2カ所については、契約に向けて準備を進めております。

なお、専決処分で補正をお願いした事業費と合わせ、63カ所を予定しており、各総合支所での事業執行分を含め今月17日現在で56カ所が完了しており、残る3カ所につきましても契約に向けて準備を進めております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長 (井出良司君)

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

中学校のエアコン設置における、中学校の統廃合による償還還付の対応についてであります。 文部科学省が示す補助事業により取得した財産の処分制限期限において、冷暖房設備につい ては13年と規定されていることから、この期間内において学校が統廃合された場合は、残存 期間に係る交付金の返還が生じることとなります。

なお、設置されたエアコンを他の学校の教室などに移設し活用する場合は、交付金の返還対象とならないなどの特例もあることから、処分制限期限内に統廃合が行われる場合には、返還額が圧縮されるよう、検討してまいります。

次に、児童生徒へのいじめ・虐待について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、SNSへの書き込み対応についてであります。

SNSには、事実に基づかない誹謗中傷など、さまざまな書き込みがされており、多くの方々が心を痛めているものと心配しております。個人が特定される書き込みについては、被害者から警察へ相談がなされていると伺っておりますが、教育委員会としても、そうした場合には、適切な対応を警察にお願いしているところであります。

次に、虐待の発見対応についてであります。

学校では、虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合、速やかに、本市が置く家庭児童相談室や県の児童相談所に相談・通告することが、法律で義務付けられております。また、個別ケース会議を開催するなど、関係者が情報共有を行い、支援体制を構築して対応することとしております。虐待は、子どもの心身に深い影響を残します。早期に発見し、重大な事態に発展しないよう、迅速な対応を行っていくことが重要であると認識しているところであります。以上でございます。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。 ここで、暫時休憩といたします。 再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長(中嶋新君)

それでは、再開いたします。

当局の答弁が終わりました。
内田俊彦君の再質問を許します。

再質問はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

各項目におきまして再質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず最初に、中学校のエアコン設置についてでございますが、中学校の統廃合による場合の 償還金の還付の対応について、先ほど還付が13年ということで、統廃合の場合はそのエアコンを移設するということで還付を避けるというご説明でございましたが、そうなると、どちらかというと、このエアコン設置においてパッケージものを採用しないと、それもなかなか厳しいという状況になると思うんですが、それらについてはどのように考えているか、お伺いを、まずいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長(井出良司君)

21番、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

中学校のエアコン整備につきましては、統廃合等により交付金の償還返還が生じないようにできるだけ圧縮した取り組みをしてまいりたいと思っております。そういう中では、小学校、中学校において設置がされていない、他の教室等がございます。こういったものに有効活用ができるよう、今回、パッケージ型のエアコンを採用することを考えてまいりたいと思います。ビルマルチ型は効率的な部分もございますが、移設ということを考えますとパッケージ型の採用が適当であるというふうに考えてます。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

それでは2項目めにつきまして、防災・減災事業における国の補正予算対応について、お伺いするところでございます。

まず農政課所管分でございますが、農政課所管分については約7億4千万円という金額でございます。また、新たに52カ所ということもございまして、大変、事業執行に苦慮するところかなと思っておるところでございます。

国が激甚災害に指定したということもございまして、先ほど部長の答弁によりましても、おそらくこの激甚災害指定によりまして補助金がくっついたもの、査定を受けたもので補助金が付いたものについては、おそらく起債の償還バックの有利なものが借りられるということで、今の予算でおそらく大丈夫だろうと。これは財政課のほうに聞かなければならないと思いますが、まずそういうことが1点。

そして農政課のほうに聞きますけども、頭首工等、現在、実際、取水ができない状況のところについては、なんらかの対応もしていかなければならないと思いますので、それについて伺うところでございます。

そして用地課、上水課についてお伺いいたしますが、先ほど白樺平という分譲地の話もありました。新聞等でもにぎわったところでございますが、あそこにつきましては、まず配水池が上部にございまして、白樺平内のまず完全に私有地内を上水管が通っていると。そして法定外、また市道というような形の中で送水管があるという状況があるわけでございます。そういたしますと、それらの実情も考えながら、今後なんらか、どのようにしていくかということについては、加味しながら考えていかなければならないという状況にあると思いますので、そこらへんについてはどのようにお考えか伺うところでございます。

そして3つ目でございますが、国土の強靭化を目指した事業、これにつきましては、あくまで、先ほど答弁がございましたけども、ここが要するに危険だというものをきちっと調査をした上で出していかなければならない。本来、今、国はおそらく今臨時国会の中でこれも通るわけでございますから、本当に喫緊に、早いと12月定例議会までになんとかなるか、ならなかったというような、たぶん実情があったんではないかと思います。そういたしますと、いずれ、臨時でございますから、繰り越しになるという事業でございますが、次の2月定例会までにはこれらも精査して提出をするんだろうと私は思っておりますが、それらの対応についてお願いいたします。

3点、質問をさせていただきました。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

最初に、清水産業観光部長。

○産業観光部長(清水博樹君)

内田俊彦議員の再質問にお答えします。

産業観光部関係、2点についてご質問をいただいているものと思います。

まず1点目でございますけれども、災害の査定で国庫補助事業が激甚災害にもなりまして、 決まったということで、これについては有利な起債が活用できるではないかというご質問でご ざいます。

今回、国のほうで台風21号、24号ともに激甚災害に指定されましたので、非常に大きな補助率で農地災害、農業施設災害ともに執行ができるということになりましたので、私たちも非常に安心しているところでございますけれども、そんな中で補助残につきましても有利な起債が活用できますので、そちらにつきましても非常に安堵しているところでございます。

また2点目でございますけれども、工事の執行状況ということでご質問をいただいていると 思いますけれども、まず災害復旧工事の執行につきましては、現時点で国庫補助対象事業と市 単独事業を合わせまして267カ所の非常に多くの災害箇所にのぼりまして、さらに新たな災 害箇所も報告されている状況でございます。この多くの工事を、来年の水田の準備時期までに 完了しなければならない状況でもありますので、市内の建設事業者には厳しい対応をお願いし なければならないものと考えております。

このことから市としましては、建設事業者で構成します北杜市建設安全協議会に人材や資機 材の確保、地域外の工事への協力等をお願いする中で早期復旧に努めてまいりたいと考えてお ります。

しかしながら、繰り返しになりますが河川護岸の復旧に関連する農地や農業施設工事につきましては、復旧までに本当に時間を要する工事も想定されますことから、県と連携を図る中で来年度の作付けに間に合いますように、必要最低限の応急工事等は全力で行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

公明党、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの白樺平分譲地内の道路復旧でございますけれども、こちらにつきましては、被害状況が住民生活に大きな影響を及ぼす状況でございまして、また行政区をはじめとする地区の皆さまからの強い要望があったこと。それから水道の配水管が布設されており、被害も生じている。また過去の開発時における協議内容などから総合的に判断いたしまして、市のほうで復旧にあたっているところでございます。

道路の関係でございますけれども、今後につきましては、過去の協議内容等を踏まえまして 道路の権原、所有権等を整理する中で法定外道路としての管理を行ってまいりたいというふう に考えてございます。

また、水道につきましては、担当部長のほうからご答弁させていただきます。 以上でございます。

○議長(中嶋新君)

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長(仲嶋敏光君)

公明党、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

配水管についてでございますが、現地の配水管につきましては、平成13年度に完成をした 分譲地北側の井戸配水池から篠原地区240戸の給水および2つの配水区に供給するための重 要な配水管、送水管でございます。

今回の災害によりまして管が露出し、不安定な状況となっていることを踏まえまして、道路 復旧と合わせた早期復旧をするものでございます。

今後の管理につきましては、市営水道として引き続き管理をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(中嶋新君)

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

内田俊彦議員の、公明党の再質問にお答えいたします。

国の国土強靱化の取り組みについて、市の今後の方向ということでご質問をいただきました。 この国土強靱化に関する事業につきましては、国では2018年度、第2次補正予算案、また2019年、2020年ということで、3年間にわたって事業を行うということで方針を立ております。

まだ、現在の状況では、事業の全容が明らかになっていないといったようなところで、まだ 今後の方針についてはなんとも言えないところではありますけども、ただ現在、本市において も防災・減災というところで、すでに行われなければならない事業を抱えておりますので、こ れらの国の動向をしっかり注視する中で、国の施策に呼応する中で、市としましても今度の3月 議会ですか、対応できる事業につきましては、3月議会のほうに予算を計上していきたいと考 えております。

以上になります。

○議長(中嶋新君)

以上で答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

防災・減災についてでございますが、先ほど法定外道路ということでございます。そういたしますと、その間については、雪かきですとか、当然そこの地域住民の皆さまがされるということかなと思います。また、このたびのような災害とか、そういうことがあった場合については、おそらくそれらも今後同様な対応ということでありますが、過去の経緯ということがあるということでございますので、当然、経緯はあるはずだと思います。上部に配水池があるということは、作業道路もそこになるということでございますし、また白樺平の中の私有地も送水管が通っているという現状を考えますと、これはやむを得ない判断をしていくというようなことかなと思いますが、そのような解釈でよろしいでしょうか。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

公明党、内田俊彦議員の再々質問にお答えいたします。

法定外道路および水道施設でございますけども、法定外道路にした場合の管理につきましては、他の法定外道路と同じく地域の皆さまで維持管理をしていっていただくということでございます。

また、災害等におきましての扱いにつきましては、同様なケースかどうかという点も含めまして対応してまいりたいということでございます。

いずれにしましても、地域の住民の皆さまとも協議をしながらしっかり管理に当たっていき

たいと考えてございます。 以上でございます。

○議長(中嶋新君)

質問を許します。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

では3項目めの定住移住の推進と新たな街づくりを目指してでございますが、先ほど説明をいただきました。これは総合的に考えますと、JR長坂駅の周辺の公共施設というのが図書館コミュニティ、また商工会館、そして支所ということになろうかと思います。そのどこかにこのワンストップセンターを今後、設置していこうというお考えだと思っております。

ワンストップセンターをそこに設置した場合、この質問した多くのものがかなり解消されていくような気がいたします。そこに都会の皆さんが来る、そこからアイデアも生まれながら、それがまた地域の起こす企業のほうにも私はいくのではないかなと思っておりますし、期待もしております。やはり、どうしても地元、また地域の方、そしていつも見慣れてしまった私たちにとっては、多くのアイデアが出ようにもなかなか出ないことがございます。そういった皆さまのアイデア等も採用しながら、やはりここは長坂駅という歴史も踏まえながら、100周年ということもありますし、非常にここの地域の拠点の核として、まちづくりに資していくということが私は必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

公明党、内田議員の再質問にお答えいたします。

現在、公共施設の検討は長坂総合支所を今、検討しております。スペース的にもそこだと大丈夫というふうなこと、駅からも非常に近い、駐車場もあるというふうなことです。

それから実際、今現在、相談に応じてしますけども、やはり住まいと雇用、いわゆる就業ですね、これが一番相談が多いです。そんなふうなことから特に、今、弱い部分が就業関係、雇用関係ですね、そういった情報を的確に伝えてあげたいというふうなこと。それから就業だけではなくて、起業という方もいらっしゃいます。その起業という方について、つなげてあげる。例えば商工会でもサークルをつくって、そういった支援をしております。そういったところへつなげてあげる。また相談者からもいろんな、私はこんなことがしたいんですとか、いろんなアイデアもあります。そういったことに対しても的確に対応できるようなことをしていきたいというふうに考えています。

よって、長坂総合支所に相談窓口を設けて移住定住についても、あるいは雇用対策について も相談ができるような体制を取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

やっぱり北杜市の地域を考えた、新たな街づくりを目指すことに鑑みますと、そういった移住定住の皆さん、また移住定住しなくても、そこに訪れる皆さんのアイデア等を参考にしながら、いろいろ推進していくことが私は好ましいと思います。そういった中で、移住定住しなくても例えば空き店舗を借りたいとか、そういったご用命があれば、今回長坂総合支所ということであれば、やはりある意味、公共が関わっていることもありまして、そのお互いの信頼性というのも高まると思います。そういたしますと、都会の方のアイデアが空き店舗等にも使えれば、やはりその周辺は活性化していくかなというふうに思いますので、私はそういったことにもなると思いますので、それらについてどのようにお考えでしょうか。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

内田議員の再々質問にお答えいたします。

移住定住に限らず、要は誰でも相談といいますか、気軽に寄れるようなシステムで、そこに来た方、あるいはそこでアイデアを、こんなことをしたいんだというふうな方もいらっしゃると思います。もちろん長坂ですから、あの商店街にも空き店舗はございます。すぐ近くには商工会もあります。そういったところを通して空き店舗を紹介する。あるいはそこで新たな、今はないような事業をしたいという方もいらっしゃると思います。そういったことの相談にも乗りながら、なんとか実現できるような方向にさせてあげたいというふうに考えております。以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

次の項目で再質問。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

次に4項目め、児童生徒のいじめ、虐待についてでございます。

これは今、第三者委員会を開く努力を非常に今日までしてきたということ、また今までのいろんな対応ということでしてきたということで理解をさせていただきました。しかし、なかなか相手のあることでございますから、なかなか今、開けないという現状でございますが、そうは言ってもこれは時期の問題もあります。なるべく早くということも分かりますが、できればなんとか相手と会って、まだまだ調整をしたり、また仮にそれらがなかなか難しい状況にあっても、文科省、県の教育委員会ともご相談していただいて早急な、これは開催が必要と思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長(井出良司君)

21番、公明党、内田議員のいじめ、虐待に関する再質問についてお答えをさせていただきます。

早期に第三者委員会の開催についてということで、ご質問をいただきました。

教育委員会といたしましても、一日も早く第三者委員会を開催して、いじめの事実確認、関係します行為に対しての因果関係等を明確にしていく必要があると考えております。

こうしたことから、県、国等の指導もいただきながら、早期の開催へ向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

再々質問はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

それでは最後、5項目め、新たな事業採択に向けてでございますが、これにつきましては、 今まで北杜市が行ってきた事業というのは、要するに子育てについては、非常にトップランナー ということもございました。数々を見ても、国の今の政策にもマッチングしているものをすで にやっていたという、私は北杜市には自負があるというふうに思っております。

そこで北杜市に今、私は欠けているというのはIOT等の利用がまだまだというふうに思っております。それにつきましては、先ほどご答弁がありましたが、もう少し詳細にご答弁をお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

櫻井政策調整参事。

○政策調整参事(櫻井順一君)

内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

国の政策と連動することは、行財政運営の戦略上、最優先すべき事柄であると考えております。本年3月、追加補正予算で計上いたしました道の駅こぶちさわの再整備事業がございますが、こちらは昨年12月に政策パッケージが閣議決定をされたのちに間髪を入れずスピーディに連動が行われた良い事例だというふうに考えております。

こうした連動の結果、この再整備につきましては、総事業費が3億7千万円ほどでございますが、内、市の実質的な負担は4分の1に留まる見込みとなってございます。

今後も、北杜市の事業にうまくマッチした施策が国から示されることを期待いたしております。引き続き、さまざまなチャンネルを通じて情報収集に努めながら、国とも連動する中で的確な政策推進に当たってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

それは分かっていることなんですけども、スピーディに対応してきたということで、それは 分かります。私が再質問で聞いているのはIOTですとか、SNSですとか情報通信機器、ア プリ、そのようなものはやはり今後、北杜市としてももう少し推進していったほうがいいんで はないかという質問でございますので、それについてお答えいただきたい。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

櫻井政策調整参事。

○政策調整参事(櫻井順一君)

市内の事業者の特性とかということもございますので、そういったものを踏まえて、IOTとかはこれから求められるものでございますので、どういった形で導入が進むのかというようなことは、また庁内のほうで研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

再々質問になります。

IOTについては、キャッシュレスも含めて今後進めていかなければならない事業でございますので、それに遅れをとりますとやはり、先ほどもありましたが移住定住者の皆さんについては、非常にそこの部分は研究されてくると思いますので、より良いやっぱり推進をしていかなければいけないと思います。いかがでしょうか。

○議長(中嶋新君)

再々質問の答弁を求めます。

櫻井政策調整参事。

○政策調整参事(櫻井順一君)

キャッシュレスですとか、非常に世界的には進んでいて日本は遅れているなんていう報道も 最近ございました。インバウンドなんていうことも考えて、いろいろ状況も変わっていると思 います。導入にあたってのいろいろな課題の整理も、今後していかなければいけないと思いま すので、そこらへんも含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

内田俊彦君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

(なし)

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、15番議員、清水進君。

清水進君。

○15番議員(清水進君)

日本共産党の代表質問を行わせていただきます。

はじめに、国保税の引き下げを求めることについてお伺いをいたします。

高すぎる国保税が国保制度の構造的危機となり、医療保険制度の持続性を揺るがしています。全国どこでも、高すぎる国保税に住民が悲鳴を上げています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が、他の 医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを「国保の構造問題」だとし、「国保 を持続可能とする」ためには、「被用者保険との格差を縮小するような、抜本的な財政基盤の強 化が必要」と主張しています。

国保加入者の平均保険料1人当たりは、政府の試算でも中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合けんぽの1.7倍、こうした水準であります。

東京23区に住む給与年収400万円の4人世帯が協会けんぽに加入した場合、保険料の本人負担分は年間19万8千円ですが、同じ年収、家族構成の世帯が国保加入者だと保険料は年42万6千円であります。実に2倍以上の格差が生じています。この25年間に1人当たりの国保税が6万5千円から9万4千円に引き上がっております。しかし、同時期に国保加入の平均所得は276万円から136万円に半減しています。国保税が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因に国保しかない「均等割」「平等割」という保険料算定があります。国保税には所得割、資産割以外に世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割が加算されます。資産割、平等割は自治体の判断で導入しないことも可能です。均等割は法律で必ず徴収することが義務付けられています。子どもの数が多いほど国保税が引き上がる。まるで人頭税であります。

北杜市でも医療分の均等割は1人2万2,800円、4人世帯では9万1,200円となります。高すぎる国保税は全国で加入世帯の15%が滞納世帯となっています。無保険や正規の保険証を取り上げられ、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために、昨年1年間に63名が死亡したと全日本民主医療機関連合の調査では発表をしています。

北杜市は、山梨県の示した国保税算定基準よりも高い税率の自治体です。県の示した額にすること、また、昨年度末の基金積立金は5億4,766万円となっており、これを活用し、国保税を引き下げるべきであります。

以下、伺います。

- 1. 平成31年度は、国保税の引き下げを行うこと。
- 2. 「均等割」「平等割」を廃止すること。
- 3. 保険証の取り上げを止めること。
- 4. 強権的な差し押さえを止めること。

次に、市による「太陽光発電設備に係る規制条例」(仮称)案の作成日程などについてお伺いをいたします。

太陽光等発電設備設置に関する検討委員会の提言を受け、市長は4日の所信表明で「提言書の内容を尊重し」と述べ「条例の制定に向け、弁護士等、学識経験者を招聘する中、鋭意検討していく」と表明をいたしました。予算も100万円が計上され、提案をされています。

一日も早い効力ある条例化は、1年をかけた20人の検討委員はもちろん、現状を心配する多くの市民が望んでいるところであります。1千件を超える未稼働案件が来年3月までの東電などとの契約に向けて一斉に届け出ることが予想され、時間を争って条例を発効させる必要があると思います。

そこでお伺いします。

- ①「鋭意検討する」とは何を検討するのか。全協で説明があった、職員が作成した条例の素 案の是非を弁護士等が検討して完成させる、こうした理解でいいか。
 - ②いつまでに学識者を任命し、いつまでに素案を完成する予定ですか。
- ③来年7月には送電線増強工事が完了いたします。来年3月議会での条例可決、発効では遅すぎると考えますが、以上答弁を求めます。

次に、新年度、子育て支援、学校教育環境の整備を行うことについてお伺いをいたします。 県内、上野原市は来年度、子どもの医療費窓口無料を高校3年生まで拡大することを発表いたしました。そして今年7月、文部科学省が昨年度の「学校給食費の無償化等の実施状況」および「完全給食の実施状況」の調査結果を発表いたしました。小学校・中学校とも無償にしているのは、76自治体、1,740自治体の4.4%になっています。第2子以降の無償は70自治体、第3子以降の無償は91自治体、第4子以降の無償は60自治体となっています。

1951年にユネスコの国際公教育会議で各国、文部省に対する勧告では先進国では給食は自警や貧困対策でなく、子どもの発達保障の観点から無償でとされております。自治体の無償化を行っている理由として、子育て支援や定住しやすい環境づくりに加え、給食を教育の一環としてとらえ、「食育」の推進をあげる自治体が増えております。

そして今年の猛暑は、気象庁が「いのちに関わる危険な暑さ」「災害と認識」と述べる状況になりました。7月から8月の62日間で熱中症指数が「運動は原則中止」(31度以上)、「厳重警戒」(28度以上)となる日が多く、授業や部活動に支障をきたす事態でありました。国は体育館へのエアコン設置補助を決めました。

また、地震発生時のブロック塀の危険の指摘は今年6月の大阪北部地震以前、2007年の 能登半島地震、新潟県中越沖地震時の多発がありました。新潟県中越沖地震時は国公・私立の 合計279校で被害が出ています。学校保健安全法は児童生徒の安全確保のため、事故や災害 による危険を防止できるよう、施設の整備など必要な措置を講じることが定められております。 子育て環境の充実させていくため、以下、見解を伺います。

- 1. 子どもの医療費窓口無料、高校3年生までの拡大は。
- 2. 学校給食費の無料化を行うことは。
- 3. 体育館のエアコン設置、ブロック塀総点検と安全対策を。

このことについて、見解を求めます。

次に、いじめ対策についてお伺いをいたします。

国は、平成25年9月にいじめ防止対策推進法を施行した。28年度の全国で、いじめの認知件数は32万3千件で、過去最高となっております。平成29年3月には、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを作成いたしました。このガイドラインでは学校の設置者および学校の基本姿勢が示されております。学校の設置者および学校は、いじめを受けた児童生徒や、その保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。学校の設置者および学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、すべてを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒、保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと、このように示されております。国は、行政機関によるいじめの相談への適切な措置の推進を定めています。北杜市の状況はどのように実施されているか、お伺いをいたします。

1. いじめの発見は。

- 2. いじめへの対処は。
- 3. ネットいじめ対策は
- 4. 重大事態への対処は。
- 5. 市長は新聞報道を受け、どのような見解をお持ちか、お伺いをいたします。 最後に、消費税増税反対をなど3項目について、市長の考えをお伺いいたします。

これは国民の暮らしと平和に関わる課題について、市長がどのように認識され、考えているかであります。

まず第1に、安倍首相は、来年10月からの消費税率8%から10%へ引き上げを強行する立場を繰り返しております。消費税はもともと低所得者ほど負担が重い逆進的な税金であるが上に、今回の増税は「軽減税率」の導入など格差を一層、拡大する中身であります。社会保障などに必要な財源は、消費税に頼らず、経済の立て直しと大企業や高額所得者の適切な負担で確保すべきで、消費税増税は中止すべきです。

そして次に、高齢化が進むもとで、高齢者が自らの意欲と能力にふさわしく働ける環境を整備することは、健康で働く意欲のある人はいますから必要ですが、社会保障制度を抜本的に拡充して高齢者が日々の暮らしを心配せず、無理して働かなくてもよい社会への転換こそ、こうしたことが前提です。年金制度は基礎年金だけの受給者が1千万人、平均年金額は月5万円、厚生年金も女性の受給額は10万円前後であります。最低補償年金制度確立して、憲法25条で保障している「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保証することが必要であります。

最後に、日米地位協定に係り全国に130施設の米軍基地があり、航空機騒音や米軍人等による事件・事故、環境問題が基地所在自治体に過大な負担となっています。国内法の適用や自治体の基地立入り権もなく、自由に訓練するなどの特権を日本は米軍に与えております。全国知事会でも日米地位協定を抜本的に見直すよう提言を決議しています。北杜市内でも、米軍機の低空飛行が盛んに行われる、こうしたことが目撃されております。

以下3点、質問をいたします。

- 1. 来年10月からの消費税増税に反対の表明をすること。
- 2. 最低補償年金制度確立を求めていくこと。
- 3. 日米地位協定の見直しを求めることについて。

以上、市長の見解をお伺いいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長(中嶋新君)

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後1時半といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時30分

○議長(中嶋新君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。 ここで答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

いじめ対策における、いじめに対する見解についてであります。

「いじめの重大事態」として、問題解決へ向け取り組んでいる事案においては、被害生徒保護者にしっかり寄り添いながら要望等も踏まえ、第三者委員会を一日も早く開催し、客観的な事実確認を行っていくことが重要であると考え、取り組みについて教育委員会に指示しているところであります。

北杜市の宝である子どもたちが安心して明るく伸びやかに学校生活が送れるよう、教育委員会、ならびに教職員が一丸となって、保護者や地域の皆さまと共に原っぱ教育のさらなる充実発展のために努力してまいります。

次に、消費税増税反対をなど3項目についてであります。

消費税増税と最低保障年金制度については、国において議論されてきたものであり、反対の表明や制度確立を求めることは考えておりません。

また、日米地位協定の見直しについては、全国知事会において、提言がされておりますので、 改めて市として、見直しを求めるものではないと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長 (堀内正基君)

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

新年度子育て支援、学校教育環境の整備を行うことにおける、体育館のエアコン設置、ブロック塀総点検および安全対策についてであります。

国が創設したブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金においては、普通教室へ優先的にエアコンを設置することとされており、体育館については、対象とされておりません。また、ブロック塀については、本年6月にすべての小中学校のブロック塀を含む擁壁など構造物について、調査が済んでおります。調査結果を受けて、危険度が高く早急な対応が必要であった高根中学校のブロック塀の一部については、すでに撤去を済ましており、他の2カ所のブロック塀については、来年度に予算を計上し、対応してまいります。

次に、いじめ対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、いじめの発見についてであります。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」との認識を持ちながら、 児童生徒の些細な変化に気づくよう、教職員が一丸となって子どもたちを見守り、いじめの早 期発見に努めるとともに、子どもたちが気軽に相談を持ち掛けられるような信頼関係の構築に 取り組んでいるところであります。

また、具体的な施策といたしましては、学校生活意識調査(HP・QUテスト)やいじめに関するアンケート調査を定期的に行い、児童生徒の生活状況やいじめに対する訴えの把握に取り組んでいるほか、スクールカウンセラーによる教育相談なども取り入れながら、いじめの早期発見、早期対応・改善に努めているところであります。

次に、いじめへの対処についてであります。

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り、加害児童生徒に対しては事情を確認した上で、適切な指導を行っております。また、教職員の共通理解や保護者の協力、関係機関との連携により、いじめの早期改善へ向け取り組んでおります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

国保税の引き下げについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、平成31年度からの国民健康保険税の引き下げを行うことについてであります。 本市の昨年度の国民健康保険税は、県内の他市と比較しても、最も低い状況であります。平 成31年度の市の税率については、現在、北杜市の市町村の国民健康保険事業の運営に関する 協議会の答申を踏まえ、最終的な検討を行っております。

次に、「均等割」および「平等割」を廃止することについてであります。

国民健康保険税の負担については、均等割および平等割を応益割とし、所得割および資産割を応能割として税額を算出しております。今回、資産割を廃止するという答申をいただいておりますが、平等割、均等割を廃止するという協議会からの意見はなく、本市としても、廃止する考えはありません。

次に、資格証明書を交付する場合についてであります。

資格証明書は、被保険者証の更新時に6期以上にわたり国民健康保険税の滞納が継続しており、市からの通知や折衝等に応じていただけない場合に、被保険者証に代わり交付しております。

今後も国民健康保険税の負担の公平性の観点から、資格証明書の交付は継続してまいります。 次に、差押えを止めることについてであります。

国民健康保険税の滞納処分については、地方税法に基づき行っております。催告書送付後においても、納付や連絡、納税相談がない場合は財産調査を行い、その結果、納付が可能な経済状況にもかかわらず、納付に応じない滞納者に対して差押えを執行しております。差押えは、国民健康保険税の確保のため、必要不可欠な手段であり、今後も適正に実施してまいります。以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長 (浅川辰江君)

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

新年度の子育て支援、学校教育環境の整備を行うことにおける、子どもの医療費窓口無料高校3年生までの拡大についてであります。

市では、すでに、保育料の第2子以降完全無料化などを実施しているところであり、その拡大については、さらに財源の確保も必要となることから、慎重に検討すべきであると考えてお

ります。よって、高校生までの拡大については、現時点では考えておりません。 以上です。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

十屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市による「太陽光発電設備に係る規制条例」(仮称)案の作成日程などはについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、検討内容についてであります。

太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する条例を巡っては、他地方公共団体において争いが起きているほか、提言書においても慎重に検討すべき課題が示されていることから、専門的アドバイスを受けながら、関係法令を踏まえた、実効性のある条例案作成に向けて鋭意検討する上で、必要な体制を整えることとしたところであります。

次に、学識者の任命と素案の完成の予定ならびに条例可決および発効についてであります。 学識経験者等への依頼については、予算決定後、速やかに依頼をしていく予定であります。 素案完成の予定および条例上程、いずれもできる限り早期に進めたいと考えておりますが、課 題等について専門的アドバイスを受ける中で、関係法令を踏まえた、条例づくりの見通しが立 つものと考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長(井出良司君)

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

新年度子育て支援、学校教育環境の整備を行うことにおける、学校給食費の無料化についてであります。

本市においては、子育て支援や地産地消の推進を目的に、年間2,800万円余りを賄い材料費に助成し、学校給食費の軽減に努めているほか、給食感謝祭や米・野菜などの栽培・収穫体験など、食育の推進にも取り組んでいるところであります。このことから、学校給食費の無料化については、現時点では考えておりません。

次に、いじめ対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ネットいじめ対策についてであります。

ネット上のいじめを防止するため、特別活動などを通じた情報モラル教育の充実と、保護者への啓発活動等を行っております。また、状況に応じて関係機関との連携を図っております。 次に、重大事態への対処についてであります。

「いじめの重大事態」につながる事案が発生した場合は、疑いが生じた段階から、国のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインに沿って、早期の対応に努めているところであります。 以上でございます。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。 清水進君の再質問を許します。 再質問はありますか。 清水進君。

○15番議員(清水進君)

それでは、1項目ずつ再質問をさせていただきます。

最初に、国保税に関してであります。

子どもの数が多いほど国保税は引き上がる、均等割はまるで人頭税、子ども支援に逆行しているという批判の声があがって、全国知事会など地方自治団体からも均等割見直しの要求が出されています。この人間の頭数に応じて課税する人頭税は、古代につくられた税制で人類史上最も原始的な過酷な税とされています。それが現在、21世紀の公的医療制度に残っている。この時代錯誤の仕組みこそ国保税を低所得者、家族が多い世帯に重い負担にしている最大の要因であります。これを廃止して逆進的な負担をなくして、所得に応じた保険税にする、このことが求められているのではないか。この均等割について、再度、市の見解を伺います。

○議長 (中嶋新君)

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

清水進議員の再質問にお答えいたします。

均等割を廃止する考えはということだと思いますが、均等割につきましては、先ほど答弁の中にもございましたとおり応益割といたしまして平等割、また世帯にかかります平等割、被保険者1人当たりにかかります均等割という組み立てで課税をさせていただいているところでございます。この方式につきましては、現時点では県内のすべての市町村が適用しているという状況で、全国的に見まして均等割、特にお子さんにかかる均等割を廃止している町村が全国的に数町村ですか、最近出てきているということは承知しているところでございますけども、県内の動向等を見ますと、今のところ県内ではそうした取り組みをしているところはないということで、本市におきましても現状では、均等割の廃止については考えていないという状況でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。 再々質問ですか。

清水進君。

○15番議員(清水進君)

全国的に、今、埼玉県のふじみ野市で今年の4月から子どもさん、18歳未満である被保険者が3人以上いる場合、3人目以降は無料、減額する、減免するというのがあります。そして石川県の加賀市、これも今年の4月からですが、1人当たりのこの均等割は3万6,500円。子どもさんの数によって軽減されない世帯は半額になる。それぞれ2割、5割、7割、軽減がありますが、それも3万6,500円に対して2割、5割、7割の減額をするというふうにされています。この加賀市ですね、国の動向ということで、やはり今後さらに検討を進めるべき

事項の中で、地方から子どもにかかる均等保険税軽減措置の導入といった提案も全国の国保運営協議会などで行われている。地方からも引き続きそういった要望が出されているということで、全国的にはやっぱり高い保険税を低くしたいということで、こうした取り組みが行われています。やはり高すぎる保険税を抑えるという意味で、先ほど基金を活用してという、最初で申しましたが、やはり5億円以上の基金があって、前と違って県の運営になっているということで、基金の活用も違いますので、ぜひこれを減額するという財源として使うべきだと考えますが、再度お願いをいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

清水進議員の再々質問にお答えいたします。

均等割のことにつきましては、先ほど答弁をいたしましたとおり今の時点ではお子さまの均等割をなくすということは考えてございませんが、基金を活用した国保税の減額につきましては、このほど運営協議会のほうから3方式にすることと基金を活用する中で少し税額をと言いますか、資産割を廃止した分をほかの3方式に転嫁することなく、なんとか基金を活用した中で税率を変えられないかという答申がございましたので、その件につきましては、最終的な今、検討を行っているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかの項目で再質問ありますか。

清水進君。

○15番議員(清水進君)

それでは太陽光パネル設置規制について、再質問を行います。

検討委員会の中でも委員から条例化に向けてスピード感をもって、委員会での意見集約をしてほしいと繰り返し述べられ、担当部局もこの委員会に参加しています。今年7月、西日本大豪雨ですね、パネルを設置した法面が崩れて鉄道が運休する事態となった神戸市は、事業用の太陽光パネルの設置に防災面から規制を行う方針を決め、条例の骨子の目的を太陽光発電施設等の設置が防災上ならびに自然環境、生活環境および景観等に及ぼし得る影響等に鑑み、適正な措置および維持管理を担保させることにより、良好な環境および安全な市民生活の確保を目指すとして、条例案を8月末には決めて、9月26日から10月25日まで市民のパブリックコメントを行い、そして12月議会で制定を目指しています。

本市でも高根町下黒澤の事例は、大雨のたびに床下浸水の被害を受ける、繰り返し私たち議会でも取り上げ、水はけなど根本的な対策を立てなければならないことを指摘してきました。市はその地域への対応は業者からの設置の申し出があれば規制することなく、次から次へと設置面積が拡大し、そして床下浸水が発生する被害がますます拡大しています。被害が出ても民間同士で話し合いをと指導される。こうした事態に健康被害にあい、退去する方もおります。規制なく続けていくことにストップをかけなければならないと考えます。市の早期条例化の決断を求めますが、この点について再質問を行います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(十屋裕君)

日本共産党、清水進議員の再質問にお答えいたします。

この条例につきましては、本市の恵まれた豊かな自然環境、それから市民の生活環境、それ と太陽光発電設備設置事業との調和を図りながら、市民の安全・安心および魅力ある地域社会 を実現することを目的としたいという考えで進めております。

検討委員会からいただいた提言、あるいは市民団体の皆さまからも早期制定の要望をいただいているところでございまして、その点は市としましても十分認識はしているところでございます。

しかしながら、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、提言書の弁護士からの助言にもございますように、検討すべき課題等が示されておる状況もございますので、この条例の内容が関係法令外であるか、また訴訟リスク等も検討をしていく必要があるということも考えているところでございます。

そういった点を踏まえながら早期に条例制定を進めてまいるように、今回の予算でも専門家 の予算をお願いしているところでございますので、そういったことでご理解をいただきたいと 思います。

以上です。

○議長 (中嶋新君)

答弁が終わりました。

再々質問ですか。

清水進君。

○15番議員(清水進君)

再々質問で、今の答弁でもできるだけ早期という回答があるんですが、具体的な期日という のは示されておりません。その点について、もう一度。例えば、来年3月議会までには必ず条 例化するんだというふうな答弁ができるかどうか、その点を確認させてください。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

十屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

日本共産党、清水進議員の再々質問にお答えをいたします。

条例上程の時期でございますけれども、先ほど来、答弁も申し上げているところではございますけども、できる限り早くしたいという考えはございますけども、今後、課題等を専門家のアドバイスをいただきながら検討していく中で、その条例の上程の時期については見通しが立つというふうに考えてございます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

ほかに。

清水進君。

○15番議員(清水進君)

新年度、来年度の子育て支援について、再質問をさせていただきます。

先日、山梨日日新聞にニュースが載りました。認定NPO法人 フードバンク山梨が食料支援している県内の生活困窮世帯で学校の夏休み期間中、子どもの食事が2食以下になったのが16.5%にのぼったことが、この調査で分かったということであります。6割以上の世帯は学校給食がないことで、食事の回数が減っているというふうなことが言われています。そして、この法人の理事長はコメントで、学校給食がないと日ごろの生活がさらに厳しくなる状況が改めて浮き彫りになった。食事を減らすことは成長期の子どもへの悪影響が危惧される。当たり前の日常が送れるようにしっかり支援したい。このように民間団体は述べております。そういう意味では日常的に学校給食の無料化というのは、本当に今、大切な支援の事業となっていると思います。

先ほど、午前中、最初に答弁しました、この無料化している自治体が増えておりますので、 市の考えを改めて、その点について伺います。

○議長 (中嶋新君)

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長(井出良司君)

日本共産党、清水進議員の再質問にお答えいたします。

学校給食の無料化についてであります。

先ほどの答弁のとおり、本市においては子育て支援、地産地消を目的に賄い費を助成しているところでございます。小学校においては1食36円、中学校においては1食54円を賄い費に助成しております。その結果、小学校においては240円、保護者の方からいただく金額でございます。中学校が280円となっております。

こうしたことを踏まえまして、先ほども答弁させていただいたとおり、現時点では学校給食 費の無料化については考えていないところです。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

ほかに。再々質問ですか。

清水進君。

○15番議員(清水進君)

それでは、次のいじめ問題について再質問をさせていただきます。

いじめ防止対策推進法、8条では学校及び学校の教職員は、途中を略します、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するとあります。また、子どもからいじめの訴えがあったときに適切な措置を講ずるだけでなく、いじめ防止と早期発見に保護者や地域、そして他団体と連携して積極的に取り組まなければならない、このように定められています。

先ほど答弁をいただきましたが、具体的にこうした実施がどのようにされているのか、問題が発生したとき学校の先生みんなで共有しているのか、この点について再度お伺いをいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長 (井出良司君)

日本共産党、清水進議員の再質問にお答えいたします。

いじめ問題に関する、いじめの防止についてご質問をいただきました。

まず、学校がどのような取り組みをしているかということでございますけども、学校では定期的にアンケート調査を実施するなどして、いじめの確認等を行っております。また、教職員においては日ごろから子どもたちの見守り等を行う中で、早期の気づきという部分に重点を置いて取り組んでいるところであります。また、子どもたちが相談しやすい環境をつくるということで、信頼の構築にも努めているところでございます。

そうした中で、子どもたちから相談を受けた折には迅速に対応する、併せて1人の教職員ではなく教職員全体が情報を共有する中で、早期対応・早期改善というところに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長 (中嶋新君)

答弁が終わりました。

清水進君。

○15番議員(清水進君)

それでは、市長の政治姿勢についての中から1項目、消費税について再質問を行います。 市も消費税を負担しています。物品の購入や工事代金の支払い、水道光熱費負担などすべて に消費税がかかってまいります。8%から10%に増税されると市の負担分はいくら増額にな るのか、その点をまず明らかにしていただきたい。

次に、今月で消費税導入から30年になります。この30年間で消費税の税収が372兆円。 一方で法人3税は291兆円減っております。大企業の減税にほとんど使われてきたのが消費税30年の歴史であります。アベノミクスによる株高で、どれだけ大儲けしても所得税、住民税を合わせて税率が20%に抑えられている富裕層への優遇税制には、手を付けられておりません。その結果、高額所得者ほど税率が低く抑えられております。大企業と高額所得者への優遇税制を改めれば、社会保障に必要な財源が生まれます。

先ほど市長は国の協議事項というふうに述べられましたが、やはり私たち国民が、市民がやはり増税によって苦しむことは明らかではないでしょうか。消費税増税にそういう点では、やはり市長として反対すべきだと考えますが、再度この点についてお伺いをいたします。

○議長(中嶋新君)

清水進君に申し上げますけども、先ほど再質問の中で、通告を受けていませんけども、要するに消費税が2%上がった場合の市の増額ということは試算もできていませんから、具体的な答弁は得られないと理解していますから、その点はご了承いただきたいと思います。

○15番議員(清水進君)

分かりました。すみません。

○議長(中嶋新君)

それ以外で今言われた考え方、もう一度、再度この点について。答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長(菊原忍君)

清水進議員の再質問にお答えいたします。

消費税の増税についてのご質問でございますけれど、これにつきましては、先ほど市長から も答弁がありましたように、国における議論でございますので、消費税の増税に対する反対と いう考えはございません。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに。

(なし)

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

志村清君の関連質問を許します。

○8番議員(志村清君)

日本共産党の関連質問を行います。

あとの質問者との関係で重なると申し訳ないので、国保に絞って何点か関連質問をします。 清水議員が資料をそこへ付けてありますが、北杜市の場合は県が示している算定基準の税率、 あるいは金額からそれぞれが高く設定しているわけで、引き下げを求めたわけです。県は県に 納付する納付金に見合った算定基準を示しているわけで、それを上回って集めているわけです ので、黒字が出たり、基金が増えていくのは当たり前のことだと。13市の中で一番安いのは 認めますけども、まだまだ下げられると。しかも国保税というのは消費税とか自動車税とか、 いわゆる国税と違って市が決めることができる、市が責任を持っている税金ですので、ぜひ引 き下げを決断してほしいということで、私たち繰り返し市長に求めているわけです。

北杜市の、この間、新聞報道で景気動向について、いざなぎ景気を上回ったと。戦後2番目に長い好景気だというように報道されまして、各紙が批判的な記事を載せました。読売新聞では疑問を呈して、会社経営者だけに恩恵がいって、勤労者や国民には好景気は実感できないというように読売新聞が書いていました。

1点、確認を含めて質問なんですが、まず1点は市民部長が今年3月の市議会、私への答弁、こういうふうに答えています。議事録を見てきたから正確に述べますと、4方式から3方式への変更は見直す必要があると考えていると。制度改革によって財政調整基金の位置付けが変わった。志村議員のおっしゃるとおりだと。突発的な医療費の増額に市は対応しなくてよくなる。なんのために基金を持っているのかということになりますというふうに述べて、このあとが大事だと思うんですが、基金をいくらか使って、なるべく税負担を抑えていくということを考えていかなければと考えているというふうに答弁しています。間違いないと思いますけども、引き続きこういう考えか。先ほどの答弁では、国保運営協議会の意見も踏まえて4方式から3方式へという方向が示されているわけですが、そういう方向に間違いないのか。県がそういう指導ですから、3方式に移っていくんだろうと私は思いますけども、そのへんを確認したいのと、そのときの答弁が、そのあとの議会か、資産割をやめることによる市への減収は、あの当時は1億円という答弁があったと思うんですが、今の時点で国保運営協議会の中などで示されてい

る資産割をなくした場合の減収額などがすぐ分かれば教えていただきたい。

さっきの答弁に戻ると、基金をいくらか使ってという中に資産割で減収になった部分に基金を使うということは、さっき運営協議会の中でそういう意見が出ているとおっしゃっていましたけども、さらに国保税そのものを引き下げるということについても意見が出されたり、あるいは市はそういう方向で考えているのかどうかをお聞きしたいと思います。

もう1つは、今回、均等割のことを問題提起しました。頭割という、人頭税というのはもうとっくに世界中で廃止されているということです。特に税金というのは、基本的にはいわゆる収入に応じて応分な負担をしていくということですから、それが子どもが1人、2人増えるだけで、子どもは収入がありませんからね。赤ちゃんが2人、3人いて、その分、収入は増えないわけですから、いわゆるそういうように資産に応じて、収入に応じて掛けていくということと矛盾しているわけで、さっき全国では少ないところだと。県内では、どこもこの均等割は見直していないと。やめるわけではなくて、そういう子どものほうにだけは使うべきではないかと、私は思うんですけども。

○議長(中嶋新君)

志村議員、残り1分です。

○8番議員(志村清君)

分かりました。そういうことについて、さらに見直していくという検討の余地がないのかどうか。その2点、まずお願いします。

○議長(中嶋新君)

まず、志村清君、先ほど資産割の3月の試算というか、1億円ということでありましたけど も、手元にこの総額等で正確な数字がない場合もご了承いただきたいと思います。

それは答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

日本共産党、志村清議員の関連質問にお答えいたします。

2点、ご質問いただいたかと思います。

1点目につきましては、基金を活用した中で引き下げの方向はということでございます。

先ほどの答弁の中でもお答えしたとおり、今年の8月にこれからの、来年以降の国保税についてどういう形でいったらいいかということで、国保運営委員会に諮問をいたしました。そこで11月、答申をいただきまして、その内容は課税方針につきましては、資産割をなくして3方式とすることと、税率については基金等を活用した中で均等割、平等割、所得割の3つにつきましては、現行の税率を据え置くのが望ましいという答申をいただいております。

先ほど1億円という話が出ましたが、私の記憶では1億7千万円ぐらいというふうな数字だったんではないかと思います。それは昨年の数字でございますので、今年の数字としては資産割を廃止することに伴う減収分は、約1億5千万円というふうに見ております。

これは今後の医療費とか、被保険者数の減少等によって若干変わるわけですが、実際に1億円、今年で言いますと1億5千万円の減収分を基金等で賄った場合に何年間、その税率を維持できるのかということもございますので、この方向で税率を決定するかどうかにつきましては、最終的な検討を今現在、行っているということでご理解をいただきたいと思います。

2点目の均等割ですね、先ほど来、答弁しておりますとおり、お子さんについてということ

で、絞ってご指摘をされたかと思いますが、先ほどから答弁していますとおり、県内でもそういう考えまで至っていないと。実際に均等割をその1人当たりで課税するというのは、前からの制度ですね、これは脈々と長年続いておりますので、最近になって子育て支援とかの観点からもそういうものを取らない方向でということで、さっき清水議員のほうからも全国的な、2例ぐらい挙げていただきましたが、まだ市としましてはそこまで検討するというような状況には至っていないということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

志村清君の再々質問を許します。

○8番議員(志村清君)

再々質問です。今の答弁で、そこにいろいろなやりとりが絞られてきたから、そこだけにします。時間がないので。

つまり県内にはまだ、均等割の子どもをみなさない例は出ていないということは、たしかに そうです。市長は午前中、内田議員への答弁の中で全国トップレベルの子育て支援策を頑張っ ているし、これからも頑張ると。全国トップレベルというからにはぜひ、県内でも初めてのこ の子育てについて、特に国保にかかわる均等割を子どもの3人目、4人目をなくすということ を大いに打ち上げていただければ、それこそトップクラスの1つになるということで、ぜひ市 長に答弁を願いたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

日本共産党、志村清議員の関連質問の再々質問にお答えいたします。

お子さんの分に限って均等割を廃止するということになりますと、実際問題、その税収減を どう負担するかということが1つ問題になってくると思います。子育て支援策として、一般会 計で負担をするという考えもあると思いますし、またその分をほかの納税者へ転嫁するという のも1つの方法であるというふうに考えます。実際問題、そういう状況になりますと、子育て 支援策という視点で考えますと、国民健康保険の加入者と社会保険の加入者との公平性とか、 そういうものも問題になってきますし、ほかの被保険者に転嫁するということになりますと、 ほかの方の税負担が増えるということになりますので、そこらへんは県内の市町村の動向等を 見る中で、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(中嶋新君)

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、17番議員、坂本靜君。

坂本靜君。

○17番議員(坂本靜君)

12月定例会にあたり、明政クラブを代表して質問をいたします。

今日ちょっと声が荒れていますので、大変聞き苦しいと思いますけども、よろしくお願いい たします。

平成30年も残すところわずかとなりました。先日、2018年の世相を1字で表せば「災」 という漢字に決まり、まさに文字どおり「災」の多い年でありました。

2月の北陸地方の記録的な大雪に始まり、6月の大阪北部地震、長期にわたる猛暑による猛暑日の数の更新、9月の西日本集中豪雨による土砂災害、台風21号・台風24号の襲来、北海道胆振東部地震など、大きな災害が日本列島を襲いました。

特に台風24号は、風雨により本市にかつてない河川の氾濫、橋梁の崩落、倒木など大きな被害をもたらしました。一日も早い災害復旧工事に着手し、完了ができることを望んでいるところであります。

来年は長く親しんできた平成時代が終わり、元号が変わりますが穏やかで平和な年になることを願っております。

それでは北杜市において、また市民の皆さんにも強い関心のある課題や問題について、4項目にわたって質問をさせていただきます。

はじめに、介護保険の現状と抱える課題について伺います。

北杜市では、地域包括ケアシステムの実現に向けて、平成24年度から地域支援事業の介護 予防・日常生活支援総合事業を開始し、平成27年4月から新しい介護予防や高齢者の生活支援に取り組んできました。この結果、平成28年度の認定率は11.1%と全国平均18%を 大幅に下回る状況になりました。

一方、平成29年4月現在の高齢化率は36.5%で全国平均27.5%と比べると高く、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる7年後は、さらに高齢化が見込まれます。第5次ほくとゆうゆうふれあい計画では「住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくり~地域で支え、支え合うまちづくり~」を基本理念に掲げ、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止の推進、医療と介護の連携、認知症施策推進に取り組み、高齢者が安心して地域で暮らせるための基盤整備をするとしていますが、急速に高齢化が進む中で、介護保険の現状と抱える課題などについて伺います。

- 1. 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進について伺います。
- 2. 介護認定を受けている家族の方から、更新の際、介護認定が低くなったとの市民の声がありますが、介護認定の実態はどうなのですか、伺います。
- 3. 介護予防・日常生活総合支援事業の現状と拡充に向けての取り組み状況について、伺います。
- 4. 介護保険を利用できる住宅改修サービスの種類は、どんなものがあるのか。また、その利用件数はどのぐらいでしょうか。利用を進めるための取り組みについては、考えておりますか、伺います。
- 5. 要支援・要介護者への訪問介護、訪問看護の利用状況について伺います。
- 6. 認知症予防の充実、認知症高齢者の支援については、どう考えているのか。認知症予防 に対する取り組みについて、75歳以上の後期高齢者を対象に認知症検査費を助成できな いか伺います。

7. 在宅での生活をしていくために、特に必要なサービスとして夜間や緊急時の訪問介護、 医師や看護師の訪問、病院への移送の介助など緊急時の課題に対して、どう応えていくの か伺います。

次に2項目めとして、台風24号の被害状況と今後の対応について伺います。

去る9月29日から10月1日の未明にかけた台風24号は、市内全域にわたり、かつてない大きな被害をもたらしました。市道橋梁の崩落をはじめ市道、農道、林道、農地、水路、頭首工、また多数の倒木など500件余となりました。被害額も約11億円の膨大な被害をもたらしました。11月19日の臨時会で災害復旧費を補正し、速やかに対応していくという報告を受けましたが、一刻も早い災害復旧を多くの市民が望んでいます。台風24号の被害状況と今後の対応などについて伺います。

- ①市内における被害状況と今後の対応について、伺います。8町別の被害件数と被害額は。 特に大きな被害の内容について伺います。
- ②被害状況等の関係区長、関係市民に対し情報公開と周知について伺います。
- ③法定外道路および小淵沢白樺平分譲地内の私道の災害復旧と今後の同様の事例に対しての 対応について伺います。
- ④市道長坂・富岡・高根下黒澤10号線逸見原橋の崩落に伴う橋梁復旧の内容、これは橋梁 幅員の拡幅などはあり得るのかということについて、お伺いをいたします。

次に3項目めとして、太陽光等再生エネルギー発電設備設置に関する検討委員会の提言書について伺います。

検討委員会で約1年間、10回にわたる検討を重ね、去る10月17日に篠原委員長から渡辺市長に提言書が提出されましたが、いつごろを目安に条例を制定するのか。多くの市民が注視しているとともに早期の条例化を望んでいます。2018年3月末時点で事業認定を受けている未稼働分は約1,164件あり、電力会社への系統連系工事着工申し込み期限が来年の1月末となっており、これまでに申し込みをしなければ単価が安くなると言われています。駆け込み申請や届け出が多い中、一部の指導要綱を遵守しない事業者に対し法的拘束力をもって行政指導をするためには、条例化が必要不可欠であります。

このことを踏まえて、北社市太陽光等発電設備設置と地域環境との調和に関する条例の制定時期について、検討委員会の骨子案を素案に検討を進め、パブリックコメントを経て条例を制定すると思いますが、当局の見解を伺います。

次に4項目めとして、地域公共交通網形成計画の取り組み状況について伺います。

北杜市地域公共交通網形成計画が今年3月に策定され、計画では幹線と支線を組み合わせて 効率的な地域交通体系を構築することとし、支線については生活圏エリアから明野・須玉の2町、 高根・長坂・大泉の3町、小淵沢の1町、白州・武川の2町の4つのエリアに分けた公共交通 網の整備を来年度以降に進めていくとしています。

現在、市民や交通事業者が参加する地域公共交通運営委員会が4つのエリアごとに組織され、 この運営委員会の中で検討を進め、意見をまとめ、見直しをしていくとしていますが、現時点 での主な検討状況と来年度に向けての見直しなどについて伺います。

①生活圏エリアから4つのエリアに分けた地域公共交通網の整備検討状況について、主にど んな意見があるのか伺います。 ②利用を促進するには、料金を安価にする。使い勝手を良いものにする。つまり利用者の立場に寄り添った、利用しやすい時刻に運行するなどが考えられますが、その取り組み状況について伺います。

- ③ますます増え続ける免許証返納者に対して、どのように支援の充実を図っていくのか伺います。
- ④昨年から運行が開始された長坂、大泉地区の高齢者の外出支援サービスの利用状況と、また今後の開始予定地区について伺います。

以上で明政クラブの質問を終わります。よろしくご答弁、お願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

坂本靜議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

介護保険事業の現状と抱える課題における、自立支援・重度化防止に向けた取り組みについてであります。

本年度、健康寿命を伸ばすためのアプローチとして、先月から、市ホームページに「ほくと元気100歳ネット」を開設いたしました。このサイトは、県内初の介護予防に特化した専用サイトであり、介護予防のポイントである運動、口腔、栄養、認知症予防などの自発的な取り組みを支援するためのもので、具体的には、「ミズクマくん体操」を、このサイトの立ち上げに合わせて動画を作成し、多くの方が見ることができます。

今後、このサイトを活用して、自宅や高齢者通いの場などで、介護予防を実践していただき たいと考えております。

また、高齢者における転倒、骨折予防は重要な課題であり、その対策として、要介護認定を 受けていない被保険者を対象とした在宅入浴支援事業など、新規事業を取り入れ、自立支援・ 重度化防止に向けた取り組みを推進しております。

次に、地域公共交通網形成計画の取り組み状況における、高齢者の外出支援サービスについてであります。

昨年から運行を開始した、高齢者の外出支援サービス事業の本年4月から10月までの利用 状況は、長坂地区の活動日数が102日で、延べ利用人数は415人、大泉地区は活動日数が94日で、延べ利用人数は307人であり、順調に利用が増えております。利用者からは、「気軽に外出ができるようになった」との声もいただいております。また、他の地区でも実施してほしいとの希望がありましたので、本年度、実施団体を追加公募したところ、高根地区と白州地区からの応募がありました。北杜市住民主体による高齢者の外出支援サービスモデル事業審査委員会において、実施団体としての適正が認められましたので、年内に運行の準備を行い、来年1月からの運行開始を予定しております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

坂本靜議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

台風24号の被害状況と今後の対応について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、市内における状況と今後の対応についてであります。

本年の台風24号による被害状況は、12月1日現在、被害箇所数が494カ所で、復旧積算額は約10億8千万円を見込んでおりますが、再調査も行っておりますので、追加事業も想定しているところであります。各町の被害箇所数と復旧積算額については、明野町が13カ所で500万円、須玉町が74カ所で約4,600万円、高根町が49カ所で約2億円、長坂町が152カ所で約4億8,600万円、大泉町が108カ所で約2億円、小淵沢町が46カ所で約1億円、白州町が28カ所で約3千万円、武川町が24カ所で1,700万円となっており、現在、急ピッチで復旧作業を行っているところであります。特に大きな被害は、農道や農地の法面崩落、水路や頭首工の破損など農業関係が最も多く、このほか、長坂町の逸見原橋崩落や小淵沢町地内法定外道路および分譲地進入路の侵食・洗掘などであります。

次に、被害状況等の関係区長、関係市民に対しての情報公開と周知についてであります。

台風24号の被害状況については、広報ほくと11月号に掲載し周知するとともに、各所管課による地域説明会の開催や個別説明会などを行っているところであります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

坂本靜議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

地域公共交通網形成計画の取り組み状況について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、各エリアでの検討状況と意見についてであります。

北杜市地域公共交通網形成計画において区分された4つのエリア内の交通体系構築のため、各種団体の代表者や公募による参加者、交通事業者で組織した地域公共交通運営委員会では、地域のことを熟知した方々が、それぞれの地域の実情に即したきめ細かな計画づくりのため、現在活発な議論、検討をしていただいているところであります。

その中で、運行体系としては、高根・長坂・大泉エリア、小淵沢エリアおよび白州・武川エリアでは、停留所方式によるデマンド運行が検討されており、明野・須玉エリアでは従来の市民バスと同じ定時・定路線方式のほか、デマンド方式も同時に検討されているところであります。また、長野県との円滑な接続や、地理的状況に応じてエリア内を分けて運行するなどの意見が出されております。

次に、利用促進のための取り組み状況についてであります。

市民が利用しやすい運行のため、これまでも、バス車両の小型化によるきめ細かな路線設定や、自由乗降方式を採用するなど、見直しを行うとともに、障がい者や高齢者、小学生以下の子どもへの運賃の減免措置を講じてきたところであります。さらなる利用促進や、利便性向上に向け、運行時間の検討や運賃の設定等について、各エリアの運営委員会での議論を踏まえ、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、運転免許証返納者に対する支援の充実についてであります。

現在、高齢者の運転免許証自主返納者に対しては、市民バスの利用回数券を交付し、日常の 移動手段に支障をきたさないよう、取り組んでいるところであります。こうした方々が今後も 身近な移動手段として市民バスを有効に利用していただけるよう、利用者や地域のご意見を伺 いながら、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

坂本靜議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

介護保険事業の現状と抱える課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、更新の際の要介護認定についてであります。

更新時には、初回の認定と同様に、調査員の調査や主治医の意見書等をもとに、改めて審査を行っております。昨年度中に更新された1,230件のうち、要介護度が下がった方は13%でありました。また、本年度は、11月末までに更新が845件あり、16%の方の要介護度が下がっております。このことは、重度化させない、あるいは状況を改善するといった、介護保険の効果が現れたものであると認識しております。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業の現状と拡充に向けての取り組みについてであります。

本市の介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業として、訪問介護、通所介護のほか、緩和した基準による訪問型サービスA、通所型サービスA、ふれあい処など住民主体による通所型サービスB、保健・医療の専門職による筋力アップ教室などの通所型サービスCを実施しております。また、一般介護予防事業として実施している高齢者通いの場は、高齢者の社会参加を促し、地域とのつながりを維持することで介護予防等に大きな効果があるため、高齢者通いの場団体交流会を開催し、実施団体や実施を検討中の方々に参加していただき情報交換等を行っていただくことで、充実・拡充を図っております。

次に、住宅改修サービスの種類とその利用状況についてであります。

住宅改修サービスは、要介護者を対象とする居宅介護住宅改修と要支援者を対象とした介護 予防住宅改修があります。いずれも、安全な生活が送れるように生活環境を整えるためのもの で、開き戸から引き戸などへの扉の取替え、和式トイレから洋式トイレへの取替え、歩きやす くするための手すりの取付け、滑りにくい床材への変更や段差の解消などがあります。昨年度 の利用実績は、居宅介護住宅改修が29件、介護予防住宅改修が19件でありました。

なお、利用の促進については、市ホームページや介護保険のパンフレットなどで周知を図っております。

次に、要支援・要介護者への訪問介護、訪問看護の利用状況についてであります。

要介護者が、ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助などのサービスを受ける訪問介護の昨年度の利用状況は3千件で、看護師などに訪問してもらい身体の手当や点滴の管理などをしてもらう訪問看護は1, 724件でありました。また、要支援者における訪問介護は721件、訪問看護が330件でありました。

次に、認知症予防の充実と認知症高齢者の支援についてであります。

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、多くの市民の皆さまに認知症を正しく理解していただき、認知症の予防や早期発見・早期対応等に努めてまいりたいと考えております。

なお、認知症検査費の助成については、現在のところ考えておりません。

次に、在宅介護における夜間や緊急時の課題への対応についてであります。

24時間365日の対応は、在宅医療・介護に取り組む関係者にとって負担が大きいことから、市内においても、十分に環境が整っている状況とはいえず、在宅医療・介護に取り組む基盤づくりが求められています。こうしたことから、医療機関や介護事業所などの代表者を委員とする北杜市在宅医療・介護連携推進会議を立ち上げ、どのような連携推進体制の構築を図っていくかを検討してまいります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

坂本靜議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

台風24号の被害状況と今後の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小淵沢白樺平分譲地内の私道等の復旧と今後の類似事例への対応についてであります。

小淵沢町地内法定外道路および分譲地進入路災害復旧工事については、今週中には落札業者との契約が締結される予定となっており、早期に通行できるよう進めてまいります。

なお、今回の工事は、道路内に埋設してあった配水管が甚大な被害を受けたことや、被害の 状況が市民生活に大きな影響を及ぼす事態であること、過去の開発時からの協議経過などを総 合的に判断し、市において復旧工事を行うとしたところであります。そのほか、法定外道路の 災害復旧については、市内全域における被災箇所全63カ所のうち7カ所を除いて、復旧工事 を完了しております。今後の類似事例への対応については、被災状況を確認した上で、市民生 活への影響が最小限となるよう、その対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、市道長坂富岡・高根下黒澤10号線の橋梁復旧の内容についてであります。

災害復旧の基本は原形復旧が原則でありますが、逸見原橋の災害復旧の申請方法として、原 形に戻すことを目的とした原形復旧事業と、道路構造令および河川構造令を満たした構造に改 良することを目的とした災害関連事業の、2通りの申請を行っております。

市では、災害関連事業として、現在の狭小な橋梁部を拡幅整備することにより、交通の安全性向上と、橋梁および護岸の整備による再度災害の防止を図ることから、幅員5メートルに規格を上げて、橋全体の架け替えを計画しております。今回の国の査定において、災害関連事業の申請が承認されるよう、県と連携し、協議をしてまいります。

次に、太陽光等再生エネルギー発電設備設置に関する検討委員会提言書における、条例策定までの検討方法についてであります。

提言書においても慎重に検討すべき課題が示されていることを踏まえることのほか、太陽光 等再生可能エネルギー発電設備設置に関する条例を巡っては、他地方公共団体において争いが 起きていることから、今回、専門的アドバイスを受けながら、関係法令を踏まえた、実効性の ある条例案作成に向けて、必要な体制を整えることとしたところであります。

なお、条例の制定に当たっては、北杜市パブリックコメント実施要綱に従い、パブリックコメントを行ってまいります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。 ここで、暫時休憩といたします。 再開は2時55分といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時55分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。 答弁が終わりました。 坂本靜君、再質問ありますか。 坂本靜君。

○17番議員(坂本靜君)

再質問をさせていただきます。

はじめに、1項目めの介護保険の現状と抱える課題についての再質問をいたします。

この中の2でありますが、介護認定の更新の際、介護認定が低くなったとの市民の声がありますが、実態はどうだったかについて再質問いたします。

先ほどの答弁では、更新の際、要介護度が下がった方が昨年度は13%、今年度は11月末までで16%ということでしたが、その下がったというのはどのような理由、どのような場合に下がったのか、その内容についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

明政クラブ、坂本靜議員の再質問にお答えいたします。

介護度が下がったという事例について、どういう場合があるのかというご質問かと思いますが、介護保険におきましては、本市の場合は初回の認定を受けますと、12カ月後に更新の作業がございます。更新期間につきましては、原則3年でございますけれども、状況の改善が見込める等の場合には、2年というような更新期間を設けることがございます。当然、最初の認定から更新年を迎えますと、その方々は更新をしていただくということになりますけれども、下がった事例で最も多い事例といたしましては、足腰の骨折とか、病気による手術等で長期間、入院をされているということで、高齢者の場合ですと長期の入院というようなことになりますと、身体機能といいますか、歩行機能が著しく低下いたしまして、介護認定をしなければ自宅での療養ができないということで、介護申請をしていたというケースが多いかと思います。その方につきましては、ご本人ですとか、ご家族とご相談の上、ケアマネージャーがサービスの利用計画を作成いたしますが、この利用計画につきましては、利用者の要介護状態の改善、悪

化の防止に資するようなプランを設定いたしますので、そのプランに基づき、通所のリハビリですとか、またデイサービス等に通っていただき、本人さんにも一生懸命リハビリをしていただくということの中で、症状が改善するということの中で、更新を迎えます場合には当然、最初の介護認定に比べて状況は改善しているということになりますので、こういうケースについては介護度が下がるという事例が代表的なものかなと考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに再質問は。

坂本靜君。

○17番議員(坂本靜君)

ただいまの1項目めの2つ目の再質問ということでございますが。

○議長(中嶋新君)

2項目めですね。

○17番議員(坂本靜君)

1項目め。

○議長(中嶋新君)

2項目めですか。台風ですか。

再々質問ですか。

○17番議員(坂本靜君)

いや、今の1項目めのもう1つの再質問ということで。

○議長(中嶋新君)

この項目に対して再々質問は結構ですけども。どうぞ。

○17番議員(坂本靜君)

続けてやらなくてはいけなかったんですね。

○議長(中嶋新君)

1つずつ項目ごと、再々質問があれば、今の答弁に対して。

○17番議員(坂本靜君)

分かりました。

それでは、2項目の再質問をお願いいたします。

台風24号の被害状況と今後の対応についての中で、3番でございますが、法定外道路及び 小淵沢白樺平分譲地内の私道の災害復旧と今後の同様の事例に対しての対応についての再質問 でございます。

今回のケースは、全額を市の負担で復旧工事をするということですが、今回のような事例は 合併以来、ありましたか。また、あったとすれば何件くらいあったか、お聞きしたいです。

そして、この工事については、どのような決まりの中で、そしてどのような基準でこの工事を執行するのか、伺います。

また、この工事終了後の私道は、今後どこで管理をしていくようなことになる見通しなのか、 その3点をお聞きいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(十屋裕君)

明政クラブ、坂本靜議員の再質問にお答えいたします。

3点いただきましたが、まず1点目でございますけれども、こういった事例が合併後あったかということでございますけれども、このような大きな災害がこれまでございませんでしたので、これほど大規模な工事ということではございません。しかしながら、平成26年2月の豪雪の際には、災害ということもございましたので、法定外道路でありますとか、私道につきましても市民生活に影響が大きな場合は、除雪等を行った経過がございます。

それから今回の工事のような基準というご質問でございますけども、今回の災害復旧にあたりましては、市民生活への影響を最小限とするよう取り組んでいるところでございます。

ご質問の事例についての基準等はございませんけれども、この復旧事業につきましては、甚大な被害によりまして、住民生活に多大な影響を及ぼしております。行政区をはじめとする皆さまからの強い要望もございました。布設されている配水管への影響もございます。また、過去に開発計画の際の協議内容等、そういった点を踏まえまして総合的に判断し、市で実施することとしたところでございます。

また、工事完了後の私道の管理者ということでございますけれども、過去の開発時の協議内 容等を踏まえて、道路の権利関係も整理いたしまして、法定外道路と同等の形で管理をしてま いりたいと考えてございます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに再質問は。

(なし)

それでは、坂本靜君の質問が終わりました。

ここで関連質問を許します。

関連質問はありますか。

相吉正一君。

○14番議員(相吉正一君)

関連質問をさせていただきます。

最初に、介護保険の現状と抱える課題について。

先ほど答弁がありました要介護度の認定については、昨年が13%、下がった人、11月現在で16%ということですが、私のそばの市民から要介護認定、車イスの方なんです。男性、女性。5が3に下がったと。車イスで足腰歩行機能が悪化して歩けない方ですよ。5が3です。3の2の女性もいました。車イスで。それで家族が来て介護をしている状態なんですよ。そしてまた、やはり介護度を国の基準で決められているんですが、やはり先ほど部長の答弁だと介護予防がしっかりしているから、効果が現れたというふうな発言もありましたけれども、その16%の中には実態、たぶん調査員が代わって聞き取り調査を各家庭に行って30分から1時間しているんですが、やはり表面的に言葉だけでやっている実態もあるのではないか。

もう1つのケースは、お年寄り、要介護の方と65歳以上の男性と2人暮らしで、娘さんが心配して埼玉県へ連れていったら介護2が3になった。そういうケースもあるんですよ。ですから、そのへんの実態。最初はたぶん包括支援センターの保健師が行って詳しくして、第一次、二次認定、そして最終的に調査員、たぶん外部だと思うんですよ。ですから、そのへんはよく検討していただきたい。そういう実態があること。これ、かなりの多くの市民から生の声を聞いていますので、やはり今回、第5次ほくとゆうゆうふれあい計画、今年の3月にできました。この87ページ、ちょっと読ませていただきます。要介護認定の申請者に対しては、要介護認定の仕組みや認定結果について情報を提供するとともに十分な説明を行うことで、適正な介護認定を確保していきます。更新者にとっても同じように、プライバシーですからなかなか公表はできないと思うんですが、そういうやっぱりサービス、実態を調査していただきたい。その点について、1点。

あと次に2点目として、介護予防、かなり努力はされていると思うんですが、認知症予防、 あと7年後はすごく増えますよ。早期発見・早期対応にとどめているとの答弁でしたけども、 具体的にはどんな支援を行っているのか。

もう1点目、夜間の医療と介護の、先ほど答弁で在宅医療・介護連携推進会議を立ち上げる との答弁でしたが、いつごろ立ち上げるのか。また現状での問題、課題などはあるのか。3点 について伺います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

明政クラブ、相吉正一議員の関連質問にお答えいたします。

3点、ご質問いただいたかと思います。

まず1点目ですけれども、介護認定が下がったケースについて、十分な調査を行い、また説明をしているかということでございますが、先ほど議員が挙げられた個々の事例につきましては、詳しい内容は承知しておりませんので、その個々の事例について申し上げることはできませんが、一般的に更新につきましては、認定とまったく同じ作業を行っているということでございます。調査員につきましては、いろいろ公平性の観点から認定のときの調査員ではない方を調査員としてお願いして調査をし、また審査会にかけて、まったくゼロの状態といいますか、現状を的確に判断して認定を行っているということでございますから、当然、介護度については2が3、3が4という話になりますと、限りなく3に近い4もありますし、そこの狭間ということで、なかなか調査員も悩むところだと思いますけども、基本的には同じ作業ということでございますので、適正な処理を行っているということでご理解をいただきたいと思います。

次に2番目でございますけれども、認知症予防について、具体的にはどういう支援を行っているのかというご質問だと思いますが、認知症予防につきましては、はつらつシルバーなど地域に出向く講座などで認知症予防の普及啓発を行っております。また、自発的に取り組んでいただくために、先ほど来、出ておりますとおり、今回立ち上げましたウェブサイトで認知症になりにくい生活習慣の紹介なども行っております。また、認知症の方の見守り体制を構築するために認知症サポーターやキャラバンメイトの養成講座を実施しているところでございます。

さらに認知症の初期集中支援チームということで、甲陽病院と塩川病院に委託をしまして、

認知症が疑われます方に対しまして、そのご家庭を訪問し、必要な医療ですとか介護について のアドバイスを行うとともに、家族への支援を行っているところでございます。

3番目の医療・介護連携推進会議の立ち上げについて、いつごろになるのかと。また、これらについて、現状での課題をどういうふうに把握しているかというご質問だったかと思いますが、北杜市在宅医療・介護連携推進会議につきましては、正式には来年の1月下旬に発足する予定となっております。

これに先立ちまして、11月に設立の準備会を開催しておりまして、設立に向けていろんなご意見を伺ったところであります。その会議等におきまして、いろいろ現状とか課題について意見も出ましたが、そこで聞いた話を整理しますと、課題といたしましては、医療と介護の専門職の意見交換の場がなかなか少ないということで、在宅の医療に対する考え方や方向性について議論する機会が少ないんではないかというような意見が出ておりました。そういうことで一体となって進める意識が、なかなか共有されないのではないかというような意見も出ておりました。また、緊急時の対応ということもございまして、医療サイドの負担が在宅については大変大きいとか、あと訪問介護につきましても夜間の対応等もございますので、24時間の見守りが必要ということで、医療、介護ともになかなか取り組んでいただける医療機関でありますとか、介護事業所等が不足しているというような問題もあるのかなと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員(相吉正一君)

再々質問をさせていただきます。

先ほどの要介護が5から3になった方、男性なんですが、やはり普段、地域で保健師が訪問して聞いていると思うんですよ。今回、たぶん変わった、市外の判定員、調査員が入ったから5が3になったと私は想定するんですが、やはりそういう普段の包括支援センターがあるわけですから、そういうことをやっぱり十分、行って説明すべきだと思います。その点について、見解を求めます。

○議長(中嶋新君)

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

明政クラブ、相吉正一議員の関連質問の再々質問にお答えいたします。

よく、その理解をしていただいているような努力をしているかというご質問だと思いますが、そのケースにつきましては、具体的に異議の申立てとか、そういうものがあったのかどうか、ちょっと存じませんが、なかなか介護認定につきましては、調査がその時点で1回と言いますか、その時点での被保険者の様子もなかなか、普段は元気がないんだけども、そのときは元気だったとか、いろんなケースがあることも承知はしてございますが、具体的な事例につきましては、ここではちょっとお答えができませんので、実際に納得できないというような話であれば、十分納得をしていただけるようなお話はしてまいりたいと思いますので、そういうことでご理解をいただきたいなと思っております。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに。

相吉正一君。

○14番議員(相吉正一君)

次に、台風24号の被害状況と今後の対応について、再質問をさせていただきます。

先ほど、小淵沢の白樺平分譲地内の私道の今後について、今回4,500万円と配水管、水道管の復旧を含めて、工事を速やかにするということでした。今後の管理について、普段、分譲開発地、これは長坂町時代の分譲開発だと思いますが、平成10年ごろですか、今、管理会社はあるのかどうかも含めて、今後、完成した場合、管理を法定外公共物で受益者管理という答弁だったと思いますけども、そのへん、現場を見ると4メートル道路ですごいものですよね。今回の災害の原因は水道管の破裂、また台風による女取川の氾濫、すごいいろいろの事情があって、こういう災害につながったと思いますが、本来的には開発は、寄附採納してもらって市道で管理、特にここは水道管が埋設されている。ですから、今後慎重にやっぱり対応していただきたい。そのへんについての考え方。工事が完了した場合は、市に寄附採納願いで市道として管理していくことが現場を見れば必要かなと。ただ、行き止まりがあるけども、受益者の管理も必要だと思いますが、そのへんについての見解を伺います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

明政クラブ、相吉正一議員の関連質問にお答えをいたします。

白樺平の私道の工事後の管理ということでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、過去の開発時の協議等を踏まえまして、今後権利関係を整理していきたいという考えでございます。

その後につきましては、原則は今、市で管理しております法定外道路と同様に地域の皆さまで維持管理をしていただくという形になろうかと思います。また市道への格上げというか、市道認定ということになりますと、市道の認定基準等もございますし、また議会のご議決もいただくということでございますので、その点は慎重に検討をしてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員(相吉正一君)

それでは3番目に、太陽光等再生可能エネルギーに対する検討委員会の提言書について、再 質問させていただきます。

先ほど来、早急にできる限り早く検討、条例化したいという答弁だったと思います。しかしながら、長野県の麻績村では村長のトップダウンで太陽光条例を20日間で仕上げたという例があると聞いています。本市でも、環境創造都市ですよね。まだ未稼働分が約1,164件。

今回1月までに申請しないと単価が安くなるということで、駆け込み申請がすごいです。私のそばにも9,200平方メートルとか9,800平方メートル、本来的だったら林地開発なんですよ。そういう関係がすごいんですよ。面積ですが、周りも伐採すれば1万平方メートルを超すんですよ。そういうことから指導がすごく必要になると思います。これは林政課の関係だと思いますが、やはりそこをしっかりしないと、本当、北杜市は環境創造都市を返上しなければならない。私は、もう何年も前から言っていますけども、ですからできる限り早くしていただきたい。これについての、もう一度見解を求めます。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

明政クラブ、相吉正一議員の関連質問にお答えいたします。

認定の執行期限という考えというか、決まりは今、相吉正一議員がおっしゃっていただいたとおりでございます。しかしながら未稼働件数、すべてがこのタイミングでくるというような想定はしてございません、また、これまでも市におきましては指導要綱、また景観条例、県のガイドラインに沿って事業者に対しては指導してきたところでございますので、条例の制定まではそういった形で適切な指導を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、早期ということでございますけれども、先ほど来申し上げておりますけれども、市といたしましても早期に条例を上程してまいりたいという考えはございますけれども、さまざまな課題、それから特に訴訟リスク等の程度の関係もございますので、また専門の学識経験者、弁護士等に相談しながら、しっかりした条例をつくってまいりたいということを考えておりますので、他自治体の条例の制定が何日だったから何日というようなことは考えてございません。しっかりした条例をつくってまいりたいということでございます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに。

相吉正一君。

○14番議員(相吉正一君)

すみません、今、林地開発の関係で。

○議長(中嶋新君)

再々質問ですね。

○14番議員(相吉正一君)

再々質問ですが、質問しましたけども、そういう9千平方メートルから1万平方メートルを超さない、そういう今、出ているんですよ、現実に。駆け込みで。そうした場合、市として、これは県の林地開発は県知事の許可ですから、そして今、条例化されていないということで、ただ届け出だけだから隣地者にもお話がないケースもあるんですよ。そこを危惧しているんです。そういうことに対して、例えば9,200平方メートルを太陽光いっぱい、2千ぐらいパネルをするわけですが、周りも切ってやれば1万平方メートルを超えるケースが出てくると思うんです。想定される。要は太陽光を当てたいから、あとで伐採して太陽光の売電収入を上げ

たいという、そういう事例に対してどうでしょうか。見解をちょっと、お聞きしたいと思いますが。

○議長(中嶋新君)

具体的な事例に関してですけども。

十屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

明政クラブ、相吉正一議員の関連質問の再々質問にお答えいたします。

ただいま、いただきました隣地の1万平方メートルを若干切るような事例ということでございますけども、駆け込み申請ということではなくて、これまでそういった事例も届け出、景観条例、それから指導要綱の関係の届け出でケースはございます。

しかしながら、市のほうとしましては、指導要綱、また景観条例に基づきまして、そういった点につきましては、しっかりした指導も行っておりますし、また林地開発の担当であります産業観光部の林政課のほうともしっかり連携を取ってやってきておりますので、また、そういった、例えば隣接であるとか、周辺の皆さんにご説明がないというような状況があるような場合は、しっかりした指導を今後とも継続して取ってまいりたいということでございます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

よろしいですか。

(なし)

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、10番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○10番議員(福井俊克君)

ほくと未来を代表して、質問させていただきます。

質問項目につきましては、5項目質問させていただきます。

合併15周年を迎える新年度予算の編成等について、それから2項目めが防災計画の見直しとその施策について、3項目めが公共施設の使用料の見直しについて、4項目めが子育て世代包括支援センターの状況について、また最後の5項目めですが、公共施設の今後の在り方についてであります。よろしくご答弁をお願いいたします。

まず、合併15周年を迎える新年度の予算編成の考えはであります。

合併から来年で15周年を迎え、大きな節目を迎えます。北杜市誕生後、前白倉市長からバトンを受け継ぎ、重点的に財政の健全化に取り組んできた結果、市債残高は、ピーク時の1,009億円から635億円へ、基金保有額は、合併時の50億円から180億円へ、トータル504億円と大幅に改善されました。

その一方で、「お宝いっぱい健幸北杜」を掲げ、「子育てと福祉」「雇用と産業」「教育」「スポーツと芸術」「若者と女性の活躍」の5つを柱とした主要施策として果敢に取り組み、市民が「健やか」で「幸せ」であり続けるための事業を進めてきました。

北杜市を背負って3年目を迎える渡辺市政の更なる市政の発展を目指して、来年度予算の編成に臨まれていることと思います。

予算編成期を迎え、以下お伺いいたします。

まず1点目ですが、新年度予算編成の考え方について。

2番目として、新たな施策について。

また3番目として、財政の健全化についての考えは。

4番目として、健幸北社のこれまでの取り組み状況と今後の具体的な取り組みは、

5番目として、2020年3月で現在の北杜市総合戦略が完了となります。第2次北杜市総合戦略を来年度組み立てることとなると思いますが、その組み立てに対する考えと、健幸北杜の事業との関連をどう考えていくのか、質問をいたします。

次に、防災計画の見直しとその施策についてであります。

近年、異常気象による自然災害が全国で多発している状況です。西日本に甚大な被害をもたらした集中豪雨。本市においても、台風21号、台風24号による災害で、農地また道路、水路に大きな被害が発生し、その復旧に全力を尽くしているところであります。

幸いにして、人的被害がなく安心しているところでありますが、米どころの北杜市にとって は大打撃であり、一日も早い復興を望むところであります。

広い面積を有する本市にとって、いざ災害が起きた時には、行政からの支援には限りがあり、 対応に時間がかかることも想定され、地域での「共助」が大切になります。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

1つ、今回の台風災害、また近年の局地的集中豪雨を教訓に防災計画を見直す予定はありますか。

- ①として、新たな対策を盛り込む考えは。
- ②番目として、水防対策の強化が求められるが、その考えは。

2番として、11月25日の山梨日日新聞に「地区防災計画」の記事が掲載されました。「共助」の在り方からも必要な計画であると考えますが、本市の策定状況は。また、今後の対応の考えはどうでしょうか。

3番として、昭和34年災から、来年で60年の節目を迎えるが、近年の防災対策が叫ばれる中でこの災害を風化せず、後世に伝え市民の防災意識の向上を図ることが必要と考えますが、そのお考えはどうですか、お聞きいたします。

3項目めです。公共施設の使用料の見直しについてであります。

北杜市は、多くの公共施設があり、各町単位の市民が文化活動をはじめ、多岐に渡る活動の 場として使用しているところです。

総合支所の会議室については、見直しにより利用できない状況もあり、また、各施設の使用料もばらつきがあります。

現行の使用料は、施設の建築経過年数を基礎に料金を設定しているため、同じ目的で会議室を借用してもその施設により料金が異なります。

合併から15年を迎えることから、使用料の見直しも考えられます。つきましては、次についてお伺いいたします。

1点目として、利用料の見直しの考えについてはいかがでしょうか。

2番目として、各地域間においての料金の統一はできないものでしょうか、お聞きいたしま

す。

4番目であります。子育て世代包括支援センターの状況について、お伺いいたします。

子育て世代包括支援センターが開設され、1年9カ月が過ぎようとしています。同センターは、妊娠から子育てまでワンストップで相談でき、多くの方に利用されていると聞きます。

一方で、近年、さまざまの悩みから、育児放棄、児童の虐待や引きこもり、自傷行為等に及ぶケースも多くなってきていると報道され、子どもたちを取り巻く環境が大変心配な状況にあります。

このような状況の中、同センターは様々な専門職が親や子どもたちに寄り添い、相談を受ける窓口として、大変重要な窓口であると考えることから、その状況についてお伺いいたします。

1番目として、各種相談として(不妊、出産育児、ひとり親、DV、虐待等)の子ども相談を受けている実績とその対応は、いかがでしょうか。

2番として、相談対応の課題についてはどのようなものがあるでしょうか。

また、3番として課題解決のため、今後の相談事業の充実、強化また改善の考えはあるでしょうか。

以上3点、お聞きいたします。

最後になりましたが、5項目めであります。公共施設の今後の在り方について、お伺いいた します。

市では、平成28年度に「公共施設等総合管理計画」と「公共施設最適配置に向けての基本 方針」を策定し、老朽化が進む市が保有する公共施設の建て替え、改修または処分等、再編、 再配置の基本方向を定めました。

現在、施設ごとの中長期的な長寿命化や複合化の検討を進めています。既存施設は、市民や地域にとって、生活する上でなくてはならない施設となっているものもあります。

そこで、今後の進め方について次によりお伺いをいたします。

1点目であります。市民や地域の思いや意見を伺うため、地域ごとにワークショップを開催すると聞いておりますが、どのようなメンバーで、どのように進めるのかお伺いします。

2番目として、施設ごとの個別計画の策定を進めると思いますが、その進捗状況については いかがでしょうか。

3項目めとして、現在、地域住民で組織された団体などにより、指定管理や施設の運営を行っている施設の中には、譲渡による処分の検討を進めている施設もあると考えられます。

こうした施設は、地域ならではの事情により、その団体等でなければ運営に支障を来たす恐れのある施設もあると思います。

しかし、そうした団体の中には、財源力もなく有償譲渡には対応できない団体もあるかと思いますが、その場合の譲渡の方法をどのように考えていくのか、お聞きしたいと思います。

以上、5項目の質問をいたしました。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

合併15周年を迎える新年度の予算編成の考えについて、いくつかご質問をいただいており

ます。

はじめに、新年度予算編成の考え方についてであります。

平成29年3月の第2次総合計画策定から2年、平成30年1月に「お宝いっぱい健幸北杜」を宣言してから1年が経とうとしておりますが、「一生涯健康で幸せに暮らせるふるさと北杜」 実現に向け、これまでも計画した施策・事業を着実に推進するため、議会のご理解を得る中、 所要経費を計上してまいりました。

特に、来年度は、市制施行15周年の節目の年を迎えることから、これまでの取り組みに対する評価も踏まえながら、新たな施策・事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。「お宝いっぱい健幸北杜」の取り組みを推進するためには、市民の皆さまのさらなるご理解が不可欠であります。このため、これまで以上に、市民や地域と行政が一体となり、同じ目標に向かって施策・事業が展開されるよう、予算内容について丁寧な説明に引き続き努めてまいりたいと考えております。

なお、取り組みに伴う予算編成にあたっては、国や県における政策の動向にも十分注視しな がら、有利な財源の確保にも鋭意努めてまいります。

次に、新たな施策についてであります。

本市には、恵まれた自然環境、合併以前、多くの方々のご努力により育てられた基盤があります。北杜市誕生後も、その先駆的な取り組みを引き継ぎ、積極的に展開し、さまざまな分野で多くの成果が現れております。

こうした中、来年度以降における新たな施策については、現在検討中であり、イメージの段階ではありますが、例えば、健康に不安を感じず、健やかに暮らせるような地域医療の充実、「北杜といったらコレ」と、いの一番に話にあがるような地域ブランドの確立、子どもたちが周囲に守られて生活を送れるような不登校・いじめ防止対策の推進、東京2020オリンピック・パラリンピックの効用を最大限享受できるような関連イベントの展開、そして、若者や女性も活躍できる場をつくり、ずっと北杜市に住み続けたくなるような環境づくりなどであります。

豊かな自然に改めて感謝するとともに、私たちの日常生活が古くからの歴史と伝統に裏打ちされていることを再認識し、市内に埋もれているお宝を掘り起こし、市民の皆さまと共にさらに磨き上げ、輝かせ、最大限活用していけるような取り組みにも力を入れてまいりたいと考えております。

次に、財政の健全化についての考えについてであります。

合併以来、財政の健全化に取り組み、これまで、行財政改革大綱に基づき、予算にシーリングをかけることで歳出の抑制に努め、また、国からの交付金など有利な財源を活用することにより、基金を積み増し、積極的に繰上償還を行ってまいりました。その結果、平成29年度決算における実質公債費比率は昨年度から0.5ポイント改善し6.7%になり、財政健全化については、着実にその成果が表れております。

しかし、第4次行財政改革アクションプランの中で毎年ローリングしている財政の中長期見通しでは、平成35年度ごろから財政状況が厳しくなることが予測されることから、今後も財政健全化にさらに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、健幸北杜のこれまでの取り組み状況と今後の具体的な取り組みについてであります。 まず、これまでの取り組み状況についてでありますが、主なものとしては、安心して暮らせ るまちづくりを目指した「子育てと福祉」については、病児・病後児保育利用に係る体制整備と健康長寿社会創造プロジェクトの展開など、活力あるまちづくりを目指した「雇用と産業」については、シナリオコンクール、水の山映像祭、ホクトサケグルグルの開催、定番メニューの開発および企業立地用地基礎調査など、夢響き合うまちづくりを目指した「教育」については、公営アカデミー学習応援の取り組みや教育支援センターの開設準備など、暮らしに花を咲かせるまちづくりを目指した「スポーツと芸術」については、2020年東京オリンピックのフランス・ビーチバレーチームの事前合宿決定を受け、この機会を市民と享受できるような関連イベントの開催、そのほか日本体育大学との連携事業や梅之木遺跡公園の整備など、自分らしさを活かせるまちづくりを目指した「若者と女性の活躍」については、就活女子会、女性消防団の発足、若者世代からの健幸づくりプロジェクトの展開などであります。

このほかにも、環境保全対策、地域づくり、そして災害復旧対策など、さまざまな取り組み を進めております。

また、今後の取り組みについてでありますが、すでに実施してきた施策・事業を検証しなが ら、より効果的・効率的に推進するとともに、「お宝いっぱい健幸北杜」実現に向け、新たな施 策・事業や既存事業のリニューアルなどに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第2次北杜市総合戦略の組み立てと、健幸北杜の事業との関連についてであります。 第2次北杜市総合戦略の組み立てについては、施策体系を「健幸北杜」の5本柱と、これを 支える各種の基盤的な施策というフレームを想定しております。

各施策を構成する諸事業については、現在、進めている第2次北杜市総合計画の掲載事業を引き継ぎながら、「健幸北杜」の新規施策関連事業やリニューアルした既存事業等を加えるとともに、行政評価等を踏まえ、必要性の薄れた事業の廃止等を併せて行う考えであります。

組立作業については、急ぎ行うこととし、来年度予算編成においては、第2次総合戦略の施 策体系を導入する予定であります。また、健幸北杜の施策に、より早く取り組み、その成果の 「見える化」を図るため、来年3月を目途に、第2次総合戦略のプレ計画をお示しするととも に、併せて各施策に係る成果指標の見直しを行ってまいります。

なお、プレ計画の策定は、これまでにない新たな試みでありますが、プレ計画策定から第2次 総合戦略策定までのおおむね1年間においては、市民アンケート調査など、さまざまな機会を 通じて、皆さまのご意見を伺いながら、内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

防災計画の見直しとその施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、防災計画に新たな対策を盛り込む考えはについてであります。

近年発生している自然災害を踏まえた国や県の上位計画の見直しや、法令との整合を図るため、本市においても現在、北杜市地域防災計画の改定を進めており、先月、第1回北杜市防災会議を開催したところであります。新たに計画に盛り込む対策としては、東日本大震災や熊本地震等の教訓を踏まえた防災の基本理念としての減災力の強いまちづくりや、南海トラフ地震

防災対策推進計画の新規作成、台風・集中豪雨・土砂災害等の教訓を踏まえた避難対策の強化、 竜巻等突風対策計画の新規作成などであります。

次に、水防対策の強化についてであります。

河川の氾濫による水害や、大雨による土砂災害時の住民の避難計画は、現在、市全域で一括の計画となっておりますが、今回の見直しにおいて、土砂災害警戒情報等が発表された場合や、河川の氾濫の恐れがある場合に、直ちに避難勧告等を発令できるよう、釜無川水系と塩川水系ごとの水位観測所の水位や、雨量観測所の状況等を踏まえた発令基準の設定を行っております。また、気候変動等の影響により、今後、ますます水害リスクが増加傾向にあることに鑑み、市民が水害リスクに向き合い、被害を軽減できる契機となるよう、早期の立ち退き避難が必要な区域には、水害時のシミュレーション結果などを示しながら、その危険性の周知などに努めることについても、計画に盛り込むこととしております。

次に、地区防災計画の策定状況と今後の対応についてであります。

地区防災計画は、住民の避難行動や要支援者の支援方法、避難所の運営体制など地域防災に 欠かせない住民の共助の在り方を示す計画で、「自主防災組織が策定に努めること」と災害対策 基本法に規定されているものであります。

市内には、63の自主防災組織があり、出前塾や減災リーダー育成講座に参加し、共助力を 高める活動をしておりますが、まだ多くの組織において、地区防災計画が策定されておりませ ん。そのため、共助の重要性から本年度改定する北杜市地域防災計画でも地区防災計画の策定 支援等を明確にし、県内4自治会のモデル地区を参考に、県の防災関係機関の指導もいただく 中で、各自主防災組織において策定が進められるよう、支援に努めてまいりたいと考えており ます。

次に、昭和34年災を教訓にした防災意識向上についてであります。

昭和34年8月の山梨県を襲った台風7号は、白州町、武川町に大災害をもたらし、26名の尊い命が奪われました。この34年災や今回の台風24号を教訓として、北杜市地域防災計画の中でも水害や土砂災害の対策を重点に見直しておりますが、甲斐駒清流懇話会が中心となって毎年行っている「防災フェア」などは、34年災を後世に伝え、市民の防災意識向上にもつながっていることから、今後、市においても総合防災訓練時での写真展示や、地元で語り部として活動している方などを招いての、防災に関する講演会や出前塾でのお話しなどを検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

公共施設の使用料の見直しについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、利用料の見直しの考えについてであります。

公共施設の利用料金については、受益者負担の公平性を保つため、適正な負担水準の設定に 努める必要があることから、北杜市行財政改革大綱の取り組み項目としており、これまでも火 葬場や温泉施設、社会教育施設等について、料金の見直しを行ってきたところであります。 今後も、さまざまな状況等を勘案する中で、適切に取り組んでまいりたいと考えております。 次に、地域間の料金統一についてであります。

合併協定において、公共施設の利用料金は当面現行のとおりと取り決めたことから、施設や地域ごとに差が生じているところであります。しかしながら、今後は、北杜市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の再配置等を検討していく必要があることから、それに併せて利用料金についても検討してまいりたいと考えております。

次に、公共施設の今後の在り方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域ごとのワークショップについてであります。

本年度予定しております市民ワークショップについては、市内を4つのブロックに分け、区長や地域委員、老人クラブ、保育園保護者会、小中学校PTA、観光協会や体育協会などといった団体のほか、一般公募を含めた約30人による構成で、来年1月から3月までの3回の開催を予定しております。このワークショップでは、市内の公共施設の現状や課題について認識を共有するとともに、公共施設に求めるものや、施設の複合化や統廃合についての考えを広く伺ってまいります。

次に、施設ごとの個別計画策定の進捗状況についてであります。

平成28年度に策定した北杜市公共施設等総合管理計画を着実に推進するため、来年度中には施設分類ごとの具体的な再編・再配置や複合化・多機能化等といった方針を盛り込んだ個別計画の策定を目指し、現在、庁内において施設の性能や活用状況を相関的に表すことにより、優先度を把握する手法であるポートフォリオ分析のための基礎データ収集に取り組むとともに、個別計画の掲載項目である施設改修の優先度を判断するために活用する、施設の劣化度調査を進めているところであります。

次に、施設譲渡の考え方についてであります。

公共施設等総合管理計画では、庁舎や学校、子育て支援施設等のいわゆる義務的施設以外の施設については、統廃合や多機能化のほか、地域や民間への譲渡等を積極的に検討することとしております。また、公有財産の譲渡は、適正な対価をもって行うことが原則でありますが、公益性等が認められる場合には、これを減額または無償とすることができます。このことから、施設の譲渡に当たっては、相手先の公益性や地域との関係等、総合的な判断も必要となってくるものと考えております。

以上であります。

○議長 (中嶋新君)

次に答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長 (浅川辰江君)

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターの状況について、いくつかご質問いただいております。

はじめに、各種相談事業の実績と対応についてであります。

昨年4月に開所して以降、これまでの実績は、不妊相談延べ6件、妊娠出産育児相談延べ4,772件、ひとり親相談延べ93件、DV相談延べ58件、児童相談所からの相談も含めた虐待相談延べ706件であり、当初の想定より多くの方々に利用していただいている状況であります。

各種相談への対応については、保健師、栄養士、助産師、臨床心理士、利用者支援専門員等の専門職を配置し、不妊相談をはじめ、妊娠届け出時から出産育児期にわたり、地区担当保健師が、一人ひとりにアセスメントを実施し、必要に応じて他の専門職・各種サービスや関係機関につなげるなど、発育発達に合わせた支援を行っております。

また、養育相談、児童虐待、不登校、DVなどの相談は、家庭児童相談室の相談員、保健師等が18歳までの子どもに関するさまざまな心配事についての相談を行っているところであります。

なお、保育園、小中学校や県の児童相談所および配偶者暴力相談支援センターなど関係機関と連携を図りながら、必要に応じ定期的な訪問や見守りを行い、緊急を要する場合には、県の関係機関へ通報し、必要に応じて保護するなど、その後も県と連携を図っております。

次に、相談対応の課題についてであります。

妊娠届けについては、仕事の都合でセンターの閉所間際に来所される方も多く、開所時間が利用者のニーズとマッチしていないケースもあります。また、相談内容として、子どもの発育・発達や母親のメンタルに関する相談が多く、臨床心理士の人員体制について十分確保がされていない状況にあります。

次に、相談事業の充実、強化、改善についてであります。

相談窓口について、さらなる周知を図りながら、就労している方も利用しやすいよう窓口の 開所時間などを検討し、相談者に寄り添った対応に努めてまいります。また、メンタル相談等 のニーズが高いことから、臨床心理士など支援に当たる専門職の人材確保に努めてまいります。 以上でございます。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は4時10分といたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時10分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

ただいまの休憩時間中に7番、井出一司議員から体調不良により会議を欠席したい旨の申し 出があり、これを許可いたしました。

さらに会議の時間を延長いたします。

それでは、当局の答弁が終わりました。

次に質問はありますか。

福井俊克君の再質問を許します。

○10番議員(福井俊克君)

それでは再質問を行いますが、3項目、私のほうから再質問をしたいと思います。

まず1項目めの合併15周年を迎える新年度の予算編成の考え方について、この点につきまして、再質問を行います。

その中で、5番の第2次北杜市総合戦略の組み立てについてであります。

施策体系を健幸北杜の5本柱と、これを支える各種の基盤的な施策というフレームを想定しているということで、お話がありました。これについて再度、具体的にはどのような施策か、 伺いたいと思います。

また、来年3月を目処に第2次総合戦略のプレ計画を示すということでありますが、その策定についてどのように策定するのか、お伺いをいたします。

さらに第2次総合戦略策定まで1年間、市民アンケート調査で市民の意見を伺いながら内容の充実を図るという答弁でありました。このアンケート調査等については、どのような方法で行うのか。また、誰を対象に行うのか、併せてお伺いをしたいと思います。

まず、最初の再質問であります。よろしくご答弁をお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

櫻井政策調整参事。

○政策調整参事(櫻井順一君)

ほくと未来の、福井俊克議員の再質問にお答えいたします。

まず、健幸北杜の5本柱を支える各種の基盤的な施策ということでございますが、こちらもいまだ研究中でございますので、イメージの段階ということでございます。また、くくり方などは検討していきたいと考えております。例えばということですが、1つといたしましては防犯・防災、交通安全対策というようなことでございます。あとは2つ目としますと、まちづくりの推進というようなことで、これはインフラ整備の関係になります。それから3つ目としましては、環境保全対策。それから4つ目といたしましては、移住定住促進というようなことでございます。5つ目としては、地域づくりの推進というようなことで、今のところ5つの施策がどうかなということで、検討中でございます。

次に、プレ計画の関係でございます。

プレ計画というと、プレ大会とかプレイベントなんていうことがよく行われておりますけども、一般的な目的としましては本大会の開催にあたって事前にPRをしたりとか、それから本番前に試行をして、試験的にやってみて改善点などを確認したりというような目的で行われるようでございます。こちらのプレ計画につきましても、第2次の総合戦略の策定を前にベースとなるものをお示しして良いものにしていきたいというようなことでございます。

具体的な狙いとしましては、健幸北杜の施策事業について市民の皆さまに早い時期に分かりやすい形でお示しをして、ご理解を得る中で取り組みを進めたいということが1点ございます。それからもう1点、こういった具体的な施策事業とともに指標の見直しも行いますので、事業の成果等の見える化を図りたいと。さらには、こういった施策事業の進捗管理を前倒しして行うことになりますので、平成32年3月の策定の本番までの間にそういった施策事業の内容とか、指標について必要な追加であるとか、修正を行うことにより、充実することができるというようなことを目的といたしております。

3点目の市民アンケート調査等ということでございますが、前回、市民アンケート調査を行っておりまして、こちらは平成27年の11月から12月にかけて行っております。当時、対象は市内に居住される方で、高校生以上の3千人を対象に行ったということでございます。こちらの結果については、第2次総合計画策定に活用したという経過がございます。

今回、想定としましては、調査項目なんかは時系列の比較の関係もありますので、前回の調

査項目をベースに想定をいたしております。

それから調査結果については、当然、プレ計画の施策事業の指標の見直し等にも活用したい というふうに考えております。

それから、こういった市民アンケート調査以外にも各担当部署なんかで、いろんなイベントとか、講習会とか、そういったことを年間通じてやっておりますので、そういった機会を通じて来場者の皆さん方を対象にして簡単な、数問でいいかと思うんですが、満足度調査なんかもやったらどうかと。そうすると市民ニーズが非常に分かりやすいんではないかなと考えております。あとは、ふるさと創生会議もございますので、そういった場でもご意見を頂戴したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに再質問はありますか。

福井俊克君。

○10番議員(福井俊克君)

ありがとうございました。次に、2項目めであります。防災計画の見直しと、その施策について、再質問を行います。

3番で謳ってあります、昭和34年災を教訓にした防災意識の向上についてであります。

これは皆さんご承知のとおり、昭和34年8月14日に起きた台風7号によるものであります。武川町においては23名の人命、それから128戸の人家、また180へクタールの田畑を南アルプスの山麓の崩壊によりまして発生した土石流で一瞬の間に飲み込まれたという、未曽有の被害をもたらした台風7号でありました。

これらの被災状況の写真展示や防災講演会を、この記念事業として行っていくというご答弁を先ほどいただきましたが、来年度、地元が主体となりまして、60年を迎える34年災に関係する行事を計画していくというお話も聞いております。そういうところでありますので、市としてこれらの計画を支援する中で、過去の災害を風化させないよう、また後世に伝えていく考えがあるか、再度質問をいたします。

以上です。よろしくどうぞ。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

ほくと未来の、福井俊克議員の再質問にお答えいたします。

来年、60年という節目の年、これを地元で災害の歴史を伝えていこう、防災意識もそれによって高まる、共助の重要性も再認識されるというふうなことだと思います。こういったことで地域が一丸となって、そういった取り組みをしますと、地区防災計画、こういったものの策定にもつながっていくだろうと市のほうでは考えております。

市としましては、多くの人命が奪われた、この34年災を風化させることなく後世に伝えていきましょうと。こういったことは重要だと考えております。市民の防災意識の向上にもつながります。よって、積極的に地元で行うものについてではありますけども、支援、協力してま

いりたいと。

特に北杜市では、先月ドローンによる防災の協定を結びました。ですから、こういったものも活用していく中で、特に武川では河川の氾濫ということで、例えばキャンプに来た人が取り残されるとか、そういったことも事例としてはあるかもしれません。そういったことも想定した中での防災訓練というふうなことも、ドローンを使ってもできるかなというふうに考えております。いずれにしても市ができることについては、一緒になってやっていきたいと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに質問は。

福井俊克君。

○10番議員(福井俊克君)

ありがとうございます。それでは最後ですが、4項目めにあります子育て包括支援センターの状況について、再質問をさせていただきます。

まず、1番目にあります虐待に関する相談というのが、ここのところ増加していると聞いております。先ほどからのお話もありましたとおり、かなりの件数があるようであります。この相談について、どのようなところからの相談が多いのか。また、どのような対応を取っているのか、改めてお伺いをいたします。

また、3番で私が尋ねております相談事業の充実、強化、改善についてで、相談窓口の時間 延長などを検討しているということであります。具体的にはどのように考えているのか、また 母子保健のさらなる充実のために職員の確保も重要な課題と思います。併せて、そのお考えを 伺いたいと思います。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長 (浅川辰江君)

ほくと未来、福井俊克議員の再質問にお答えいたします。

2項目、ご質問のほうをいただきました。

まず、1点目ですけれども、虐待がどんなところから相談が多いか、またどんなふうな対応 を取っているかという、ご質問に対してであります。

市に対する相談件数ですけれども、市に直接なものは横ばいの状況にありますけれども、児童相談所への相談件数が平成28年度から増加している状況でございます。この増加の要因については、国の広報や啓発活動等により児童相談所全国共通ダイヤル189番と言いますけれども、通称、いちはやくダイヤルの周知によって児童虐待への意識が高まったことにより、通告の件数が増えているというふうに考えております。

また、児童が同居する家庭において、児童の目の前で配偶者に対する暴力等というものもございまして、これらも警察からの通報が増えているという状況でございます。

合わせまして、通告等があった場合、どんな対応を取っているかということですけれども、

こちらにつきましては、国の指導マニュアルに基づき対応のほうを実施しております。

状況としましては、通報があった場合は家庭や保育園、学校等の関係機関に出向いて、子どもの安全確認、事実確認を調査した上で担当による関係者を含めた受理会議を開催し、リスクアセスメントにより対応の緊急度を判断して対応方針を決定し、関係機関と連携を取り対応をしているという状況でございます。

また、市の相談所につきましては、児童虐待に関する相談、通告は子どもの安全を守るために休日、夜間等の相談に対しても対応をしているという状況でございます。

引き続きまして、質問2点目でございますけれども、相談窓口の時間の延長は具体的にどのように考えているかという、ご質問でございます。

相談窓口の延長については、不妊相談と母子手帳の交付等について、業務の延長を考えております。近年、結婚後も多くの女性が仕事をしているという状況にあります。妊娠初期は会社等に勤務しているという方も多いという状況でございますので、母子手帳交付については、保健センターに来所するためにお休み等を取るとか、時間休を取ったりするという状況です。また場合によっては、電話等で閉所間際の時間帯に伺いますという連絡をして来所される妊婦さんもいらっしゃるという状況です。

母子手帳の交付につきましては、保健師や栄養士等が妊娠中の様子や出産後の生活のことなどについて、きめ細かに相談に乗ったり、聞き取りを行ったりしております。また、妊娠中および出産直後に受けられるサービスや、支援のことなどの説明を行い、かなりの時間を要しているという状況でございます。このために相談窓口の開所時間についてですけれども、週1回、時間等を延長し、試行的に実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに・・・答弁漏れですね。

浅川福祉部長。

○福祉部長 (浅川辰江君)

申し訳ございませんでした。答弁漏れ、失礼しました。

人材確保ということですけれども、今回の窓口の延長については試行的な実施であること、 また週1回ということですので、この業務のためだけの人材確保は難しいというふうに考えて おりますので、時間外手当等で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに。

(なし)

福井俊克君の質問が終わりました。

ここで関連質問はありませんか。

(なし)

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

次に、無所属の会の会派代表質問を許します。

無所属の会、2番議員、池田恭務君。 池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

無所属の会を代表し、4つのテーマについて質問をいたします。

まず最初に、無所属の会ですが11月に結成をいたしました新会派でございます。前回選挙 から2年の間、テーマごとにさまざまな会派や議員の皆さまと連携をしてまいりました。そして採決行動や討論内容、また何よりも非公開の会議での発言内容などからそれぞれの考えなど がよく分かってきた中で、北杜市議会において課題への考え方が近く、採決行動も最も近かった栗谷真吾議員と2人で立ち上げた会派でございます。

右派や左派であったり、国政政党にとらわれることなく、さまざまな問題に対し合理性・透明性といったものを重視して、是々非々で課題に取り組み、常に新しいメンバーにも広く門戸を広げている、そのような会派でございます。チームとして力を最大限に発揮し、課題への取り組みをより一層加速させていく所存でございます。

それではテーマに入っていきますが、時間に限りがあるため早口となりますが、どうぞよろ しくお願いをいたします。

では、まず1つ目のテーマです。太陽光発電設備設置に関する条例について、質問をいたします。

10月2日に、北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会が最終回となり、1年間にわたり議論されてきた内容が提言書として、10月17日に市長に提出されました。この間の市民委員の皆さまにおかれましては、事前の調査ですとか研究を時間をかけて熱心に丁寧にされていることがとても伝わってきまして、終始、委員会での議論もリードされた、その姿勢と功績に敬服すると共に心より感謝を申し上げます。

提言の内容としましては、これまで市内各所で噴出していた各課題に対応するものであり、 幾度となく市民から市長へ提言・要望がされており、議会でも取り上げられてきたような内容 です。それほど課題は明確であり、先行する他の自治体の条例と比較しても遜色のない内容と 捉えております。そういったこともあってか、市からは提言書の内容を尊重する旨、議会へも 説明がありました。

「尊重」するということですが、提言書の内容に沿って、実効性のある条例を策定すること と捉えております。そのためには、ただ策定するだけではなくて、効果的なタイミングである 必要もあります。

極端な例にしますけども、10年後に策定されたのではまったく意味がなくて、提言内容を、これでは無視をしたというようなことになります。1年後であっても手遅れで、ではいつまでの条例化が求められているかというと、検討委員会での議論を踏まえると、12月議会、今議会への提出といった、覚悟とスピード感が必須であったというふうに言えます。

4月施行では、ほとんどの設備が条例の対象外となるおそれがあります。理由の1つとしましては、工事に着手したあとに条例が施行されると遡及に限界が出る可能性があるということ。2つ目は今、工事が進んでいないのは東電の送電線の張り替え工事を行っていて、それが来年7月には完成予定で、連結できるようになると。そこから逆算すると来年には工事ラッシュが始まる、工事着手が加速すると見るべきだと、このような話も検討委員会ではございました。そして3つ目ですが、先ほども話がありましたが、未運転の設備の買い取り価格を引き下げる

という検討がされておりましたけども、12月5日に経産省から引き下げの発表がされたというふうな理解でございます。これらは駆け込みでの工事着手を加速させる要因となると見るべきだというふうに考えます。

こういった点は、何度も検討委員会の中でも言及されておりまして、職員の皆さま、そして 市長もご認識されていないということはないはずです。

こういった状況を踏まえ、質問です。

いつまでに条例化を行わないと、条例の実効性に疑問符がつくというふうにお考えでしょうか。

2つ目のテーマに入ります。

増富地域再生協議会へ返還を求めることの妥当性についてということで通告しております。 増富地域再生協議会へ一部事業費の返還を求めるということで、11月30日の全員協議会 で説明を、私たちも受けております。学識経験者によりますと「民間団体が公金を扱う際には 市が責任を持って管理する必要があり市の責任も大きい」というふうに報道されていますが、 われわれへの説明の中では、市の責任が見えてきませんでした。事業が中止となった経緯など 不可解な点が非常に多いと言わざるを得ません。報道もされておりますが、当市の市議会議員 が訴えられている裁判にも発展しております。野中議員が市を訴えていらっしゃるのも当件に 関連するものです。そんな状況で、現時点で協議会にすべての責任を求めるかのように見える ことへの強い違和感が拭えません。

そこで質問をいたします。

1点目です。事業を進めるにあたり、協議会は都度、市へ相談をしながら進めていたのではないのでしょうか。その上で、市は年度をまたいだ納品や完成などを認識しながらも、問題にしてこなかったのではないのでしょうか。

2点目です。市は今回の件について、自らにどのような責任があるとお考えでしょうか。 次に、3点目のテーマになります。

いじめガイドラインの趣旨に沿った適切な運用だったかというテーマです。

去る11月1日、市内中学校でいじめ防止対策推進法、そしてそれに基づく具体的な対応について書かれた、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインに示されている重大事態が発生しているにもかかわらず、第三者委員会がかなりの長期にわたり設置されなかったとして報道がされております。

事案そのものについては、これから開催される第三者委員会によって調査されるべきものであって、われわれ議員が判断するべきものではございません。しかし、学校と市教育委員会がいじめに対する行ってきた対応というのが、法の趣旨に反するといった厳しい報道がされていることについては、見過ごすわけにはまいりません。

今後、万が一、第三者委員会を立ち上げる必要があるケースがまた発生した場合、今度は適切に対応がされるのか、多くの心配の声をいただいております。同じ過ちが発生しないように市を正すのがわれわれ議員の役割というふうに考えます。

いじめガイドラインの冒頭に次のようにあるので、抜粋し紹介をいたします。

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、重大事態への対処に関し基本方針や指針を 策定した。しかし、そのあとも学校や教育委員会などの不適切な対応があった。そこで新たに 平成29年3月、文部科学省によりガイドラインが作成された。こういったことが書かれてい まして、これまでの過ちを見直し、同じ間違いを繰り返さないためにガイドラインは策定されたというふうに読むべきだろうと思います。

そしてまた、そのガイドラインの中では次のようにも謳われております。

学校や教育委員会は軽々にいじめはなかった、学校に責任はないという判断をしないこと。 安易に重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。学校、教育委員会は自発的・主体的に詳細な調査の実施を提案すること。重大事態は事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、疑いが生じた段階で開始しなければならない。重大事態として早期対応しなかったことにより被害が深刻化する可能性がある。生徒や保護者から申し立てがあった場合、その時点で学校がいじめの結果ではない、あるいは重大事態とはいえないと考えたとしても重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたること。このように書かれております。

以上を踏まえて、質問です。

報道されている内容からは、ガイドラインに沿って適切に対応がされてこなかったとの印象を抱かざるを得ません。なぜ、昨年11月時点で法に則って、ガイドラインに則って重大事態と認定し、第三者委員会を被害保護者へ提案しなかったのでしょうか、伺います。

最後に4点目のテーマになります。要介護認定申請についてということで伺います。

包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)として、7月に作成された北杜市地域支援 事業事業実績報告書には、総合相談支援業務として、高齢者が住みなれた地域で安心して生活 できるよう、本人・家族、地域住民からの相談に対し状況把握を行い、関係者のネットワーク を構築し、問題解決に必要なサービスや適切な保健・医療・福祉サービス機関や制度利用につ なげる支援を行うとあります。

質問です。

もし、高齢者が要介護、もしくは要支援認定がされるべき状況、すなわち申請したほうがいい状況にあるにもかかわらず、例えば制度を知らないですとか、申請の仕方が分からない、現実的に自ら申請するのが難しいといった場合、ご本人からではない場合も含め、市へ相談があれば状況の確認や要介護認定申請の代行など、そういったことはしていただけるのでしょうか。以上4つのテーマについて、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

太陽光発電設備設置に関する条例における、条例の実効性に係る期限についてであります。 条例策定に当たっては、太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会から の提言書において、慎重に検討すべき課題が示されていることなどから、関係法令を踏まえた、 実効性のある条例案作成には、専門的アドバイスを受ける必要があると考えており、作業日程 についても、その中で見通しが立つものと考えております。

その他については、教育長、担当部長および担当総合支所長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長(堀内正基君)

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

いじめのガイドラインの趣旨に沿った適切な運用だったかにおける、11月時点での重大事態の認定等についてであります。

昨年11月に発生した事案については、その時点における教職員の聞き取りや、スクールカウンセラーのカウンセリング等において、被害生徒が学校以外のことに関する悩みを相談していると、学校から報告を受けていたことから、「いじめの重大事態」と認定はいたしませんでした。よって、第三者委員会を被害保護者へ提案はいたしませんでした。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

要介護認定申請の代行についてであります。

介護サービスが必要な状態にあるにもかかわらず、制度を知らない、または申請の仕方が分からないなどの高齢者の情報などが、民生委員・児童委員や地域住民から寄せられた場合、市の地区担当者が自宅に出向き、状態の確認、相談などを行い、適切な介護サービス、あるいは、医療、福祉などにつなげる支援を行っております。

なお、要介護申請が必要な方で、ご自身で申請ができない、または申請ができる家族がいない場合には、市や居宅介護支援事業者などが申請を代行しております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

次に、坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長(坂本孝典君)

池田恭務議員の、無所属の会の代表質問にお答えいたします。

増富地域再生協議会へ返還を求めることの妥当性について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、再生協議会は市に相談しながら進めていたのではないか、市は年度をまたいだ納 品等を認識しながらも、問題にしてこなかったのではないかについてであります。

物品の購入等については、市に相談がありましたが、年度内納期については、契約書どおりの履行を求めておりました。契約書には、事業の履行期間が明記されておりますので、納期遅れを認めることはあり得ないと考えているところです。

次に、市はどのような責任があると考えているかについてであります。

市としては、再生協議会に対し、事業の継続を依頼してまいりましたが、結果的には、事業が中途で中止となり、当初の計画どおりに進んでいないことについて、事業主体として責任を感じております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。 池田恭務君の再質問を許します。 再質問はありますか。 池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

ご答弁、ありがとうございました。

全項目、時間が許せば再質問、再々質問になろうかと思います。

まず、太陽光発電設備設置に関するポイントです。

私からの質問は、条例化を行わないと実効性に疑問符が付くタイミングはいつですかというような認識を聞いたわけですけども、そこに対する明確な答えはなかったかなというふうに思いますが、それはもう、先ほども説明したとおりで明らかだろうかと思いますので、あえて、もう一度聞くということはいたしません。

再質問ですけども、今定例会で補正予算としまして、専門家に相談するとして100万円が 計上されております。これは、感想としてはあまりにも遅いというふうに私は感じております。 というのが、算出根拠が非常にざっくりとしているということと、あと11月19日に臨時会 もございましたので、そこでの提出も可能だったのではないかなというふうに思うんですが、 なぜそのときに提出ができなかったのかというのがまず1点目です。

次に、先ほども神戸市の話が出ましたが、そこについてもう一度、別の観点から質問しますけども、今年7月の西日本豪雨の際に太陽光パネルの崩落事故が神戸であったということです。7月の翌月、8月ですね、8月に条例化を目指すというふうに神戸市では決めております。そして8月、9月、10月、3カ月をかけて11月の議会、先月の議会で提案し可決されております。たったの3カ月であります。市長によっては、このスピード対応が可能なんですね。先ほど訴訟リスクですとか、検討ポイントがというふうにおっしゃっていたわけですけども、これは北杜市に限ったことではございません。

そういった中で渡辺市長に伺いたいんですけども、今のこの検討状況、スピード感、こういった状況をどのようにお感じでしょうか。私はぜひ、渡辺市長には、ご自身もちょっと遅いなと感じていていただきたいなというふうに思うんですけども、そのあたりを伺いたいと思います。 以上2点、よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

無所属の会、池田恭務議員の再質問にお答えいたします。

2点いただいておりますが、まず1点目でございます。今回の定例会での補正予算のタイミングということでございますけども、10月17日に検討委員会のほうから提言書をいただきまして、条例制定に向けて検討をしたところでございます。その中で、条例の制定にあたっては客観的な基準の積み重ねであるとか、課題等々がございますので、その内容等をやはり検討委員会の議論の中でも出ましたけれども、こういったものが裁判官によっても違うというような弁護士の意見もございました。ですから、市といたしましては、できるだけ専門家の意見を

数多く拝聴しながら、齟齬のない、法令等に基づいた条例を制定してまいりたいと考えている ところでございます。

100万円の内訳につきましては、弁護士への委託料、また大学教授等、環境・景観に熟知された知識をお持ちの、そういった学識経験者の方をお願いしたいというふうに考えてございまして、それに基づいて積算をしたところでございます。

それから2点目の神戸市等々の期日の関係でございますけれども、提言内容にもございますとおり早急な条例の制定が必要だということは、市でも十分認識はしているところでございます。しかしながら他の自治体との条例との比較と言ったらおかしいですが、他の自治体と同等の条例よりも内容的にも、基準、それから遡及であるとか、さまざまな面でクリアする内容も提言をいただいておるところでございます。そういったことから、そういった内容を慎重に検討して実効性のあるという観点から、しっかりした条例をつくってまいりたいという考えでございます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

答弁がちょっと正確にいただけていないかなと思うんですが、11月の臨時会で補正予算が 提出できなかったのかという、そういう質問です。

○議長(中嶋新君)

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

申し訳ございません。答弁漏れがございました。

11月臨時会におきましては、まだ事務方のほうの積算が整っておりませんで、提出が間にあってございません。申し訳ございませんでした。

○議長(中嶋新君)

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

再々質問です。

先ほどの100万円の算出根拠は、ざっくりしているというふうに私、申し上げたんですけども、先ほど説明いただいたとおりのことを全員協議会でも説明をいただいております。そのレベルなのであれば11月、積算根拠というほどのものかという感覚なんですね。それよりもスピードを重視して、予算をあげて、専門家にすぐに相談をすべきであっただろうというふうに思うわけです。そういう観点で質問をいたしました。

再々質問ですけども、今の取り組み姿勢、あと、また今の答弁からは市民の皆さん、また検討会の皆さんからの提言を尊重しているというふうに言えるのかというふうに私は感じます。 今の答弁が示すのは、どちらかというと私には逆の姿勢というふうに見えてしまうんですね。 今まで、これだけ時間もありました。残念ながら12月議会へは、条例案は提出されませんでした。3月となると、かなり手遅れになる可能性も高くなってこようかと思います。そうしますと、それよりも前にということになると臨時会もといったことも選択肢としまして策定を目 指していくということを市長にはぜひ、目指していただきたいというふうに思うんですけども、 そのあたりはいかがでしょうか。

○議長(中嶋新君)

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

無所属の会、池田恭務議員の再々質問にお答えいたします。

臨時会も視野に入れてということでございますけども、市といたしましては可能な限り、早 急に条例素案を策定いたしまして、その中で市民の皆さま等々のご意見も伺いながら、条例案 を固めていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

ほかに。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

では次のテーマです。増富の件で再質問をいたします。

先ほど答弁で相談はあったけども、年度内での納品を求めていたと言いますか、そういう前提であったというようなご答弁だったかと思いますが、ちょっと腑に落ちないようなお話がいくつかございます。

まず1つなんですが、予算額が非常に初年度から大きかったということで、消化できないような状況であったというように理解をしております。結果としても、できていないというふうに思います。年度間際になって、予算消化を促されて、協議会はなんとか予算を使おうとした、そのように捉えられるような、やりとりはなかったのでしょうか。それが、まず1点目の質問です

2点目です。納品が年度をまたぐ前提で発注をしていいかなど、協議会からメールで相談があったということで、全員協議会でもそんなお話だったと思います。先ほどのとおり年度内なら問題なしと口頭で回答されたということでした。しかし、それ以外で年度をまたぐことを問題としない、そういった前提のやりとりはなかったんでしょうか。

次が3点目です。看板の設置です。看板の設置が年度をまたいだために返還というふうにされているわけですが、市は県や協議会とはどのようなやりとりをしていたのでしょうか。市が年度をまたぐことを知らなかったとは、とても考えられないんですね。考えにくい。だからこそ住民監査請求でも問題なしというふうにされてきたのではないかと考えております。市が問題なしとしてきたことの責任を、あとになって、ちゃぶ台返しではないですけども、増富協議会へ押しつけているように見えてしまうわけなんですね。なので、そのあたりの確認をお願いいたします。

4点目です。返還を求める件ですね、われわれ議会に説明がされる前にYBSで報道がされたというふうに思います。これは大変遺憾なことであって、地方公務員法の守秘義務違反になるんではないかなというふうに思うんですよね。市長におかれましては、この件をどう見ているのかということと、再発防止を市民にどのように約束するのかということをぜひお答えいただきたいというふうに思います。

再質問、最後です。 5点目です。同じように税金を原資とした事業というのは、市内にたく

さんございます。増富の件のように、過去に遡って同じように年度をまたいだ納品がされた事業には返還を今後、求めていくんでしょうか。実際の現場の声としましては、これを決して肯定するわけではもちろんございませんが、年度をまたいだ納品というのは実はよくある、ない話ではないんだというふうなことも耳にはしております。こちらの市の事業に関わっていらっしゃる多くの市民が強い関心を持って見守っておられるというふうに思いますので、明確な基準を示す必要があると思いますので、この件についてもご答弁をお願いします。

以上5点、お願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

5点あります。具体的に答弁を求めるわけですけども。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

無所属の会の、池田恭務議員の再質問にお答えいたします。

最初が予算の関係だと思います。予算が非常に大きい中にあって、これが単年度で消化できないんではないか。だから年度末のほうへいって、年度をまたいでもいいんではないかと。そんなふうなやりとりがあったんではないかということだと思います。

基本的に委託契約を結んだ中では、年度内ということが明確に謳われております。それを承知で実際に実施しているということですから、いずれにしてもそういう相談があったことは確かですけども、年度内でお願いしたいという旨を答えているというところです。

2番にも関係してきますけども、年度をまたいで発注していいかというふうなことでやりとりがあったと。たしかにメールが来て、それを担当職員のほうが年度内の納品であればいいということで回答しているというふうに聞いております。

看板設置ですけども、県や協議会とのやりとりということだと思います。

これは当然、自然公園法や恩賜県有財産内の作業許可が必要となりますので、観光課のほうを経由して県と協議しているということはございました。

それから協議会においても看板を立てたいというふうなことの中で計画がありまして、それを実施したというところであります。実際に公園法等、それから看板設置した業者に確認したところ、7月ごろだというふうな回答をいただいております。

YBSの報道ですけれども、守秘義務の違反ではないかということだと思います。

実際にここは、YBSにも抗議いたしましたけども、そのソースについては一切明かしては くれません。うちのほうでもできる限りの、関係する職員等にも確認しましたけれども、そう いった、リークしたというところはございません。もちろん、今後は公務員ですから、そういっ たことについては、職員の中にあっては、しっかりと対応していきたいと考えております。

今回の事業に限らず、こういった新年度になってから、要は年度をまたいだような納品というふうな事業があれば、そういったものについても厳しくチェックしていくのかということでありますけれども、基本的に単年度事業であれば原理原則に基づいて行っていくということであります。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

すみません、早口で再質問したんですが、すべて答えていただいてありがとうございました。 再々質問です。

まず予算消化の部分なんですが、私もちょっといろいろヒアリング等々をして調査したところ、2月21日に当時の増富出張所課長補佐からメールがされておりまして、減額補正はしませんので委託金額は1,564万5千円ですと、いろいろ書いてある中での一行ではありますが、そういったメールが出されております。

普通、役所からこんなふうに言われたら消化しないとまずいというふうに、普通の市民は受け取ると思いますね。なんとか使わせようとしたというとあれですけども、当然、役所の仕事ですから使っていただきたい、使わせたいというようなことだと思うんですが、そういうふうに市民は受け取ったというふうに捉えるべきだろうと、私は思います。こちら、市長も私はきっと同じように感じられるんではないかなと思うので、市長の感覚をぜひ伺いたいと思います。

2点目です。納品が年度をまたぐことですが、こちらもちょっと確認しました、私も。年度末、3月27日に協議会から市のほうへ納品が年度をまたぐことをよしとするかというメールの相談がされています。その回答はメールではなかった。ただ、そのあと、3月31日に市は協議会へ実績報告を求めています。その返信として、4月1日、協議会から市にメールされていまして、納品が年度をまたぐこと、そういったことを前提とした内容になっているんですね。それらを問題とした、そして形跡がちょっと私には見当たらなかったです。年度内なら問題なしというふうに口頭ででも回答していたのであれば、この時点ですぐに問題だというふうにしていないとおかしいわけなんですよ。それがされていないんです。非常に不可解なんですね。こういったことを考えると、市は年度をまたぐ納品が問題なしとしていたことは明らかなんではないですかというふうに見えるわけです。こういった状況を、市長も聞いて、これでもすべて協議会の責任であるというふうに市長は言われますか。これが2点目。

3点目です。こういった話もございます。年度をまたいで倉庫が増富出張所内に設置、納品されているわけですが、この場所は職員だったら絶対に気づく場所です。いつの間にか置いてありましたみたいな場所ではないですよ。絶対に気づく場所です。立ち会っていなくても知らないということはあり得ません。もし、年度をまたいだ納品が問題だったのであれば、なぜそのときにすぐに指摘をしなかったのでしょうか。この点からも市は問題なしとしていたことは明らかだというふうに見えてしまいます。この点も市長の、ぜひ意見を私は伺いたいなというふうに思います。

次に、看板の設置です。

先ほど言われていましたけども、いろんな法律等々があるということで、私も市が納品がまたがるようなこと、知らなかったわけないんではないかなというふうにやっぱり状況的に感じましたので、開示請求をさせていただきました。そうしましたところ、きっとメールが一番重要な証拠になるんだろうなと思っていたんですが、メールは開示しませんと。そのような内容で、実際、具体的なことは分からないという状況です。しかしながら、先ほど丸茂総務部長が言われましたけども、県ですとか協議会との協議をしてきましたということなので、そういった資料があったんではないかなと思うんですが、今回は開示をされませんでした。そのあたり、どのようなことで開示されていないのか、分かる方がいらっしゃれば、ぜひお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

4点ですね、確認ですけども。

(はい。の声)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

池田恭務議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目が、予算消化のための出張所からのメールが来たということだと思います。

実際、これは1,500万円からの事業ですから、これをぜひしっかりやってくださいというふうなメールだと捉えております。

2点目、3月27日に年度をまたぐというふうなメールがあって、そのあと3月31日に実績報告ということであって、4月1日ですか、年度をまたぐというふうなメールが来たということでありますが、先ほども答弁したとおり、年度内の実施ということをお願いしたということを聞いております。

3番目の倉庫の、出張所でこれが設置されたのが新年度以降だというご指摘だと思うんですけれども、実際に納品が3月にされて、なんらかの影響で設置が遅くなったんではないかと。 ちょっと、このへんについては、詳しい状況は私のほうでは把握しておりません。

4番目、開示請求、さっきの看板の件に関して、やりとりした資料等がないかということでありますけども、具体的に協議会と、この看板について細かなメール等、やりとりしたとか、そういった資料はございません。市のほうにあるのが県からの自然公園法等の認可の通知、これでございます。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

それでは、次のいじめの質問に入りますが、今の増富の件につきましては、不可解な点が多くて、いろんなことがクリアにならなかったなというふうに思います。

いじめの件です。昨年11月時点でなぜ、すぐに重大事態としなかったのかということで、いじめ以外の話があったということなんですが、ガイドラインをまったく無視しているわけですね。ガイドライン、まったく無視しています。ガイドラインには軽々にいじめはなかった、学校に責任はないという判断をしないこと、安易に重大事態として扱わないというようなことを選択することがあってはならない、そういうことが明確に書いてあります。これは過去にそういったことがあったから、救えない命があったから、そういうふうになっているんですよ。そういったガイドラインに沿わなかったというのは、いかがなものかなというふうに思います。再質問ですが、報道によりますと、その後、学校のアンケートでいじめを訴えていたということです。なぜ、その時点で第三者委員会を提案しなかったんでしょうか。ここでもガイドラインに沿っていないですね。

2点目です。これも報道によりますと、その後、生徒さん、入院をされたということです。

ここでも第三者委員会を提案していないです。ここでもガイドラインに沿っていません。

3点目、聞きます。市は被害保護者に寄り添ってきたというふうに言われていますけども、何をもって寄り添ったというふうに言っているのかというのが、私は気になっています。というのが、ここが市民感覚、市民目線とずれていると今後もずれ続けます。ですので、この点、明らかにしていただきたいと思います。

4点目です。他の自治体の新聞記事などを見ますと、第三者委員会は委員名の公表は当たり 前だというふうに言われています。当市の報道がされたあとも、頑なに委員名を被害保護者に すら公表を市教育委員会はしませんでした。これでは、市民から見ると密室で進めたいという ように見えてしまうんですね。その後、方針は変えていらっしゃるわけですが、なぜ最初から そうしなかったのか。これでも寄り添っていたというふうに言えるのか。このへんが非常に疑問です。

5点目です。報道を見ますと、ガイドラインの趣旨に沿った対応がされていなくて、結果、 市教育委員会が不安視されているというふうに、私には見えます。市民が不安視しているとい うふうに思います。このような状況で、保護者にのみ委員名を知らせるだけでの第三者委員会 の進め方は引き続き、密室ということでは、適切とは私は言えないんではないかと思います。 市民も納得しないんではないでしょうか。透明性の担保のためにも外からチェックできるよう にすべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

6点目です。市教育委員会も第三者委員会の調査対象であり、この間の対応の是非について 調べられ、評価を受けるといったことを会見で言っているというふうに耳にしておりますが、 他力本願ではなくて、自ら課題を洗い出して改善に向けて自浄作用を働かせるという考えはな いんでしょうか。

7点目です。さらに言えば、調査を受ける人、今回で言うと市教委ですね、教育委員会が自分たち自らを調査する人たちの組織を自分たちで立ち上げて、その事務局的な役割も担う、そういう構図なんですけども、ということだと、どれだけ口で公平・中立なんですと、そういうふうに立ち振る舞いますと言っても、これは外形的には偏るリスクが、どうしてもそういうふうに見えるんですよ。というのが自然であるというふうに私は思います。外形的公正性、これの担保はもう必須です。ぜひ、教育委員会も調査されるわけですから、もう一段、上にあげて、市長を責任者として第三者委員会を立ち上げて、事務局機能も市長直下で担うべきというふうに考えます。そのような事例もあるというふうに耳にしておりますが、市長のお考えはいかがでしょうか、お願いします。

○議長(中嶋新君)

7点について、再質問ですね。

順次、答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長(井出良司君)

無所属の会、池田恭務議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。報道等がされている内容について、ガイドラインに沿っていないんではないかという、ご質問であったかと思います。

この件については、子どもの問題であり、個人情報であり、プライバシーに関する事項でご ざいますので、答弁は非常に難しいものと考えてございますので、答弁は差し控えさせていた だきます。

次に、寄り添ってということで、どんなことを寄り添ってきたのかという内容でございます。 これについても同様でございます。市教委としましては、子どもからの相談を受け、カウン セリングをやり、いろいろな取り組みをしてきました。家庭訪問をし、家庭とも話をしたとい うようなことでございますが、これ以上のことについては個人情報、プライバシーの問題だと いうふうに思っております。答弁は差し控えさせていただきます。

それから委員氏名の公表は当たり前、最初から公表をすべきではなかったかでございます。 これについては、委員の氏名を公表することにより適正な審査が行われない可能性もあると いうことで、差し控えてきたところでございます。

それから5つ目になりますでしょうか、市民が報道等を通じて不安に思っている。被害生徒 保護者、それから家族のみならず市民にも公表すべきではないかというご質問であったかと思 います。

これも先ほどと同様でございます。事前に氏名等を公表することは、第三者委員会の開催以降もいろいろな問題、支障も出てくるというようなことで、そういったことは考えてございません。

それから教育委員会がそもそもは第三者委員会を開くということだけども、調査をし、いじめの事実確認をしていくべきではないかというようなお話だったかと思います。

これについては、本事案に関しまして、しっかりと学校から報告を受け、その報告の内容についても学校にヒアリング等をする中で、その報告の整合性等については、確認をしてきたつもりでございます。そうした中で、さらに第三者委員会を設置して調査が必要ということで、第三者委員会を設置する方向で進めております。委ねるということでいいのかというご質問がありましたけども、第三者委員会にしっかりと委ねて、いじめの事実確認、因果関係等をいろいろと確認していただくことが適当ではないかというふうに考えてございます。

次に教育委員会が自ら第三者委員会を立ち上げるということが公平・中立性という部分で適 当なのかという、ご質問であったかと思います。

これについても、法律でそういったことが規定されております。いじめ防止対策推進法、それからいじめのガイドライン、国のガイドライン、これらに沿って進めていくつもりであります。

それから市長が直下で第三者委員会を立ち上げるなり、調査を進めていくべきではないかということについては、前の回答と同じになりますけども、これも法律、それから国のガイドライン等に沿って進めていく必要があるということで、教育委員会が第三者委員会を立ち上げて事実確認をしていく必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

最後に1点だけ、質問します。

記事によりますと、被害保護者の方が知る前に情報がここでもマスコミに漏れて記事になっているようです。これも地方公務員法の守秘義務違反であって、さらに言うとガイドラインに

は、記者会見など外部に説明する際には、その都度、説明内容を事前に被害保護者に伝えることというふうにあったりします。先ほども情報が漏れていますよねという話があったんですけども、ここでもまた、市教委は寄り添っていないんではないですかねというふうに見えるんですが、この点いかがなんでしょうか。もう今後は、情報が漏れることはないというふうに思っていていいでしょうか。確認をお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長(井出良司君)

無所属の会、池田議員の再々質問にお答えいたします。

報道機関が当該被害生徒保護者が知る前に、情報を報道のほうから知ったということで、これが公務員の守秘義務違反になるんではないかというような、お話であったかと思います。

どの報道を捉えて、そのようなお話をいただいているのか、なんとも確認できませんので、 お答えが非常に難しいとは思っております。

ただ、私ども今回の事案に対して個人情報等に通じるようなことは、報道しているようなことはないと思っております。例えば教育委員会が第三者委員会を開く上で、8人であった委員を5人にして、委員の氏名を開示していきますというようなことについては、特段、そういった守秘義務に該当するような内容ではないと思っておりますので、報道は、取材の中で報道されたということだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

次は、よろしいですか。

(なし)

これで、池田恭務君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

(なし)

以上で質問を打ち切ります。

これで、無所属の会の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、22番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○22番議員(秋山俊和君)

代表質問をさせていただきます。4項目について、質問をさせていただきます。

まず最初に、市の災害対策についてということでございます。

本市は先般の10月1日、台風24号の襲来で市内各所に大きな被害を受けました。特に八ヶ 岳南麓の鳩川、大深沢川、甲川など幸いにも人的被害はなかったが、護岸崩落、落橋、道路・ 水路被害多発で、市内全体で500カ所近くに大きな損壊、被害を受けました。特に農業関係 は取水口大破63カ所、土砂流入破損94カ所など大打撃を受けました。

私たち北杜クラブは台風襲来直後、市民の皆さまから数多くの被害報告をいただき、10月

3日、4日に情報収集・現場視察を北杜クラブ全員で行い、行政からの被害状況報告を求め、 そしてその被害の多さに驚き、早速、市に次のように申し入れをいたしました。

1つ目として、国・県に強力に復旧要請をすること。

2つ目として、復旧計画を早急に立てること。

3つ目として、最大限の緊急予算措置、10億円程度はお願いしたいこと。

4つ目として、被災者への迅速な説明・地域要望の聞き取りをしていただきたいこと。

5つ目として、春の水田耕作に間に合わせること。

以上の5点について、お願いをいたしました。

また政府は11月30日の閣議で、9月末から10月にかけて列島を横断した台風24号による全国の農業被害を激甚災害に指定いたしました。これにより国からの復旧事業の補助率が現行の決まりより1割から2割程度、引き上げられることになり、災害復旧対応に大いに期待をするところであります。

そこで以下、質問をいたします。

1つ目として、市が被災者の方々へ説明と地域要望を迅速に行ったようですが、その状況はいかがだったでしょうか、お伺いします。

2つ目として、農業被害は激甚災害指定されたことで被災者の負担割合はどのようになりますか、具体的に教えてください。

3つ目として、鳩川・大深沢川・甲川などの畦畔部分がだいぶ流されて、崩落した箇所は護 岸工事を施工しなければ復旧できないと思われますが、その対応は。また、その負担はどのよ うになるか、お伺いします。

4つ目として、突発的な災害に遭遇したとき、市として速やかに対応することができる、そのための復旧対策基金等の準備をする考えはありますか、お伺いします。

2つ目でございます。本市における一般廃棄物処分(家庭ごみ)等についてということでご ざいます。

本市では、第2次北社市総合計画を新たに策定したこと、北杜市再生可能エネルギービジョンなど関連計画を策定したことを踏まえた中で、総合的な計画である環境基本計画を策定し、「環境創造都市」として豊かな環境を将来へ受け継ぐための取り組みを、市民・事業者・市が一体となって進めているものと思います。

先般、私が所属しております経済環境常任委員会が、国が定めた環境基本法に鑑み、環境基本計画を策定した新潟県小千谷市に研修に行き、私も参加しました。今日の環境問題は、かつての地域的な公害問題から、大量生産、大量消費、大量廃棄による都市・生活型公害といった日常の経済社会活動や市民生活に起因する新たな環境問題へと大きく様相を変えています。問題は一部の地域にとどまるのではなく、地球温暖化をはじめとする地球規模の空間的広がりと、将来世代にまでわたる時間的な広がり持つことが大きな特徴となっており、これらの問題の解決には、これまでのライフスタイルを見直すことが求められています。また、私たちが受けている地球からの恩恵、自然、空気、水、資源、エネルギーなどは、私たちの子孫にそれを引き継ぐ義務があります。このような理念のもとに定めた小千谷市環境基本条例を学んだところであります。

本市においても一般廃棄物処理基本計画により、ごみ行政について、廃棄物の減量やその他 適正な処理を実施しているものと思います。平成43年度以降については、峡北・中巨摩・峡 南地域の11市町で構成するごみ処理広域行政に移行することから、そのための作業も進めていく必要があると考えます。

この状況を踏まえ、以下質問いたします。

1つ目として、環境基本計画における進捗状況はいかがでしょうか、お伺いします。

2つ目として、本市における一般廃棄物(家庭ごみ)の収集等の状況はいかがでしょうか、 お伺いします。

3つ目として、峡北・中巨摩・峡南地域のごみ処理広域化による一部事務組合設立の体制整備はいかがでしょうか、お伺いします。

3つ目といたしまして、北杜市国際交流基金についてお伺いします。

平成2年8月に、八ヶ岳南麓4カ町村(旧高根町・長坂町・大泉村・小淵沢町)において、 八ヶ岳国際交流委員会が発足して以来、米国ケンタッキー州マディソン郡と代表団の相互訪問 事業、中学生ホームステイ交流事業および日米文化交流事業等の国際交流事業を行っておりま す。

私も平成22年に団長として訪問させていただきましたが、日本とは異なる気候風土や人情味にあふれた交流は、今でも鮮明に記憶されています。韓国抱川市と同様に市民の視野を広げると同時に、国際感覚を養うといった点では、重要な事業の1つと考えられます。また、中学生を受け入れたホストファミリーの親御さんからも貴重な体験ができたと、お褒めの言葉を私もいただいたことがあります。

さて、その資金について、平成4年から6年にかけて、八ヶ岳南麓旧4カ町村が各1億円(総額4億円)を出資し、八ヶ岳国際交流委員会において、外国債の運用益、参加者負担金等により、マディソン郡との交流事業を実施してきたと伺っております。市町村合併以降も北杜市国際交流委員会に引き継がられ、交流事業を実施しており、これまで1,300名を超える両市の市民交流が実現しております。

このように、これまでに28年もの相互交流が行われ、年間1千万円を超える事業を実施してきたにもかかわらず、当局の資金運用等にかかわる努力の甲斐があってか、昨年度末に国際交流事業に係る財源を確保するための国際交流基金条例を制定し、積み立てた基金は4億2千万円を超えるものでした。

基金に積み立て、市の直営事業に切り替えられたことから、本年度は所要の経費が一般会計 に計上され、事業執行がされているところであります。

そこで、以下お伺いします。

1つ目として、北杜市国際交流基金に積み立てられたことにより、これまで以上に適正な財産管理が行われ、見える化が図られていると思いますが、資金管理の現状はいかがか、お伺いします。

2つ目として、適正な基金管理により、毎年度、事業実施に係る必要経費の見直しを行うことになると思いますが、その方法はいかがお考えでしょうか、お伺いします。

3つ目として、市が事業主体となったことで、これまで以上に市の主要な国際事業として位置付けられると思うが、今後の事業の状況および展望はいかがか、お伺いします。

4つ目として、平成28年度から公募により、意欲ある市民の方を代表団として派遣していると思うが、派遣事業にとどまらず、市の国際交流事業等へ協力していただくお考えはありますでしょうか、お伺いします。

最後の項目の質問でございます。地域課題早期対応事業費について。

導入されてから3年目になる早期対策事業費ですが、各支所の声・市民の声、ともに高評価を受けています。決済権を持つ各総合支所は、市民に一番近い部署だからこそ、内容の精査・現場の状況確認などが的確に行え、素早く対応できることが大きな利点と考えます。

しかし、事業内容を見ると道路の補修にほとんどの事業費が費やされ、本来の「市民の安全を守る」という趣旨が完全に網羅されているとは言いがたい状況です。危険個所への柵の設置、注意喚起の標識の設置など、活用できる範囲を広げ、事業の大小にこだわらず、必要な個所に必要な分だけ事業費を投入できる柔軟な体制へと改良すべきと考えます。さまざまな施設は、経年劣化や使用頻度などにより損傷し、補修や修繕が必要になるのは当然のことです。早期に補修せず放置されれば、市民を危険にさらすのはもちろんのこと、本体の損傷も大きくなり工事・資金ともに大きく必要になります。早期に対処しながら物を大切に利用していく、それが市の財政を圧迫させないことにつながると考えます。

以上の点を踏まえて、以下の4点を伺います。

1つ目として、市民と意見交換を密に行い、これは大切なことだと思いますが、共同で地域 づくりができる体制づくりを構築していくお考えはありますか。

2つ目として、地域課題早期対応事業費の利用範囲を広げ、安全に関する事案や地域に必要な課題に柔軟に利用できるようにすべきだと思いますが、どのようにお考えですか、お伺いします。

3つ目として、多くの要望がある中、事業費の増額は可能でしょうか、お伺いします。

4つ目として、地域がまたがる場合など隣接地域と共同事業などは可能でしょうか、お伺い します。

以上、4項目について質問をいたしました。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

ここで、暫時休憩といたします。 再開を5時45分といたします。

休憩 午後 5時31分

再開 午後 5時45分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。 答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市の災害対策における、激甚災害指定による被災者の負担割合についてであります。

これまで地元国会議員のご協力や県のご指導をいただく中で、私も国への要望活動を積極的に行ってきたところであります。

そのような中で、先月30日の閣議で、激甚災害の指定を受けたことから、国庫補助対象事業については、農地が事業費の95.7%、農業施設が事業費の98.1%の補助となります。 これを受けて、農地における受益者の分担金は、事業費から国の補助金を除いた金額から、市 が4分の3を補助することとなり、受益者の負担は大きく軽減されます。また、農業用施設につきましては受益者の分担金はありません。

次に、復旧対策基金の準備についてであります。

本年の災害に対応するため、予備費の充用や追加補正、専決処分など行い、災害対策としては、合併以来、最大規模の予算となりましたが、台風24号が激甚災害となり、国庫補助金の補助率が上がったことから、一般財源の支出は減少する見込みとなったところであります。

予算を編成する上において、財源に不足が生じた場合には、一般的に、財政調整基金を活用することとなりますが、他の市町村では、災害復旧に伴う財源を確保することを目的として、基金を設置しているケースもあり、本市においても、復旧対策基金の設置を検討していく必要があると考えております。加えて、本年と同規模の災害が発生することを想定して、来年度当初予算の編成において、災害復旧費を増額し、早急に災害の発生に対応できるよう予算措置をしてまいりたいと考えております。

次に、北杜市国際交流基金における、今後の事業の状況および展望についてであります。

市の実施する国際交流事業については、浅川伯教・巧兄弟の縁により結ばれた大韓民国抱川市との姉妹都市交流と、清里開拓の父でありますポール・ラッシュ博士の縁により結ばれた本事業が主要事業となっております。

マディソン郡とは、30年の長きに渡る交流の歴史があり、これまでに両地域の代表団による相互親善訪問事業を29回、文化交流事業を20回、中学生ホームステイ事業を13回実施し、約650名の北杜市民がマディソン郡を訪問し、約770名のマディソン郡の方々が本市に訪れていただいております。

子ども絵画交流事業では、次世代を担う日米の子どもたちが、同じテーマで描いた絵画を通 してお互いの感性に触れ、世界をより身近に感じてもらいたいと実施しております。

相互交流の輪も年々広がり、お互いの地域にとって有益な交流事業として評価されておりますので、今後も、北杜市国際交流基金による適正な資金管理を行う中で財源を確保し、事業の発展的な継続実施を行ってまいりたいと考えております。

次に、地域課題早期対応事業費における、市民と共同で地域づくりができる体制づくりについてであります。

これまでも、市民の皆さまからいただくご意見・ご要望については、区長の皆さまに地域要望として取りまとめていただき、書面により受け付けた後、本庁と各総合支所が連携を取りながら、軽微な道路修繕など、迅速に対応すべき事業について、本市独自の取り組みとして、地域課題早期対応事業を行っているところであります。

なお、来年4月からの区長配布文書については、総合支所の職員が配送を行うことになった ことから、その折に区長の皆さまと直接話を伺う機会が増えるため、地域との意思疎通の場と して活用してまいりたいと考えております。

本事業は、地域の皆さまの声を反映することにより、市も一緒になって「市民の安全を守る」 ことができることから、市民と市が協働できる体制づくりは必要であります。こうしたことから、今後も、各地区の皆さまには、危険な箇所などについて地域で確認などしていただき、地域要望として取りまとめて、各総合支所に出していただくことにより、協働した地域づくりにつながりますので、ご協力いただきますようお願いしてまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市国際交流基金について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、資金管理の現状についてであります。

北杜市国際交流委員会から承継された資金については、本年度から北杜市国際交流基金に積み立て、アメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡との交流事業の経費として一般会計予算に計上し、事業を実施しております。

資金管理については、元本保証の利付国債と定期預金で安全に運用しております。また、定期監査や決算審査等の監査機関における審査対象事業ともなることから、資金管理および収支 状況の透明性は十分確保されているものと考えております。

次に、事業実施に係る必要経費の見直しについてであります。

主な交流事業として、毎年の両地域の代表団による親善訪問事業と、派遣と受入れを隔年で行う中学生ホームステイ事業を実施しております。必要経費の見直し等は、北杜市国際交流委員会で管理していたときにおいても、毎年、事業内容の精査により行ってまいりましたが、本年度から市の一般会計予算に計上されたことにより、予算査定の対象事業として、財政的な視点からもチェックしているところであります。

一方、事業の内容については、訪問団員の報告書や、ホームステイ参加の生徒や引率者から のご意見を伺う中で事業の充実に努めておりますが、今後も、引き続き事業報告書等により事 業成果の検証を行うとともに、必要経費の精査を行い、効果的かつ持続可能な事業実施に努め てまいります。

次に、公募による派遣者の派遣後の協力体制についてであります。

公募では、これまでに、若年層を中心に選出し、国際交流に対して意欲ある市民の方々を代表団の一員として派遣してきました。派遣者は語学堪能で、コミュニケーションスキルの高い方々が多いことから、本年度より、中学生ホームステイ受入事業や、マディソン郡代表団受入事業におけるサポートスタッフとして、通訳やさまざまな体験事業での盛り上げ役としてご協力いただいております。

今後も、意欲ある市民の方々が、国際交流事業に継続的に携わることができるよう体制づく りを進めてまいります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

地域課題早期対応事業費について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、利用範囲の拡大についてであります。

地域課題早期対応事業については、地域から出された要望のうち緊急性の高いもの、危険性

のあるもの、規模・時期などを考慮し、必要に応じて現地も確認した上で、優先順位をつけて 実施しており、各総合支所で執行が可能と判断したものを対象としております。

地域課題早期対応事業では、工事を執行するために負担金など受益者負担が発生する農地などの市の施設ではないものや本庁において執行すべき事業以外について、基本的に対象としております。これまでの事業では、道路の補修だけでなく、看板の移設や撤去、土砂の撤去なども実施している状況であります。

今後も、事業実施に当たっては、地域課題早期対応事業として対応できるかを検討し、地域 から寄せられた要望について、対応してまいりたいと考えております。

次に、事業費の増額についてであります。

地域課題早期対応事業については、2年目となる本年度は、各町の道路延長により按分するなど、事業費の配分について見直しを行い、効果的に実施できるような予算措置を行ったところであります。

来年度に向けては、これまで課題解決を行った実績から、各総合支所が抱えている事業量に 差異が生じてきており、本年度の事業の執行率を考慮して、各町の状況に合った予算配分を行 うことで、多くの要望に応えられるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、隣接地域との共同事業についてであります。

町が隣接する地域の事業執行については、総合支所間でどちらが実施主体となるか調整を図り、予算を融通することにより、事業を実施することは可能であります。地域間の調整は、当該事業を効率的・効果的に実施するためにも、重要であることから、総合支所間で十分調整できるよう体制を整えてまいります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長(仲嶋敏光君)

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

本市における一般廃棄物処分(家庭ごみ)等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、環境基本計画における進捗状況についてであります。

本市では、本年3月、第2次北杜市環境基本計画を策定し、本年度から2027年度までの10年間の取り組みをスタートしたところであります。年度途中であるため、現時点で把握できる項目は一部に限られますが、その主なものとして、基本方針の一つ「地域の資源を守り、次世代へつなぐ杜」に係る数値目標である多面的機能支払交付金活用団体数については、目標100団体に対し、本年度は94団体となる見通しであります。また、基本方針「地球環境保全に貢献する杜」に係る学校・公共施設における再生エネルギー導入状況については、目標の40カ所に対し、本年度末は38カ所であり、今後、マイクロ水力発電施設の整備が予定されておりますので、来年度は39カ所となる見込みであります。このほか、基本方針「将来につなげる杜づくり」に係る環境学習プログラム体験事業等の実施回数については、目標の30回に対し、現時点で12回でありますが、本年度末までにさらに22回開催し、34回となる見通しであります。

このうち、幼児環境教育プログラム体験事業については、園児を対象として、平成25年度から取り組みを始めており、自然に親しむ経験や身近な環境に興味や関心を持ってもらえるよう、自然物を材料に工作することなどを行っております。また、小・中学校環境学習プログラム体験事業では、小中学生などを対象として、環境問題に対し自主的に取り組む豊かな感受性や見識を持つ人材育成を行うことを目的に、平成19年度から実施しているところであり、主なものとしては、廃食油からの石鹸作りなど、楽しみながら学べる事業を実施しているところであります。

このような事業を通して、自主的な考え方を身に付け、興味や理解を深めることにつながっております。計画全体では、13項目にわたる数値目標を設定しておりますが、平成30年度の実績については、来年6月を目途に取りまとめる予定であります。

次に、本市における一般廃棄物の収集等の状況についてであります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律などに基づき、北杜市一般廃棄物処理実施計画を年度ごとに策定し、ごみ減量化や再資源化を推進しております。収集については、基本的に各地区のごみステーションが週3回、4つの総合支所は週1回を行っている状況にあります。

こうした中、生活系の廃棄物、いわゆる家庭ごみの収集運搬量については、本年度上半期の実績を昨年度の上半期と比較した場合、おおむね横ばいで推移しております。

次に、本市における一般廃棄物処分(家庭ごみ)等の、峡北・中巨摩・峡南地域のごみ処理 広域化による一部事務組合設立の体制整備についてであります。

峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会で、今月12日に建設候補地について話し合いを行いましたが、意見集約に至らず、来年1月開催予定の協議会において、再度協議を行うこととなりました。また、スケジュールについても、当初、来年3月に各市町議会へ新組合に係る規約等を上程し、4月に知事へ新組合設立に係る申請を行った後、5月に新組合設立の許可を得ることを予定しておりましたが、改めて検討をすることとなりました。

このほか、設立に向けた準備状況については、議員定数が16人で、このうち本市が2人となり、また、定例会の開催回数を2回とすること、組合の名称を「山梨西部広域環境組合」とすることなどが、協議会においてすでに決定したところであります。また、事務局の体制については、事務局長以下、建設課、総務課、会計担当の合計11名の職員で構成される予定で、各構成市町からの職員を派遣することとなっております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市の災害対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、被災者への説明と地域要望の状況についてであります。

説明会については、特に被害が多く発生した長坂町と大泉町で、先月19日と21日にそれ ぞれ開催し、そのほかの地域については、地権者個々に直接説明を行ったところであります。

説明会の中では、工事内容や工事完了時期、分担金の負担割合などの質問をいただいております。また、地域要望については、区長等を通じて各総合支所に提出をいただいており、現在

工事等の実施について調整を図っているところであります。

災害復旧工事は、早期着手に努めることとしており、国庫補助事業対象外の工事については、 すでに着手している箇所もあります。国庫補助対象事業については、現在、国の災害査定を受 けている状況であり、査定で工法や工事規模等の決定を受け次第、早期に工事の発注等を行い、 災害復旧を進めてまいります。

次に、護岸工事の対応と負担についてであります。

一級河川の復旧を伴う工事については、県と市道路河川課および農政課で、現地において被 災状況の確認と協議を行ったところであります。河川護岸の復旧は、県で対応し、畦畔の復旧 は市が実施することとなりますので、畦畔の復旧工事については、受益者の負担をお願いする こととなります。

なお、一級河川内は、出水期を避け11月から5月末までの渇水期での護岸工事を予定しております。その後、畦畔の復旧工事を実施することから、耕作前の復旧に間に合わない箇所も想定されるところであります。市では、早期復旧すべく、該当する地権者等の皆さまに、丁寧な説明をしながら、ご理解をいただき進めてまいります。

以上であります。

○議長 (中嶋新君)

次に答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市の災害対策における、護岸工事の対応と負担についてであります。

今回の災害では、河川の護岸と隣接する農地の畦畔を兼ねた、兼用護岸の流失が多数発生しました。市では、職員による町ごとの自主調査を実施するとともに、地域からの情報をもとに、現地の確認を行い、一級河川に隣接する施設については、県の河川管理担当と河川区域との位置関係を確認しながら、復旧方法等について、協議を重ねているところであります。

兼用護岸の復旧については、河川区域内は河川管理者の県が行い、その他の部分は、土地所有者による復旧か、農地農業用施設災害復旧等、他の事業による復旧が一般的な対応となっておりますが、国・県に対し、状況を説明するとともに、県施工分の拡大を要望するなど行ってきたところであります。

河川護岸の復旧は、県が国の補助金等を活用して実施しますが、畦畔等の農地農業用施設の復旧は、個人負担が生じる場合がありますので、農政課が中心となり、各地権者との協議を行っております。現場の状況によって対応の違いがありますので、今後も県と十分な協議を重ね、早期の復旧と受益者負担の軽減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。 秋山俊和君、再質問はありますか。

秋山俊和君。

○22番議員(秋山俊和君)

質問しました4項目につき、1つずつ質問させていただきます。

まず、1つ目の市の災害対策についてでございます。

ご答弁ありがとうございました。台風24号に対する市の対応措置が迅速にされて、非常に うれしく思っているところであります。被災者への説明も特に被害が発生した長坂町と大泉町 で11月19日、21日に実施していただき、被災者の不安をでき得る限り払拭していただき、 ありがとうございました。

また、農業被害に関して国が激甚災害指定をしてくれたので、農地に対しては国から95.7%の補助があり、残り4.3%の4分の3を市が補助してくれるということで、受益者の負担が大きく軽減されるということで、また農業用施設については、受益者の負担がなく復旧されるということで安堵しております。

そこでお伺いします。

2つ目として、復旧対策基金を設置する場合、どのくらいの規模になると想定しているか、 お伺いします。

3つ目として、先ほど災害復旧費を増額するとの答弁がありましたが、どのくらい増額する 予定であるのかをお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

3点について、答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

北杜クラブ、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

2点ほどご質問いただいていると思いますが、まず河川に関係する農地災害の復旧工事の受益者負担金の考えであります。

河川の護岸工事は県で実施し、その後、農地の、畦畔等の復旧工事を市で実施することになりますが、市で実施する農地の災害復旧工事については、受益者の分担金をお願いすることになります。分担金につきましては、国庫補助対象事業は国の95.7%の補助があり、残りの4.3%の4分の1、約1.075%が受益者の負担になります。また、国庫補助対象外の市単独事業については、事業費の25%の負担をお願いすることになります。

しかし、合併以来、最大の被害をもたらした今回の台風災害は、特に被害箇所も多く、地域の農家が疲弊する心配もあることなどから、多方面から負担割合に対するご要望もいただいております。このことから今回の台風21号、台風24号の災害に限定して分担金の上限の設定や国庫補助に準じた分担金の軽減措置を検討してまいりたいと考えております。

次に、耕作前までに復旧が間に合わない工事箇所の予測でございます。

これにつきましては、現在の確認状況でありますと、一級河川の復旧工事の影響を受ける5カ 所ほどを想定しているところであります。しかし、これらの工事箇所についても県と連携を図 る中で、来年度の作付けについては水が間に合うように、必要最低限の応急工事は全力で行っ てまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長 (小松武彦君)

北杜クラブ、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

私のほうから2点、答弁をさせていただきます。

1点目は復旧対策基金を設置する場合、規模がどのくらいになるかといった質問であります。 災害に対する復旧対策基金につきましては、今後の財政状況を見る中で、設置を検討してい きたいといった考え方であります。

今年の災害に対するための予備費があるわけなんですけども、それをおおむね2,400万円程度、充用しているところでありますから、基金の規模としましては同程度の規模は必要であると現在、考えているところであります。

次の災害復旧費を来年度増額するといったことで答弁させていただきましたけども、その規模がどのくらいであるかといったご質問であります。

災害が発生した場合には、速やかに予算執行ができるよう体制整備を図ることが今回の教訓 を得た中でも非常に重要であるといったことで考えております。

現在まさに来年度予算の予算編成を行っているところでありますけども、災害復旧について は今回の教訓を踏まえた中で増額することを現在、検討しているところであります。その規模 につきましては、過去に予備費を充用してきた実績等を踏まえた中で予算額を検討してまいり たいと、そのように考えております。

以上になります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○22番議員(秋山俊和君)

当局の国庫補助等をいただく中で、なお、北杜市は基幹産業が農業でございます。その農業を被災された方々、その方々を救わなければならないということで、一生懸命対応してくれるという、前向きな答弁を聞きまして、非常に感激しているところでございます。ぜひよろしくお願いします。

それでは続いて、国際交流基金について再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、本市の国際交流事業は浅川伯教・巧兄弟の縁である韓国抱川市との姉妹都市交流とポール・ラッシュ博士の縁により結ばれたマディソン郡の交流事業があると、ご答弁をいただきました。

そこで伺います。

1つ目として、ただいまのご答弁の中で、マディソン郡との交流事業の内容は伺いましたが、 韓国抱川市との交流内容はどのようなことをされ、今までに何名の方々が交流されてきており ますか。また、どのような成果があがっておりますか、お伺いをします。

2つ目として、この基金はマディソン郡との交流事業の経費と言われましたが、将来的には 抱川市との交流を含む、すべての国際交流事業に活用していくお考えがありますかどうか、お 伺いします。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

北杜クラブ、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中で、抱川市に触れました。抱川市の交流の内容、それから人数、成果という ことだと思います。

抱川市とは20年に渡っての交流がございます。そういった長い歴史の中で、相互親善訪問が13回、それから文化交流事業を14回、そして中学生のホームステイを13回行っております。これまでの人数ですけれども、北杜市のほうから500人、向こうからも約500人が交流をしております。

それから公務員相互派遣事業としまして、これまでに北杜市から3人、抱川市のほうから7人が派遣され、相互の行政運営、観光振興等を学んでおります。

それから成果ですけれども、こちらから訪問した際にはマンウリにある巧の墓地、このお墓参りをするとか、あるいは各種イベントにおいて芸術披露による相互交流、今年も北杜市の文化祭に韓国のほうからお見えになって演劇等をしていただきました。そんなふうな交流を行うことによって、年々輪が広がっていくという状況で、お互いの地域にとって有益な交流事業ではないかというふうに評価しております。

それからもう1点が基金ですね、国際交流基金を全体の、抱川市の中でも使えないかという ふうな話だと思います。

北杜市の国際交流基金は、先ほども答弁の中でも申し上げましたけども、八ヶ岳南麓の4ヵ町村が国際交流委員会を設立して、ケンタッキー州マディソン郡との交流事業というために出資してきた、そういった経過がございます。この経過を踏まえて、この基金は設置しておりますので、マディソン郡との交流事業に活用してまいりたいと考えております。このことから抱川市との交流事業については、当面は一般会計で事業化して実施していくこととしております。

なお、浅川兄弟の顕彰事業等につきましては、浅川伯教・巧基金がありますので、この基金 を活用してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○22番議員(秋山俊和君)

続きまして、3つ目の本市における一般廃棄物処分(家庭ごみ)等についての再質問をさせてもらいます。

先ほどの答弁の中で4つの総合支所は、週1回、収集を行っているとのことでしたが、大泉 支所のゴミステーションには、近年、多くのゴミや資源物が集積するようになり、その対策を 行っていると聞き及んでおります。その取り組み状況は、どのように展開されていますか、お 伺いします。

2つ目として、先般、新潟県小千谷市に研修に伺った際、ゴミ収集の効率性の観点からゴミ袋の仕様について、説明を受けました。その中でゴミ袋の種類が大・中・小とありまして、ゴ

ミの量に合わせて使い分けができたりするなど、使い勝手がよいとのことでした。また、サイズによりゴミ袋の値段も違うなど、経済的なメリットもあり、市民の環境に対する意識の高揚にもつながるのではないかということでした。

このようなことから、北杜市においてもゴミ袋の種類を増やすことにより、ゴミ袋の使い勝 手のよさや、ゴミ収集の効率化が図られるのではないかと考えます。

平成28年第1回北杜市議会定例会では、半分の大きさのゴミ袋の作製はとの内容で、日本 共産党の代表質問があったと記憶しております。これらを踏まえて、本市でも検討していただ きたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

3つ目として、広域ごみ処理施設建設予定地などが決定した場合は、市民に対してどのような方法で周知するのか、お伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

3点ですね。順次、答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長(仲嶋敏光君)

北杜クラブ、秋山俊和議員の再質問にお答えをいたします。

3点ほど、いただいたかと思います。

最初の、4つの総合支所のうち大泉総合支所のごみステーションの取り組み状況という質問かと思います。

大泉支所に設置してあります地区外のゴミステーションにつきましては、10月から清掃活動等を行っていただくボランティア制度の開始や仕事の都合など、さまざまな理由によりご利用できない方は、10世帯以上が集まりグループをつくっていただければ、自分たちのゴミステーションを設置することも可能であり、その際には建設にかかる補助制度もあることなどを説明し、ご理解をいただいているところであります。

その結果、1組がゴミステーションを設置し、他にもグループをつくるよう検討していると ころもございます。このように市民の皆さまとご相談し、ご協力をいただきながら、今後も取 り組んでいきたいと思っております。

次に、ゴミ袋の種類を増やすことを検討できないかというような内容かと思います。

本市のゴミ袋につきましては、大きなゴミ袋のサイズ1種類ということで、現在、使用をしていただいている状況でございます。

今後におきましては、県内の状況や経済的なメリット等、また使い勝手や使用者などの要望をお聞きしながら、必要に応じまして、ゴミ袋のサイズの検討を行ってまいりたいと考えております。

3点目でございますが、新ゴミ処理場建設予定地などが決定した場合の周知についてという 質問かと思います。

建設予定地などが決定した場合には、速やかに広報ほくとやホームページ、CATVなど広く周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

秋山俊和君。

○22番議員(秋山俊和君)

それでは、最後に地域課題の早期対応事業費について再質問をさせていただきます。

1つ目として、地域課題早期対応事業費は、その名のごとく非常に使い勝手がよく、地域に起きた諸問題に素早く対応できるところが高評価につながっていると思いますが、区長から出された地域要望に対して、本庁が実施する事業とはどのようにすみ分けをして実施しているか、お伺いします。

2つ目として、地域要望は数年前から出されているのにもかかわらず、実施されていない案件があり、そのことに対して不満があると聞いていますが、市はどのように対応しているのか、お伺いします。

3つ目といたしまして、地域課題早期対応事業費の予算執行はどのようなタイミングで行っているでしょうか。聞いたところによると要望したときには、すでに事業費がなく、対応に苦慮していることがあったようであります。このことを踏まえ、事業費を増額するお考えがあるか、お伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

北杜クラブ、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

地域課題早期対応事業に関連して、3点質問をいただきました。

まず最初の1点目でありますけども、地域課題早期対応事業と本庁が対応する地域要望との すみ分けについてといった、ご質問であります。

この内容につきましては、まず各区長より各地区が抱える課題として提出される地域要望につきましては、本庁と支所がまず協議をして実施することとなっております。要望として出されました課題の中で、軽微であることや迅速に対応しなければならない要望につきましては、地域課題早期対応事業を活用して支所が事業実施をしているところであります。

また一方で、規模が大きくて市の事業として計画的に整備しなければならない。こういった 要望であれば本庁で実施するということで、事業のすみ分けを図っているところであります。

2点目になります。地域要望で長年、要望をしているけど実施をされていない、その対応は どうなっているんでしょうかといった、ご質問であります。

地域から要望される課題につきましては、非常に数が多くあります。市としましては、その中から迅速に対応すべきかの優先度をつけて、順次事業に取り組んでいることからそのすべてに対応できていない状況にあります。

また、いただいた要望の中には国や県においてお願いするものや市として事業化して本庁が 実施すべきものもありますので、結果として対応が遅くなっているケースがあるという状況で あります。事業の実施時期につきましては、地区に説明し、ご理解いただく中で今後も要望に できる限りお応えできるよう努めてまいりたいと考えております。

最後、3点目になりますけども、地域課題早期対応事業の予算執行のタイミング、また要望

したときにはすでに事業費がなくなっているというような事例もあるということで、事業費の 増額はできないかといったご質問であります。

地域課題早期対応事業の実施時期につきましては、要望をいただいたあと、先ほど事業名も 出ていましたけども、その名のごとくできる限り速やかに事業に取り組んでいるといった状況 であります。また、支所によりましては課題が多く、年度途中でおおむねの予算を消化してし まっているといった状況もあります。こうした場合には各支所の予算執行状況を確認し、未実 施分の予算を支所間で融通しながら、できる限り地域の要望に対応できるよう取り組んでいる ところであります。

本年度予算につきましては、まさに今、この調整を行っているタイミングであります。年度 内での消化ということを考えておりますので、現在、調整を行い、年明けには残分について事 業を行っていくと、そのような対応をしているところであります。

今後につきましても、効率的に予算執行ができるよう工夫して事業に取り組んでまいりたい と、そのように考えております。

以上になります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

再々質問になりますか。

秋山俊和君。

○22番議員(秋山俊和君)

今、積極的なお考えがあることをお伺いしましたが、その予算的な増額する考えは、積極的 に増額していく考えがあるというところでおしまいですか。例えばどのくらい予算としては増 やせるかというような、具体的なところにはちょっと触れることができないんでしょうか。そ れをちょっとお願いしたいと思います。

非常に、この地域課題早期対応事業費というのは好評で、そして各支所でも非常にそれぞれ 対応している方々もやりやすいし、使い勝手がよく、そして区長さんたちも喜んでいるという ことだと思います。そんなところですから、ここのところはもうちょっと具体的に、もし言え るであればお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

北杜クラブ、秋山俊和議員の再々質問にお答えいたします。

予算の増額ということで、具体的に考え方があるかといったご質問であります。

この事業が始まって2年目ということで、現在、実施が行われているといった状況であります。当然、こういった事業を始める当初から、いろいろ課題がある中で試行錯誤をしながら、いろいろ予算の配分等も考慮しながら現在に至っているといった状況であります。昨年も道路延長等を考慮した中で予算の配分を変えてきたと。来年度におきましても、今度は事業の執行状況に応じて予算の配分を、またそこも考えていこうといったような形で、現在まだ創意工夫をしているという状況であります。

そういった中で、まだ現在はその各支所間のバランスの均衡等も配慮した中で、しっかりま

だ切磋琢磨してやる部分が残っておりますので、そういったところをしっかりやった中で最終的にどうしてもという状況があれば、そのへんは次の段階として、しっかり検討していきたいと、そのように考えております。

以上になります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

よろしいですね。

(はい。の声)

秋山俊和君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

(なし)

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は12月19日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 6時32分

平成30年

第4回北杜市議会定例会会議録

12月19日

平成30年第4回北杜市議会定例会(3日目)

平成30年12月19日 午前10時00分開会 於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

ともにあゆむ会 岡野 淳君

日程第2 一般質問

9番 齊藤功文君 進藤正文君 4番 相吉正一君 14番 1番 栗谷真吾君 19番 保坂多枝子君 清水敏行君 6番 7番 井出一司君 3番 秋山真一君 5番 藤原 尚君

2. 出席議員 (22人)

池田恭務 1番 栗谷真吾 2番 3番 秋山真一 4番 進藤正文 藤原 6番 清水敏行 5番 尚 7番 井出一司 8番 志 村 清 齊藤功文 9番 10番 福井俊克 11番 加藤紀雄 12番 原 堅 志 13番 岡 野 14番 相吉正一 淳 15番 16番 野中真理子 清 水 進 17番 坂 本 靜 18番 中嶋 新 19番 保坂多枝子 20番 千野秀一 21番 内田俊彦 22番 秋山俊和

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(44人)

渡辺英子 市 長 政策調整参事 櫻井順一 企 画 小松武彦 部 長 部 浅川辰江 福祉 長 産業観光部長 清水博樹 教 育 長 堀内正基 中田二照 会計管理者 農業委員会事務局長 小尾民司 坂本孝典 須玉総合支所長 長坂総合支所長 中澤貞夫 小淵沢総合支所長 中山晃彦 武川総合支所長 有泉賢一 小澤章夫 政策秘書課長 企 画 課 長 加藤 寿 大 芝 一 地 域 課 長 健康增進課長 皆川賢也 障害者総合支援センター長 中田はるみ 上下水道施設課長 大 輪 弘 農 政 課 小澤永和 長 加藤郷志 観光 課 長 まちづくり推進課長 植松宏夫 增富出張所課長補佐 津 金 胤 寛

長 菊原 市 忍 副 総務 部 長丸茂和彦 部 市民 長 篠原直樹 生活環境部長仲嶋敏光 設 建 部 長 土屋 裕 育 教 部 長井出良司 監查委員事務局長 上村法 広 明野総合支所長 清水能行 高根総合支所長 土屋 大泉総合支所長 小澤隆二 白州総合支所長 宮川雅人 福祉部次長織田光一 課 総務 長 宮川勇人 財 政 課 長清水市三 防災調整監坂本賢吾 福 祉 長八巻弥生 課 上下水道総務課長 輿 水 伸 二 北部上下水道センター長 内 藤 肇 林政課長浅川知海 商工・食農課長 平井ひろ江 教育総務課長堀内典子 中央図書館リーダー 深澤寛美

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 山内一寿 議会書記 平井伸一 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長(中嶋新君)

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお7番、井出一司君は体調不良のため遅参する旨の届け出がありました。

また、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

○議長(中嶋新君)

日程第1 会派代表質問を行います。

ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、13番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○13番議員(岡野淳君)

2018年第4回定例会にあたり、ともにあゆむ会の代表質問を行います。

1項目めとして、新たな公共交通の構築について伺います。

はじめに、予約システムの内容についてです。

- ①コンピューター導入はあるのか、ないのかを伺います。
- ②システムはエリアごとに異なるのでしょうか、それとも共通なのでしょうか。
- ③オペレーションはエリアごとに行うのか、それとも1カ所で行うのか伺います。
- ④オペレーションの操作は、誰が行うのか伺います。

次に、業務委託する業者の協力についてです。

- ①現在の交渉の進捗状況を伺います。
- ②各エリアの業者は、いつ決まるのでしょうか。
- ③業者は運営会議などには参加するのでしょうか。

次に、幹線と支線の関係性についてです。

- ①結節点(以下、乗り換え地と言い換えます)の位置は、いつ決まるのでしょうか。
- ②幹線と支線の運行ダイヤは、どちらを先に決めるのでしょうか。
- ③乗り換え地での待ち時間は、どのように考えているのでしょうか。

公共交通の最後、鉄道の駅や高速バスのバス停が乗り換え地になっていない場合、JR、高速バス利用者の利便性をどのように考えるか、伺います。

- ① J R、高速バス利用者は、原則としてタクシーを利用してもらうことにするのでしょうか。
- ② J Rの駅や高速バスのバス停利用者を優先することなく、予約ルートの道順で降ろしていくという考え方でよいのか、見解を伺います。
- 2項目めとして、第3次北杜市立病院改革プランについて伺います。
- ①甲陽病院の経営改善の具体策は、どのような内容でしょうか。

- ②医師、看護師等のスタッフ維持のための活動内容と今後の対策を伺います。
- ③看護師不足の具体的な解消策の効果は、どうなっているでしょうか。
- ④収入増加対策、病床利用率の向上など経営状況を見ながら改善を行うこととなっていますが、見通しをお示しください。
- ⑤新公立病院改革ガイドラインで求められた計画策定について。

プランの中で経営の効率化、再編・ネットワーク化などの項目が挙げられていますが、経営 形態の見直しの具体的内容は、どのようなものでしょうか。

3項目めとして、増富地方創生推進交付金事業と市の対応について見解を伺います。

ともにあゆむ会は会報第7号で、増富地域再生協議会(以下、再生協議会と言います)の事務局から市の担当者に宛てたメールを紹介し、市が公表している事業中止の理由と再生協議会の言い分がまったく異なることを記事にしました。

このことに対して、市長から記事は事実と異なる、または誤解を招く記載があるとして、ともにあゆむ会に謝罪と訂正を求める、10月17日付け、ともにあゆむ会会報第7号に係る抗議申入書が送付されてきました。

そこで私たちは会報第7号の内容が真実であることについて、調査結果を記した回答および 市に謝罪と訂正を求める申入書を12月6日に市長、実際には市長はいらっしゃらなかったの で副市長に手渡し、受理されました。

通告に従って、市に事業の中止理由を改めて問う前に、まず、ともにあゆむ会の回答書に記 した調査結果を述べたいと思います。

以下、調査結果です。

平成30年12月6日

北杜市長 渡辺英子様

北杜市議会ともにあゆむ会代表 原 堅志

野中真理子

岡野 淳

齊藤功文

ともにあゆむ会会報第7号にかかる抗議申入書についての回答および申入書

北杜市の代表者である貴殿より、ともにあゆむ会(以下「当会派」といいます)に送付されてきた平成30年10月17日付け、ともにあゆむ会会報第7号にかかる抗議申入書、北杜地域第425号(以下「本申入書」といいます)で指摘された各点につき、本書をもって当会派の事実認識を述べ、本申入書の主張に対する主張反論をする。

本申入書は、下記のとおり故意に事実を曲げて当会派および増富地域再生協会(以下「協議会」といいます)と事務局を非難し、その名誉・信用を毀損する悪質な公文書であり、北杜市職員を指揮して、このような文書を作成・送付させ、剰え市民に公表させた貴殿の責任は重大である。

速やかに市(貴殿)は、本申入書の内容および作成、送付、公表について当会派および協議会と、その事務局、さらに市民に謝罪と訂正をし、貴殿はその政治的責任を全うするため、自らの判断で、それにふさわしい行動をとるべきである。

1. 協議会が平成29年10月26日の理事会において、菊原副市長らに説明した事業の中 止理由は何であったか。 これは、つまり本申入書の記載が嘘であることについての論証でございます。

(1)協議会は、平成29年10月26日の理事会に菊原副市長ほかの市職員の臨席を求め、 臨時総会で決定された中止理由について、協議会を代表して某役員が菊原副市長らに対して、 次のように説明した。

ここからは某役員のお話です。

「6月の末ごろだったと思うんですけれども、ここにおります事務局による会計に不正があったということで、いろんなことが立ち止まってしまいました。その中で、元市議の方とか現市議の方とかの名前が出てきまして、その方々が支持をする方をこの事業の中に入れてはどうかという話がございました。

私たちは決して、最初から蹴るつもりはありませんでしたし、では、ここに来てプレゼンをしてください、と。それを私たちが拝見をしたら、それについてお勉強をさせていただきますと再三申し上げました。でも、それもまったくなかったんですね。そこで私たちもすごく信頼関係が薄れてきたというか、そういうことがございました。そこから状況が悪化してきたような気がするんですね。

その中で、事務局に対してちょっと圧力がかかったりとか、そういうことがあったということは、もう事実です。

そんなことがありまして、本当に増富を知っている私たちがやろうとすることは、できない ということを痛切に感じました。

非常に、本当に心を痛めまして、夏まで理事たちは1週間に1回のペースで会いました。これからどうしよう、どうしようということで。私たちには、そこを守らなければいけないという使命があるわけです。ミッションがあるんですよね。それでも砕かれてしまったような感じがありまして、苦渋の選択で中止しなければいけないかなと。そういうことで総会を開かざるを得なくなりました。」

こういう報告のあと、菊原副市長の「事業が継続できないか」という要請があったようですが、それに対して役員は「副市長、総会でね、決まっています。私たち、本当にそこまでいくのに、本当に嫌な思いをしたんですよ。みんな、それぞれ仕事もあります。それでも突然の訪問とか、電話とか、いろんなことがございまして、それをされて、本当に私たち、事業を進めていくという気持ちがですね、本当に失せました。わたくしはこういう立場でしたので、ごめんなさい、恐怖を覚えました。ごめんなさい。軽く言う。何かされるのではないかという、そういうふうな恐怖を感じました。それだと続けられません。」

ここまでが役員の報告です。

前半の説明に対して菊原副市長は「理事からもお話がありましたように、協議会として事業を中止するということにつきましては、承知いたしました。市といたしましても、協議会として苦渋の思いで決断されたということは受け止めます。役員の方、事務の方におかれましても、決断に至るまではさまざまなご苦労があったということは推察しております。」と述べた。

(2)以上のとおり協議会の理事が、菊原副市長らに対して説明した事業の中止理由は当会派が会報に協議会が市に宛てた平成30年2月25日付けのメール(以下「本メール」と言います)を抜粋、転載したとおり、現・元北杜市議会議員が増富地方創生事業に介入し、あるコンサルトを起用するように迫り、当該コンサルタントは健康科学大学との事業について即刻取り止めるよう、事務局に厳しい口調で迫ったこと。および同人らが理事らに対して、突然の訪

問とか、電話とか、いろんなことがございまして、それをされて、本当に私たち、事業を進めていくという気持ちがですね、本当に失せました。恐怖を覚えましたということである。

本申入書の会報に記載されている中止理由は事実ではありませんとの記載こそ、市のねつ造で事実ではありません。

このあと続きがあるんですが、それは省略します。

私どもの回答および申入書は、さらに市の抗議申入書の問題点を指摘し、謝罪と訂正を求めています。

これが私どもの調査結果です。

この報告をした上で、改めてここで事業中止の理由など10項目について市長に伺います。

- 1. ともにあゆむ会は、会報第7号で増富地域再生協会議(以下、再生協議会といいます)のメールを紹介し、市が公表している事業中止の理由と再生協議会の言い分がまったく異なることを記事にしましたが、ここで改めて事業の中止理由を伺います。
- 2. 事業中止に関する再生協議会の言い分を示す文書や記録はあるでしょうか。また、その内容はどのようなものでしょうか。
- 3. 事業中止は重大事態ですから、中止決定に至るまでには再生協議会から市に対して相談 や報告があったはずだと思います。これらのやりとりは、どのような方法で行われたので しょうか。また、その記録はありませんか。メールは一切使用しなかったのでしょうか。
- 4. 市は、下記のそれぞれの立場で事業にどのように関わっていたのでしょうか。
 - ①増富地域再生計画の立案者、地方創生推進交付金の申請者として。
 - ②再生協議会との委託契約における委託者として。
 - ③再生協議会の構成員として。
- 5. この事業について、国の会計検査が入ったそうだが、検査の講評はどのようなものであったのでしょうか。
- 6. 平成30年12月補正予算に、地方創生推進交付金事業費(これは国庫補助金返還金のことです)が計上されましたが、返還額の確定に至るまでの経緯(これは国や県と北杜市のやりとり)はどのような内容でしょうか。また、その記録は残っているのでしょうか。
- 7. 平成30年11月30日の全員協議会資料の中に市調査結果報告分とあるが、これはなんでしょうか。
- 8. 返還金は平成28年度事業についての会計処理になると思いますが、すでに平成30年度も後半です。これが通常の処理なのでしょうか。市からの返還後、県や国はどのように処理すると、市は説明を受けていますか。
- 9. 国への返還の手順と増富地域再生協議会との協議等はどのような内容ですか。
- 10. 返還金の項目に看板がありますが、看板は市にとっても有用なものと考えます。この費用も増富地域再生協議会に支払いを求めるのでしょうか。

以上、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

改めまして、おはようございます。

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

第3次北杜市立病院改革プランについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、医師、看護師等のスタッフ維持のための活動内容と今後の対策についてであります。

甲陽病院の医師については、平成21年度から平成25年度まで内科の常勤の医師がおらず、 院長の努力により、平成26年度から昨年度までは、内科医師1名が常勤しておりましたが、 昨年度末をもって、退職されました。

こうしたことから、常勤内科医師確保のため、院長と私が共に、これまでに再三にわたり山梨大学に足を運び、派遣のお願いをしてきた結果、本年4月より常勤の内科医師2名の確保ができたところであります。医師の確保については、病院ごとに、医師を派遣していただける機関が、異なっておりますので、両病院とも派遣元に対して、今後も医師の確保を継続してお願いしてまいります。看護師については、両病院スタッフが利用できる院内託児所の運営や希望に沿った勤務時間帯の調整など、引き続き働きやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、看護師等不足の具体的な解消策の効果についてであります。

現在、市単独の看護学生奨学金貸与制度を利用した5名の看護師が勤務し、このほかに3名が奨学金を受給しながら資格取得を目指しております。また、山梨県看護協会が行う就職ガイダンスへの参加、ハローワークおよび市広報紙に募集の掲載を行い、積極的に看護師不足の解消に努めております。

なお、平成28年度から現在までに、両病院において39名の看護師の採用がありました。 その他につきましては、担当部長および担当総合支所長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

増富地方創生推進交付金事業と市の対応について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、国の会計検査における検査の講評についてであります。

12月3日に会計検査があり、7日の講評においては、この事業は特別に触れられてはおりません。しかし、検査担当官からは、不正な支出となった物品等の一覧表と、再委託のコンサル料の支出の仕方について資料の提出を求められましたので、提出しております。

次に、地方創生推進交付金の返還額の確定の経緯や記録についてであります。

本年の3月以降、返還額の確定に向けて県と協議を重ねてまいりました。その協議において、 交付金事業が単年度会計であるので、原理原則に基づき、新年度に入り納品された物品は交付 金の対象外であり、再度調査の必要がある旨の指摘を受けたことから、市で再調査した上で、 実績報告の変更願いを行い、県から交付金の再確定通知をいただいたところであります。

なお、その記録については残っております。

次に、11月30日の全員協議会資料の中の「市調査結果報告分」とは何かについてであります。

県との協議の過程において、会計検査を待つのではなく、確実に交付金の対象外となるものは、報告するべきであるという判断から、現状の市の調査の中で、確認できた部分について報

告したということであります。

次に、返還金における、これまでの事務手続きおよび返還後の処理についてであります。 今回の一連の返還手続きについては、地方創生推進交付金交付要綱の規定に基づくものであ り、交付金制度があらかじめ想定しているものであります。

なお、返還後の処理については、特に説明を受けておりません。

次に、国への返還手順と、増富地域再生協議会との協議についてであります。

交付金返還命令書はすでに市に届いており、納期限は来年1月31日となっているため、それまでに返還する予定であります。補正予算議決後、再生協議会に対し218万8,676円を請求いたします。

なお、再生協議会への返還金についての説明は、すでに行っておりますが、今後も必要に応 じて行ってまいります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

新たな公共交通の構築について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、予約システムの内容についてであります。

本市の新たな公共交通を構築するため、市内の4つのエリア単位での地域公共交通運営委員会において、運行形態等を検討していただいているところであり、並行して予約システムについても、導入の可否や、導入・操作の形態および操作の人員等といった、運営方法全般についても研究を進めていただいております。

次に、業務委託する業者の協力についてであります。

市内の交通事業者に対しては、幹線、支線を含めた、新たな公共交通の運行に当たっても、 引き続き携わっていただくよう、協力をお願いし、ご理解をいただいております。支線エリア の検討においても、引き続き運営委員会に参加していただくことは、必要であると考えている ところであります。また、エリア内の運行事業者の選定についても、市内の交通事業者で組織 する地域公共交通連絡会との協議を経て、決定してまいりたいと考えております。

次に、幹線と支線の関係性についてであります。

北杜市地域公共交通網形成計画では、エリア内の支線と、エリアを結ぶ幹線を組み合わせて、 効率的な地域公共交通体系を構築することとし、幹線の運行ダイヤに合わせ、支線の運行ダイヤや乗換え地等を定め、また、乗換え地での待ち時間も極力短くしていくことを基本に、地域 公共交通運営委員会で検討していただいているところであります。

次に、JR、高速バス利用者についてであります。

これまでの地域公共交通運営委員会での支線運行の検討では、幹線との乗換え地までの運行が優先され、そこからの移動は、幹線への乗り換えや、タクシー等、他の交通手段の利用が考えられます。また、JR駅や高速バス停が乗換え地となっていない場合には、それらは優先されず、予約等に応じたルートを運行することとなります。

地域の移動手段としての地域公共交通の重要性は、ますます高まっておりますが、限られた

予算の中、要望すべてを網羅することは大変厳しいことから、少しずつの不便を分かち合いながら、多くの方が利用できる計画づくりを期待しているところであり、引き続きこれらの活動への支援にも努めてまいります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長 (篠原直樹君)

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

第3次北杜市立病院改革プランについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、甲陽病院の経営改善の具体策についてであります。

甲陽病院は地域の医療を守るため、院長を先頭に職員が一丸となって、経営改善に努めておりますが、内科医師の退職などにより、経常収支比率は、平成21年度以降100を下回る状態が続いております。このことから、本年度は市担当部署と甲陽病院により、経営改善研究会を立ち上げ、現在の経営状況について精査しております。引き続き検証を行い、改善に向けた具体策を取りまとめる予定であります。

次に、経営状況の改善の見通しについてであります。

甲陽病院では、外科手術の患者減少などにより、現在の見込みでは、病床利用率や経常収支 比率などの目標を達成することが厳しい状況であります。塩川病院では、全国的に見ても高い 数値を目標に掲げておりますが、おおむね順調に推移するものと見込んでおります。

次に、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しについてであります。

第3次北杜市立病院改革プランに基づき、両病院において、経営効率化に取り組んでいると ころであり、現在のところ、再編や経営形態の見直しは考えておりません。

今後、経営環境の変化や経営形態に起因する問題点が生じた際に、改めて議論・検討することとしております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長(坂本孝典君)

岡野淳議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

増富地方創生推進交付金事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業の中止理由についてであります。

平成29年9月19日に再生協議会の臨時総会で中止の決定がされ、その後、市へ「交付金に頼らずに自分たちの地域活性化に取り組みたい」旨の相談・報告があり、市では、再生協議会の強い意思を受け止め、「事業の中止は、やむを得ない」と判断したことから、平成30年2月22日に契約解除の合意書を取り交わしたものであります。

次に、事業中止に関する再生協議会の文書や記録、その内容についてであります。

臨時総会の決定事項に基づき、再生協議会が市に申し出たものであり、契約解除の理由書として記録しております。その内容は、前の質問に対する答弁のとおりであります。

次に、事業中止に係る再生協議会と市のやり取りの方法とその記録、メールの使用について であります。

この件については、現在係争中でありますので、答弁は控えさせていただきます。

次に、市の関わりについてであります。

市は、増富地域再生計画の立案者、地方創生推進交付金の申請者であるほか、事業主体で委託者として指導監督を行ってきたところであります。また、再生協議会の構成員としては、監事として業務執行および会計状況の監査等の役割を果たしてまいりました。

次に、返還金の項目にある看板は、市にとっても有用なものと考えるが、この費用も増富地 域再生協議会に支払いを求めるのかについてであります。

看板設置が新年度に入って行われたにもかかわらず、原因行為なくして支払いが行われたことや、看板を含む備品台帳やその他市が依頼した書類提出等について、協力的でないことなどから、今回の請求額を決定したところであります。

看板については有用なものであると市では考えておりますが、そのことは、請求額の決定とは無関係であります。

以上でございます。

○議長 (中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

再質問はありますか。

岡野淳君。

○13番議員(岡野淳君)

それでは、通告の順番に従って再質問させていただきます。

○議長(中嶋新君)

岡野淳君に申し上げます。

一応、確認ですけども、項目が3項目ありますから、最初に。2項目めも3項目めもしますというんでしたら、そういうふうに。

3項目するということですか。

○13番議員(岡野淳君)

3項目について、1つずつ、再質問をさせていただきます。失礼しました。 まず、公共交通に関する再質問です。

1項目めなんですが、予約のシステムの内容について、具体的にお聞きしました。コンピューターの導入をするのか、しないのか。システムはエリアごとに異なるのか、それとも共通なのか。オペレーションはエリアごとなのか、それとも1カ所なのか。誰がオペレーションの操作をするのか。これについて、まったく回答がないんですね。これは答弁漏れと言っても本当はいいんですけども、もう一度、そこをお聞かせいただきたいと思います。

それから運行委託をする業者の理解をいただいているというふうなご答弁だったと思いますが、先だって行われた公共交通活性化協議会で、傍聴させていただきましたけども、業者から協力をいただいているというような雰囲気では、まったくなかったと思います。むしろ猛反対だったという印象があります。そこらへんの認識、私が勝手にそう思っているのかもしれませんけども、その2点について、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長(中嶋新君)

確認いたします。2点ですね。

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

ともにあゆむ会、岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

最初に、予約システムの関係で細かい制度設計等についてという質問であります。

答弁でも述べておりますように、予約システム、このシステム導入も含めて現在、運営委員会で検討をしていただいているといった状況であります。

内容につきましては、当然、デマンドの運行とした場合、予約システム導入というのは、非常に市としても慎重に進めていかなければならないといったことで考えています。そういったことから、先日の12月5日ですか、運行事業者、また運営委員会の委員、同時に参加していただいた中で、このプレゼン等も行ったところであります。

そういったところで、いろいろ意見が出ておりますので、そういった意見も踏まえて今後の 方向性については慎重に進めていきたいと、そのように考えております。

もう1点、事業者の協力の関係ということであります。

議員の印象ではなかなか、本当に理解がされているのかというお話であります。

私たちもこれまで、事業者に対しましてはいろいろ接触した中で、協力は依頼をお願いして きているところであります。そういった中で、具体的には10月の、失礼しました、経過を追っ て説明させてもらいます。

6月6日には地域公共交通連絡会総会で計画の説明をまず、市のほうでさせていただいております。また、運営委員会につきましては、その都度、出席について会長宛てに依頼文書も送付をしているところであります。

また9月18日、この日には連絡会役員と市との協議ということで、会長、副会長に参加していただいて、運営委員会での現状等を説明したと。

その後、10月23日になりますけども、ここでは各事業者のメンバーに集まっていただいて、再度、ここで具体的に協力の要請等をお願いしたといった状況であります。

また12月5日には、先ほど説明いたしましたけども、エリアの運営委員会と運行事業者の 連絡会との意見交換会も含めて、そこでシステムのデモを行ったと、そんなような状況であり ます。

理解が得られたかどうかということでありますけども、私たちはそういった中で、協力を要請し、このプレゼンにもほぼ全員の運営協議会のメンバーが参加いただいていることを見ますと、方向性とすれば、そういった形で私たちは理解されていると。協力についても、今後しっかり市の方針に基づいてやっていただくと、そんな形で承知をしているところであります。

以上になります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

次に、新たな公共交通の構築について、再々質問を許可いたします。 岡野淳君。

○13番議員(岡野淳君)

それでは、公共交通に関して再々質問をさせていただきます。

企画部を中心に、市が頑張っておられることは承知をしております。しかし、例えば私は大泉、高根、長坂のエリアの部会に所属しているんですが、このエリアというのは北杜市の人口の半分なんですよね。半分持っているんですよ。車3台です。この3台を北杜市の人口の半分のエリアで効率よくまわすということになると、これもう人間の及ぶところではないというふうに、少なくとも部会ではそういう認識で、コンピューターを導入せざるを得ないという認識でいます。慎重に検討しておられるようですけども、慎重に検討しているというのは、コンピューターを導入するか、しないかを慎重に検討しているのか。それともどういうコンピューターシステムを導入しようと思って慎重に検討されているのか。そこが非常に気になるところなので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

それから12月5日の業者との意見交換会、私、さっき傍聴と申し上げまして、大変失礼申 し上げました。このとき、私、傍聴ではなくて役員の代理で参加しておりますので、間違いで す。先ほどの傍聴というのは。

○議長(中嶋新君)

訂正。はい。

○13番議員(岡野淳君)

それで、その席で例えば、今、部長がおっしゃったデモをやられました。そのときに業者の 反応は瞬時にして、以前から何も変わっていないではないかと。以前というは何かと言うと、 4年やった実証運行のときのことです。そのときのうまくいかなかった理由の1つとしてオペレーションの問題があったんですけれども、そのときと何も変わっていないではないかという 指摘が瞬時に出てきているんですね。それは別にコンピューター会社が良いとか悪いとかという話ではないと思うんですけども、つまり業者の反応がそこに来るということは、私としては 非常にある意味、ショックだったんです。業者からしっかり理解を得ているというふうに聞いていますから、まさかそういう反応が出てくるとは思わなかったんです。ですから、そこらへんも含めて実際のところは、これから先どういうふうに、本当に協力を得ていくのにどうすればいいんだというところをもう一度、聞きたいと思いますのでお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

ともにあゆむ会、岡野淳議員の再々質問にお答えします。

コンピューターの導入ということで、するのか、しないのかということも含めて、実際どうなんでしょうといった質問になります。

先ほども申し上げましたように、運営委員会と、また事業者、市が連携した中で、こういったことも含めて、慎重に検討して進めていくといったことになりますので、現在も考え方はそういった運営委員会も含めた中で進めていくといったことであります。

また、2つ目になりますけども、プレゼンの中で今回のコンピューターシステムの内容が以前とほとんど変わっていないというような状況で、事業者から意見があったということであります。

このことにつきましては、今回、1回目のプレゼンということで、事業者は多数あるということで、私たちも把握しておりますので、これにつきましては、まだ回数を少し重ねていきたいなと、そんなように考えております。

このプレゼンの際にも事業者からもいろいろ意見が出たということは伺っております。でも 事業者、私たちが話している状況においては、しっかり地域の足は私たちが今まで守ってきた んだと。そういった流れの中で、新しい事業についてもしっかり取り組んでいただけるといっ たところで話もいただいておりますし、理解もしておりますので、ぜひそんな形でご理解願い たいと思います。

いずれにしましても、私、たびたび言っているんですけども、今回の事業については、本当に新たな事業の進め方と言うんですか、住民を主体とした中での事業を進めております。そういった中で、なかなか運行にこぎつけるまで、本当に課題がいっぱいあるのかなと、そんなように考えております。

議員も運営委員会の委員としてご協力をいただいているところもありますので、ぜひ市民、 交通事業者、また行政が一体となって、本当にともにあゆめるようなご協力をお願いしたいと、 そんなように思っています。

以上になります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

次に、第3次市立病院改革プランについてですね。

再質問を許します。

○13番議員(岡野淳君)

病院改革プランについて、再質問をさせていただきます。

特に甲陽病院の経営については、厳しいということは以前から伺っておりますし、承知もしております。特に前回、前回と言うのは第2次改革プランの際にお聞きをしましたときに、言葉はきつかったもしれませんけども、特にスタッフの不足については、もう負のスパイラルに陥っているという表現を使いました。当時の市民部長も、そうだねというような反応だったんですけども、要するに構造的にスタッフが来にくいというのが甲陽病院の、ある意味宿命だなというふうに思っております。

その中で、今のところ医師、それから看護師のスタッフもぎりぎりなんとか基準にほぼ達しておるという数字だったと記憶しております。ただ、これを維持する、それからあわよくば、欲を言えば、もうちょっと上乗せする、こういうことはやっぱり利用する患者さんのためにも必要なことだなというふうに思っております。

それから例えば内科にしてもそうですし、小児科にしてもそうですし、やはり診療科目の充実というのは、地域医療を担う中核病院としては必須の条件だなというふうに思います。ですから、質問というよりは、ほとんどお願いになってしまいますが、そこらへんの取り組み方を再度、お聞かせいただければと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

ともにあゆむ会、岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

市民といいますか、地域の医療の中核を担っております市立病院のスタッフの維持といいますか、取り組みについてということですけれども、議員がおっしゃるとおり内容もよくご理解をしていただいているということで、大変ありがたい思いでございますけれども、実際、スタッフの体制もぎりぎりということで、看護師の採用につきましても先ほど市長が答弁をいたしましたとおり、3年間で約40名ほどの職員を採用はしているんですけども、これが決して増につながっているという状況ではなくて、やはり途中で退職される方もいるということの中で、こういう採用の実績をもっても、ぎりぎりの状況が続いているということでございます。

また、医師につきましても、これも答弁をさせていただいたとおり、なかなか常勤の医師を確保するということになりますと、甲陽病院の関係につきましては、山梨大学との関係性が強いということの中で、常勤の医師の派遣については、山梨大学の意向というものもかなり大きな部分を占めているということで、なかなかこちらが主導権を持って医師をしっかり確保していくということが難しい状況であるというふうに考えております。

先ほど議員がご指摘のとおり、診療科目の充実ということも、当然、市としては考えていかなければならない大きな課題でございますが、人件費の問題もございますので、これをなかなか常勤化するということについては、経費的に問題があるということで、非常勤の医師を多く採用しておりまして、そのことが逆に人件費を圧迫するというような状況にも陥っているということで、大変苦しい状況ではございますけども、改革プランに基づきまして、改革プラン、また、その実践のための行動計画を着実に実施するということで、なんとか、なかなか上向きという状況にはなりづらい面もございますけれども、現状、なんとか維持をしていけるように努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

次に。

○13番議員(岡野淳君)

病院関係で再々質問をさせていただきますが、5番目の経営形態の見直しという部分については、第2次のプランのときに聞いた内容とほぼ同じ内容で、特に私が気になっているのは、この再編ネットワークなんですね。これはよっぽどの事態がない限り、今のところ考えていないというのは、前回も同じ答弁だったというふうに記憶しております。ただ、これから人口がどんどん減っていく、高齢化が進んでいく、そういう中でこの4万7千人の北柱市の中で2つの市立病院をいつまで維持できるのかなと、これは誰もが思うことだろうと思います。いずれ、やはりそこを考えなくてはいけない時期が来るだろうなと思いますので、そこらへんは今、ご答弁は結構です。まだ、その時期ではないということなのでしょうから、ただ、そういうことも念頭に置いて、これから執行部のほうはやっていっていただけるんだろうなというふうに考えておるということだけ、お伝えをします。

議長、次の再質問に移ってよろしいでしょうか。

○議長(中嶋新君)

いいですけど、再々質問ですから、一応、質問形式でしていただきたいのが基本です。です

から、再々質問は要望というか意見というだけで、ないならないということで。そういう意味 です。答弁を求めませんね。

増富地方創生推進交付金事業と市の対応についての再質問を許します。

○13番議員(岡野淳君)

増富の事業に関する再質問をさせていただきます。

まず1番目の事業の中止理由のことで、もう一度伺います。

何度も繰り返し繰り返しやりとりをしていますけども、事業の中止について、市は増富地域 再生協議会から今後は交付金に頼らずに自分たちの地域活性化に取り組みたいんだという申し 出があったということを理由にしている。これは契約解除の理由書に書かれていることです。

ただ、その結論に至る協議会の中の理事会、総会などでどのような論議が交わされたのかということは、今のところ市の記録からは分からない状態です。ただ、結論だけが出てきている。

一方、協議会は先ほど私どもの主張したとおり、昨年の10月26日の理事会に菊原副市長 ほか数人の市の職員が臨席して、臨時総会で決定された中止について説明を受けているという ことで、その内容は先ほど申し上げたとおりです。

そのときの報告は、いろんな事情があって、もうとてもではないけど事業はできないと。やろうといっている気持ちが失せたということを言っているわけです。決して自分たちが、身の丈に合った事業をやっていくから、もう交付金に頼らなくていいなんてことは一言も言っていないというふうに私どもは主張をさせていただきました。

このことに対して、市長は私どもの会報7号に書いたことに対して、事実ではないから訂正 して謝れということを言ってきて、私どもはそれに対して、いやいや違いますよと。私たちは 正しいことを主張していますよと。

○議長(中嶋新君)

岡野議員に一言申し上げます。

冒頭、質問のときに会派の見解はお聞きしています。質問ですから、質問に移っていただけ ればと思います。

○13番議員(岡野淳君)

分かりました。つまり真っ向から主張が異なっているということだけ、申し上げておきます。 それで、6月定例会、私どもの会派の野中議員が情報開示請求をして、このときの記録を請求しているんですけども、出てこなかった。その出てこなかった理由について、情報公開条例の第5条第3号のアによる。繰り返しますね。では、もうちょっと遡ってやります。この資料を請求したのが出てこなかった。なぜ出てこなかったかというと、その資料は不存在であるという理由だったんですよね。そのあと、開示の対象ではないというふうに理由が変わっています。これはなぜ変わったのかということを、まずお聞きします。

それから、情報公開条例の第5条第3号のアというものが非公開の根拠であるという説明をされています。これ内容、ちょっと分かりにくいので端折りますけども、つまり情報公開請求があった場合、原則として情報開示をしなくてはいけないんですが、例外があると。公にすることによって当該法人等、または当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものは、非開示情報に当たるということに該当するんだと言うんですけども、この29年9月の再生協議会の臨時総会の資料を開示することで、どの法人にどのような不利益が生じるのか、私には分からないので、これを分かりやすく説明をしていただきたいと思いま

す。

それから中止の決定から、その決定が市の報告に至る経緯について伺います。

平成29年9月定例会で私ども、ともにあゆむ会の代表質問に対し市は、事業はおおむね順調であるという趣旨の答弁をしています。そのときは、そこからわずか1カ月で事業中止が決まったというふうに私も申し上げたんですけども、実はこれは誤りで事業中止の決定がされたのは、9月19日だったんですね。私が代表質問で質問したのは9月26日、1週間後です。だから代表質問から1カ月後ではなくて、代表質問の前にもう中止が決まっていた。市にその報告がいったのは、1カ月以上経った10月26日です。この1カ月以上の間に、市はその決定が行われたという情報は、まったく入らなかったんでしょうか。

もし、市がその情報を知っていれば、私どもの代表質問で事業は順調だよ、こういう計画が 今年あるよという説明にはならないはずなんです。知っていてそれをやったら虚偽ですよね。 逆に、まったく協議会と市の間にコミュニケーションがなくて、口頭のみでそれを受けている わけですから、寝耳に水ですよ。

○議長(中嶋新君)

岡野淳君、仮定の話では。

○13番議員(岡野淳君)

いやいや仮定の話ではないですよ。

○議長(中嶋新君)

違います。要するにまとめていただければと思います。

○13番議員(岡野淳君)

言わないと、口頭で言っていますから伝わらないので、丁寧に言っているつもりですけども。

○議長(中嶋新君)

もちろん。だから許しますから大丈夫です。

○13番議員(岡野淳君)

分かりました。つまり1カ月間、市と協議会のコミュニケーションがまったくなかったのかと。まったくないまま、いきなり「事業を中止します」と口頭で言われて「はい、そうですか」と普通なりませんよ。これだけの事業ですから。でも書いたものが出てきていないわけでしょう。北杜市という自治体はそういう自治体なのか、それを伺います。

それから国の会計検査にかかることをさっき、ちょっと聞きましたけども、特に何か言われていない、ただ不適切なとあえて言いますけども、処理をしたリストについてはチェックが入ったと、こういうことがあったようですけども、例えば備品台帳とか出納簿、そういうものがあるとか、ないとかというこういう話にはならなかったのかどうか、そこだけちょっと聞かせていただきたいと思います。

それから最後の瑞牆山の駐車場の看板の件ですけども、そもそもこの看板を立てる費用をなぜ協議会の予算で賄うことになったのか。それがよく分かりません。看板を見ると分かるんですけども、協議会の「き」の字も書いていなくて書いてあるのは北杜市です。北杜市のマークと、北杜市というロゴと書いてあって、いかにも北杜市が設置しましたと見える、そういう看板ができているわけですね。看板の発注は28年の2月ごろだというふうに聞いています。2月に発注すると、おそらく、これは想像ですと、年度内完成ぎりぎりのタイミングぐらいではないかと。2カ月しかないですからね。ではないかなと思うんですけれども、発注した。しかも

国立公園内ですから設置許可が下りるにも時間がかかるだろうと思います。

その中で、とにかく作ろうという話になったわけですよ。設置されたのは、平成29年の5月の連休前後というふうに聞いています。このことは、市はまったく知らなかったんでしょうか。3月31日までに設置されていなかったからおかしいではないかと、普通なるんでしょう。それがならなかったから返還金の対象になったわけです。そこは、市は全然チェックしていなかったということでしょうかね。それもちょっと、お聞かせいただきたいと思います。

以上、ご答弁をお願いします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

ともにあゆむ会、岡野淳議員の再質問にお答えします。

私のほうから会計検査の状況と、それから看板についてであります。

会計検査の際、備品台帳については特に資料を出せとか、あるいは内容チェックというふうなことはございませんでした。

看板ですけれども、看板について5月の連体頃、立てられた。市はそれまで知らなかったのかというふうなご質問だと思います。

看板につきましても、領収書がございました。それが3月の日付の領収書というふうな中で、 実績報告が4月10日ですから、領収書に基づいて、もうこれはできているものだというふう な理解のもと、実績報告を出しております。

その当時、非常に年度末でバタバタした中で、実際に実績報告がまとめられたわけですけれども、書類等が整ってなく、これは協議会のほうですけども、そういった中で早急に領収書を確認して出したということから、市のほうではこれはもう完成しているものという解釈でいたということです。

以上です。

○議長(中嶋新君)

次に、ほかの答弁を求めます。

坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長(坂本孝典君)

ともにあゆむ会の、岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

中止の理由でございますが、平成29年9月19日に再生協議会の臨時総会で中止の決定が され、その後、市へ交付金に頼らずに自分たちの地域活性化に取り組みたい旨の相談報告があっ たところでございます。

また、平成29年10月26日に再生協議会の理事会が開催され、副市長以下、市職員が出席し、地域の協力のもと事業を継続してほしい旨を再生協議会に対し依頼をしたところであります。しかし、再生協議会からは臨時総会での決定事項であるため、この決定を変更し事業を継続することは困難であるとの説明が再度ありました。

市では、再生協議会の強い意志を受け止め、事業の中止はやむを得ないと判断したことから 平成30年2月22日に契約解除の合意書を取り交わしたものでございます。

それとあと事業中止の経緯でございますが、平成29年9月20日に協議会長が来庁し、事

業中止の旨の報告を受け、21日に臨時総会に出席した当時の須玉総合支所長、また増富出張 所長を含め庁内で会議を行い、中止理由の確認を行ったところでございます。

その後、10月26日に協議会の理事会に副市長以下、職員が出席し事業を継続してほしい 旨を依頼したが、臨時総会での決定事項であるというふうなことで、継続することは困難との 見解をしたところでございます。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

○13番議員(岡野淳君)

1つ、答弁漏れがあるんですけども、よろしいですか。

○議長(中嶋新君)

おっしゃってください。

○13番議員(岡野淳君)

開示請求で非開示にした理由を。情報公開条例の。

○議長(中嶋新君)

そうですね、具体的な。認めます。

○13番議員(岡野淳君)

その説明をお願いします。

○議長(中嶋新君)

認めます。根拠ですね。開示請求の。

答弁を求めます。

坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長(坂本孝典君)

岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

臨時総会の資料ということでよろしいでしょうか。

北杜市情報公開条例第5条第3号のアの、公にすることにより当該法人等、または当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な理由を害するおそれのあるものにより非開示としたものでございます。

○議長(中嶋新君)

よろしいですか。

○13番議員(岡野淳君)

議長、もう一度。ちょっと時計を止めてください。

○議長(中嶋新君)

まだ許可をしていません。なんですか。

○13番議員(岡野淳君)

今の答弁漏れについて。

答弁漏れというか、お答えの内容が私が聞いていることと全然違う。

○議長(中嶋新君)

ですので、もう一度ゆっくり。

○13番議員(岡野淳君)

もう一度、聞き直します。よろしいですか。

○議長(中嶋新君)

はい。

○13番議員(岡野淳君)

その第5条第3号のアのことは分かっています。なんて書いてあるかは。こんなものは例規集を見れば分かる。法人なり個人なりに情報を公開すると不利益があるから、その場合は開示しないよということが書いてあるんですけれども、ではどの法人にどのような不利益が生じるのか。この9月14日の臨時総会の資料を公開することで、どの法人にどういう不利益が生じるのかを教えてくれと言っているんです。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

ともにあゆむ会、岡野議員の再質問にお答えいたします。

当初、文書が不存在だということです。当初、その時点では、市のほうでは総会資料等を把握していなかった。最初の不存在と開示請求があったときに言ったときには、持っていなかったと。その後、総会資料を情報共有することとなったということから、今度は持ってはいるけれども、出せませんというふうな回答だったと思います。これを公にすることによって、個人等に不利益があると。その総会の中に個人等の名前も出てくることから、これは出すべきではないだろうというふうな判断で非開示としたところであります。

以上です。

○議長(中嶋新君)

よろしいですか。

岡野淳君。再々質問ですね。

○13番議員(岡野淳君)

今度は再々質問になるんですね。

では、今の件からいきます。再々質問をさせていただきますが、9月14日の臨時総会の資料を公開すると、その中に書いてある個人が特定されるからということなんですけども、黒塗りにすればいいんではないですか。私はそう思いますよ。そこを1つ、伺います。

それから先ほど看板のところで、領収書が3月末の日付になっているということをおっしゃっていまして、その後、実績のほうもそういう形で出しているということなんですけども、現場のチェックはしていないということですね。看板が設置されたときの現場のチェックはしていないということですよね。これは倉庫も同じなんですよ。倉庫の場所、ご存じですよね。増富出張所の真正面の公用車の横にデンと置いてある。これが年度をまたいで設置されたから返還金の対象になるという話なんですけども、あの大きい倉庫が3月31日になってもそこに置かれていないということを誰も気がつかないんですかね。そこはどうなんでしょう。4月になって、それが置かれた。これはおかしいではないかと。その段階で問題にしなくてはいけないんではないですか。それを全部なかったことにして、いったん監査が通っていますよね。そのあと精査して発覚したんだということを、増富出張所長はおっしゃっていたと思うんですけ

ども、それはいいですよ、それはいいです。だけどもよくよく調べてみたら、そのあとほかにもいろいろあって、総額で220万円になったということですよね。市は看板と倉庫に象徴されるように、比較的高額なものでしょう。そういったものを納品されたときに全然チェックしていないということですよね。期をまたいで納品されたということをまったく把握していない。だから、あとで問題になったと、こういうことですよね。そこの認識をもう一度、伺いたいと思います。

それからもう1点、事業中止について、これさっきちょっと申し上げましたけども、とにかく私どもが主張していることと市が主張していること、真っ向から食い違っている。これ私どもがなんの調査の裏付けもなく、政務活動費を半分くらい使って会報を出しているんですよ。そこに根も葉もないようなことを書くほど愚かではない。そのぐらいの自負は持っています。それを間違っている、謝れと言うんだったら、市長どうですか、一緒に合同チームをつくって調査しませんか。増富の協議会なり、理事なり、いろいろ聞くこともあるだろうし、書類もあるかもしれない。あるいは県も、国も、いろいろな命令や資料を持っているかもしれない。一緒に調査しましょうよ。調査して何が事実だったのか、これをきっちりと明らかにして市民に報告する、これは必要なんではないですか。これ提案しますけども、いかがでしょう。

以上です。

○議長(中嶋新君)

3点ですね。

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

岡野議員の再々質問にお答えします。

最初に黒塗りにして提出すればということなんですけども、黒塗りにしたところで、その前後の文書から大体分かってしまうというふうなことから、市では開示しないということを決定しております。

次に、現場ですけれども、看板についての現場、あるいは倉庫についても現場等を確認しな かったのかというふうなご質問だと思います。

基本的には協議会に委託した事業で、協議会との信頼関係で行ってまいりました。年度末で 非常に慌ただしい中、その領収書を確認して倉庫等はもう納品されている。たしかに4月になっ て倉庫は設置されたかもしれないけれども、納品はされていたが、たまたま、物品購入ですか ら、組み立てのほうが若干遅れたというふうな解釈でいたと思います。当時は、それを特に疑 間視はしていなかったというふうに考えます。

看板です。看板も先ほど申し上げましたとおり、信頼関係の中でやっているということから、 看板のほうは現場確認等はしておりません。

以上です。

○議長(中嶋新君)

提案について、一言、答弁できますか。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

3番目の中止の質問です。

今までも市のほうでも物品、あるいはその他看板、その他もろもろ調査してまいりました。 総会等にも副市長以下、職員が出席した経緯もあります。そういったことの中で話もしてまいりました。11月27日にも協議会へ行って、返還金の問題等についても説明してまいりました。そのようなことから、必要に応じて市は市として調査してまいりたいと考えております。 以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

以上で、岡野淳君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

野中真理子君。

○16番議員(野中真理子君)

増富地方創生推進交付金事業と市の対応について、関連質問をさせていただきます。

まず、この通告の1番、2番に関連することですけれども、坂本須玉総合支所長のご答弁を聞いていました。要するに増富再生協議会は臨時総会を開いて事業中止を決定した。それを10月に副市長ほかを招いた理事会で報告した。その中では、増富再生協議会は臨時総会の決定に基づき事業を中止した。それを、強い決意だから副市長は受け入れた。ここに関しては、私たちの回答書とまったく同じです。まったく同じ認識だと思います。ところが一番違っているのは、なぜ事業を中止しなければいけなかったかという理由が、今まで市は再生協議会が自立してやっていくからと言っているんです。この自立してやっていくというのは、誰がいつ、どのように言ったんですか。先ほどの答えでは、何もそれを言っていませんよ。そこを明らかにしてください。

しかも、今まで市のほうが言ってきたのは、契約解除の理由書にその記録がある。でもこの 契約解除の理由書は、この間の議会の答弁で市が作ったと言われています。市が作ったこの記 録と、今までは口頭で何か理由が言われた、それだけなんですよ。増富再生協議会の記録とし ては出てきていない。そこはどうなんでしょうか。本当にないんでしょうか。

私たちは申入書を文書で回答しました。この問題の論点や争点を曖昧にしないためにも文書を作成して残すことは極めて重要なことだと思います。私どもの申入書に対して、市は文書でしっかり回答していただきたいと思います。ここは市長が答えていただきたい。市長に出した文書ですから。1月31日までにぜひ、ともにあゆむ会に回答をください。それができるかどうか、市長にご答弁願いたいと思います。

これが1番、2番に関連する質問です。

そして次は3番です。最初のご答弁で、係争中だから答えられないとのことでした。たしかに係争中です。私との情報開示の裁判のことだと思います。でも、これは市が今まで行政としてやってきた結果がどうなのかということを今、この議場で聞いているんですから、ぜひ答えてください。しかも言わせていただければ、これらのやりとりはどのような方法で行われたのかというのは、係争のものではなく、裁判の訴状にはあがっていないことだと思いますよ。どのように市がやりとりをしたのかは、しっかりここで答えていただきたいし、メールがどのように、メールは使ったのかどうかということだって、裁判とは関係なく、市が今までやってきたことを自信を持って答えてください。ここはよろしくお願いします。

それから次、4番や6番のことになりますけれども、まず返還についての県とのやりとりで

す。ともにあゆむ会は県のほうにも直接、県のほうからも聞き取り調査をいたしました。県がはつきりと言っていたのは、返還を決めたのは市だ。それから返還の額も決めたのは市だ。県は国とかの手続きに基づいて命令書はたしかに出す。県の名前で命令書は出すけれども、返還を決めたのも、額を決めたのも市だと言っていますので、そこは明らかにしていただきたいと思います。ここは、ご答弁願いたいと思います。

また、先ほど丸茂総務部長のご答弁の中に倉庫や看板のことは、年度末でバタバタしていた、そんなことをご答弁されましたけれども、市は再生協議会の構成員として何をやっていたんですか。監事として会計をすべてきちっと見る、そこのために強い権限を持って再生協議会に入っていたんではないですか。会計で、年度末でバタバタしていて見られなかったなんていうのは、全然そんなのは言い逃れですし、言い訳になっていない。それと再生協議会の委託契約者、委託契約をして委託者として指導をしなければいけない立場で、そんな言い逃れはないと思いますし、責任を今までまったく市は、なんか自分たちの責任はないと。そんなような形で、全部再生協に押しつけてきたと思います。そうした中で、今度、例えば看板についても岡野議員、指摘しましたけども、市のマークが付いた看板、市も利益を享受している看板についてまで協議会に返還を求めるんですか。市の責任をないがしろにして、再生協にすべて責任を取らせて、お金の220万円も返還させるんですか。そのことも含めて、すべてご答弁願いたいと思います。

○議長(中嶋新君)

5点になります。

坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長(坂本孝典君)

ともにあゆむ会の、野中真理子議員の関連質問にお答えいたします。

事業中止の件でございますが、自立してやっていきたいというのはいつ、誰が言ったのか、 また記録はということでございますが・・・。

○16番議員(野中真理子君)

はっきりと答えてください。

○議長(中嶋新君)

そうですね。ゆっくりでいいです。

○須玉総合支所長(坂本孝典君)

すみません。事業中止等の関係でございますが、平成29年9月14日、また19日、2回 開催された臨時総会に出席しました当時の須玉総合支所長の資料の中に、自分たちでやってい くという旨のメモ書きがございまして、協議会としても自立してやっていくというふうな意思 表示がされたと聞いてございます。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

それは誰がということですね。あとは理由書等のほうですね。順次、答弁を求めます。 丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

野中議員の関連質問にお答えいたします。

ちょっと順番は異なりますけども、答弁してまいります。

県との協議、先ほど県のほうは市が決めたこと、だからそれに基づいてやったというふうな 内容だと思います。

たしかに決めるのは市です。ですが、その課程においては、それが良いことなのか、悪いことなのか、言い方はちょっとおかしいですけども、交付金事業に沿ったものかどうかという協議は県ともしてまいりました。県は国の委託機関です、交付金事業の。よって、うちが国と直接やるというのではなくて、県と協議するということになっております。それで、その内容が良いか悪いかの判断も含めて県と協議してきた。その結果に基づいて、市が最終的に判断したということであります。

それから市は監事として、委託者としてどうなんだということだと思います。

たしかに監事に入っております。構成員として。よって、帳簿書類、それから会計の中身というふうなものを監査いたしました。領収書等、一通り書類がそろっていればそれで確認をしてまいります。ただ、その中に備品台帳ですとか、一部帳簿の不備なものがあったのでそういった指摘はしてまいりました。

看板です。マークが入っているかどうかということもあると思いますけれども、協議会としての事業としてデザインも決めて、実際に実施したということで、看板については設置が新年度になってからというふうなことですから、これは返還の対象になるというふうに考えております。

よって、看板は市にとっても有益だから市だって負担すべきではないかというふうな考え方かもしれませんが、返還についての問題と有用性については、別問題というふうに考えております。

メールの問題ですけれども、係争中の部分については触れないようにしまして、一般的にメールというのは、一部についてはメールが来たことも承知している部分はありますが、それはあくまでも事務連絡というふうなことで、公文書としては考えておりません。

理由書、記録がないというふうなことですけれども、たしかにこの理由書については臨時総会のあと協議会のほうから申し入れがあった。あるいは、その総会に出席した当時の須玉総合支所長とかの状況の話を聞く中で、理由書を作成したというところであります。

以上です。

○議長(中嶋新君)

野中真理子君。

再々質問を許します。

○16番議員(野中真理子君)

再々質問をいたします。

今、坂本須玉総合支所長、すごく大事なことをおっしゃったと思います。総会に出席した職員が、そこのメモに自立してやっていくとあったというようなご発言だったかと思います。ということは、総会の出席した方の自立していくというメモが皆さん共有されて、それが理由になったということではないですか。つまり、総会資料が最初不存在といったのが、そこからスタートして嘘だし、情報共有として皆さんの中で最初からできていたということではないですか。まず、そこをはっきりとご答弁いただきたいのと、こんなに理由がやっぱり違うし、いろいろと公文書についても問題が出てきます。やはり真実を市は明らかにするべきだと思います。岡野淳議員は一緒にやりましょうというご提案もしましたけども、ちょっとここで読み上げさ

せていただきますけども、再生協議会と市は業務委託契約の当事者であり、市は自らが立案・ 決定し、再生協議会に委託して遂行した事業が再生協議会側の理由で頓挫させられたというの ですから、市は再生協議会に対して再生協議会が事業の中止に至る協議、決定過程および市へ の申し入れが真実か、また妥当かに関する十分な説明と記録の提出を求めるのは当然ですし、 再生協議会が提出を拒むことは考えられません。

今まで、会計資料ばかりが問題にされてきたように思いますが、私たちは事業の中止理由こそが市の大きな問題だと思っています。まして市は、ともにあゆむ会の会報に事実と異なる記載があるとして、私どもを非難したのですから自らが述べている中止理由、すなわち再生協議会が交付金に頼らず、自らの力で地域活性化を行いたいと言っているので、市はこれを受け入れたということが正しいのか、それともそれは誤りであるのかを私どもだけではなく市民に明らかにすべき責任があります。

まずは再生協議会の事業の中止の理由に関して、協議会内部での協議、決定過程および市への申し入れの経緯や内容が分かる文書、記録がないのかをしっかりと確認してください。私たちの調査リソースにも関係があることですが、記録はあるはずです。その記録の提出の上に真実と責任がどこにあるかを明確にすべきと考えますが、見解をお述べください。お願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長(坂本孝典君)

野中真理子議員の、関連質問の再々質問にお答えいたします。

先ほどの資料でございますが、これにつきましては、私が今年度、4月より支所長になったときの引き継ぎの中の資料の中にあったということでございまして、共有につきましては、それ以降に共有させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

○16番議員(野中真理子君)

議長、1月31日までに回答くださいと言っていることに対して、市長からの答弁がありません。

○議長(中嶋新君)

許可いたします。

答弁漏れを。

菊原副市長。

○副市長(菊原忍君)

野中議員の関連質問にお答えいたします。

12月6日の、ともにあゆむ会からの申入書の回答につきましては、文書の内容を精査して対応してまいります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

野中議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、文書を読み上げた件であります。メールや記録等、いろいろとはっきりさせましょうということですけれども、今まで答弁で述べてきたとおりでありまして、市の姿勢は変わりません。

以上です。

○議長 (中嶋新君)

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時45分といたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時45分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

ほかに関連質問はありますか。

(なし)

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、9人の議員が市政について質問いたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初にともにあゆむ会、12分。次に公明党、3分。次に明政クラブ、6分。次に無所属の会、2分。次に無会派 保坂多枝子君、15分。同じく無会派 清水敏行君、15分。最後になりますけども北杜クラブ、70分となります。

なお、申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんのでよろしくお願いいたします。 なお、残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私から通告いたします。 それでは順次、質問を許します。

最初にともにあゆむ会、9番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○9番議員(齊藤功文君)

平成30年第4回北杜市議会定例会にあたり、一般質問を2項目にわたり行います。 まず1項目めですが、台風24号による被害関連についてであります。 9月30日から10月1日夜半にかけて通過した台風24号による市内の被害は、昭和34年災害以来の大被害とも言われています。私がここで申し上げるまでもございませんが、早急な復旧が望まれるところであります。

被害状況については、11月6日の全員協議会での説明資料によりますと、農業関連では頭首工の破損・流出など63カ所、2億5,070万円。農地法面崩落など101カ所、1億9,950万円。農業用水路の土砂流入・破損等79カ所、1億7,400万円。農道法面崩落など20路線、7,530万円。また橋の崩落等で、逸見原橋など3つの橋が1億7,881万円。法定外道路の浸食・洗堀など53路線で、8,125万円。その他私道や林道にも大きな被害が出ており、11月2日現在で合わせて494カ所、10億3,147万8千円の被害状況となっております。

私たち会派議員は、それぞれの地域の状況を巡回調査し、総合支所に状況報告などを行うとともに、市内の全体の被害状況を伺ったところであります。そして、早急な災害復旧対策を求めたところであります。

このことを踏まえて、以下の項目について質問いたします。

災害の復旧への進捗状況と復旧工事の完成見込みについて、お伺いいたします。

2項目めですけれども、地区要望・市民要望などについてであります。

今までに地区要望・市民要望など多く出されておるわけですが、その中から懸案となっている以下の項目について質問いたします。

(1) 砂利道である市道や林道の、舗装整備についてであります。

台風や大雨のたびに窪地となり、たびたび車も通れない荒れた道となる大泉町内の砂利道である市道や林道の舗装について、ここ相次いで提出された要望書への対応について伺います。

- (2) 一級河川泉川の整備計画についてであります。
- ①大泉町地内天神橋より上流域における整備について、まず伺います。
- ②泉川に架かっている新井橋(市道大泉・西井出22号線)の整備についてです。
- この橋は台風24号による一部護岸の石積みの崩落により応急処置は済んでおりますが、今後の整備について伺います。
 - (3) 県道(長沢・小淵沢線) 拡幅整備計画についてであります。

合併以前より懸案となっている県道(長沢・小淵沢線)拡幅整備計画(西井出東原地内)の その後の進捗状況について、伺います。

(4) 一級河川・準用河川敷にある支障木の除去対策についてであります。

台風24号による市内河川の被害の原因が流木によるところも多く見受けられます。泉川、 鳩川、甲川、女取川、川俣川、衣川等々一級河川・準用河川数にある支障本の除去対策につい て、早急な対応が求められておりますがその後の進捗状況について伺います。

(5) ブロック塀の安全対策についてであります。

大阪北部地震で、ブロック塀が崩れ通学途中の女児が死亡するという痛ましい事件が起きていることは周知のことと思いますが、児童生徒の通学路や道路に面している民間施設のブロック塀の安全対策(ブロック塀の撤去費用など)に対し支援策をとの声を多く聞きますが、支援策の進捗状況について、お伺いいたします。

以上で質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長 (仲嶋敏光君)

9番、齊藤功文議員の台風24号による被害関連における、災害復旧への進捗状況と復旧工事の完成見込みについてのご質問にお答えいたします。

台風24号により被害を受けた上下水道施設のうち、小淵沢町の白樺平配水池の配水管については、今月11日から仮設管の設置工事に着手し、来年6月末の完成予定であり、その他の箇所については、11月までに復旧工事を完了しております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

9番、齋藤功文議員の台風24号による被害関連における、災害復旧への進捗状況と復旧工事の完成見込みについてのご質問にお答えいたします。

はじめに、農政課所管分としては、国庫補助対象事業が88カ所、市単独事業が179カ所で、国庫補助対象事業は現在国の査定中であり、査定確定後の執行となります。市単独事業については、63カ所で工事施工しております。

なお、工事は、渇水期しか工事ができない箇所もあることから、来年10月末以降の工事も 想定されるところであります。

次に、林政課所管分については、市営林道14路線15カ所の土砂撤去、路盤復旧、倒木処理を完了し、現在残り2カ所についての準備を進めております。

次に、地区要望・市民要望などにおける、林道の舗装整備についてであります。

林道の舗装要望については、地域団体や周辺住民から舗装化についての要望もいただいておりますが、市営林道の舗装整備は基本的に計画しておりません。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

9番、齊藤功文議員の台風24号による被害関連における、災害復旧への進捗状況と復旧工事の完成見込みについてのご質問にお答えします。

はじめに、用地課所管分としては、法定外道路を中心に、市内全域で被災箇所全63カ所であり、このうち56カ所は復旧を完了しており、残る7カ所についても、早期の完成を目指して進めてまいります。

次に、道路河川課所管分としては、市内全域における被災箇所のうち市道長坂富岡・高根下 黒澤10号線逸見原橋および市道高根下黒澤4号線の2カ所を除いて、すべて復旧を完了して おります。この2カ所については、国の査定結果に基づき、早期の完成に努めてまいります。 次に、地区要望・市民要望などについて、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、砂利道である市道や林道の舗装整備についてであります。

市内における砂利道については、既存の集落から離れた山岳地域に多く、山の手入れのために開設された管理用道路や、自然環境を好んで移住された方々の生活道路として利用されておりますが、舗装化については、路面排水の確保や景観への配慮などさまざまな課題があることから、現在、市道の舗装整備は計画しておりません。

次に、一級河川泉川の整備計画についてであります。

県によると、大泉町地内天神橋より上流域における整備計画については、天神橋下流域の事業完了後も事業化の検討を行いましたが、流下断面がおおむね確保されており、費用対効果や緊急性が低いことから、整備計画はないと伺っております。

また、市道大泉西井出22号線の泉大橋、通称新井橋については、台風24号により護岸の一部が被災しましたが、応急補修により継続使用が可能となったため、整備計画の対象となっておりません。

次に、県道長沢小淵沢線の拡幅整備計画についてであります。

大泉町西井出東原地内における、拡幅整備計画については、長年検討を重ねてまいりましたが、いまだ沿線地権者の合意が得られない状況にあります。県および市では、沿線地権者の全面的な協力体制が得られるまで、事業化の検討を保留しているところであります。

次に、一級河川・準用河川敷にある支障木の除去対策についてであります。

一級河川内の伐木業務については、県に対し毎年要望を行っているところであり、5カ年計画により、昨年度から、危険性の高い箇所を中心に、除去作業が進められております。市が管理する準用河川については、危険性の高い箇所を中心に対応を行っております。

次に、ブロック塀の安全対策についてであります。

ブロック塀の安全対策については、現在、国・県において、ブロック塀に特化した耐震化への補助制度の検討を行っております。今後も、県と連携して情報収集を行い、国の補助金等を 積極的に活用し、市民の安全・安心な生活の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 (中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時30分

○議長(中嶋新君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○9番議員(齊藤功文君)

第1項目めの再質問を行わせていただきます。

○議長(中嶋新君)

齊藤功文君、2項目しますか。

○9番議員(齊藤功文君)

いや、1項目め、2項目め、それぞれ行いますのでよろしくお願いいたします。 それでは、1項目めをまず行います。再質問です。

先ほど、台風災害の法定外道路の問題、また上下水道の配水管の工事の、白樺平への配水管の工事というような、そんな説明がございましたけれども、ここでちょっと全体のことを、先日の全員協議会でございましたけれども、その中の説明の中で今回の台風災害の予算の説明の中で小淵沢の、先ほどご答弁がございました白樺平分譲地への関連の工事ですけれども、私道の復旧に全額、市の負担で復旧工事をするという補正予算、約4,500万円盛り込まれておるという説明がございました。分譲地への私道の復旧工事の新聞報道もその後あったわけでありまして、その報道を見て、市民の方からどのようなお決まりで、市が全額負担でこの工事をするのかという、そんな問う声がございます。この工事の設計内容は、市が通常発注している市道の設計の基準と同等なのかどうか。また、この工事の設計内容は、市が通常発注している市の設計基準に満たしているのであるかどうか。もし、満たしているのであれば、その私道の所有者から寄附採納をして、4,500万円ほどの投資をする、その財産を寄附採納を受けて市道として認定できるのではないでしょうか。この点について、伺いたいと思います。

次にこうした事例は、北杜市になってから今までにはなかったとのお話を伺っていますが、 今後もこうしたことが起こり得ることですので、将来に向けて問題が起こらないように市の しっかりとした対応を、ここで求めるところでございますが、いかがでしょうか。

また、災害復旧に伴いまして農家の皆さまから農地関係については、来春の水稲の作付けまでに取水施設や農地など、被災した施設の復旧が間に合うのかどうか、大変心配しております。 また、農家の工事負担金についても大変心配しております。激甚災害の指定により、国庫補助率が上がったと、先ほど説明がございましたけれども、農地の災害復旧に伴う工事負担金はどのくらいになるのでしょうか、併せて伺います。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

9番、齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

2点いただいたかと思いますけども、まず1点目の白樺平分譲地内の私道の工事の関係でございます。

こちらにつきましては、全員協議会の補正の説明の折、法定外道路等を含む補正のお願いを した折に、ご説明をさせていただいたところでございますが、その中で説明不足の点があった とすれば、この場をお借りしてお詫びを申し上げたいと思います。

内容でございますけれども、私道の管理につきましては、これまで市の原則といたしまして は開発者、管理会社、所有者など利害関係人が管理すべきものということで対応をしてまいっ たところでございます。しかしながら、今回の災害におけます被害状況が大変甚大でございま して、住民生活にも大きな影響を及ぼした、また被害の大きさからとても住民の対応できるよ うなレベルではないと。また昨日からご答弁させていただいておりますけども、市営の水道の配水管、送水管、重要な配水管が布設されており、それにも損傷があるということ、それから過去に開発計画時におきまして、旧町の時代でございますけども、その当時の協議内容等を踏まえた中で総合的に判断して、市で施工するというふうにしたところでございます。

工事の設計内容につきましては、市の市道等の工事の標準的な設計を使って積算をしてございます。ご承知のとおり、白樺平のところにつきましては、標高も高いということもございまして、凍結深度も深いということで、凍上抑制層の基準に応じて設計を組んでおります。現状の、今あるものにつきましても、同等のもので施工がされているというふうに判断はしてございます。

それから将来的なことでございますけども、昨日も答弁はさせていただきましたけれども、過去の協議の内容等を踏まえまして、市におきまして道路用地の権原の整理をしっかりしていきたいと。その中で、最終的には市所有の道路として、法定外道路としての管理を行っていく、維持管理につきましては地元、所有については市というような形になろうかと思いますけども、そういう形で行っていきたいと。市道への格上げにつきましては、市道認定基準、それから議会の議決も必要となってまいります。そういうことになった場合には、しっかりと説明もさせていただくようになりますので、その市道格上げにつきましては、慎重に検討はしてまいりたいというふうには考えてございますが、今現在は法定外道路としての管理を行っていくという考えでございます。

以上でございます。

○議長 (中嶋新君)

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

9番、齊藤功文議員の再質問にお答えをいたします。

2点、ご質問いただいたと思いますが、まず農地災害について、来春の作付けまでに間に合 うのかという質問と、負担金についてのご質問をいただいております。

まず、作付け、工事の執行状況ということでございますけれども、昨日もご答弁させていた だきましたが、これにつきましては、可能な限り、春の作付けまでに間に合うように工事を全 力で進めてまいりたいと考えております。

ただし、河川に関係するもの等、どうしても工法等で間に合わないものもありますので、それについては、仮設工事等で対応させていただきたいと考えております。

続きまして負担金でございますけれども、国庫補助につきましては、実際に受益者負担となるのは、これも昨日、ご答弁させていただきましたが、1.075%の負担をお願いするということで、これについては激甚災害で非常に少なくなっているということですので、お願いをしたいと思います。ただ、市単独事業については25%という基準でありますので、これについても負担金の軽減について検討していきたいということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

齊藤功文君の再々質問ですね。

○9番議員(齊藤功文君)

再々質問を行います。

工事における初歩的と言うんですか、執行する上での基本的なことを、ここで確認しますけども、この私道の所有者はどなたなのか。そして先ほど、入札が終わって今度、工事を執行されるということですけども、工事の承諾を誰から取ったのか。そして配水管についてもまったく同じだと思いますけれども、工事施工にあたっての土地承諾、施工についての承諾書はどなたから取ったか。私道の所有者から当然取っていると思いますけども、そのへんについては、先ほど管理会社とか分譲会社とか出ましたけども、どなたの名義になっているでしょうか。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

9番、齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

私道の所有につきましては、開発時に関連しておりました不動産会社および10数名の個人所有、共有という形になってございます。工事の施工にあたりましては、道路敷地内の原形復旧でございますので、基本的にはこちらから所有者の方に通知を差し上げて、状況を説明しながら原形復旧をさせていただくという形で、通知を差し上げるということでございます。また、水道の配水管につきましても同様にしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長 (中嶋新君)

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員(齊藤功文君)

それでは2項目めに移りますけれども、地区要望、市民要望などについての件に移らせていただきます。

まず第1の点ですけれども、今回の台風21号、台風24号で被災された市道、林道の洗堀・ 浸食は目に余るものがありました。市道、林道の早期舗装整備にかかる要望書も相次いで出て おるわけですけれども、用地買収の課題はなく、また道路の沿線住民の皆さまからも要望の署 名をいただき、10月に相次いで出されている件についてでありますが、林道について、下流 域の隣接している中山間の農地の水路や市道にも流れ出て、そのたびに総合支所への要望も出 され、総合支所の担当者が砂利敷を敷くなどして車が通行できるように道路整備をされている のが現状であります。今後の維持管理をする上でも、こうした箇所については、早期の課題解 消箇所と考えることはいかがでしょうか。それが1点。

そして2項目めの(2)です。泉川整備についてでございますけれども、泉川整備については平成25年5月13日付けで沿線3地区、荒井、姥神、天神地区、各区長名で要望書が出されております。3.11東日本大震災以降、2回にわたり泉川の測量調査が県で行われています。そのとき、県に伺うと国の補助事業を採択してもらうために実地調査をしているとのことでありました。今後、強力にこの整備を推進する上で、国・県へ働きかけができないものか、市長の強力なリーダーシップにより、国等への一層の協力を進めてほしいがいかがでしょうか。次に(4)ですけれども、12月8日の新聞報道によりますと県は河川の立木だとか土砂の

撤去事業を本年から5カ年というようなことで進めているという答弁もございましたけれども、今回の台風24号の河川の護岸の崩落など、現場を調べますと流木や土砂が川の流れを遮り、 災害を大きくした箇所が多く見られます。こうしたことを踏まえると、市は県へ強力にこうした河川へ繁茂した木の撤去作業を進めるよう改めて要望し、市と県が一体となり、この事業を進めていけばいいなと思いますが、いかがお考えか。

5つ目、ブロック塀の撤去について、そうした国の動向、県の動向を踏まえて、ぜひこのブロック塀の補助支援施策を創出していただきたいと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長(中嶋新君)

答弁を順次、求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

9番、齊藤功文議員の再質問にお答えをいたします。

大泉町の市営林道の関係の要望の関係と思いますが、市営林道唐沢線の砂利道の改善および 早期舗装実現についてということで、10月18日に地域のほうから大泉総合支所を経由して 要望をいただいております。

しかし、先ほども議員が質問の中でも言われましたように、総合支所のほうで側溝の整備とか、砂利の補修とか、しっかり管理をする中で行っている状況でありまして、砂利の流出を防ぐ対策も昨年度は行った経過でございます。本来、林道の目的については、林材の生産、森林環境などの林業活動に供するためのものでありますので、未舗装な道路も多く、大量な雨や雪については、安全の観点から交通規制や通行止めの措置を行っているのが一般的になっておりますが、ここにつきましては、沿線上に居住者もいることから通年開放している状況でございます。舗装については、先ほどの答弁で申し上げたとおり、林道としては計画をしていないということでございます。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

9番、齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

泉川の整備の関係でございますけれども、一級河川の整備、改修等に当たりましては、地域からの要望をいただく中で、県に対しその都度、上申という形で要望を市でも行っておるところでございます。

また、泉川の整備、特に限定いたしますと、県でも河川改修は昨今の災害の状況等を踏まえて積極的に行っているということはございますけれども、なかなか財源等の問題もあって整備が、以前のような進み方ではないというような現状も伺っております。

そうした中でありますけども、市としましても河川の改修は災害防止の観点からも非常に重要と捉えておりますので、また今後とも要望を県に対してしてまいりたいというふうには考えてございます。

それから2点目でございますけれども、支障木の除去の関係でございますけれども、こちらにつきましても、かねてから市におきまして市長会であるとか、県の施策に対する要望等の中で支障木の除去、撤去の関係は強く要望はしておるところでございます。

また、5カ年計画に基づいて、今、県も予算も前倒しでやるということは新聞報道等もされたところでございますけれども、県におきましても大きな川を優先的にというような考えも持ちながら、そういった5カ年計画を推進しているというような状況もございますけども、本市には小さなとは言いませんけれども、一般的に大河川という、一級河川ばかりではないという現状もございますので、そういった河川についても積極的にしていただけるようにということで、今後とも要望をしてまいりたいと考えてございます。

それからブロック塀の安全対策でございますけれども、先ほど答弁を申し上げました、国におきましても、新たなブロック塀の対策についての制度を創設というか、検討がされているという中でございます。予算的な面は決定したというような情報も入っておりますけれども、まだ制度的にどういったものが対象になるのか、どういう基準で補助の要綱が出るのかということもございますので、そういった点もしっかり県と連携しまして、情報収集を図りながら検討をしてまいりたいということでございます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで9番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

次に公明党、4番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○4番議員(進藤正文君)

公明党の一般質問をいたします。

SNSなどの活用と防災・減災対策について質問をいたします。

自然災害が打ち続いた本年は、西日本豪雨災害や大阪府北部地震・台風21号・北海道胆振 東部地震、また北杜市においても多大なる被害をもたらした台風24号は、人的被害がなかっ たことは幸いではありましたが、農地法面の崩落や道路や河川・倒木など被害が各地区で発生 いたしました。相次いだ自然災害への対応に万全を期すことが大切と鑑みます。

第197臨時国会では、災害からの復旧・復興に7,275億円の補正予算が決定いたしました。市は先月の19日の臨時会で、復旧に向けた11億円の補正予算が早期成立いたしました。また、災害への対応として地域減災リーダー育成事業や出前塾の実施、広報紙では災害に強いまちづくりを掲げシリーズ化し周知しています。平時からの自助・共助の訓練がいかに大切か、そして災害のたびに指摘される住民の逃げ遅れの難しさなど、課題はありますが、一人でも取り残さない対応が求められています。

そこで以下、質問いたします。

- 1. 行政と各区長とのSNSを活用した緊急時の連携は。
- 2. 自治体防災アプリの導入の考えは。
- 3. 地域減災リーダー育成事業の来年度の計画と周知は。
- 4. タイムラインの活用と周知は。
- 5. 小中学校の出前塾の対応は、どのようなお考えなのかお伺いし、質問を終わります。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

4番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

SNSなどの活用と防災・減災対策について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、地域減災リーダー育成事業の来年度の計画と周知についてであります。

減災力の強いまちづくりを目指し、本年度から、機能する自主防災組織づくりに向け、居住地域の防災・減災に関する知識と技能を身に付けることを目的に、地域減災リーダー育成事業を始めたところであります。第1期を7月、第2期を10月に開催し、合わせて41名が受講したところであります。来年度も、多くのリーダー育成を目指し、講習の開催を計画しておりますので、市の広報紙やホームページへ掲載するとともに、区長会等に出向き周知を図ってまいります。

次に、小中学校への出前塾の対応についてであります。

出前塾は、減災力の強いまちづくりを目指し、専門家が地域へ出向いて講座を開催するもので、本年度からスタートした事業でありますが、7月から先月までに9回開催され、子育てグループのほか、一部の中学校においては、すでに利用していただいております。

出前塾では、12のメニューが用意され、基礎的なものから専門的なものまで内容が幅広くありますが、減災力を培うためには、自分の身は自分で守るという「自助」や、地域のことを知って、共に助け合うという「共助」の考え方が重要であることから、それらを盛り込んだ、小中学生向けの講座の開催を推進してまいりたいと考えております。

本年は全国各地で災害が相次ぎ、秋には本市においても台風災害が続き、防災意識が高まっていることから、これを機に市内小中学校に対しても、積極的な活用を呼び掛けてまいりたいと考えております。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

4番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

SNSなどの活用と防災・減災対策について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、行政と行政区とのSNSを活用した緊急時の連携についてであります。

市民への情報伝達の手段としては、防災行政無線のほか、情報を携帯やパソコンに配信する 北柱ほっとメール、24時間以内の防災無線の内容を聞くことができる電話応答システム、ラ ジオに緊急放送が流れる防災ラジオ、テレビにテロップで避難情報が流れるLアラートなどを 活用しております。

緊急時には、言葉による的確な情報を伝達することも重要と考え、台風24号の接近に伴う各総合支所の緊急避難所の開設に当たっては、各区長へ電話で情報提供を行ったところでありますが、時間がかかることや連絡がつかないこともあることから、今後は北杜ほっとメールの活用について、区長会などで周知を図り、各区長の登録を推進してまいりたいと考えております。

次に、自治体防災アプリの導入の考えについてであります。

防災アプリは、スマートフォンの普及に伴い、防災・減災を目的とした専用のアプリケーションで、気象に関する予報や警報、避難所の開設や移動ルート、ハザードマップが確認できるものなどさまざまで、自治体が独自で設定しているものであります。

本市においては、住民への情報伝達手段として、防災行政無線、北柱ほっとメール、山梨県総合防災システム、エリアメールなどを活用しており、状況により情報伝達の方法を使い分けております。北柱ほっとメールの登録は、現在、約2千件程度に留まっておりますので、当面は登録数の増加を最優先とし運用を行ってまいりたいと考えておりますので、北柱市独自の防災アプリの導入については考えておりません。

次に、タイムラインの活用と周知についてであります。

「タイムライン」とは、時間を追って徐々に災害の危険性が高まる台風や大雨、大雪に対応するため、3日前から監視し、2日前に被災の確率が高まって、影響が出ると予想される地域には避難準備・高齢者等避難開始の情報を発信し、さらに、1日前には避難勧告や避難指示の情報を出す減災対応時系列システムであります。

本市においては、本年度、北杜市地域防災計画の見直しに合わせて、タイムラインの設定を 盛り込み、そのシステムについて、今後、市の広報紙やホームページ、防災訓練などで周知を 図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

進藤正文君の再質問を許します。

ありますか。

進藤正文君。

○4番議員(進藤正文君)

それでは再質問をいたします。

頻発する大規模災害を踏まえ、市は災害に強いまちづくりに取り組んでいるところであります。特に力を入れてきた地域減災リーダー育成事業は、今後期待されるところでございます。

1番、地域減災リーダーとして認定された人は何人でしょうか。

2番目として、来年度の地域減災リーダー育成事業は何回開催するでしょうか。

3番、小中学校への出前塾の具体的な開催場所と内容とお伺いいたします。

4番、地域減災リーダーが出前塾に参加する相乗効果はあったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

進藤議員の再質問にお答えいたします。

最初が、地域減災リーダーの認定の人数ということだと思います。

受講して、それから試験に合格された方が41名ございます。そのあと消防署の講習を受けて認定ということになりますが、消防署の講習を受けて認定された方が現在31名となっております。残りの方も随時、消防署の講習を受けて、それが終わりますと市のほうで認定すると

いうふうな仕組みになっております。

その次が来年度、どの程度開催するのかということです。

今年度と同様に7月と10月に1回ずつ開催を予定しております。皆さんが受講しやすいように土日に設定を考えております。また、しっかりした日が決まりましたならば、広報等で周知してまいりたいと考えております。

小中学校への出前塾の具体的な状況ということだと思います。

11月までに9回、出前塾というのを行いました。そのうち1つに白州中学校で全校生徒を対象に避難場所の開設というふうなテーマで行っております。それから小中学校ではございませんが、白須の上区で親子を対象とした出前塾、それから11月に高根の北杜市保健センターで幼児を持つ親を対象にした出前塾を行っております。

それから、減災リーダーとの出前塾との相乗効果だということだと思います。

地域減災リーダーが中心となって、出前塾に協力してくれた、やってくれたというのが9回のうち3回あります。減災リーダーが地域や学校の防災や減災の意識を高めてくれていると。9回のうち3回ですから、そんなふうに考えております。今後もリーダーには活躍していただいて、ぜひ出前塾の回数を増やしていこうと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

残り38秒ありますけども、再々質問は。

進藤正文君の再々質問を許します。

○4番議員(進藤正文君)

では再々質問をします。

先ほど合格した、普通救命を受けた人が31名合格しましたが、普通救命を受講する期限は 設定されているのかどうか、1点お伺いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

進藤議員の再々質問にお答えいたします。

41名受講して31名が認定されております。残りの10名ということになりますが、消防署の講習会を受けてもらうんですけども、これは特に期限はございません。随時受けてもらうという格好になっております。しかし、市としましてはできるだけ早く認定をして減災リーダーになっていただきたいということから、受講された方、残り10名についても通知等を差し上げて、できるだけ早く講習を受けてくださいと、受講してくださいということを呼びかけております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで4番議員、進藤正文君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、14番議員、相吉正一君。 相吉正一君。

○14番議員(相吉正一君)

12月定例会にあたり、2項目の質問をさせていただきます。

最初に、健康長寿日本一を目指した取り組みについてです。

平成30年10月13日のNHK放送番組「テーマ 健康寿命について考える」番組の中で、延べ41万人の高齢者データをもとに、AI (人工知能)が解析、健康寿命を伸ばすには、運動よりも食事よりも読書が大事という驚きの結果が出ました。

その番組では、山梨県が健康寿命で男女とも全国第1位、しかし運動、スポーツでは最下位とのこと。健康寿命が高い理由としては、山梨県は、人口に対する図書館の数が全国第1位で、人口10万人当たり、全国平均2.61館に対して、山梨県は6.59館とダントツでありました。図書館の設置率は日本一で、本や雑誌を読むことで健康寿命が伸びるという結果でした。

幸いに本市には、8つの図書館があり、本を読むことが健康長寿につながることが分かりましたので、8つの図書館と連携した健康長寿の取り組みを提案したいと思いますが、市の考えはどうか伺います。

なお、参考までに、本市の健康寿命はどのくらいなのか、分かれば教えてください。このことを踏まえて、健康長寿日本一を目指した北杜市の取り組みについて伺います。

次に、発達障害児への支援について。

発達障害者支援法は、2004年に施行された発達障害児、発達障害者の早期発見と支援を 目的とした法律です。国や地方公共団体は、乳幼児健診で発達障害の早期発見に努めることや 専門的に発達障害の診断や発達支援を行うことができる病院や診療所の確保に努めることが義 務付けられています。

そうした中、改正発達障害者支援法が2016年5月に成立いたしました。その改正の趣旨は、発達障害児の早期発見と幼少期からの適切な発達支援を目指すものであります。本市の取り組みについて、3点伺います。

1点目として、本市の発達障害児数と乳幼児健診における発達障害児の早期発見と早期療育への取り組みについて。

2点目として、発達障害の方への理解の促進と支援を進める上での課題について。

3点目として、家族の方への支援体制について伺います。

以上で私の質問を終わります。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長 (中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

14番、相吉正一議員の健康長寿日本一を目指した取り組みにおける、8つの図書館と連携した健康長寿の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市では、北杜市第2次健康増進計画に基づき、さまざまな取り組みを実施しており、さらなる健康寿命延伸を図るため、「お宝いっぱい健幸北杜」として実施している若者世代からの健康づくりプロジェクト事業を中心に、若い世代からいろいろな事業に積極的に参加できる仕組みをつくり、健康長寿日本一を目指してまいりたいと考えております。

読書と健康の因果関係は、定かではありませんが、本市では、図書館での大人のための朗読会や読書会、さらに高齢者通いの場等での読み聞かせボランティアなどが数多く行われているところであります。また、市民による文化活動も活発に展開されており、これらも健康づくりに大きく寄与しているものと考えております。

なお、健康寿命については、市町村ごとの数値は公表されておりません。 その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長 (浅川辰江君)

14番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

発達障害児支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、早期発見と早期療育への取り組みについてであります。

市が把握している発達障害児の人数は、障害福祉サービスを利用するために、医師の診断を受け、発達障害または発達障害の疑いと診断された子は、52名であります。乳幼児健診、5歳児相談等において、小児科医師による診察や保健師による聞き取りなどにより、気になる子の親には、個別相談、集団教室、専門機関などを紹介し、早期発見・早期対応に取り組んでおります。また、臨床心理士による相談日を設け、個別の発達相談や親や子どもへの対応方法などについての個別相談を行っております。

次に、発達障害児への理解の促進と支援を進める上での課題についてであります。

保育園や学校、放課後児童クラブ等の関係職員に対し、県、市などにより発達障害の研修会等を開催し、理解の促進に努めておりますが、市民への普及啓発は十分でないことが課題であります。また、発達障害児の対応については、障害の種類が多様であり、その特性について家族をはじめ、周囲の方々に十分理解されにくいことから、支援が必要な一人ひとりの課題を把握することが難しい状況にあります。

次に、家族の方への支援体制についてであります。

県では、県立こころの総合発達支援センターや児童相談所において、発達障害や子どものこころの問題についての診療や相談支援を行っております。

市では、障害者総合支援センターかざぐるまにおいて、親同士が情報交換する中で、障害の特性の理解や対応方法についてお互いに学び、悩みや不安を話せる場として子育てに悩む親の会を開催し、孤独感やストレスの解消、育児に自信が持てるよう支援をしております。また、個々の相談に応じ、本人や家族の意向、困りごと等を把握し、県をはじめ関係機関と連携しながら支援しております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

相吉正一議員、残り時間2分47秒です。

再質問を許します。

ありますか。

相吉正一君。

○14番議員(相吉正一君)

残り時間が少なくなりましたけども、2項目にわたって、時間がある限り、1項目になるかもしれませんが、よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

2項目、順次、再質問を許します。

○14番議員(相吉正一君)

最初に、健康長寿日本一を目指した取り組みについて、再質問します。

既存の図書館事業、イベントを通して読書をすることで健康長寿を推進、啓発する取り組み をお願いしたいと思います。先ほど市長の話で、日本一を目指すという心強い答弁がありまし たので、よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

これについて、答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長 (篠原直樹君)

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

読書を通した健康づくりということでございます。

本市の健康増進事業につきましては、先ほど市長の答弁にもございましたとおり、第2次の 健康増進計画に基づき、さまざまな事業を実施しているところでございます。その上には県の 指針、国の指針といたしまして、国では健康日本21、県ではすこやか山梨21というような 大きな指針を掲げているところでございます。

その中で、先ほど市長の答弁もございましたとおり、なかなか今の時点で読書と健康との因果関係というものがはっきりとした治験と言いますか、検証がされていないということでございますが、先ほどの答弁にもございましたとおり、いろいろな読書に関する事業が行われていて、それらとともに個人的な文化活動への取り組みなんかが健康に役立っているということは、これは紛れもない事実だろうというふうに考えておりますので、健康増進課として読書を通してということはなかなか、部署が違いますのであれですが、教育委員会のサイドとしてはおそらく現状を上回るような形で、そういう取り組みをまた進めていただいて、そういうものが健康につながっていくということであれば、教育委員会のサイドとしても、これはまた1つの副産物として、ますます読書への取り組みというものは充実されていくんではないかというふうに考えています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員(相吉正一君)

再々質問で、例えば図書館の司書の皆さんと図書館のボランティアさん、いっぱいいらっしゃいますから、例えば公民館で公民館カフェとかしていますよね。そういうボランティアの皆さんの協力を得て、読み聞かせとか、そういうことで健康長寿を推進する、そういう方法もあると思いますので、そういうことが企画できないか、お伺いします。

○議長(中嶋新君)

井出教育部長。

○教育部長 (井出良司君)

14番、相吉正一議員の再々質問にお答えいたします。

健康長寿を目指す上で、図書館として何かしらの協力ができないかということで、ボランティアの有効活用というようなご質問かと思います。

まず、北杜市の図書館には多くの方が図書館ボランティアとして登録をしてくださって、図書館活動に協力をしていただいております。

ご提案をいただいた公民館活動等にもボランティアの皆さんに声を掛けながら、活動していくことは決して不可能ではないと思っておりますので、図書館運営協議会、それから図書館ボランティアの皆さんともお話をしながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員(相吉正一君)

次に、発達障害児への支援について再質問します。

先ほど発達障害児の人数について、52人という答弁がありましたが、小学校の普通クラスには発達障害が疑われる子どもが1人ないし2人いると言われていることからすると少し少ないような気がします。

2点目として、早期発見ということで乳幼児健診において気になる子どもさんがいた場合、 その後の支援はどうなっているのか。

3点目として、発達障害児の支援について、保育所に通っている園児について、保育園では 保育士さんはどのような保育を実施しているのか、お伺いします。

○議長(中嶋新君)

3点ですね。答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長 (浅川辰江君)

14番、相吉議員の再質問にお答えいたします。

質問、3点いただいたかと思います。

まず1点目ですけれども、人数が52人ということで少ないのではないかというご質問でした。

この人数につきましては、先ほど私、答弁で申し上げましたとおり、福祉サービスを利用のために医師が発達障害、またはその疑いということで診断された、この人数になっております。 発達障害については、ご家族の理解等がまだしっかりされていないということで、認識がないという方もいらしたり、あと発達障害、先ほども申し上げましたけれども、症状等がさまざまということで、広汎性発達障害というものがありまして、そちらのほうは障害に気づく年齢が2歳、3歳、それから注意欠如多動性障害は4歳、5歳ごろといわれており、学習障害については小学校入学前や入学後などといわれているということで、これらを正確に把握することは難しいということで、医師の診断の中で把握できている人数が52名ということで、ご理解を

いただきたいと思います。

それから質問の2点目ですけれども、早期発見ということで、乳幼児健診の中でその後、どんなふうな対応をしているかということのご質問であったかと思います。

乳幼児健診につきましては、終了後に保健師等が個別のカンファレンス等を行い、気になる 子、また親については個別なアセスメントを行い、その中で分析等を行っている状況でござい ます。その中で、その子がそれぞれの課題、特徴に合わせて集団の中で成長を促せる子、また は個別の指導で効果が得られる子などを見極めて、市が行う事業等がございます。遊びの教室 であるとか、子どもの個別の相談、もしくは心理相談などに参加をしていただきまして判断を しているという状況でございます。

また、その状況に応じましては、発達障害者の総合支援センターかざぐるまや県の発達障害 支援センター、あけぼの医療センター等につないでいるという状況でございます。

あと最後になりますけれども、保育園の保育士さん等の対応という状況のご質問だったと思いますけれども、保育の現場ではどんなふうなことをしているかということで、発達等が気になる子どもが多いクラスについては、担任を複数担任、加配配置として、できる限り子どもとしっかり向き合いながら、信頼関係を築き成長をうながすような支援を行っているという状況でございます。

また、県の障害児地域療育支援事業により、毎年保育園のほうに支援班を派遣していただきまして園児の観察や園児についての相談、療育に関するアドバイスをいただいて、その子の特性に合った関わり方、保育ができるように対応をしておる状況でございます。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

相吉正一議員、残り時間1分3秒です。

相吉正一君の再々質問を許します。

○14番議員(相吉正一君)

再々質問をさせていただきます。

今、発達障害児の把握が大変難しいという答弁がありました。そうした中でやはり小さいお子さんを持つ親御さんは、すごく心配していると思うんです。保護者が、もしかしたらうちの子どもは発達障害があるのかも、不安に感じる場合、先ほどはかざぐるまで相談できるのかどうか、このへんについては例えば言葉の障害の方は言語聴覚士とか、いろいろ専門的な支援が必要だと思いますが、そうした場合、相談があった場合、どこにすればいいか。かざぐるまでいいのかどうかを含めて。先ほど県の総合支援センターという答弁もありましたが、再度そのへんについてお伺いをいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長(浅川辰江君)

14番、相吉議員の再々質問にお答えいたします。

不安を感じているお母さん方に対する相談場所についてという、ご質問だったと思います。 相談場所につきましては、まずは子育て包括支援センターに保健師等がおりますので、ご相 談をしていただければと思います。その中で相談内容の聞き取りを行った中で、経過観察する ものであるのか、医療機関に相談したほうがいい方なのかということの判断をさせていただき まして、そこからいろんなところにつないでいくということで連携を取ってまいりたいと考え ておりますので、よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで14番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

次に無所属の会、1番議員、栗谷真吾君。

栗谷真吾君。

○1番議員(栗谷真吾君)

消防団のあり方について、質問します。

先日、大泉分団が全国消防操法大会に出場しました。ここに至るまで、特に担当職員の方々には多大なサポートをしていただきました。出場した選手の一人として、心から感謝を申し上げます。その消防団のあり方について、以下質問します。

- 1.直近5年間の在籍している消防団員数の推移と、そのうちの女性消防団員数を伺います。
- 2. 在籍していても消防団の活動に参加しない(もしくはできない)、いわゆる幽霊団員の人数の調査を北杜市では行っているのでしょうか。
- 3. 北杜市における消防団の課題とはどういったものがありますか。また、その課題解決に向けてどのような取り組みを行っていますか。
- 4. 平成28年9月に「北杜市消防団の活性化について」という提言が北杜市消防団活性化 検討委員会より提出されましたが、具体的に提言のどこの部分が反映され、またどこの部 分が反映されなかったのでしょうか。また、反映されなかった部分について、その理由を 伺います。
- 5. 実際に活動している団員の生の声を聞き、北杜市の課題をきちんと整理する必要がある と考えますが、以前にも実施していた団員へのアンケートやヒアリングなどを改めて行う 考えがありますか。
- 6. 課題解決に向け、モデル地区のようなものを設けて重点的にプロモーション活動を行ったり、活動方法の見直しなどをしていくことも有効な方法の一つと考えますが、そのような考えはありますか。

以上、よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

1番、栗谷真吾議員の消防団のあり方における、課題解決に向けた重点地区の設定について のご質問にお答えいたします。

本年度、山梨県消防団員操法大会において、大泉分団が北杜市として初めて県大会を制し、富山県で開催された全国消防操法大会へ出場いたしました。栗谷議員も出場していただきました。この大会に向け、大泉分団は一致団結し、半年以上訓練を重ねてきたことにより、消防団

組織の団結力を高めるとともに、地域コミュニティが醸成されたものと考えておりますので、 今後は、消防団のモデルとして、その活動状況なども含め啓発し、団員確保という課題解決に 努めてまいりたいと考えております。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

1番、栗谷真吾議員のご質問にお答えいたします。

消防団のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、直近5年間の在籍している消防団員数の推移等についてであります。

各年度4月1日現在の消防団員数は、平成26年度1,797名、27年度1,773名、28年度1,758名、29年度1,738名、30年度1,730名であります。そのうち、女性消防団員数は、平成29年度12名、30年度17名であります。

次に、在籍していても消防団の活動に参加できないなどの団員数の調査についてであります が、現在進めているところであります。

次に、消防団の課題についてであります。

本市においては、団員数の減少とそれに伴う団員の高齢化が深刻な課題となっており、団員の確保は喫緊の課題であることから、消防団員が各地域内を周り、積極的に新入団員の勧誘を行っております。また、昨年度から女性消防隊を組織し、防災訓練や各地域のイベントにおいて、PR活動に努めているところでもあります。また、山梨県市町村総合事務組合においては、消防団員の退職報奨金の引き上げを行うなど、団員の確保に努めております。

次に、北杜市消防団活性化検討委員会からの提言の反映についてであります。

これまでに、重点施策である女性消防団員の採用、自主防災組織の自助・共助の意識形成の ための地域減災リーダー育成事業の推進、消防団施設の整備として、役目を終えた火の見やぐ らのホースタワーへの移行、全国女性消防操法大会や全国消防操法大会出場を通じた団員の技 術の向上など、徐々に反映させているところであります。雨具や手袋など消防団員の装備が、 反映されていないものについては、今後検討を進めてまいります。

次に、アンケートやヒアリングの実施についてであります。

平成27年度に、北杜市消防団活性化検討委員会において、団員アンケートを行っておりますが、今後、必要に応じて北杜市消防団幹部会議に諮り、実施などについて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時45分・・・再質問に入りますか。

では訂正します。

では、ここで再質問を受けます。

栗谷真吾君、再質問はありますか。

栗谷真吾君。

○1番議員(栗谷真吾君)

では、すべての項目にかかる質問を1点だけ。

今回の質問をした理由というのは、このまま見直しをしていかないと、消防団の担い手がいなくなってしまうのではないか。現場の声を聞くと、そのように感じています。ぜひ、そうなる前に消防団のあり方について、大きく見直す必要があると感じています。そのためには現場の、特に若い声の世代を聞くべきと考えるので、ぜひ意見交換の場をまずは設けてもらいたいと考えますが、その見解をお伺いします。

○議長(中嶋新君)

再質問の答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

栗谷議員の再質問にお答えいたします。

団員の声を聞いて、今後のあり方について検討すべきだというふうなご質問だと思います。 団員数を確保していくためには、アンケートもある意味必要だということは認識しております。今後、アンケートの実施については、調査内容や実施時期などを明確にして目的をもって行うことが必要だというふうに考えております。

27年度にやっておりますので、今後こういったアンケートにつきましては、消防の幹部会議のほうにも諮りまして、どんなふうにやっていくのかは、今後の検討課題と考えております。 以上であります。

○議長(中嶋新君)

意見交換会という答弁、いいですか。考え方を。

○総務部長(丸茂和彦君)

失礼しました。

意見交換会についても幹部会議のほうで、そういった考え方もあるよというふうなことの中で検討してまいります。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで1番議員、栗谷真吾君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時45分といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時45分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

次に19番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○19番議員(保坂多枝子君)

私が住まい、活動してまいりました、この北杜市。教育、福祉、環境を3本柱として未来を 担う子どもたちをしっかりと支えていくことを重点に考えてまいりました。時には厳しいご指 摘やご指導をいただきながら、市民の皆さまとともに活動してまいりました。これからもさら に精進し、力の限り努力してまいります。

北杜市発展のため、執行の皆さま、同僚議員の方々、常日頃、汗をかき力を尽くして努力していただいていることを心より感謝いたします。

素晴らしい市になることを願いながら、以下2項目について、統合小学校の充実について、結婚支援センターの活用について、質問させていただきます。

1項目め、統合小学校の充実について。

来年4月から高根清里・北・東小学校が統合になり、新しい小学校が開校となります。校章 や校歌も決定され、通学する子どもたちは楽しみにして、わくわくしていることと思います。

地域の中心として学校の果たす役割は、大きなものがあります。閉校となる学校の利用は現 在検討中とのことですが、効果的な活用を期待しています。

また、各小学校では独自の活動が活発に行われてきました。清里小では環境教育、北小では 太鼓、東小では自転車と素晴らしい成果を収めていますが、今後どのようにしていくのか伺い ます。

1点目、学校の跡地利用では、貸し付けも視野に入れているようですが、公募の方法など、 どのようにするお考えでしょうか。貸し付け・売却・指定管理等も含めてお答えください。

2点目、保護者の中には、今までの活動を生かしてほしいという希望がありますが、お考え と今後の取り組みについて伺います。

続いて、結婚支援センターの活用について伺います。

未婚の人が多くなりました。私の周りにもたくさんの方が独身です。これが少子化に拍車を かける一因となっていて、重要なことであると考えています。

結婚支援センターは北杜市保健センター内にあり、正面玄関とは別の入口があります。デリケートな問題であるため、プライバシーに配慮し設計されていますが、かえってそれが特別な感じがあり、行き着くまでの廊下も暗い感じがしています。深刻ですが、うれしい相談ですのでもっともっと明るい、行きやすい、そんな場所であってほしいと思います。

子育て世代が利用する「はっぴーたんたん」や乳幼児健診が行われることもあって、いろいろな人が利用し、また出入りしています。何気なく普通に入っていくには、とても入りにくいという声も聞いており、なんらかの工夫が必要かと思います。

結婚支援センターを知らない人もたくさんいます。高根町にある北杜市保健センターの中に あるということも知らない人がたくさんいます。また、ネットで登録した人は、仮予約という 扱いになり、窓口に行かないと本登録にならない仕組みになっています。仮登録の方は実際の マッチングに関われないことになります。こうしたことの改善が必要かと考えますが、見解を 伺います。

1点目、開設日・時間。

2点目、登録者・成婚者はどのようになっているでしょうか、お伺いいたします。 以上、よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長(堀内正基君)

19番、保坂多枝子議員の統合小学校の充実における、各小学校の独自活動の考え方と今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

これまで各学校が培ってきた特色や伝統である活動として、高根東小学校では、全校を挙げて力を注いできた交通安全教育は、市内のみならず県内小学生の手本となっております。

高根北小学校では、平成12年に内田陽一さんから寄贈いただき始まった和太鼓の取り組みは、素晴らしい演奏発表会へと成長しております。

また、高根清里小学校では、地域に根ざした教育を推進し、特にカンティフェアでは、児童たちが種まきから発芽、育成をし、大事に育てた花を販売するなど、特徴ある取り組みとして高く評価がされております。

これらは、児童の成長に大きな影響を与え、豊かな心の醸成につながってきていることから、 新しい高根東小学校へ引き継ぎ、3校の特色ある取り組みや伝統の融合を図りながら、新たな 伝統づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長 (小松武彦君)

19番、保坂多枝子議員の統合小学校の充実における、閉校後の跡地利用における公募の方法についてのご質問にお答えいたします。

市では、当該小学校を周辺地域の避難地・避難所に指定していること、また廃校に伴い行政財産としての用途は廃止されることから、売却や指定管理者制度の導入といった活用は考えず、公募要領を作成し、施設を貸し付けることで検討を進めているところであります。

公募の方法については、地域の皆さまのご意見、ご要望を伺いながら、市の広報紙やホームページ、またケーブルテレビといった媒体を活用し周知することとしておりますが、その他、有効的な募集方法については、今後庁内で検討してまいります。

次に、結婚支援センターの活用について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、開設日や時間についてであります。

若者の出会いの場を積極的に創出するため、平成27年5月から北杜市保健センター内に北 杜市出会いサポートセンターを開設し、毎週月曜日と水曜日は午前10時から午後5時まで、 金曜日は午後1時から午後6時まで、土曜日と日曜日は午後1時から午後4時まで、それぞれ 開設し、地域の中で幅広く活動している結婚相談員とも密接に連携した、きめ細かな結婚相談 業務等に当たっております。

次に、登録者および成婚者についてであります。

本年11月末現在での登録者は95名であり、また、めでたくご成婚された方は、平成27年の出会いサポートセンターの開設以降、36名であります。

なお、出入り口や施設の周知方法、本登録までの手続き等について改善を求める声があるこ

とについては、結婚相談には一定のプライバシーに配慮する必要があることや、実際に面談を 行うことで、適切な相談業務につなげることが必要であると判断し、現在の仕組みにより運営 しておりますが、さらに利用が促進され、利用者の要望に応えられるよう、改善に取り組んで まいりたいと考えております。

以上になります。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

再質問はありますか。

保坂多枝子君。

○19番議員(保坂多枝子君)

2項目について、再質問と再々質問をさせていただきます。

まず、統合小学校ですが、先ほどのご答弁の中で公募要領を作成して施設を貸し付けるということでしたが、この跡地利用の検討についてのタイムスケジュール、どのようになっているか、教えていただきたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

統合後の小学校の跡地利用についてということで、そのスケジュールについてのご質問をいただきました。

現在、統合に向けて4月以降の活用策ということで、地元の区長さん方にはすでに募集要領を策定して貸し付けを進めていきたいといった形で、相談をさせていただいているところであります。

地元の地域からの要望等の取りまとめということで、区長さん方には2月を期限ということで現在、お願いをしているところであります。その後、要望等を踏まえました公募要領の作成ということで、これにつきましては、年内に公募要領の内容をまとめたいと考えております。

年度が替わりまして4月以降になりますけども、4月に高根町の行政区長会でこの公募要領の内容について、ご説明をしたいと。その後、公募の公告ということで、今の予定ではスムーズにいきますと5月を予定していると。その後、貸付候補者選定委員会等を開きまして、早ければ6月に貸し付けができればなと、そのようなタイムスケジュールで考えています。

以上になります。

○議長(中嶋新君)

保坂多枝子君の再々質問を許します。

○19番議員(保坂多枝子君)

先ほどのご答弁の中で、3つの学校の特色を生かした取り組みを推進していただけるというようなお話でした。特に東小学校は全国的にも有名なんですが、この北小の太鼓につきましては、今までの慣例だと先生が教えているということではなく、先輩が後輩に、高学年の子が低学年に教えているという、ちょっと独自な指導方法を取っているようです。こうしたことって

すごく、上からということではなくて、本当に生徒間同士のコミュニケーションだとか、絆だとかそういったことの、非常に大きな力になるのではないかと思います。そうしたことを教科の中で取り入れていくということは、非常に大変だと思うんですね。3つの特色を1つの学校に取り入れていくということが、とても大変だと思うんですが、こうしたことは4月の開校のときには、もうその指針を打ち出していかれるのでしょうか。学校の先生は、非常に大変なこともあります。今のように太鼓なんかは、子ども同士で頑張っていけるのではないかと思うんですが、こうしたことが早く取り組むというか、カリキュラムの中に入れていかなければ大変ではないかと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長(井出良司君)

19番、保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

統合小学校にかかる、ご質問でございます。

学校では特色をどのように引き継いでいくか、その中でも太鼓についてというようなことで ご質問をいただきました。

自転車、それから太鼓につきましては、学校で学年部会、教育部会という準備をするための 組織を設けながら、いろんな検討を進めているところでございます。そうした部会において、 具体的に太鼓、年齢ですとか、学年をどのように扱っていくのかということも検討、調整をし ている状況だと伺っているところでございます。

4月の開校までには、そういったことも具体化してくるかと思っておりますし、また現在、 学校の統合を、保護者の方々も心配されているということで、統合だよりも何回かすでに発刊 してお配りをしながら、少しでも理解をしていただきながら統合を進めていこうと。そういう 中にも、取り組みを周知していこうということで進めておりますので、先ほど申し上げたとお り、今、学校ではいろいろな部会の中で具体的なことを検討しているところでございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

以上でございます。

保坂君の再質問を許します。

○19番議員(保坂多枝子君)

次の、結婚支援センターの活用について伺います。

入口の話なんですが、一定のプライバシーに配慮するからこそ入口の改善というのが必要ではないかと思います。利用者の方にちょっと伺ったんですが、若い世代ですよね、はっぴーたんたんとか、乳児健診とかというと若いお母さんとかお父さんが見えるんですが、その中でほかの用事で来る方もいらして、普通に入ってくると普通に入ってこられるんです。変な言い方ですが普通に入ってくると自然に入れるんですが、なんかちょっと入口が違って、子どもたちがいるところを通って奥の部屋に行くというのが、非常に入りにくいというような声を聞いています。窓側のほうですね、奥の窓側というか、北側のほうにちょっと入口があったりしますね。あの大きな窓ガラスがあったり。そのへんがもし入口になれば、まったく人には会わないで済むということも考えられるんですね。とても入りにくいという声を聞いていますので、そ

このお考えをお聞きしたいと思います。

それから実際に面談に結びつけるということに対して、ネットの登録者というのが、今までのようなシステムでいくという、面談しなければ分かりませんということもあるんですが、そのネットで登録されている方は浮いているんですよね。登録だけして、そのあとのマッチングの機会もないし、その方を面談させるというふうな取り組みとか、そういったものはどんなふうに考えていらっしゃるか、お聞きします。

以上2点、お願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

保坂多枝子議員の結婚支援センターの活用についてといった内容の再質問、2点いただきま した。

1点目は、出入口の問題ということであります。

この出入口につきましては、いろいろさまざまな意見を現実いただいているところであります。ある方に言わせれば、保健センターを利用するほかの方と出会いたくないといったことで意見をいただいたり、また一方では保健センターを利用する他の方と同じ出入り口を利用したいといった方もいて、非常にさまざまな意見をいただいているところであります。

これは個人個人、それぞれ考え方がありまして、現実とすれば非常に難しい状況があるかな と。ただ、北側の通路のところですね、そこは以前、今のサポートセンターを設置するときに も1つの案として検討した経過はあります。そのときは、今の出入口が最適だろうということ で、今の現状になっているというのが、今の正面の出入口であるといった状況であります。

いずれにしましても、この保健センター内で始めてまだ2年ということもあります。当初はプライバシーに一定の配慮が必要ということで、現在のような出入口の形態となっていることでありますので、今後、利用者、結婚相談員等の意見も再度聞きながら、その北口というのも1つの案でありますので、それらも含めて検討していきたいと考えております。

次の2点目でありますけども、ネットの登録者をこの結婚相談のほうで有効に活用できない かといったご質問であります。

ネットでの仮登録者につきましては、市が運営しておりますSNSからの情報発信、また市の出会いイベントや観光情報等を郵送するなど、市の情報を紹介する取り組みを現在行っているところであります。これによりまして、少しでも市を訪れるきっかけになればといったことで考えておりますので、今後、こういったことを通じて本登録や見合いに結びつけることを期待しているといった状況であります。

以上になります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

再々質問を許します。

○19番議員(保坂多枝子君)

では再々質問をさせていただきます。

先ほどの中で、現在の仕組みで運営をしていくというようなお話でしたが、さらに利用を促

進して利用者の要望に応えられるようにというふうなお考えのようです。その具体的に、利用 の促進については、何か施策がございますでしょうか。具体的な取り組みということ。

それからもう1点は、先ほど95名中の36名ということでした。約30%、3割ってすごいなというふうに思っています。なかなか私もこういう話があって、どうですか、会ってみませんかということで実際に会ってくださるケースもあるし、その前でちょっとというのもあったりして、なかなか結び付くのが大変だというところなんですが、3割ということで、これには結婚相談員の方もかなりご苦労いただいているとは思うんですが、この成婚された方がどういうふうになって、どういう状況になるかということで、この支援センターができるときの1つの目的として、北杜市の人口を増やしたいということもあったと思います。そうした中で、成婚者が北杜市に住んでくれるような取り組みというのは、考えていらっしゃるでしょうか。また、ありましたらご紹介いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

2点あります。さらなる利用促進に向けて、具体的な考え方ということであります。

現在、保健センター内の出会いサポートセンターでありますけども、設置して2年目を迎えております。この2年間にも開設時間のいろいろ工夫等もしております。例えば土日に開設して相談を受ける。また、女性のみの相談日を設けるといったような工夫をしてきたところであります。

まだまだ今後も試行錯誤しながら、相談者の要望等もしっかり取り入れていかなければならないと、現在感じているところでありますので、こういった相談者の要望、また結婚相談員に携わっている方々の意見、要望等を聞きながら鋭意工夫しながら進めていきたいと、そのように考えております。

2点目でありますけども、結婚相談を通じた移住定住、人口増といったご質問であります。 出会いの機会の創出ということで、こういったところからやっぱり定住者の増という効果も 非常に私たちも期待をしているところであります。出会いサポートセンターへの登録時に、相 談員には市の魅力をしっかり、市外の相談者も受け付けておりますので、しっかり伝えてくだ さいといったことで、相談員もそういった努力をしていただいているところであります。そう いった取り組みを通じて、市内になるべく、この結婚相談所を通じて成婚された方には住んで いただけるような、現在、努力をしていると、そういった状況であります。

以上になります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで19番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に6番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○6番議員(清水敏行君)

まず最初に、このたびの台風で被害にあわれた方々へのお見舞いと、本市の対応に感謝の声もある中、市内全域の一日も早い災害復旧を願うものです。

さて、議員選挙から2年が経過しました。あの日あの時の初心を忘れず平凡な日常に感謝し、 精進していく所存でございます。一日一日の生活の中で、自分の人生を大切にすると思う気持 ちがあれば、人の人生も思いやることができるのではないでしょうか。

そんなことを思いながら、以下、12月の一般質問をさせていただきます。

3項目ございます。まず最初ですが、本市の教育課題、義務教育についてご質問します。

可能性に満ち溢れた本市の子どもたち。特に小・中学校の9年間は、基礎教育の時期であり、 大切な、それぞれが個性を伸ばせる時期であってほしいと思います。私は「教育」は、共に学 ぶ、これは子どもは子ども、大人もまた子どもから学ぶ、共に学ぶ「共育」であり、過去より もさらに未来への可能性を問う「今日行く」なのだと考えております。

学校という現場にあって、いかに日々の問題を解決していくか、そのとき大切なことは、事実との向き合い方であり、環境の変化が人に与える影響を思い、正確に、早く、誠実に対応することと思います。まちづくりは、まず人づくりからであると考えますとき、そのときの重要性を考え、以下ご質問します。

- 1. 本市の特に義務教育における課題とは、どのようなものがございますか。
- 2. それぞれの課題の対応策をお示しください。

続きまして、2項目めでございます。本市の教育課題、教員のゆとりある教育について、ご 質問します。

今日、教員の多忙化が言われております。教員だけの問題ではありませんが、専門的な立揚で子どもたちに関わる教員の多忙化解消策について、より真剣に考える時期かと思います。学校という場にあって、先生と子どもたちのための時間確保が極めて重要と考えます。授業はもちろん、昼休み、授業の前後、清掃、放課後といった時間など、子どもたちと接することで子どもの思いや子どものもつサインなど、いち早く知ることができるのではないでしょうか。

目が届くことは、この目が届くということでございますが、いじめ発覚のきっかけはアンケート調査など学校の取り組み、これが51.6%、約半数を占める一方、学級担任の発見、これは11.8%と2割以下に留まるというデータがございます。目が届くことは、守られている環境をつくることになり、子どもたちの人間関係悪化を防ぐ手立てになるかと思います。

しかし、校内業務、例えば授業準備、これは一般的には50分の授業であれば、50分の教材研究の時間が必要だと言われます。成績処理、事務・報告書作成、生徒指導、内外の研修、学校行事、部活動、会議・打ち合わせ、保護者・PTA対応などに追われ、必然的に子どもたちが帰ったあとでなければできない業務も出てまいります。触れ合う時間確保は、担任一人では難しいこともあるように思います。また、先生方が抱えるストレスの一困が人間関係にあるという調査もあります。子どもたちのためには、そうしたことの軽減化を図ることも大切であります。少子化時代の活力ある学校教育に向けて、小中学校教員不足の実態を指摘する識者もいます。

以上の理由などから、教員の「ゆとり」のための方策、業務改善、人員配置増などが喫緊の 課題として挙げられるのであります。そこで、本市としての多忙化軽減、ゆとりある教育につ いて、いくつかご質問します。

- 1. 教員多忙化の現状認識は、いかがでしょうか。
- 2. これまでの具体的な取り組みは、いかがでしょうか。
- 3. 本市の義務教育市単補助教員数は何人でしょうか。また補助内容を教えてください。
- 4. その人数は十分でしょうか。また、その増員配置計画はございますか、教えていただければと思います。
- 5. 一例として、これは他県の例でございますが、他県の市において、学校支援ボランティアセンターがあり、小中学校の学習支援活動など、学校より支援依頼を受け、ボランティアスタッフが支援活動をしています。本市も独自の課題を一元化して対応する学校支援ボランティアセンター(仮称)新設など、財源にも考慮した学習支援を今後、提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

教育という人づくりに力を入れる本市の対外的なメッセージにもなります。市長のご見解を お伺いいたします。

3つ目でございます。本市の図書館づくりについて、ご質問します。

文教厚生常任委員会の研修におきまして、岐阜市の市立中央図書館ぎふメディアコスモスを 視察研修しました。「子どもの声は未来の声」という事業理念を掲げ、公園のように世代を超え て誰もが集える場所にしようという、滞在型図書館をとのことで、館内で子どもたちが少しざ わざわしても理解をとのことでした。

本の貸し借りを通し、人を結びつける場にしたいとのこと。職員も笑顔になってきたとのことでした。本は読まされるものではなく、子ども自身が読みたいという気持ちが大切、それをふくらましていく場所が図書館とのことでした。一つ一つの言葉が、そしてその取り組みが、実感として伝わってまいりました。それらの取り組み、例えば50冊読んだ感想を書ける「本のおたからちょう」、中学生以上が参加できる大人の学びの時間「おとなの夜学」、中高生の悩みや本音が書き込まれ、司書が答える「交流掲示板」、子どもたちに図書への関心を促し、責任感の醸成にもつながる「子ども司書制度」など。いくつか列挙しましたが、そこでご質問します。

本市の図書館づくり、8つそれぞれの図書館が特徴があり、また各種事業を展開しております。そんな中、知恵を出し、アイデアでつくる楽しい図書館づくり。すぐにできそうなものもあり、本市の図書館づくりについて参考になるかと思いますが、いかがでしょうか、ご所見をお願いします。

以上で質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

6番、清水敏行議員の本市の教育課題、教員のゆとりある教育における、学校支援ボランティアセンターの新設についてのご質問にお答えいたします。

本市では、独自の取り組みとして公営アカデミー事業として人材バンクを立ち上げ、登録していただいた教員OB等に、小学校では放課後の時間を利用した補習的な学習支援を、中学校では長期休業を利用して自主的な学習を支援する「ほくと学び舎」に協力していただき、子どもたちへの学習支援に取り組んでおります。また、モデル校として泉小学校に学校運営協議会

を組織化し、コミュニティスクールの取り組みを進めてまいりました。コミュニティスクールは、地域が協力して学校づくりに取り組む制度で、地域の教員OB等が自主的に学習支援を行うなどの学校の学習活動や、学校運営に係るボランティアについてもご協力をいただいているところであり、すでに学校支援ボランティアセンターと類似した取り組みが行われております。こうしたことから、この活動を他の小中学校にも広げ、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識の下、地域の協力もいただきながら原っぱ教育の推進と、より良い学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長(堀内正基君)

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

本市の教育課題 義務教育について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、義務教育における課題についてであります。

本市では教育基本法に基づいて、本市の特徴である豊かな自然や人材、文化施設など、地域の資源を十分に活用した原体験や実体験を重視した「原っぱ教育」を提唱し、心身ともに健康で郷土愛あふれる人づくりを目指す取り組みを実践してまいりました。本市の特色である原っぱ教育を引き続き推進し、「夢を持ち 未来を切り拓く 心身ともにたくましい 北杜の子ども」の育成を進めていくことが必要と考えております。

次に、課題への対応策についてであります。

原っぱ教育のさらなる推進を図るため、確かな学力の育成、豊かな心と健やかな身体の育成、郷土を愛し未来を切り拓く人材の育成を重点目標に掲げ、家庭・学校・地域が連携した教育を推進し、いじめや不登校等の児童生徒の心の問題に対応するための支援を強化するとともに、ICT教育や道徳教育、個性や才能を伸ばす教育指導の充実に取り組んでいるところであります。

次に、本市の教育課題、教員のゆとりある教育について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、教員多忙化の現状認識についてであります。

県教育委員会が昨年度に行った調査では、小学校教諭の平日の平均勤務時間が11時間20分、中学校教諭の平日の平均勤務時間が11時間30分であり、教員の長時間勤務の状況が明らかになりました。主な原因として、校務分掌業務、研修・会議等への参加、部活動指導などが挙げられており、本市においても当てはまるものと考えております。

次に、これまでの具体的な取り組みについてであります。

市教育委員会では、校長、教頭、教諭で組織する教職員の多忙化対策連絡会議を立ち上げ、 勤務実態の把握や業務の効率化などを話し合ってまいりました。これを踏まえ、本年度から学 校閉庁日を設定し、休暇が取りやすい環境づくりを進めております。さらに、学校ごとに改善 計画を作成し、多忙化の改善に向け取り組んでおります。また、中学校においては、部活動へ の外部指導員の導入や、休業日を設けるなど、教員が児童生徒一人ひとりと向き合う時間の確 保と多忙化の改善に努めているところであります。 次に、本市の図書館づくりについてのご質問にお答えいたします。

本市においては、市内8図書館が特徴を活かしながら、ブックスタート事業や本の杜への招待事業など、乳幼児期から本に親しむ機会を創出しているほか、市民団体やボランティアグループによる、子どもから大人まで幅広い層への読み聞かせ等のイベントの開催、また、学校では朝読や家読を教育活動に取り入れるなど、子どもたちが読書の楽しさの意義を知り、生涯にわたり読書習慣を身に付けるため、家庭・地域・学校・図書館等が相互に連携して、子どもの読書活動等の取り組みを推進しております。

このような活動により、本に関心を寄せる子どもが多くなり、読書感想文や作文コンテスト、 弁論大会などにおいて、優秀な成績を収める子どもたちが数多く出ているところであります。 充実した図書館運営には、皆さまからのアイデアが新規事業を展開する上で、重要なヒントに なることから、今回、ご提案いただいた事業についても、市図書館の実情に照らしながら、今 後の図書館づくりの参考とさせていただきたいと考えております。

引き続き、市民の皆さまに最も身近な生涯学習施設として、親しんで利用いただける図書館づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長 (井出良司君)

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

本市の教育課題、教員のゆとりある教育について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、義務教育市単補助教員数と補助内容についてであります。

本市では、学校や児童生徒一人ひとりのニーズに対応したきめ細やかな教育の実現を目的に、 市単独の補助教員および支援員を配置しており、本年度は、小学校に補助教員17名と支援員 10名、中学校に補助教員9名を配置しております。補助教員は、少人数指導やチームティー チングに当たっており、支援員については、特別支援学級の児童生徒や普通学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒の対応を行っております。

次に、人数の充足と増員配置計画についてであります。

さまざまなニーズを背景に、学校からは増員を要望する声もあり、よりきめ細やかな教育を 推進するためには、人的体制は十分とはいえない状況もあるものと認識しております。しかし ながら、本市では、市単独で配置する補助教員や支援員に係る経費は、6,800万円余りに 達しており、増員については、今後、市の財政状況を考慮する中で、慎重に検討してまいりた いと考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。 清水敏行君の再質問を許します。 再質問はありますか。 清水敏行君。

○6番議員(清水敏行君)

それでは2項目め、3項目めにつきまして再質問をさせていただきます。

まず、2項目めなんですが、先ほど市長答弁の中でコミュニティスクールですね。これが始まっていて、私の問5の中での一元化して対応する学校支援ボランティアセンターと類似しているというお話があったんですけども、そこはまたこの場でなくてもいいかもしれませんが、私の申し上げている、この趣旨は、そういう例えばさまざまな公営アカデミーだとか、OBの方がいろいろ取り組みをされている現状のいくつかの仕組みがありますので、それらを一元化して仕組みが、要は財源がないので、そういう仕組みがつくれませんかというご質問なんですね、趣旨は。ですから、コミュニティスクールと類似しているというとちょっと私の中ではストンといかないところがございます。正直ですね。それは、そういう思いですということで伝えてさせていただきまして、まず再質問ですが、ゆとりある教育ということで、まず本市は原っぱ教育を掲げ、教育事業を展開しております。次代を担う子どもたちのための取り組みは評価しておりますが、前回、質問のときに多忙化軽減のためにコミュニティスクールというお話がありまして、効果を検証しますということだったんですね。今後、それは他校に市内の小中学校に広げていきますということなんですが、それをもう少し分かる範囲でお示しいただければと思います。

そして併せて、そのコミュニティスクール、前回のときは多忙化の軽減になりますというお話で、私も深くそこは、最後だったので終わったんですけども、その泉小学校の場合ですと、年4回会議があるんですね。業務もいろいろ入ってきます。実際にこれはデータがあるんですが、教頭が窓口になるんですね。大体、多くの、46.5%。これは教頭が窓口になります。教頭でなければ、ほかの先生方、教務主任だとか対応することになると思うんですけども、長期的に見ればそういう効果はあると思います。しかし単年度で見れば、これは仕組みが本当に機能するまでは、先生方の過重ということがどうしても避けられないんではないかと。私はこのコミュニティスクールが広がっていくことは否定しませんし、むしろ良いことだと思います。ただ、教員の、先生方の軽減化ということだとちょっと、自分の中ではストンといかない、整合性がどれだけ取られるのだろうか。先生方は、教員もそうですし、役員の方も聞くところによりますと2年で交代だと、原則的に。教員も3年とか複数年度で異動になります。当然、申し送りはすることになりますけれども、またそこで最初からの人間関係をつくるとか、私が危惧するといいますか、仕組みはすごくいいんですが。

○議長(中嶋新君)

清水議員、残り3分、どうぞ続けてください。

○6番議員(清水敏行君)

見ております。

先生方の過重というところがちょっと気になるので、そのことをご質問させていただきたい。 それと先ほど冒頭、私が市長のお話で触れたんですけども、一元化、ぜひ検討をしていただきたい。 市内の教員のOBの方々がいます。 学びの杜タレントバンク登録の方々、公営アカデミーの方々、そしてこのコミュニティスクールの方々との連携、何か北杜独自の仕組みがつくれるんではないか。 その補助教員の増員が難しいのであれば、やはりそういう仕組みをつくっていく。 そうでなければ、お金をかけてでも補助教員を増やしていただく。 そんなふうに思うんですが、それが3点目ですね。

それから4点目、以前の答弁の中で多忙化の一因として公務文書にかかる業務があり、その 取り組みとして市内の学校に共同事務室を設けていますと。この共同事務室の場所と、どのよ うな効果があるのか。

以上4点、お願いします。

○議長(中嶋新君)

4点ですね。答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長 (井出良司君)

6番、清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

まず1つ目としまして、コミュニティスクールを今後広げる取り組みというようなことでご 質問をいただいたかと思います。

コミュニティスクールについては、国の施策としても広げていくようにということで、もうすでに示されているところであります。そういう中で本市でも泉小学校をモデル校として取り組みを進めてきた経過がございます。先ほども教育長答弁でもあったとおり、コミュニティスクールの中でボランティアということで、学校の教育支援であったり、学校の業務を軽減するための環境ボランティアであったりとか、いろいろな取り組みをしていただいているところでございます。

そういう中で、市の教育委員会としましては、コミュニティスクールを今後、北杜市内の小中学校へ広げていきたいということで推進してまいりたいと思っております。

2つ目になります。コミュニティスクールを広げる過程においては、教職員の負担増になる のではないかというような、ご質問であったかと思います。

確かにそういった面もあるように聞いてもおりますし、モデル校となっていただいた泉小学校においてもその課程、努力をしていただきながら、現在、コミュニティスクールが稼働している状況でございます。

先日も武川のせせらぎで、その事例発表をしていただいたところでございますが、その中でコミュニティスクールの委員長を務める方から、そういった事務をわれわれが担うところもあるんではないかということで、学校に提案をしているというようなお話もいただいたところでありまして、先ほどお話をさせていただいたとおり、地域の子どもは地域で守り育てる、まさに地域と行政が一体となって教育現場を維持していく、守っていくというような取り組みだというふうに考えてございますので、コミュニティスクールを推進する方向で検討を進めてまいりたいと考えてございます。

それから本日、ご提案をいただいた一元化したボランティアセンターについての考えでございます。

コミュニティスクールを今、進めている中で一元化したボランティアセンター、これを否定するものではないと考えてございますが、北杜市とすれば公営アカデミー事業等を通じて、すでに教職員のOBの方を中心にボランティア登録をしていただいて、そういった方々の協力をいただきながら、今の教育支援活動ができているというところもありますので、ボランティアセンターについては、まずはコミュニティスクールというところに重点を置きながら進めていきたいというふうに考えてございます。

それから最後の質問になるかと思いますけれども、共同事務室の場所と効果についてでござ

います。

共同事務室につきましては、今年度、高根東小学校に県からの事務職員を1名増しまして、 共同事務室として設置をしているところでございます。

そうした中で効果でありますが、本年度から具体的に取り組んでいるところでありまして、 今後、評価をしていく形になるかと思っていますけども、共同事務室、まだ体制的には非常に 貧弱でございます。そうした中で教職員の県とのやりとりを重点的に、まずは取り組もうとい うことで、事務に関係する先生方が集まって、いろいろな論議を行ったりとか、業務の改善に 努めたりとか、そんなようなことを始めているところでありまして、今後、学校の事務的な事 業を精査する中で、共同して行えるような事業が出てくる中で効果を評価していきたいという ふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。 残り時間1分48秒です。 再々質問を許します。

○6番議員(清水敏行君)

昨日いただきました資料の中で、課別事務事業評価の中の改革案と実行計画という欄がありました。そこによりますと、個に応じた教育が行える体制を検討されるとのことであります。 ぜひ前向きな体制づくりを期待するわけでありますが、どのような検討になるのか。そこに例えば、そういう人員増の、なかなか市のそういう財政的なことも重々承知するわけでありますけども、そういう検討の余地はあるのか、入るのか。分かる範囲で教えていただければと思います。

それからこれも昨日、市長答弁だったと思いますが、31年の新たな施策の中で教育に関わる対策の推進も検討されるような話があったと思います。こうしたところにそういう、私もその一元化、そういったものを早急にということではなくて、一応、北杜市の教育委員会、またはそういう教育にかかる部署として、そういうものも視野に入れながらやっていっていただけないか、こういう推進も検討するということですので、そういうところにこういうものが入る余地があるのかどうか、もし分かれば教えていただければと思います。

以上で終わります。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長(井出良司君)

6番、清水敏行議員の再々質問にお答えいたします。

個々に応じた教育の取り組みというようなことで、ご質問をいただいたかと思います。

個々に応じた教育につきましては、国のほうでもインクルーシブな教育の推進ということで 個々の・・・。

○6番議員(清水敏行君)

ちょっとすみません。私の質問がちゃんと伝わっていないんですが。

○議長(中嶋新君)

そうですか。ちょっと議事が混乱していますので。

再度、要旨の説明を許します。

清水敏行君。

○6番議員(清水敏行君)

昨日ですか、いただいた市の課別事務事業評価の中の改革案と実行計画という、一番右のところに個に応じた教育が行える体制を検討されるという記載があったんですね。それで、私はその個に応じた教育が行われる体制ということであれば、そこにそういう人員の配置増だとか、そういう個に応じた教育が行われる体制をつくるという文言があったものですから、そういうところでちょっと、そのへんのお考えはこれからのリンクといいますか、どうなのかということのご質問です。2、3日前にいただいたものですね。課別事務事業評価という、まだこれから説明を受けるんだと思いますが、その改革案ということで、右にあったものですから、市として、そういうことが可能であれば、そのような話をちょっと聞きたいということであります。

○議長(中嶋新君)

清水議員に申し上げますけども、通告とまた再質問ですから、詳細な説明を求めていますけども、ご理解いただきたいと思います。

井出教育部長。

○教育部長 (井出良司君)

6番、清水敏行議員の再々質問に改めて回答させていただきます。

回答的には同じ言葉を使わせていただきます。国のほうから示されている、個々に対応した教育という部分で、インクルーシブに努めた教育に取り組むようにということであります。そうした中で、北杜市としても補助教員であり、支援員を配置して、その個々の状況に応じた教育ができるように努めているところでございます。

補助教員については、先ほど申し上げたとおりチームティーチング、それから少人数教育というものを中心に、先生方のサポートに当たっていると。基本は、学校教育の場合は県から配置されている教職員が担任を持ち、授業を行うということが規定されておりますので、そういったものをサポートしながら、個々に応じた対応が少しでもできるように取り組みを進めているところでございます。

さらに支援員は、支援を要する子どもたちも多くなっております。そういった子どもたちが 義務教育の現場において支援を受けながら、学校教育というものができるように、支援員を数 年前から補助教員とは別に設置をさせていただいている状況でございます。

それから2つ目の質問になります。一元化したボランティアセンターというようなものを検 討するのはいかがかという、再度のご質問でございます。

先ほども回答させていただいたとおり、他地域においても成功をされている事例だということでご紹介いただいていると受け止めさせていただいておるところではございますが、市の教育委員会としては、現状としてコミュニティスクールをまずは推進をしていきたいと。それから当然、原っぱ教育を推進する中では生涯学習課がすでに設置をしておりますタレントバンク、こういったところから学校のニーズに応じたボランティアであり、有償の方であり、学校教育に応じた方を紹介するという制度も行っております。そうした中で、地域の協力をいただきながら、学校教育を推進してまいりたいという考えでございますので、ご理解をいただきたいと

思います。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

残り30秒です。

清水敏行君の再質問を許します。

○6番議員(清水敏行君)

本市の図書館づくりについて、簡単にお聞きしたいと思うんですが、雑誌スポンサー制度というのがたしかあったかと思うんですけども、その実績だけ教えていただければと思います。 お願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長(井出良司君)

6番、清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

図書館に関係しまして、雑誌スポンサー制度の事業数、スポンサー数ということでご質問いただいたかと思います。

資料をちょっと持っておりませんので、持っていない中で数字的なものを申し上げるのが非常に難しい状況でございます。ただ、私の記憶の中ですと、たしか3名程度あった中で、さらに努めているというようなことで、多少数字が動いているかと思いますが、図書館のほうでもそういったスポンサー制度を紹介する中で、より多くの方に協力をしていただけるように取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

残り18秒です。よろしいですか。

(なし)

以上で質問を打ち切ります。

これで6番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は4時といたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 4時00分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

次に北杜クラブ、7番議員、井出一司君。

井出一司君。

○7番議員(井出一司君)

2項目について、質問をいたします。

まず最初に、安全・安心なまちづくり、これは防犯灯のLED化についてであります。

防犯灯は、主に生活道において安全・安心のために設置されています。夜間などにおける歩 行者の安全確保や犯罪発生の防止を図る重要なものであると考えています。

本市において防犯灯は、ほとんどが新設時に行政が器具を補助し、これを行政区が設置し、管理していると認識をしています。

設置されている器具は20ワットの蛍光灯が主流であり、蛍光灯などの照明器具の交換は、 交換費用などを節約するため、行政区の役員などが交換しているところも多いと聞いておりま す。これは、防犯灯の電気料が行政区負担であるため、設置や交換を業者に依頼すると行政区 の負担が大きくなり、大変だという理由だと思います。

そして防犯灯は地上約4.5メートルから5メートルの高さに設置されているものが多いことを考えたときに、蛍光灯の取り換えは大変危険な作業であり、この危険な作業機会を少なくするという理由で、最近は光源寿命が4万ないし6万時間(点検・交換の推奨時間は10年)と長く、器具の寿命までLED光源のメンテナンスが不要、もしくは少なくて済む利点があることで設置を希望しているところが多くなっています。

また、自治体においては二酸化炭素排出削減における省エネ化推進のため、消費電力が低減されたLED防犯灯を設置する動きが各地で加速していると認識しています。

本市においては、北杜市防犯灯設置管理要綱により基準および管理などに関し、必要な事項を定めて運用しているところでありますが、安全・安心な北社市、環境にやさしい北社市のためにも行政区内全防犯灯のLED化は必要なことと考えます。

そこで以下、伺います。

①防犯灯設置管理要綱第5条、防犯灯の設置、管理については区が負担するとなっていますが、蛍光灯とLEDの防犯灯では、どのくらい電気料に差が出るのか調査したことがあるか 伺います。

②防犯灯設置管理要綱第6条、地区の区長は防犯灯を新設しようとするときは、防犯灯設置申請書に位置図を添えて、市長に提出しなければならないとしています。第7条第2項で決定通知を受け取った区長は、市から防犯灯器具一式を受け取り設置することになっていますが、これは新設のときで、更新はどのように考えているか。また、各集落とも必要な防犯灯は設置済みとなっているところがほとんどだと思われますが、更新に対して支援するのが現実的と考えますが見解をお伺いいたします。

③行政区の防犯灯維持負担の軽減および省エネ化推進のため、全国的に防犯灯のLED化が多くなっていますが、安全で安心なまちづくりの一環として一度に全防犯灯のLED更新ができれば良いという行政区の希望も聞いていますが、市の考えをお伺いいたします。もし、一度が難しいということであれば、数年の期間、これは5年間くらいで要望がある行政区の防犯灯のLED化支援を市としても行っていくべきと考えますが、見解を伺います。

次に2番目でありますが、障害者総合支援法について。

障害者総合支援法は、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい 生活ができるよう、自立支援給付、地域生活支援事業などを行うサービスの仕組みを定めた法 律と認識しています。平成30年4月1日より、障害者総合支援法は、「障害者の望む地域生活 の支援」「障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かい対応」「サービスの質の確保・向上に向 けた環境整備」を大きな枠として改正がなされたと考えています。障害者と健常者の間には、 まだ大きな溝があるように思われます。

1990年代ごろより脱施設化、地域移行が行われるようになり、障害者も地域で生活などを続けられるよう法が改正され、その時々に合わせ制度は変わってきました。しかし、本当の意味で共生社会をつくるためには制度だけを見て整えるのではなく、地域に住む人々の障害者間に関する取り組みが必要であるといわれています。

法の目的は、地域社会で健常者と障害者が分け隔てなく生活や活動が支障なく、できるようにしようとしたとき、必要となるいろいろなサービスなどを充実させることで、障害者の日常 生活や社会生活を総合的に支援することと認識しています。

それには、特定の障害を想定するのではなく、身体・知的・精神の三障害のほか、発達障害 や難病も対象としています。誰もが自分の望む地域で自分の望む生活をすることができるよう、 各種施設や医療機関から地域に戻るための支援システムなども組み込まれています。

また、法は障害者のサービスを規定しているだけでなく、市町村や都道府県に対し、責務を与え、障害者が地域で生活および活動しやすい社会にするために必要な計画を作成させることも盛り込まれています。

都道府県と市町村は、障害者総合支援法により障害福祉計画を策定する必要があり、障害福祉計画とは都道府県、市町村が障害者に対し、いろいろなサービスなどを円滑に提供できるように、地域ごとの課題に合わせて作成するものと考えています。

本市におきましては、第3次北杜市障害者計画・北杜市障害福祉計画(第5期計画)・北杜市 障害児福祉計画(第1期計画)により、対応していると認識しています。

そこで以下、伺います。

①都道府県・市町村に障害福祉計画の策定を義務づけたので、障害福祉計画でつくるサービス基盤整備のための目標を定め、各自治体はそれに沿って目標を設定し、進捗状況を定期的に分析、評価することとなっていますが、具体的な分析、評価の方法はどのように行い、それをどのように将来につなげていくのか伺います。

②障害者、障害児の社会参加を進めるために関わりを持つ施設が、社会福祉協議会や福祉施設などの社会福祉関係施設だけでなく、医療機関や通っている学校、就職先を見つけるためのハローワークなど多くの施設との関わりが必要になってきています。医療機関や教育機関、ハローワークなどとの連携を計画内に加えることも法で求めています。多くの施設との連携について、お伺いをいたします。

③総合支援法では、市町村は障害者などの心身の状況、置かれている環境など正確に把握・ 勘案して、障害福祉計画を作成するように努めるよう求められています。この計画作成にあ たり、当事者や市民がどのように関わっているのかを伺います。

④自立支援法では、自立支援協議会の制度がつくられました。自立支援協議会は、地域における相談支援体制の構築を図り、市町村事業である相談支援事業を円滑に進めるため、設置することを求められているものです。協議会設置は努力義務でありますが、本市としての設置状況は。また設置してある場合の活動状況について、お伺いをいたします。

⑤安心して地域生活ができるよう制度、サービスが準備されていますが、それでも医療機関や施設から地域へ移ることに心配や不安など、戸惑う方は少なくないと言われています。自立生活支援は、安心して地域生活を続けることができるよう制度、サービスが設定されているとしていますが、どのような内容かお伺いをいたします。

⑥就労定着支援は、就労に必要な技能についての支援ではなく、主に就労に伴って出てきた 生活面の課題をフォローするために創設されたところですが、市は就労定着支援にどのよう に関わっているのか。また、支援の状況についてお伺いをいたします。

⑦児童福祉法上に障害児福祉計画が規定され、都道府県、市町村に計画策定が求められるようになりました。今回の第1期障害児支援の提供体制の整備が掲げられています。保育所など訪問支援の充実、重症心身障害児を主に支援する児童発達支援事業所や放課後デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置が挙がっていますが、具体的内容と状況について、お伺いをいたします。

⑧地域生活支援事業は、市町村地域生活支援事業と都道府県が行う地域生活支援事業に分かれていますが、これには各々の必須事業がありますが、主なものの具体的な実施状況は。また、任意事業の主なものの取り組み状況について、お伺いをいたします。

以上で北杜クラブの一般質問を終わりといたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

7番、井出一司議員の障害者総合支援法における、障害者の社会参画を進めるための各施設 との連携についてのご質問にお答えいたします。

障害者、障害児が社会参加していくには、相談を受ける中で、ケースごとに適切な支援を行う必要があります。乳幼児期からの切れ目ない支援を行うため、保育所、教育委員会、学校および障害福祉サービス事業所との連携を図り、また、就労が円滑に行えるように、障害者就業・生活支援センターやほくとハッピーワーク等との連携を図っております。そのほか、保育士などが県の児童発達支援センター等から適切な助言が得られるよう、相談の機会を設けるなど、取り組んでいるところであります。

また、地域については、峡北地域障害者自立支援協議会において医療機関や保健所、学校関係、就労支援関係等の関係者間で連携が図れるよう体制づくりを行っております。これら多くの関係機関と関わりを持つ障害者総合支援センターかざぐるまは、平成23年度に障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的な支援を行うことを目的に開設され、障害のある方、その家族だけでなく、ボランティアや地域の方々など多くの市民が訪れる施設となっております。センターでは、専門職による生活面やサービス利用を支援する相談支援事業のほか、障害者の日中活動の場である地域活動支援事業、また、デイケアサービスを行う中で、作品展に向けた個性を生かした作品の制作や、イベントに向けた歌の練習、料理教室など、支援員の計画のもと、ボランティアの方々と一緒に活動しているところでもあります。また、障害福祉サービスに関する各種手続きもセンターで行えることにより、ワンストップのサービスを実現しております。障害福祉の拠点となる障害者総合支援センターかざぐるまが、多くの関係機関と包括的に関わることにより、今後も有効的かつ円滑に連携が図られるよう努めてまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

安全・安心なまちづくり、防犯灯などのLED化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、防犯灯の電気料についてであります。

防犯灯における節電効果は、電力会社の試算によると、蛍光灯から同照度のLEDに切り替えることで、1基当たり年間3, 258円から1, 641円へと電気代が約50%削減されるものと承知しております。

次に、更新に対しての支援についてであります。

北杜市防犯灯設置管理要綱に基づき、各行政区から新たに防犯灯設置の申請があった場合は、防犯灯器具一式を交付し、当該行政区で設置して、事後の管理や修理、破損に伴う対応などは行政区にお願いしております。現在、既存の防犯灯の更新に際しての器具の交付は行っておりませんが、生活環境の整備と犯罪の防止を図っていくことは重要と考えておりますので、破損した防犯灯の取替え等も交付対象として、検討してまいりたいと考えております。

次に、防犯灯のLED化についてであります。

現在、市内における防犯灯の設置箇所数は約6,400カ所で、このうち、平成23年度から新規防犯灯設置箇所への交付照明をLEDに切り替えたことなどにより、約1,200カ所がLED化されております。LED照明化は、大幅に事業費が増加となることから、関係部局とも協議し、北杜市防犯灯設置管理要綱の見直しも含め、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長 (浅川辰江君)

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

障害者総合支援法について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、障害福祉計画の分析、評価の方法等についてであります。

障害福祉計画の分析、評価については、毎年度PDCAサイクルに基づき実施しております。 分析結果については、3年に一度の計画の見直しに併せて、外部評価機関である峡北地域障害 者自立支援協議会で評価し、次の計画策定に反映させております。

次に、障害福祉計画作成への当事者や市民の関わりについてであります。

障害福祉計画は、当事者や障害者家族会、有識者、関係団体および関係機関で構成された北 杜市障害者計画等策定委員会において検討し策定しました。策定にあたり、手帳所持者全員2, 506人や一般市民1千人を対象にアンケート調査を実施しました。また、関係団体へのヒア リング調査、峡北地域障害者自立支援協議会からの意見聴取なども行いました。

次に、自立支援協議会の設置状況と活動状況についてであります。

本市と韮崎市が合同で設置した峡北地域障害者自立支援協議会は、2カ月に1回定期的に連絡調整会議を開催しております。協議会のメンバーは、社会福祉協議会、学校関係、当事者、

保護者、相談支援員、就労支援センター、圏域マネージャー等で組織されており、地域における障害者の課題等を話し合い、課題解決に向けた方策や支援体制などについて協議、検討を行っております。

次に、自立生活支援の制度内容についてであります。

本年度新たに制度化された自立生活援助は、いわゆる居宅系のサービスでありますが、病院からの退院や施設からの退所後、約1年間を対象に、地域へ移った後の生活で困りごとがないかなどについて、月2回を上限に県の指定を受けたサービス事業所の相談専門員が居宅訪問し、必要な情報提供や助言などを行うものであります。

次に、市の就労定着支援の関わりと支援の状況についてであります。

就労定着支援は、障害者が就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行し6カ月を経過した者が申請できるサービスであり、本市は、本人や家族から提出されたサービス支給申請書とサービス計画案を審査し、支給決定を行っております。サービス事業者は、障害者の就労の継続を図るため、サービス開始から最大3年の間、就労や生活面における課題解決に向け、家族や企業、医療機関等と連絡調整を行い、相談、指導および助言等必要な支援を行うものであります。このサービスは、本年4月に制度化されたものであり、昨年度までに一般就労に移行した方は7人おりますが、現在まで利用者はありません。

次に、第1期障害児支援の提供体制の整備の具体的内容と状況についてであります。

保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、障害者に対して、障害者以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援を行う事業で、10人が利用しております。児童発達支援事業は、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練などの支援を行うもので、14人が利用しております。放課後等デイサービスは、学校終了後または休業日に、生活能力の向上の訓練、社会との交流の促進などを行うもので、67人が利用しております。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、現在、峡北地域障害者自立支援協議会、中北保健所管内担当者会の間で、設置に向けての協議を進めております。

次に、地域生活支援事業の必須事業と任意事業についてであります。

地域生活支援事業は、国の指定により定められており、必須事業では、県において、より専門性の高い相談支援事業や広域的な支援事業などを行っております。

市においては、特に相談支援事業として、北杜市障害者総合支援センターかざぐるまにおいて、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士が、障害者やその家族等の抱えるさまざまな悩みに対して、相談、助言、指導等を行っております。また、市が行う任意事業については、特に、日中一時支援の利用者が増加しており、家族の就労支援および介護者の負担軽減のために行う事業で、市内8事業所に委託し、95人が利用しております。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

井出一司君。

○7番議員(井出一司君)

それでは1項目、2項目と分けて質問をします。

まず、安全・安心なまちづくり、防犯灯のLED化について、再質問を行います。

このLED化することで、電気料の削減ができるということですが、これは契約の関係があると思いますが、1灯単位でもよいのか。先ほど言いました、約半分、こういう形が出るのか。ある程度の数がまとまる必要があるのか、お伺いをいたしたいと思います。

また、集落と集落との間にある防犯灯の電気料は市が負担していると聞いていますが、負担の経緯についてお伺いをいたしたいと思います。

2つ目といたしまして、取り替えができるよう、今後検討していくとの答弁がありましたが、 蛍光灯、LEDともに破損、経年劣化などの更新も対象としていくということでよいか、ここ は確認をしたいと思います。

3. 平成23年度から地区無料配布照明はLED化してきたとの答弁ですが、現状のペースでいくと、ざっと今考えてみて、今までの金額からいくと30年近くかかってしまうのかなというような感覚がありますが、私は高齢化時代、また安全・安心な北杜市づくりの中で5年間くらいで全防犯灯のLED化を行うべきと考えますが、見解を伺います。

では、この点についてお願いします。

○議長 (中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

井出一司議員の再質問にお答えいたします。

最初のご質問が、契約が1灯単位、あるいはまとめてやったらいいのかというふうなご質問だと思います。

電気料には従量制と、それから定額制というものがあります。従量制についてはLEDにしますと、そのまま料金は安くなります。しかし定額制というのは、契約変更しないと安くなりません。ですから、そのときに例えば行政区のほうで、ご自身で契約変更すれば全然、お金もかかりませんが、もし業者にお願いするということになりますと、1灯やっても、あるいは例えば10灯あったときにまとめてやっても、その手数料というのはほとんど変わらないんですね。ですから、まとめてやったほうが得ではないかなということになると思います。

その次が、集落間の防犯灯についてだと思います。

集落間の防犯灯というのは、子どもたちの通学路であったりもします。そんなことから行政 のほうで設置管理しているというふうな状況です。

今後、児童生徒数も減ってはまいりますけども、安全性、犯罪防止、それから安全の確保というためにもこのまま継続して管理していきたいというふうに考えております。

それから破損・劣化などの更新の確認ということだと思います。

実際、蛍光灯の防犯灯が点かないとか、あるいはまわりのカバーですとか、配線だとかというものが駄目になっているというふうな場合もあります。あるいはLEDを付けているけども、それが点かないとかという場合もあると思います。そういったものも更新の対象としていこうというふうな考えでおります。

30年くらいはかかるんではないか、それを5年ぐらいで一斉に全部できないかというふう なご質問だと思います。

蛍光灯の防犯灯でも十分、今、使用できるもの、あるいは行政区によってはそのままでもいいというところもあるかと思います。今後は、破損した防犯灯を中心に交換が可能となるよう

検討していきたい。すべてを計画的に今後、替えていくというのはなかなか難しいかなという ふうに考えております。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

ここで、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

井出一司君。

再々質問ですか。どうぞ。

○7番議員(井出一司君)

再々質問ということでお願いします。

私としては、残念ながら、5年間くらいで全防犯灯のLED化が必要と考えていますが、答 弁も理解できるところもあるわけですが、ただ早くLED化を考えたとき、来年度以降の予算 の増額は考えているか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

井出議員の再々質問にお答えいたします。

来年度の予算の増額ということであると思います。

先ほども申し上げましたけども、北杜市防犯灯設置管理要綱も見直していこう、そしてそれ に伴って予算も所管課とすれば増額したいということから、現在その増額については協議をし ているという段階であります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

井出一司君の、2項目めの再質問を許します。

○7番議員(井出一司君)

それでは障害者総合支援法について、再質問を行います。

乳児期からの支援について、答弁に保育園、小学校ではできたが、ほくとっこ元気課、かざ ぐるまは市の担当課になっていることから、この答弁に入っていないと思うが、障害児に対す るそれぞれの役割分担、連携はどのようになっているか、まずお伺いをいたしたいと思います。

次に、アンケートを実施したとのことですが、アンケートの回収率はどのくらいであり、結果としてどのような意見が多かったのかを伺います。

次に、障害者総合支援法が障害者が望む地域で生活できるよう支援するということで改正され、自立生活援助や就労定着支援サービスがこの4月からでき、サービス内容などについて答弁があったわけですが、自立生活支援については理解できましたが、就労定着支援サービスについて、もう少し具体的なサービス内容を聞きたいと思いますので、お願いをいたします。

それは今、発達障害者は職場でその人の特性が理解されず、少し変わっている人という扱いをされていることから短期間で仕事を辞めてしまうなどと聞くことから、具体的な内容をお伺いするものであります。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

3点ですね。答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長 (浅川辰江君)

7番、井出一司議員の再質問にお答えいたします。

質問、3点あったかと思います。

まず1点目がほくとっこ元気課とかざぐるまの役割分担、連携ということのご質問だったと 思います。

まず最初、ほくとっこ元気課についてご説明させていただきます。

ほくとっこ元気課については、乳幼児健診等を実施しております。その中で乳幼児の疾病の 予防と異常の早期発見、健全な発育・発達の健診等を実施しております。健診等を実施する中 で発育等の異常が認められる子どもさんに対しては、経過観察や医療機関への受診勧奨を行っ ております。

先ほど相吉議員の答弁の中でも申し上げましたけれども、発達障害等の疑われる子ということで、心配なお子さんに対しましては保健師、保育士、臨床心理士等が集団教室とか個別相談、心理相談などを実施して、発達が疑われるかということの判断をしております。

ほくとっこ元気課は早期発見という中で、発見の部分の業務を担っているということでご理 解いただきたいと思います。

一方、かざぐるまにおきましては、身体の発達や知的という意味で遅滞、発達遅滞や発達障害やその疑いのある子どもさんに対しまして、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士が相談等を行っております。

その中で障害者手帳の取得のための支援、あるいは障害福祉サービスの利用の支援、医療機関への受診勧奨や療育機関の利用に向けて、さまざまな支援等を行っているという状況でございます。また、必要に応じては、保育園や学校等と連携をしながら障害に適した環境で治療、訓練が受けられるように、よりよく成長できる支援等を行っております。

かざぐるまは、早期発見・早期治療ということであれば早期治療という部分の治療と療育へ の支援を担っているという状況でございます。

あと連携についてということですけれども、ほくとっこ元気課とかざぐるまでは、切れ目のない支援が包括的に行われるような連携をしており、必要に応じましては両課においてケア会議等を開催して、情報共有をしながらお子さんの支援を行っているという状況でございます。

あと質問の2点目でございますけれども、アンケートの回収率はどのくらいあって、どんな 意見が多かったかという、ご質問だったかと思います。

アンケートの回収率につきましては、手帳の所持者については55.2%、一般市民は44.4%でございました。意見として多かったものということで、手帳の所持者については障害者を雇用してくれる一般企業が増えること、あと周囲が自分のことを理解してくれることなどの意見が多いという状況でございました。また、一般市民の意見としては、まちなかで困っている障害者を見かけたら声をかける、雇用主や一緒に働く同僚の障害に対する理解が必要などという意見が多いという状況でございました。

最後に3点目の質問になりますけれども、定着支援ということの内容について、先ほど答弁 の中で申し上げましたけれども、もう少し具体的に教えてもらいたいというご質問だったかと 思います。

就労定着支援というサービスですけれども、このサービスは障害のある方が新たな職場で就 労をするにあたって、いろんな生活面での障害が生じてくるということで、一般企業において 長く働き続けるためのサポートをするという支援の福祉サービスの内容になっております。

先ほどの答弁の中で申し上げましたけれども、就労定着支援というサービスは就労系の福祉サービス、自立サービス訓練や就労移行サービスという2つのサービス等を利用しないと利用できない内容となっております。このサービスについては、月1回のペースで支援事業所の担当者が障害のある方と面談をし、現在の職場での環境や生活のリズムなどを聞き、その上で解決するアドバイスや勤務先へ訪問をしたり、医療機関や福祉機関と連絡調整を行い、障害者が働きやすい環境づくりをするための支援を行っているという内容でございます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

井出一司君の再々質問を許します。

○7番議員(井出一司君)

再々質問、1点お願いをいたしたいと思います。

サービスは、一般企業に就職する以前に障害福祉サービスを利用していた人しか利用できないとのことですが、では就労定着サービスを利用できない障害者の支援はどうなっているのか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長 (浅川辰江君)

7番、井出一司議員の再々質問にお答えいたします。

質問の内容は、就労定着支援サービスを利用できない障害者の支援はどんなふうになっているかというご質問だったかと思います。

先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、就労定着支援は就労系の福祉サービスを利用していなかった方については、サービス等を利用することはできません。しかしながら、障害者に対する支援ということで、山梨県障害者職業センターにジョブコーチ支援という派遣事業がございます。この事業は障害者に対して、一人ひとりに合った方法できめ細やかな支援を行っているという状況です。ジョブコーチのほうが企業等の雇用主、指導者等に対しまして障害者の特性について説明を行い、障害についての理解をしていただいた中で、障害者がその持ち得る特性を十分に発揮できるように、職場内の環境を整えるという支援を行っているというものです。

ジョブコーチは職場の中の企業内だけの支援ということになりますけれども、新たに就労することで生じる困りごと等、たくさんあると思います。そんなふうな日常生活での困りごとについては、障害者総合支援センターかざぐるまにおいて対応のほうをしておりますので、ご相談をしていただければと思います。

また、併せて市では障害のある方等への就労や生活支援に向けてハローワークと北杜市が一体となって、ほくとハッピーワークにおいても支援等を行っておりますので、こちらのほうも

ご利用をしていただければと思います。 以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで7番議員、井出一司君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、3番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○3番議員(秋山真一君)

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

昨日の公明党代表質問、定住移住の促進と新たな街づくりを目指して、JR駅周辺に移住定住ワンストップセンターの設置についての項目にて、駅周辺を整備することが市民や市の活性化にとって、いかに重要か再確認いたしました。

街を構成するには、利便性のよい交通網、生活必需品がそろう店舗、そして市民が集える核となる場所が必要です。合併により各総合支所は縮小され、行政の情報を発信する力は減少しています。地域行事についても、少子高齢化などにより減少しているように感じます。このようなときこそ、市民が自由に集まることができる市民間交流の場が必要なのではないでしょうか。

また、経済産業省では少子高齢化の中で人材を確保し、多様化する市場ニーズやリスクへの 対応力を高めるダイバーシティ経営を推進しています。このダイバーシティとは、年齢、性別、 学歴、価値観などの多様な人材を積極的に活用しようとする考え方です。学生、社会人、高齢 者、観光客、移住希望者など多様な人材が駅を利用しています。このさまざまな駅利用者が集 い、交流することができれば、新たな可能性が開けるのではないでしょうか。目指すはダイバー ステーションです。

個人主義、攻撃的な主張が問題視される中、昔から協調・共存してきた北杜市の一流の田舎 らしさを磨くためにも市民間交流、新たな情報発信基地であるコミュニティエリアの創設と北 杜市の産業に欠かせない観光産業のキャッシュレス化を推進することの2点について、お伺い します。

はじめに、長坂駅周辺にコミュニティエリアを。

昨年、小淵沢駅が新しくなり、利便性が格段に向上しました。まだ新しいので、以前の使い 勝手に慣れている方は不便に感じられることもあると思いますが、どの施設においてもはじめ は利用勝手の違和感を感じるものです。新しくなったことを素直に喜び、利用方法などは地域 で意見を出し合い創意工夫しながら、より使いやすく素晴らしい駅にすることが大切だと考え ます。

今年、長坂駅は100周年を迎え、駅のバリアフリー計画も進んでいます。しかし、JRと 共同作業のこともあり、実現するまでには時間がかかることでしょう。観光客を除いた地域市 民の利用数では、小淵沢駅より多い長坂駅ですが、観光重視の政策により、北杜市合併以降、 長坂駅周辺は改良など行われていません。朝夕の時間は送迎の車で駅前は渋滞となり、歩行者 が危険と隣り合わせの状況が続き、特に夕方からは視野も狭くなり危険度が増しています。

近隣の韮崎市では、駅前に市民交流センターがあることにより、送迎を待つ高校生などは、

勉強しながら待つことができ、親も時間に制限されることなく、ゆとりを持って送迎できています。

長坂駅の隣にもコミュニティホールがありますが、タ方には閉館してしまい、図書館も併設されていることから利用には気を使います。また、席も少ないことから中で送迎を待つことはできません。この冬の寒い時期、暗くなる寒空の中、外のベンチで送迎を待つ人を見ると心が痛みます。

駅周辺には、長坂支所、地域交流センターがあり、利用可能なスペースも広くあるのですが、 さまざまな制約により自由に市民が利用することができません。より市民が自由に使いやすい スペース・周辺施設をより有効に活用する方法、市民の生活に寄り添った市民のための政策が 必要と考えます。

以上の点を踏まえ、質問します。

- ①長坂駅の改修工事の内容・予定などは、どのようになっているでしょうか。
- ②長坂支所の建物内に商工会を移転し、地域交流センター内の空いたスペースに、遅い時間まで利用できる場所があれば、時間に制約されずに安心して送迎できます。また、市民が気軽に集える場所があれば、地域活性化にもつながります。このように多目的に利用できるコミュニティエリアが必要と考えますが、市の見解は。
- ③駅のトイレは老朽化し、夜間はひと気もなく女性や子どもは利用を控えてしまうと思います。また体の不自由な方や授乳期の赤ちゃんを連れた親にとっても、現状のトイレは利用が 困難です。隣接建物に整備されたトイレがあれば、利用者も安心できると思いますが、市の 見解は。

次に、キャッシュレス決済端末の設置・導入補助金について。

観光が主力産業である北社市には、海外からの観光客も多数訪れています。国内からの観光客だけではなく、外国人観光客に対しても、十分おもてなしが可能なビジネススタイルが、これからの北社市を支えていくと考えます。

外国人旅行客は、キャッシュレス決済が習慣化し、特に中国人旅行客のモバイル決済普及率は90%を超え、代表的なアリペイ・ウィーチャットペイなどに対応することで、ビジネスチャンスは拡大します。すでに都心部やコンビニエンスストアなどでは、キャッシュレス決済端末を導入し、インバウンド対策に大きな功績をあげています。

国内でもペイペイ紹介キャンペーンなど話題となり、キャッシュレス決済は徐々に浸透し始めています。

しかし、中小企業や個人店舗などでは導入コストもかかるため、キャッシュレス決済端末の 設置は浸透していません。個人店舗こそ、カード決済やモバイル端末によるインターネット決 済を導入することにより、お釣りなどの現金払いに関わる手間は縮小し、人手不足の解消や業 務に時間をまわし、生産性の向上につなげるなど利点は大きいと考えます。

観光客の中には、キャッシュレス決済ができずに購入をあきらめるケースもあり、せっかくの魅力的な商品もお客さんの手には届きません。このようなことがないように、消費者のニーズに合ったキャッシュレス決済端末を導入することによってビジネスチャンスを逃さない工夫が必要です。

北杜市の観光産業を行政の立場から、どのように支えていくかが観光産業の発展を握るカギ と考えます。 以上の点を踏まえ、質問します。

- ①キャッシュレス決済端末の普及が、ビジネスチャンスの拡大につながると考えますが、市の見解は。
- ②キャッシュレス決済端末の設置に関する補助金の導入について、市の見解は。
- ③インバウンド対策について、市が行っている対策は。
- ④観光事業について、業者向けに行っている対策は。

以上、ご答弁よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

長坂駅周辺にコミュニティエリアをについて、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、長坂駅の改修工事の内容、予定および駅のトイレ整備についてであります。

長坂駅改修については、現在、バリアフリー化を進めているところでありますが、平成28年11月に、JR東日本と長坂駅改札内バリアフリー設備整備事業の調査設計に関する覚書を締結し、昨年度は、その覚書をもとに、長坂駅改札内バリアフリー設備整備事業の調査設計業務委託を実施したところであります。この調査設計の成果をもとに、JRと協議を行い、今後の具体的な工事内容、工事の実施時期などを検討していく予定でありましたが、エレベーターの設置のみではなく、周辺を含めた公共施設のあり方やトイレの改修、公共交通、駐車場の確保、跨線橋の改修や、ホームのかさ上げに対するJRへの要望など、総合的な検討が必要であるため、庁内でプロジェクトチームを設置し、その課題や対応策を検討しているところであります。また、本年は長坂駅開駅100周年を迎えたこともあり、駅周辺や商店街を含める中で、地元とともに活性化について協議をしてまいりたいと考えております。

次に、多目的に利用できるコミュニティエリアの必要性についてであります。

長坂駅は、通学のため中学生や高校生の利用が多く、電車の発着時刻には、送迎車両による 混雑が発生することもあります。また、長坂コミュニティ・ステーションは、午後7時まで開 館していることから、迎えを待つ間の待機場所として安全確保が図られることや、学習の場と して有効活用できると利用者からも喜ばれている一方で、さらなる利用時間の延長を求める声 も聞かれるところでもあります。

このように、駅周辺で市民の皆さまが気軽に利用できるコミュニティ施設の必要性は感じているところであり、今後、長坂駅周辺の公共施設を有効活用することにより、コミュニティの場所として活用できるか、検討を進めてまいりたいと考えております。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

キャッシュレス決済端末の設置・導入補助金について、いくつかご質問をいただいておりま

す。

はじめに、キャッシュレス決済端末の普及についてであります。

キャッシュレス決済については、消費者は多額の現金を持たずに買い物が可能になることや、 事業者等は現金管理業務のコスト削減による生産性の向上等、さまざまなメリットが期待され ているところであります。しかし、経済産業省の調査によると国内におけるキャッシュレス決 済比率は、約2割にとどまっているとの報告がされております。

キャッシュレス決済が普及しない要因として、端末機導入時のコストや運用面での手数料等の負担、支払い後の資金化までに時間を要することなど、事業者においてはキャッシュレス決済導入のメリットが感じられないことなどが挙げられております。市内においては、いまだ大半の事業所等で現金での取引が主流となっており、その必要性を感じておらず、キャッシュレス決済の推進に苦慮しているところでもあります。

市としては、ビジネスチャンスの可能性を考えると、観光地などについては、キャッシュレス決済端末の普及のメリットはあるものと考えております。

次に、キャッシュレス決済端末の設置補助の導入についてであります。

市内においては、観光地等の大型施設や宿泊施設、飲食店等でキャッシュレス決済の導入が進んでおりますが、小規模商店等においては、導入に向けて課題がある状況であります。このような状況の中、キャッシュレス決済の普及は、地域経済の将来にとって必要になると考えられることから、今後、北杜市商工会とも連携を図る中で情報収集に努めるなど、端末装置等の導入補助について調査・研究してまいります。

次に、市のインバウンド対策および観光事業に向けた対策についてであります。

市では観光圏事業において、インバウンド対策を重点に置き、モニターツアーやホームページの多言語化対応、台湾へ赴いての誘客活動、外国人有識者による外国人目線の景観づくりなどの事業を行い、誘客に努めております。

外国人旅行客は、宿泊や商品購入の際、キャッシュレス決済が主流であることから、消費拡大のためにもキャッシュレス化に向けての環境整備は重要であると考えております。このことを踏まえ、八ヶ岳観光圏の戦略会議において、市内事業者等の導入に向けての、詳細説明を行っているところであります。今後は、特に観光事業者との合意形成を図り、導入に力を入れてまいります。

以上であります。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○3番議員(秋山真一君)

質問順に沿って、コミュニティエリア、キャッシュレス決済の2項目、再質問いたします。 まず、コミュニティエリアについて、3点ほど再質問をさせていただきます。

まず、商工会の協力も必要となると思いますけれども、商工会建物1階の右側のスペースを 自由に利用できるエリアとして、遅い時間まで市民に開放することは可能でしょうか。

次に、長坂総合支所の左側スペースの有効活用案などは検討されているのでしょうか。 次に、駅前施設の活用策など、市民と合同で検討する意見交換会のようなものは行政主導で 行えるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

長坂駅周辺のコミュニティエリアの活用をということで、昨日も公明党の内田議員からコミュニティの場の有効活用ということで質問をいただいたところであります。

駅周辺の市民が気軽に利用できるコミュニティ施設については、非常に重要性ということは 感じているところであります。そういったところで、現在、検討されているかといった最初の 質問でありますけども、具体的にはまだ検討がされている状況ではありません。現在、公共施 設等総合管理計画、この計画に基づいて個別計画をまさに策定をしている最中であります。

そういった中で、年明け早々になりますけども、この個別計画の策定にあたって市民ワークショップ、市内4エリアに分けて市民ワークショップを開き、市民の皆さまからさまざまな意見を聞くといった機会を予定しておりますので、そういった機会を捉えて、市民の皆さまから広く意見を伺って、これらの駅周辺のコミュニティの施設のあり方、有効活用について検討を進めてまいりたいと、そんなように考えております。

もう1点、行政主導でこういった検討会が行えるでしょうかといった質問であります。

先ほどの質問ともつながる話になりますけども、このワークショップ、公共施設を考える市民ワークショップと言うんですけども、このワークショップですね、今回は公共施設全体を施設分類ごとに方針を定めるといったワークショップになっております。ただ、今回の駅周辺という個別に限定したものをここでやるわけではありませんけども、この中でいろいろ意見が出されると思いますので、そういった意見を踏まえて、この会を引き続き、こういったことに特化するような形で続けていくことも1つの考え方であろうかとは思っておりますので、そういったことも踏まえて、まずワークショップを開催する中で意見を伺いながら進めていきたい、そのように考えております。

以上になります。

○議長(中嶋新君)

井出教育部長。

○教育部長(井出良司君)

3番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

商工会が入っている建物を遅くまで市民開放できないかという質問については、教育委員会 が所管する施設なので、私のほうから答弁をさせていただきます。

商工会が事務所として、その一部を使用している長坂農村環境改善センターは地区公民館として位置付けられております。こうしたことから、生涯学習の場として貸館利用が主な内容となってございます。

現在の管理状況から言いますと、時間外の貸し出しについては利用者が事前にカギを借り受けて、自分でカギを開けてカギを閉めて帰るというような使用形態になってございます。そうした中で、施設の形態や現在の人的な体制の中では、現状としては非常に難しいというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○3番議員(秋山真一君)

ではコミュニティエリアについて、1点だけ再々質問いたします。

このコミュニティエリアの創設はなかなか難しい部分もあるとは思いますけれども、市民の 意見を聞いた中で、できれば進めていってもらいたいと思います。

先ほどの答弁にもありましたけれども、コミュニティ・ステーションは午後7時までです。 しかし電車を利用する高校生などは、部活や塾のために帰りが8時過ぎることも当たり前です。 この季節はもう、とうに暗くなり、コミュニティ・ステーションの明かりが消えると薄暗く、 防犯面でも心配する声が聞かれます。すぐにはコミュニティの場をつくることが難しいとして も、駅から商工会までの区間を遅い時間まで、今より明るくすることはできないのでしょうか。 よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

井出教育部長。

○教育部長 (井出良司君)

3番、秋山真一議員の再々質問にお答えいたします。

長坂総合支所方面から駅のほうへ抜ける長坂コミュニティ・ステーション、エントランスという部分になるかと思います。

この部分について、閉館以降ももう少し防犯上も含めて明るくできないかという、ご質問か と思います。

長坂コミュニティ・ステーションのエントランスにつきましては、閉館7時ということで、 それ以降につきましては、職員が不在になる時間帯、タイマーで自動点灯、それから消灯を行っ ているような状況でございまして、10時まで防犯上ということで、いくつかの照明灯を点け ているところでございます。こうしたことが可能ですので、照明灯の数、今、球を抜いたりし ながら節電等も含めて対応しているところなんですけども、可能性はあるものというふうに考 えてございます。

こうしたことから長坂総合支所をはじめ、関係部局とも対応について検討させていただいて、 さらに球数を増やすのか、点灯数を増やすのかというようなことを検討してまいりたいと思い ます。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

○3番議員(秋山真一君)

ありがとうございました。次にキャッシュレス決済端末の設置に関する補助金について、再 質問させていただきます。

福井県坂井市というところでは、小規模事業者キャッシュレス決済推進事業を推進して、約8万円の受給を行っていると聞いています。他の自治体でもこのような事業に取り組み、観光

事業への政策の1つとしています。このような事例について、市の見解はいかがでしょうか。 あともう1点、インバウンド対策について、先ほどのお答えにありました外国人目線の景観 づくり、これはどういうようなものでしょうか。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

2点ですね。答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

3番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

2点ほど、ご質問をいただいていると思います。

まず1点目でございますが、他の自治体のキャッシュレス端末の推進事業、補助金等の事例に対する考えということでございますけれども、まずキャッシュレス決済端末の設置補助にかかる取り組みに対しましては、一般の小規模事業者等の対応につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、商工会の支援については、こういう先進事例も参考にする中で対応をしていきたいと考えております。

しかし、観光事業者につきましては、観光圏の事業の中でキャッシュレス決済の推進を図っていくということで、今、進んでおりますので、事業者といろいろな仕組みがありますので、それらを研究する中で、合意形成を図りながらしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

2点目の外国人目線での景観づくり事業の内容についてでございますけども、これにつきましては、国内で先進的に外国人の集客の実績を持つ外国人のキーマンを招聘し、本市を外国人の目線で調査していただきました。外国人に向けた本市の魅力や資源等の整理、発掘を行い、さらには地域の景観形成にも生かしていくために、地域住民や観光関係者等を巻き込んで調査、研究を行っているところであります。よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで3番議員、秋山真一君の一般質問を終わります。

最後に北杜クラブ、5番議員、藤原尚君。

藤原尚君。

○5番議員(藤原尚君)

北杜クラブの、今後の増富地域の活性化についての一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

観光市場は国内においても成長の高い産業であり、また波及効果のすそ野も広い産業であります。北杜市における観光消費の経済効果については、今後の北杜市発展への重要な産業であり、財源を得るためにも重点を置いて活性化への施策を推進していくべきと考えております。

増富地区は北杜市内にあって重要な観光地であり、より快適に安心して観光客を受け入れられる地域として確立しなければなりません。しかし、主要道路である県道の崩落事故、台風被害に遭いやすい送電線、地域創生事業の中止など、不安要素とされる問題も多々あります。このような問題を解消させ、観光客はもちろん、地域に定住している方々が安心して生活ができる環境をつくることが行政の責務と考えます。

それで今、増富で懸案となっている、いくつかの件について質問いたします。

- 1. 増富江草地区の生活道路であり、観光客が利用する道路である韮崎増富線のところで4月に崩落した江草地区、八巻区の県道崩落個所の現在の復旧状況と今後の予定をお伺いいたします。
- 2. 増富地域内の主要道路において、安全点検は実施されているか、お伺いいたします。
- 3. 今年発生した台風24号で倒木により増富地域は大規模な停電被害に襲われましたが、 重要なライフラインである電気の送電線の確保はできているか、お伺いいたします。
- 4. 増富地域への活性化に向けての新たな事業計画はありますか、お伺いいたします。以上4点の質問につきまして、ご答弁をお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

質問の3番の最後のは安全確保ですね。通告とおりでございます。

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

5番、藤原尚議員の今後の増富地域の活性化における、増富地域への活性化に向けての新たな事業計画についてのご質問にお答えいたします。

本年3月6日に開催した、日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会「人間と生物圏計画分科会」は、本市の明野町と須玉町をエリアに含む「甲武信」をユネスコに推薦する地域として選定いたしました。来年春頃に、登録の可否が決定される予定となっており、登録となった場合には、増富地域の豊かな自然を生かし、守っていくために関連事業を行ってまいりたいと考えております。

このエコパークの活動は、増富地域だけではなく、区域内の明野地域も特色を活かしながら拡大し、地域全体で機運醸成を図ってまいります。増富地域においては、平成28年度から環境保全基金を活用し、北杜高校のサッカー部員の協力のもと、地元住民と地域の環境美化活動を行っているところでありますが、来年度においては、みずがき湖周辺のゴミ回収など事業を拡大するとともに、主に小学生を対象に地元住民の協力のもと、星空観察やレッドリスト生物観察等の環境教育事業の実施も予定しております。そのほか、大手企業が旧増富小学校林を活用した森林整備の展開なども計画されておりますので、これら事業により地域の環境保全活動も推進してまいりたいと考えております。

市では、増富地域の活性化は、引き続き重要と考えており、農業振興も含めて、庁内で検討進め、積極的に推進してまいりたいと考えております。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長(中嶋新君)

随時、答弁を求めます。

最初に、丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

5番、藤原尚議員の今後の増富地域の活性化における、電気の送電線の安全確保についての ご質問にお答えいたします。

本年9月30日から10月1日に本州へ上陸した台風24号の影響により、武川町を除く市内全域で停電が発生しました。市では電力会社とのホットラインによりその状況把握に努めた

ところでありますが、須玉町小尾地域では10月1日から3日まで停電したことから、区長、 民生委員・児童委員、市役所職員が地域内を巡回し、健康状態などの確認や体調不良者へ保健 師を派遣するなどの対応を行ったところであります。

今回の停電の主な原因は、倒木による断線等でありましたので、私有地の樹木などの手入れ について、市の広報紙やホームページなどで周知をしているところであります。

今後も、災害が予想されるときには電力会社との連絡を密にするとともに、今回の経験を生かした対応に努めてまいります。

以上です。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

5番、藤原尚議員のご質問にお答えいたします。

今後の増富地域の活性化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県道菲崎増富線沿線の斜面崩落箇所についてであります。

今年4月に発生した斜面の崩落については、県において6月上旬に応急工事を完了し、7月末に本工事の詳細設計がまとまりました。これに基づき、関係する地権者と協議を行い、工事に必要な用地の協力について、了解が得られましたので、8月から用地取得に向けた調査・測量業務を実施し、用地および建物等の補償内容を決定しました。その後、用地買収・建物補償について地権者と協議を重ね、先月にはすべての契約が完了したところであります。

県からは、現在、工事発注に向けた準備を進めていると伺っておりますが、工事に伴う片側 通行等、施工方法の検討も含め、地域住民の生活や県道の交通に配慮しながら、県と連携し、 早期の復旧に努めてまいります。

次に、増富地域内の主要道路における安全点検の実施についてであります。

県では、市内の県道等について、業者との緊急業務委託を締結しており、毎月パトロールを 実施し、異常の確認・応急補修等の対応を行っております。

市においても、職員のパトロールに加え、シルバー人材センターによる道路維持管理業務でのパトロールを実施し、舗装の応急補修等を行っております。また、地域住民や通行者から、道路の危険箇所や不具合箇所などの情報提供があった場合には、場所の確認や状況の把握を行い、迅速な対応に努めているところであります。

今後も、安全・安心な道路環境の確保について、県と連携して取り組んでまいります。 以上でございます。

○議長(中嶋新君)

当局の答弁が終わりました。

藤原尚君の再質問を許します。

再質問はありますか。

藤原尚君。

○5番議員(藤原尚君)

それでは、再質問をいたします。

以前より県道韮崎増富線の大渡地区で、未改良区間が残っていて幅が狭くて普通車両のすれ

違いも困難で危険な状態が続いております。増富地域や岩下の地域からは現道路拡幅やトンネル整備などの要望が出されていますが、現在の状況と今後の見通しについて、お伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長(土屋裕君)

5番、藤原尚議員の再質問にお答えいたします。

県道韮崎増富線につきましては、狭小の区間がある、そういった課題がかねてからございます。それにつきましては、県におきましても用地交渉であるとか、さまざまな、これまでの課題があって、改良に至っていないというような状況も聞いております。

また、大渡地区内のトンネルというような計画も進んでいるようには聞いておりますけども、 現在、詳細な予定であるとか、内容については、まだ県のほうから正確なものを聞いてござい ませんが、そういった計画があるということは聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

(なし)

以上で質問を打ち切ります。

これで5番議員、藤原尚君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月20日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時24分

平成30年

第4回北杜市議会定例会会議録

12月20日

平成30年12月20日 午前10時00分開会 於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 議案第93号の撤回の件

追加日程第1 議長不信任の件

日程第2 議案第82号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第83号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等 の一部を改正する条例について

日程第4 議案第81号 北杜市教育支援センター条例の制定について

日程第5 議案第84号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第6号)

日程第6 議案第85号 平成30年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)

日程第7 議案第86号 平成30年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第8 議案第87号 平成30年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第 2号)

日程第9 議案第88号 平成30年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第89号 高根クラインガルテンの指定管理者の指定について

日程第11 議案第90号 高根町花関所の郷・南清里フラワーパーク(南八ヶ岳花の森公園)の指定管理者の指定について

日程第12 議案第91号 小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設の指定管 理者の指定について

日程第13 議案第92号 白州町鳥原平活性化施設の指定管理者の指定について

日程第15 議案第94号 明野町家族健康旅行村「明野ふれあいの里」の指定管理者 の指定について

日程第16 議案第95号 みずがき湖ビジターセンターの指定管理者の指定について

日程第17 議案第96号 清里駅前観光総合案内所の指定管理者の指定について

日程第18 議案第97号 三分一湧水館の指定管理者の指定について

日程第19 議案第98号 長坂駅前観光案内所の指定管理者の指定について

日程第20 議案第99号 美し森観光案内所外1施設の指定管理者の指定について

日程第21 議案第100号 ヴィレッヂ白州の指定管理者の指定について

日程第22 議案第101号 小淵沢駅観光案内所の指定管理者の指定について

- 日程第23 議案第102号 高根町花関所の郷・南清里フラワーパーク (道の駅南きよ さと)外1施設の指定管理者の指定について 日程第24 議案第103号 小淵沢町特産品開発センターの指定管理者の指定について 日程第25 議案第104号 武川町農産物直売センター外2施設の指定管理者の指定に ついて 日程第26 議案第105号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第7号) 日程第27 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件 日程第28 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件 日程第29 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件 日程第30 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件 日程第31 諮問第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件 日程第32 諮問第7号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件 日程第33 諮問第8号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件 日程第34 諮問第9号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件 日程第35 諮問第10号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件 追加日程第2 緊急質問 議案第93号の件について
 - 日程第36 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員 (22人)

池田恭務 1番 栗谷真吾 2番 3番 秋山真一 4番 進藤正文 藤原 6番 清水敏行 5番 尚 7番 井出一司 8番 志 村 清 齊藤功文 9番 10番 福井俊克 11番 加藤紀雄 12番 原 堅 志 13番 岡 野 14番 相吉正一 淳 15番 16番 野中真理子 清 水 進 17番 坂 本 18番 中嶋 新 靜 19番 保坂多枝子 20番 千野秀一 21番 内田俊彦 22番 秋山俊和

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33人)

渡辺英子 市 長 櫻井順一 政策調整参事 企 画 部 長 小松武彦 福祉 部 浅川辰江 長 産業観光部長 清水博樹 教 育 堀内正基 長 会計管理者 中田二照 農業委員会事務局長 小尾民司 坂本孝典 須玉総合支所長 長坂総合支所長 中澤貞夫 白州総合支所長 宮川雅人 福祉部次長 織田光一 課長 総 務 宮川勇人 財 政 課 長 清水市三 管 財 課 長 進 藤 聡 農政課長 小澤 永和 観光課リーダー 清水良一

副市 長 菊原 忍 総務 部 長丸茂和彦 市民 部 長 篠原直樹 生活環境部長仲嶋敏光 建設 部 長 土屋 裕 教 育 部 長井出良司 監查委員事務局長 上村法広 明野総合支所長 清水能行 高根総合支所長 土屋 小淵沢総合支所長 中山晃彦 武川総合支所長 有泉賢一 政策秘書課長小澤章夫 企 画 課 長 加藤 寿 地 域 課 長大芝 上下水道総務課長 輿 水 伸 二 商工・食農課長 平井ひろ江

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 山内一寿 議会書記 平井伸一 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長(中嶋新君)

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。 これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長(中嶋新君)

日程第1 議案第93号の撤回の件を議題といたします。

市長から議案第93号の撤回の理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

平成30年12月4日に提出した議案第93号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者の指定については、指定管理者候補者が関東農政局の管轄の下に過去実施した事業について、これまでの指定管理者候補者からの説明と市が認識している内容とに異なる点が確認されました。

当該事業は国直採事業であり、本来、市は事業との関わりを持つものではありません。

本議案提出後に確認されたことは、市と指定管理者候補者との間における信頼関係を損なう事実であるため、本議会に提出した本議案の撤回を申し入れるものであります。

なお、当該施設の来年4月からの対応については、早急に市の直営、または指定管理者制度 導入を含めて検討してまいります。

増富の湯などの当該施設については、市としても重要な、大切な施設と考えておりますので、 指定管理期間の来年3月31日までは、現指定管理者に協定に基づいて管理・運営を求めてま いります。

また、従業員や関係者には今回の議案撤回について、しっかりと説明を行い、現行の雇用体系を守られるよう対応をし、地域が不安にならないよう進めてまいります。

(「議長、発言を求めます。」の声)

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

(上記議長発言中の発言 「議長。」の声)

ただいま議題となっております議案第、発言の許可をしておりません。

(上記議長発言中の発言 「議長、会議規則に基づいて発言の許可を求めます。」の声) 議案第93号の撤回の件は。

(上記議長発言中の発言 「賛成。」の声)

(上記議長発言中の発言 「賛成者がいます。発言を求めます。」の声) 動議ですか。 承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号の撤回の件は承認することに決定いたしました。

(「異議あり。」の声)

日程第。

(上記議長発言中の発言 「今、動議が、動議が先です。」の声)

動議。

(「動議が先です。」の声)

確認していますか・・・。

(「会議規則に沿って進めてください。動議が先です。」の声)

(「なんで質問をさせないんですか。」の声)

(「もう承認したんじゃないの。」の声)

(「していないでしょう。」の声)

(「動議が先です。」の声)

決定いたしました。

(「動議が先です。会議規則に沿っておりません。」の声)

(「議長、賛成者もいますよ。」の声)

(「動議には触れていない。」の声)

(「動議が賛成されました。動議が先です。すべてに優先されます。」の声)

(「議長。」の声)

発言の許可をしていません。

内田俊彦君。

(「なんで一人だけ発言させるんですか。」の声)

(「なんで内田さんだけ発言を。」の声)

○21番議員(内田俊彦君)

発言の許可をいただきました。

ただいま、皆さまが言っていることは不穏当な発言であり、議長の許可の下に発言していないことは、これは私語にあたるし、また議事の進行にも影響があるわけでございますから、議長は会議規則、自治法に基づいて粛々と進めてください。

私の中では、先ほど承認を求めたときに、誰も異議と、あるということを唱えておりません。 異議なしの声しかございませんでした。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

(「議長、動議が認められておりません。」の声)

日程第14 議案第93号。

(上記議長発言中の発言 「これについては、新しい情報が出ておりますので、質疑を求めたいと思います。」の声)

(「市がしっかり監視していることは、明らかな、メール等が出てきておりますので、そういう意味で確認をさせてください。そういう動議です。進め方をお願いいたします。」の声)

(「退場だ。」の声)

(「あれは不穏当発言だ。」の声)

(「不穏当発言。」の声)

自治法で、池田議員の許可をいたしておりません。動議を。発言を。不穏当発言、不適切な 発言ですので注意をいたします。

(「議長、議長。」の声)

(「議長、動議を認めないということはどういうことですか。 賛成者もたくさんいましたよ。」 の声)

(「進める。」の声)

(「議長。」の声)

(「進める。」の声)

(「議長。」の声)

日程第14。

(「議長、会議規則51条に基づいて先ほど発言を求めました。そして賛同者もいらっしゃいました。なぜ、それをしないんですか。」の声)

発言を認めていないと言っているではないですか。

(「動議を認めないということですか。」の声)

(「あり得ないでしょう。」の声)

(「あり得ない進め方ですよ。」の声)

(「議長、議長。」の声)

本日の議事日程から削除いたします。

(「進めろ。」の声)

(「動議を認めないなんていうのはあり得ないですよ。」の声)

(「議長、議長。」の声)

(「進める。」の声)

(「議長、動議を求めました。承認の前に動議を求めました。賛同者も大勢いました。」の声) 不規則発言でございます。池田議員、2番議員。

(「議長。運営委員長。」の声)

(「何を言っている。」の声)

(「議長。」の声)

(「議事進行。」の声)

(「動議を求めていました。承認の前に。」の声)

異議なしと認めました。

(上記議長発言中の発言 「賛同者もいました。」の声)

(「きちんと進めてください。会議規則違反ですよ。」の声)

議案に対する異議ですか。

(「129条だ。退場。」の声)

(「会議規則51条に基づいて発言を求めております。」の声)

(「議長は、なんの動議かまず確認すべきでしたよ。」の声)

(「何を言っているの。」の声)

自治法129条によって、池田議員の発言を注意いたします。警告いたします。

(「議長、動議に賛同者もいたんです。」の声)

認めていないです。

(「議長、進め方がおかしいですよ。会議規則に則って進めてください。最低限。」の声) (「退場だよ。」の声)

退場です。

2番議員、池田恭務君の退場を命じます。

(「議長、発言を求めます。」の声)

(「暫時休憩。」の声)

注意は喚起しておりますよね。

(「暫時休憩の動議も何回か出ましたよ。」の声)

(「どんどん、粛々と進める。」の声)

日程第14の議案第93号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定 管理者の指定については、ただいまの撤回許可により本日の議事日程から削除いたします。

(上記議長発言中の発言 「休憩。」の声)

(上記議長発言中の発言 「暫時休憩をお願いします。」の声)

(上記議長発言中の発言 「暫時休憩。動議。」の声)

(上記議長発言中の発言 「賛成。」の声)

(「異議あり。その前に動議が出ています。」の声)

日程第2。

退場を命じています。

(「その前に動議が出ています。 賛成者もいます。 その動議を認めない議長に問題があるんです。」 の声)

(「退場させろ。」の声)

事務局で退場を。

(「休憩の動議も出ていますが。」の声)

(「いいや、退場させろ。」の声)

(「賛成者もいるよ。」の声)

(「関係ない。」の声)

(「もう1回言います。休憩の動議。」の声)

不規則発言ですよ。許可していないので。

(「動議に賛成者がいるのに許可しないということはできるんですか。」の声)

質問しているんじゃないですよ。発言を許可していないですよ。退場を命じています。

(「議長、2回、動議を無視しているんですよ。 賛成者もいるのに。 マスコミも来ているのに 恥ずかしいですよ。」 の声)

(「粛々と進める。」の声)

(「粛々と動議を成立させて、どんどん進めろ、議長。議長。」の声)

議事進行の妨害となりますので、進めます。

(上記議長発言中の発言 「私は会議規則に基づいて発言も求めました。 賛同者もおりました。」の声)

(「それに則っていないのは議長になります。この状態では。」の声)

議長の権限で、動議は認めておりません。

(「動議を認めない議長ですか。」の声)

(「動議を認めない権限は、どこに書いてあるのか説明してください。」の声)

退場を命じております。2番議員、池田議員。

(「理由が分かりません。退場の理由が分かりません。」の声)

(「129条だぞ。」の声)

(「暫時休憩して整理してください。暫時休憩。動議。」の声)

(「賛成。」の声)

(「恥ずかしいよ、この状態では。」の声)

(「承認されたんだろ。粛々と進める。承認が先だろ。」の声)

(「承認の前に動議が出ています。」の声)

(「異議がなかっただろう。」の声)

(「その前に動議を出しています。」の声)

(「議場の整理をちゃんとやってくださいよ、議長。」の声)

(「進めることが議場の整理でしょう。」の声)

(「発言に対して、動議に対して賛成がありましたよ。」の声)

(「会議規則に則って進めてください。」の声)

(「議長、少なくとも休憩をして1回整理をしてください。動議が出ているんだから。」の声) (「賛成。」の声)

(「賛成。休憩に賛成。」の声)

ここで議事の整理をいたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時18分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

(「議長、議長不信任を提出します。」の声)

(「賛成。」の声)

先ほどの私の発言で。

(上記議長発言中の発言 「議長、不信任案です。」の声)

(「賛成。」の声)

市長が着座の前に、議案について撤回の件は承認することにご異議ないということで確認をしております。

(上記議長発言中の発言 「賛成。」の声)

(上記議長発言中の発言 「たくさんいます。」の声)

(上記議長発言中の発言 「自治法を確認してやってください。」の声)

(「不信任が出ましたけど。」の声)

(「何よりも優先されます。」の声)

(「それこそ最優先だ。」の声)

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

(「議事進行。」の声)

再開いたします。

よって、日程第14 議案第93号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者の指定については、ただいまの撤回許可により本日の議事日程から削除いたします。

(上記議長発言中の発言 「議長。」の声)

(上記議長発言中の発言 「議長不信任が出ていますよ。」の声)

(「異議あり。進め方が法に則っておりません。」の声)

日程第2 議案第82号。不規則発言。北杜市の議会の議員及び。

(上記議長発言中の発言 「議長、私の動議はどうなっているんですか。賛同者もいました。」 の声)

(「3つも動議が出ていますよ。」の声)

不穏当発言です。

(「市長が説明して座る前に動議を出していますよ。」の声)

認めていません。発言を。

(上記議長発言中の発言 「それは、議長が議事進行を進める前の発言ですよ。」の声)

(「それを認めないというのはどういうことですか。会議規則に則っていません。」の声)

(「不信任だよ、議長。」の声)

(「だから、さらに議長不信任も出たんではないですか。それすら取り上げないってどういうことですか。」の声)

(「手を挙げたんだから、ちゃんと指名してくださいよ。さっき、1人指名したではないですか。」の声)

(「1人だけですね。」の声)

(「手を挙げた人、さっきみたいに指名してくださいよ。」の声)

(「議長の権限だよ。」の声)

(「議長、運営は偏らず公平中立にしてください。」の声)

(「さっき、1人認めたでしょう、発言を。挙手している人、ちゃんと指してくださいよ。進行ができないではないですか。」の声)

進行しています。不規則発言ですよ。許可していない、発言を。

(「今、休憩中ですか。」の声)

再開していますよ。

(「議長、発言の許可を求めていますよ。」の声)

日程第2 議案第82号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に

関する条例の一部を改正する条例について、および日程第3 議案第83号 北杜市議会議員 の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についての2件を一括議題と いたします。

(上記議長発言中の発言 「議長、動議が出ていますよ。議長不信任も出ています。議長不信任を取り扱わない権限は議長にありません。法律違反ですよ。議長不信任が出ています。議 長が取り扱わない権限はございません。」の声)

(「これは議員全員で言わなければ駄目だ。」の声)

本件につきましては、総務常任委員会に付託しておりますので、総務常任委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

総務常任委員会から議案第82号および議案第83号の2件について、報告を求めます。

(上記議長発言中の発言 「議長、ちょっと待ってよ。」の声)

(「ちゃんと整理してください。」の声)

(「行政だって、みんな困っている。」の声)

(「議員全員が怒らなければいけないことだよ。」の声)

(「議長、ちゃんとやってよ。」の声)

(「ちゃんとやれよ、ルールに則って。」の声)

不規則発言。

(「不規則発言ではなくて。」の声)

総務常任委員長、相吉正一君。

(「議長。」の声)

(「動議、3つ出ているんだよ、今。」の声)

(「議長不信任が出ているんですよ。」の声)

(「法律違反ですよ。」の声)

(「動議で。議長。」の声)

(「法律に違反した議長の議長不信任が出ているんですよ。」の声)

(「もう1回、出しますよ。動議出します。何度でも。議長の不信任の動議を出します。」の 声)

(「賛成。」の声)

不規則発言です。

総務常任委員長相吉正一君、報告を求めます。

(「議長、動議が出ていますけど。なぜきちんと仕事をしないんですか。」の声)

(「委員長、報告を求められているぞ。議長に従わなければ。」の声)

(「進め方がおかしいです。」の声)

(「議長、動議が出ています。」の声)

傍聴者に申し上げます。

傍聴者は静粛にお願いいたします。

(「議長、動議がたくさん出ておりますので、きちんと取り扱ってください。それが先です。 さらに議長不信任も出ています。議長がそれを取り扱わないということはできないんです。暫 時休憩して確認してくださいよ。事務局長と。単純な話ですから。」の声)

(「一日これやるわけにはいかないじゃん。」の声)

不規則発言です。

(「議長、ちゃんと休憩して相談してくださいよ。」の声)

(「議会運営委員会全員が怒らなければいけないことだよ。こんな運営は。議運の皆さん。」 の声)

暫時休憩して、議事を整理します。

休憩 午前10時24分

○議長(中嶋新君)

議事整理に時間がかかりまして、失礼いたしました。

確認ですけども、議案第93号の撤回は承認をされております。異議なしで。

なお、動議が出ておりますので、野中真理子議員の議長不信任。

(「その前に私の動議が出ているんです。」の声)

(「議長、動議は順番でやらないと。」の声)

(「賛成者がたくさんいました。それを扱わずに進めたのは議長の責任問題です。」の声)

(「議長、何時まで休憩ですか。何分。暫時休憩中ですよね。」の声)

再開 午前10時29分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

確認したとおりです。

野中真理子議員の議長不信任の動議、確認をいたします。

発言を許可いたします。

○16番議員(野中真理子君)

本日の議長の議事進行は、大変理不尽なものです。それについて、議長の不信任を提出いた します。皆さんのご議決を願いたいと思います。理由は改めて、そのときに申し上げたいと思 います。

今、その動議を出したいということですので、その賛成者を諮って成立させてください。ま ず。

(「賛成。」の声)

(「動議に賛成。」の声)

○議長(中嶋新君)

賛成者の確認をいたします。

(はい。の声)

賛成者、いらっしゃいます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

○議長(中嶋新君)

ただいま、野中真理子君から議長の不信任の動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

(「休憩、再開しましたか。」の声) お諮りいたします。いいですか。 そうですね、休憩して。 (「まだ休憩中です。」の声) (「もう1回やり直して。今、休憩中ですよ。」の声) 分かりました。

再開 午前10時30分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

野中真理子議員の発言を許します。

(「ちょっと違うぞ。休憩中では受付も何もない。」の声)

繰り返し再開いたします。

野中真理子君の動議の発言を許可いたします。

○16番議員(野中真理子君)

確認をさせてください。

先ほど、再開して私に発言を求め、私は議長の不信任を、本日の議事進行に対して理不尽なことだと思うから、議長の不信任を提出しますということで賛成者が出て、その確認まではした。開会中に確認をしたと私は認識しているんですけれども、それでそのあとに休憩をされたということだと理解していますけども、それをもう1回、繰り返すということでしょうか。それとも先ほどのは、あくまでも休憩中という扱いで、今、再開して正式な発言を求められているということでしょうか。その確認だけさせていただいて、私としても対応したいと思います。

○議長(中嶋新君)

再開をして、先ほど議案第93号の撤回の件の承認と野中真理子君の議長不信任の動議の提出の発言を許可いたしました。確認はしていますので。そこで暫時休憩だろうとか、途中で暫時休憩しますけど、私。いろいろな議員の不規則発言があると確認をしていますけども。だから成立しております。賛成者がいる。

議長不信任の件を追加日程第1として追加し、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

私の一身上に関する問題でありますので、副議長に議事進行をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時36分

○副議長(保坂多枝子君)

再開いたします。

追加日程第1 議長不信任の件を議題といたします。

議長の一身上に関する問題でありますので、地方自治法第117条の規定により議長 中嶋

新君の退席を求めます。

(退席)

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

議長の許可を得たので発言をさせていただきますが、議事進行上の整理をしていただきたい と思っております。

先ほど、議長は地方自治法に基づきまして、不穏当発言者に対しての議場からの退場を命じました。その議場からの退場を履行しない限り、この議会のあり方として、私はあってはならないことだと思います。この議場内の秩序は誰人たりとも、これは議長がすべきでございまして、それは退場させるということとなります。

発言中に、要するに議長が進行中に発言の許可を得ず、終始、何回も不穏当発言をしたことについては注意が2回、そして退場ということに、先ほど議長はされたわけでございますから、それをしていかなければならない。ただし、採決には加われるというのが、これが会議規則であり、自治法であると私は認識しております。

そのような手続きを取らない限り、この議場内はいつになっても騒然となりまして、秩序が 守られません。地方自治法の履行をお願いいたします。

○副議長(保坂多枝子君)

では、今の発言につきまして、私、今、代わりましたばかりですので、議事の整理をさせていただきます。

今、退場しております議長がどのような措置をしたかということを確認させていただきまして、議事を進めたいと思います。

暫時休憩いたします。

では、50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○副議長(保坂多枝子君)

今、内田議員から不穏当発言についての発言がございました。

そのことを今、確認をしております。

50分までというふうに申し上げましたが、しっかりと画像をチェックし、どなたがどのようなということで調べていきたいと思います。

大変、皆さまには申し訳ございませんが、その確認が取れるまで暫時休憩とさせていただき ます。

議席は離れても構いませんが、連絡が取れる場所にお願いいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時31分

○副議長(保坂多枝子君)

再開いたします。

大変、時間を取らせまして申し訳ございません。

ただいま、確認をいたしましたのでご報告いたします。

何人かの議員各位から不穏当発言がございました。

地方自治法129条により、何回か議長が注意をいたしました。

その中で、池田恭務議員の退場命令が出されておりましたので、ここに退場命令を施行いたします。

(「議長、発言を求めます。」の声)

岡野淳議員。

○13番議員(岡野淳君)

その前に、ちょっと議長に伺いたいんですが、池田議員から動議が出されているんですよね。 その扱いはどうなるんでしょうか。

○副議長(保坂多枝子君)

今、映像で確認した点で、今、岡野議員がおっしゃった発言は認められておりません。一部 の不穏当発言として扱われておりますので、池田議員に対しての発言、退場命令ということで お願いいたします。

(「議長、もう一度お願いします。」の声)

では、もう一度、繰り返します。

(「いや、発言を求めます。」の声)

では、岡野議員。

○13番議員(岡野淳君)

ありがとうございます。認められていないというお話ですが、過去にもいろんな動議が出されております。私が覚えているだけでも何回か出させていただいていますけども、いきなり手を挙げて動議、それで賛成者が数人、これで認められているケースが多々あります。そことの違いをご説明いただけますか。

○副議長(保坂多枝子君)

では、お答えいたします。

ここにいた議長の采配により不穏当発言ということになっておりますので、ビデオでも確認されております。

議長は発言を許可していないということでございますので、注意をした分、池田恭務議員に は退場をお願いいたします。

相吉正一議員。

○14番議員(相吉正一君)

池田議員は再三にわたり議長に対して発言を求めたものであり、私は発言をさせなかったこと自体、議長として議事整理権を行使しなかったように、私は取れていますので、発言をさせなかったこと自体が問題であり、不穏当発言な発言ではないかと思います。

○副議長(保坂多枝子君)

今、相吉正一議員の発言でございますが、池田恭務議員の退場命令、ほかの議員にはそのような注意はしておりません。ですから、池田恭務議員の退場命令だけをここで施行させていただきます。

(「議長。」の声)

申し訳ありませんが、今は議長の不信任の件について諮っておりますので、その席で反対討

論、 賛成討論の中でお話しいただければ、お話ができるかと思いますので、 そのように進めさせていただきます。

(「今の議事進行の、今のことについての発言です。」の声)

(「不穏当だよ。」の声)

では、志村議員。

○8番議員(志村清君)

許可をいただきました。

先ほど保坂議長の報告がありました。録画を見て、そういう池田議員の動議を出した際のことについて不穏当発言だという判断を、今、おりている議長がやったということ。それを動議だと認めなかった。そして不穏当発言だというふうに判断したということについて、中嶋議長に確かめたんですか。またその根拠は何かを確かめたのであれば、今の保坂議長がそういう判断をしたんではないと思います。中嶋議長に、今、おりている中嶋議長に動議ではなくて不穏当発言だという判断をした根拠を聞いたのか。聞いたとすれば、それはなぜかということまで教えていただかないと納得できません。私、ここから見ている範囲では、市長が撤回の説明をしている、提案をしているときに発言すればそれは不穏当な発言かと思いますが、池田議員が先ほど言ったように、その提案が終わったあとで動議ということで発言をしている、手を挙げていると思いますので、それをなぜ不穏当だというように判断したのかを聞かないと納得できません。

○副議長(保坂多枝子君)

よろしいでしょうか。

(「議長、すみません。関連なんですけども、その前に。」の声)

ちょっと待ってください。許可をしてから。では、岡野議員。

○13番議員(岡野淳君)

よろしいですか。ありがとうございます。

先ほどの私の2回の発言の続きみたいなものなんですが、今、議長は中嶋議長がそういう判断をしたという、ご説明をなさいました。私が言いたいのはそうではなくて、議会の進行上のルールとして、申し上げた以前の動議の成立の仕方と、今回が成立していないということになっていますけども、違いを説明してくださいとお願いしました。

つまり中嶋議長がそういう判断をしたというご説明だと、そのときの議長の判断でどうとでもこの先なっちゃう。これはよくないことだと思います。ルールとしてどうなんだということをぜひご説明いただきたい。お願いします。

○副議長(保坂多枝子君)

では、今の件についてですが、ここにいた議長が判断したことでございます。そのことについて、私がこの議長席におりませんでしたので、中嶋議長の判断で私は進行させていただきます。

今からの。

(「それは駄目だよ。」の声)

加藤議員。

○11番議員(加藤紀雄君)

今は何をやっているかということになりますと、議長不信任が出て、その採決に向けて動い

ているんではないかと思います。ずっと流れを聞いている中で、今、池田議員のことが問題になっておりますが、議長が今まで決めたことは、93号ですか、これの議案が採決になりましたということと、あと池田議員に退席を求めるということは、私も確認をしております。それ以外の中で、池田議員も相当、何回も発言がありました。また、それ以外の議員からもいくつかの発言がありました。ある面は、混乱している中での発言であったかと思います。その扱いについて不信任が出されて、野中議員から出されて、賛成議員がいて動議として認められ、今、その採決をしようとしているわけであります。ですから、そういうことを含めて、先ほど副議長がおっしゃいましたように討論するなら討論の中で述べていただいて、それらを審査する中で採決し、前へ進んでいくのが今までの流れを見た中での進め方ではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○副議長(保坂多枝子君)

加藤議員のおっしゃるように、このことにつきましては、粛々と進めていきたいと思います。では、池田君の退場を命じます。

(退場)

では、提出者の説明を求めます。

野中真理子君。

○16番議員(野中真理子君)

それでは、中嶋新議長の不信任を提出した理由を述べさせていただきます。

まず、本日の議事進行についてですが、先ほどから皆さんが言われているように動議として 発言された、そして賛同者がおられるにもかかわらず、それを取り上げず不穏当発言として扱 われた、これにはとても納得できません。

また、問題となりました議案第93号は執行側からの議案撤回という異例の事態であります。 それについて十分な議論が必要かと思いますが、質疑の時間もなく、また動議も無視し、強行 に議事を進めようとしたことは許しがたいことだと思っております。

そもそも発端となった、この議案第93号は増富の湯外2施設の指定管理者を決める案件です。20数年以上にわたって地域に貢献し、選定委員会も通った事業者をここで市長側が撤回するという、まったく前代未聞、異例の事態の案件だと思います。

12月14日の全員協議会で、このことについての説明を私どもは受けました。その際に、この増富の湯の代表者である方が議会全員協議会に呼ばれて、いろいろと質疑を受けていらっしゃいましたけども、そもそもその時点で、なぜ、全員協議会というものは、議員が指定管理業者を選定するためのいろいろなことを市長側に聞く、そういう場に業者が来る、それを議長が認めた。それは大変おかしなことだと思っています。不思議な事態でしたし、今までなかったことです。まず、そこに議長の取り扱いに疑問を持ちました。

また、この問題となっております、ここに撤回する理由にあります指定管理候補者が関東農政局の管轄下に、過去実施した事業について、これまでの指定管理者候補者からの説明と市が認識している内容とに異なる点が確認されたとあります。これは14日の全協の内容からいけば、この指定管理業者がここの交付金を受ける事務局として間違った申請、つまり本来は市は構成員ではないのに市を構成員と書いたということが問題になりました。それが虚偽である。そんなことをやっている業者に任せられないというのが理由になったかと思います。

しかし、このような交付金事業を北杜市の中で行われて、しかも関東農政局からの素晴らし

い交付金の事業のことを市がまったく知らないということのほうがおかしいですし、それをチェックしてこなかったということのほうが、私はおかしいと思います。

それには2つの大きく理由があるわけですけれども、まず平成28年度から3年間で国の地 方創生推進交付金事業を増富地域再生協議会が受けておられます。そのときは、市が申請する。 市が申請するから間違ったことがあっては絶対にいけない申請をしなければいけない事態だっ たと思います。であるならば、市は同じ増富地域再生協議会という名称で、しかも年度が重なっ ている交付金事業が行われていることに対して、徹底的に調査をして、その切り分けとか、そ ういうことを調査しなければ、怖くてとても国に申請できなかったはずです。

そういうことから類推すると、当然、国直採事業ではありますけれども、平成27年度の増富地域再生協議会が受けた都市農村共生・対流総合対策交付金事業についても熟知していたはずです。しかも、その当時には国から2人の、国の省庁から2人の官僚がこちらに出向してきています。その2人を中心に部長や市長や当然、議論が行われたと思いますので、そういうことを考えますと、この申請書類に虚偽があったということ、私たちは何も知らなかったと今の幹部たちが言うことに対して、大変疑問を思いました。

また、指定管理業者の撤回する理由として一番言われたのは、申請書に虚偽があったと。先ほども言いましたけども、申請書に虚偽があったということです。しかし、その申請書は、その出席した事業者の方がおっしゃっていましたけれども、国から出向されている農水省の、その当時の産業観光部の次長と逐一打ち合わせをして、そしてそちらの指導のもとに書類を書いた。または、書類は大変難しいものだと思いますから、当然、市のほうが私は書いたのではないかと思います。その当時の次長が手取り足取り教えたか、またはそういうことで、市のほうは当然、知っていなければいけないことだと思います。

そこで、それについて、実はメールが残っておりまして、申請書について、これ、そこの当時の次長が担当者というか、今、問題となっている指定管理業者のほうに送った資料です。「ご連絡が遅くなり、大変申し訳ありません。提出した、提出したって関東農政局ですね、提出した申請書、参考資料のセット版、申請書のエクセルファイルをお送りします。提出版は、実際はコピー機でページを打つなど体裁を整えて提出しております。お送りするもののファイルには、ページは数が書いてございませんが、ご容赦いただき、どうぞよろしくお願いします。誰々。」書いてあります。つまり、市の職員である次長が書いて、そして、その地域の活性化のためによかれと思ってやったこと、それを今さら市は、私たちは知らぬ存ぜぬを通して、この議案を撤回する。しかも、そういう疑義がいっぱいあるから私たちは質疑応答をしたかった。それを議長がすべて認めず、闇雲にして、本当にブラックボックスの中に入れて、そのまま議決しようとした。それは許しがたい行為です。

そういう理由をもって、私は議長の不信任を動議として出させていただきました。 理由は以上です。

○副議長(保坂多枝子君)

提案理由の説明が終わりました。 本案に対する質疑は省略し、これから討論に入ります。 討論はありませんか。 不信任反対の討論ですね。 では、秋山俊和議員。

○22番議員(秋山俊和君)

中嶋新議長に対する不信任に反対の立場で討論をいたします。

まずもって本日、12月定例議会、本日最終日に市の執行部が撤回する案件を出したわけで ございます。撤回の申し出についてということで。ここに理由もしっかり謳われているわけで ございます。指定管理者候補者が関東農政局の管轄の下に過去実施した事業について、これま で指定管理者候補者からの説明と市が認識している内容と異なる点が確認された。こういった ことで、市のほうでは疑義が発生したと。そういったものを上程するわけにはまいらないと。 まいらないということで、市のほうでこの撤回の申し出をされたわけです。

そして、それを議長はこの日程第1 議案第93号の撤回の件、これは議会運営委員会でも議して、そしてここへ上程することに決定したわけです。そして昨晩、市のほうでは、本会議終了後、全員協議会を開催して、このことについて、この撤回の件について、しっかりと議員の皆さんと協議をしたわけです。全員協議会の中で。ほぼ10時過ぎぐらいまでになったと私は記憶しております。そういった中で十分質疑もされて、そしてその出尽くした段階で、本日ここに上程されたわけです。そして、議長が諮ったところ全員異議なく、これは可決されました。誰も異議を唱えなかった。これにて、本日のこの撤回ということは、もう議決されたわけでございます。

そういったことで、中嶋新議長にはなんの瑕疵もないということでございますので、私は中 嶋新議長の、この不信任には反対をいたします。

以上です。

○副議長(保坂多枝子君)

ほかに討論はございませんか。

清水進議員。

○15番議員(清水進君)

不信任に賛成の立場から討論を行います。

本日、開会前の議会運営委員会にて日程第1 議案第93号の撤回の件の扱いにおいて、池田議員は提案されている理由に疑義があるとし、提案後、当局との疑義の時間、そして採決にあたっては討論の時間を取るようにと再三、述べております。法的に事務局でも、これらはできるとの確認をされております。

本日は市長提案後、市長が着席する前に疑義の動議を提出し、賛成者もおりました。これを無視するのは会議規則の違反と考えます。本日の会議、進め方の混乱は中嶋議長にあると考え、不信任に賛成をいたします。

○副議長(保坂多枝子君)

ほかに討論はございませんか。

秋山真一議員。反対討論ですね。

○3番議員(秋山真一君)

今回、提出されました議長不信任について、反対の立場から討論させていただきます。

まず、議長という役職は民主主義に則った、議員全員参加の選挙で選ばれます。度重なる落ち度があれば別ですが、軽々に不信任を提出されるなどということは、議長という役職を軽視した行動と考えます。

議会内においても中立公平な議事進行を進行され、これまでも適切な対応をもって議長とし

ての責務を遂行されてきました。

本日の議長の行動におきましても、第一に議会を鎮静化させ、議事を進めるために取った行動だと考えます。市民に直結する議会審議を最優先にすることは当然であります。

あと、議案第93号 増富の湯関連の内容につきましては、議長自身の意見など表明されていませんので、今回の不信任とは関係ないと考えます。

以上の理由をもって、議長に対しての不信任の反対討論とさせていただきます。

○副議長(保坂多枝子君)

次に賛成討論をお願いします。

ございますか。

志村清君。

○8番議員(志村清君)

議長の不信任に賛成の立場で討論します。

まず第1に議事進行上の不手際ですが、その前に、今も述べられたように93号の議案撤回の議案について、質疑や討論を認めないという判断を、清水議員は先ほど議運のことを紹介しましたが、結論が出ていない、議長に一任されていたようです。質疑、討論をするかどうかが。意見が分かれて。それだけで、議長の判断で一切質疑も討論も認めないで、いきなり議決に、異議なしで決めようとしたと。

今、野中議員が提案理由で説明した新しい事実が、昨日の10時までかけた、これは市長にぜい聞いてほしいんですが、10時までかけた全員協議会で出ていなかった新しい事実が今、紹介されたわけですよね。つまり、平成27年度からの増富の交付金、違う事業です。この事業を昨日、るる説明があって、市は一切関わっていないと。関わっていないどころか、名前を事業者に使われたという資料も出されて、コピーが配られて、名前が出されてしまいましたみたいに説明されていたわけです。ところが先ほど、具体的なメールまであって、国から出向されてきた次長が、あるいはそれ以外の職員が十分関わっていたことが今、初めて本会議で、機会は不信任案という機会になりましたけども、明らかになったわけです。

こういう議論が質疑、討論を避けてやった結果、明らかにならなかったままでした。大事なことですよ。市は間違いに間違えを重ねるところでした。これから結論がどうなるか分かりません。異議なしで決まったという主張をされていますけども、その前の動議を認めなかった進行そのものがおかしいわけです。僕はその時点まで戻すべきだと思います。それが1点。

それからそもそも、議会の運営上、6月議会のときにもあの混乱のことを、その後、不信任案が出て議論しましたが、それと同じ議会運営の不手際が今日もまたあったと思います。まず、挙手している議員を無視する。動議の声を聞き入れない。冷静に議場全体を見渡して議事進行を諮るのが何よりも議長の大事な仕事です。先ほど言いましたが、市長が提案している最中に発言した。これは不穏当になります。はっきり終わって、次のことに移る直前に池田議員が動議を出しているわけです。ましてや、その後に出た休憩動議、あるいは不信任の動議、優先されるものなんですね。そういうことすら無視する、理解していないのか。前にも言いました、私、山梨県中の議会を見てきました、記者として。こんな運営をしている議長は一人もいません。自らの腹の中はあるかと思いますが、動議が出たら粛々とそれに従って動議を採用する。賛成者がいるわけですから。勝手に一人で出している動議ではないです。そういう議会運営ができなかった議長は失格と言わなければならないと、私は思います。

重ねて、議長は不信任だということを主張して、不信任に賛成討論とします。

○副議長(保坂多枝子君)

では、次に反対討論。

井出一司君。

○7番議員(井出一司君)

今回の議長不信任に反対の立場で討論を行います。

今回、平成30年第4回定例会で、議長の対応は私は丁寧に行われ、議長の言動および行為に瑕疵はなかったものと認識をしています。加えまして、議長は就任以来、公平・公正にその責任をまっとうしてきたものと考えております。また、言うまでもなく地方自治法第104条により議場の秩序保持は議長の権限で行われ、何人といえども従わなければならないということは言うまでもありません。議長の許可なく議員発言があったことは誠に遺憾であり、議員は猛省をしなければならないと思います。

このことを申し上げ、反対討論といたします。

○副議長 (保坂多枝子君)

次に賛成討論はございますか。

栗谷真吾君。

○1番議員(栗谷真吾君)

中嶋新議長の不信任に賛成の立場から討論をさせていただきます。

僕は今回の件、本当に法治国家の日本としてあるまじき、信じられない大暴挙だというふうに思っています。理由はいくつかありますが、今回、議案の撤回といういまだかつてない大変、重要なことが起きたわけですが、これについて質疑、討論を求めない、認めないというのはあり得ないことだと思っています。

また、先ほど秋山俊和議員が討論の中で発言されていましたが、全協では議論が出尽くした ということで話をされていましたが、そもそも全協というのは基本的には傍聴も認められてい ませんし、基本的にはオープンな情報が出ない場だと思っています。ですので、本会議の場で、 私は市民の前で、皆さんに知ってもらえるように質問しようかというふうに考えていました。

また、進行の中で何人か挙手して発言を求めていましたが、特定の人にしか発言を許可しない。さらにそういった発言を求めた方々を無視して採決をする、そのようなことは本当にあり得ないことだと思っています。

また、先ほど渡辺市長からこの議案の撤回の申し出について説明がありましたけれども、この1枚の用紙ですね。先ほど10時開会前に、入場した際に机に置かれていたものですので、これは入場して初めて見ました。当然、この手元に届いた時点で資料を見て、気になる点がいくつかありましたので、これについては質問しようと思っていたのにもかかわらず、この点についての質問ができない、討論もできない、採決、これはちょっと本当に信じられないことだと思っています。

このように中嶋新議長の下ですと、当たり前のことが当たり前にできない、ルールに則らない、こんな議会の中で進行というのはできないというふうに、私は強く思います。そのようなことから、今回の中嶋新議長の不信任について賛成の立場から討論をいたします。

○副議長(保坂多枝子君)

ほかに。反対討論ですか。

千野秀一君。

○20番議員(千野秀一君)

中嶋議長の不信任に対しまして反対の立場で討論をいたします。

中嶋議長は議長就任以来、今日まで、これまでの長い経験に基づきまして、全身全霊を注いで、そしてまた中立公平を貫き通し、議会運営を行ってまいりました。

ただいまの議長不信任動議においても議会運営の規則に則った進め方であり、執行が提出、 議案に上程されたものであります。しかしその後、新しい事実が確認されました。このことに よって、これを取り下げる、撤回するということであります。

先ほど説明もありました。そして議会の承認を求めたものであります。通常、これは承認の 案件であります。通常は、質疑は行いません。しかし、当該施設の来年4月からの対応につい ては、早急に市の直営、または指定管理制度の導入も含めて検討するという説明でありました。 議長の進めはなんら落ち度はなく、誠に冷静な進行であったと思います。

よって、この議長不信任には反対であります。

○副議長(保坂多枝子君)

ほかに討論はございませんか。 賛成討論ですが、いいですか。 相吉正一君。

○14番議員(相吉正一君)

議長不信任に賛成の立場で討論します。

今回、初めての撤回する議案が出ました。昨日、夜遅くまで全協で協議をしました。でもそのとき、3枚の紙切れ、説明だけでした。そして、関係者が来られなかったから、それで今日、今朝、議運において議案の撤回の申し入れを見ました。その中の撤回する理由の中で、当該事業は国直採事業であることから、本来は市は事業との関わりを持つものではありません。これは本当に事実でしょうか。私も元職員として、こういう事業には携わってきたつもりです。これは関係者がいたからこそ、市が関わっているからこそしたことで、私はこれちょっと納得いきません。その理由も1つの大きな理由です。

そして、今回の撤回する議案第93号に対して、再三にわたり池田議員が中嶋議長に対して発言を求めたにもかかわらず、議長は発言をさせませんでした。これは、議長は議場整理権がありますよ。あるとはいえ、民主主義のルールに反しています。何回も何回も議員が言った。今、保坂議長は皆さんの意見を聞きましたよ。そういうことが一番大事なんです。私は10年間、議員として、また職員としてこの場にいましたけども、こんなことはかつてありません。ですから、いろいろな発言がありましたが、前にも進まなかった原因は議会が空転、本会議が空転した、混乱した理由は中嶋新議長の議場の整理権が、うまく進行できなかったということであります。

以上が、私が議長の不信任に至った理由であります。不信任に賛成するものであります。

○副議長(保坂多枝子君)

次に反対討論のある方。

加藤紀雄君。

○11番議員(加藤紀雄君)

中嶋議長不信任に対する反対討論を行います。

中嶋議長は就任以来2年間、法令、ルールに則り議長としての職責を果たしてきたと、私は認識をしております。

今不信任が出された原因というか要因は、議案第93号の撤回の件であります。これも何も 法律に違反して撤回しているわけでなく、自治法、会議規則等に則り、これを提案されている わけでありますから、なんら基本的には問題がないわけであります。

この本会議前、議会運営委員会が開催されました。その中で私が承知したことは、これは承認案件であり、議会の許可を得る案件でありますので、一般的には他の議会等の例も事務局のほうから説明がありましたが、これについては質疑・討論は行わないのが普通であるという説明がありましたので、私はそのことを主張させていただきました。今も、その気持ちは変わっておりません。しかしながら異論もあったことも事実であります。

そこで今回、この不信任に至った、この議案第93号の審議の過程において、これは議長も大変であったかと思います。21人を相手にして、1人で聞いても全部聞き取れないわけであります。多くの皆さんから多くの発言があり、混乱した状況の中で、大変議長も苦労したかと思います。しかしながら、言うべきことは言い、やるべきことはやり、そして今、不信任の提出に至っていると私は思います。そのように議長は職責を果たした、その姿勢、またその努力は継続して、議長としてやってほしい、やるべきであると私は思います。

そこで、今、撤回の対象になっています指定管理者の件でありますが、これは撤回でありますから、そしてこの指定管理については、来年、31年3月31日で終わって、新たな指定管理をしていかなければ事業が運営できない状況下にあるわけであります。となると、ここで撤回しても3月の議会では、きちっと審議をして方向性を見い出す段階になるわけであります。

議案として審議するなら細かい点について審議して当然でありますが、今回はあくまでも撤回して、昨日の全員協議会においても、今日この議案にも書いてありますように、直営または指定管理制度導入を含めて検討しますということが書かれております。これはそのとおりであります。そして私も今日、何人かの議員から「新しい事実が出ましたよ」、こういう発言がありました。初めて聞く話であります。それに加えて、この撤回する理由の中に、指定管理者候補者からの説明と、市が認識している内容が異なる。これは非常に重要なことであります。そして、ここに至る前、14日の全員協議会、責任者の方が来て説明いただきました。十分なる説明ができないということで、再度19日に全員協議会をもっておいでいただき、説明をし、理解し、議決へもっていこう、こんな考えで私はいたわけでありますが、健康上の理由で出席できなかった、これは非常に残念なことであります。

という状況下において、今、新事実が出た、これからも出るかもしれない、こんな中で議案を審議して採決したら、あとで後悔することも私はあり得るだろうということから考えますと、今回、言ってみれば先に譲って、今年度中に議会に再度検討をし、そして議会へ説明し、理解のもとに採決しようということは、正しい判断であるかと思います。そのように今不信任案の原因になったものについては、これは的確なものであり、私はそういう点を踏まえ、今回の議長の対応については、真摯に、また努力した議会運営だったということを判断し、議長不信任には反対をいたします。

○副議長(保坂多枝子君)

ほかに討論はございませんか。 賛成ですね。 岡野淳君。

○13番議員(岡野淳君)

今回の、中嶋議長の不信任に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

主な理由としては、先ほど野中議員のほうから説明がありましたが、加えていくつか主張したいと思います。

まず、この議案第93号は市のほうが増富の湯その他2施設を引き続き、この業者に委ねたいということで提出をされたものです。それが昨夜の全員協議会で撤回に至った。今日、拝見したこの書類を見る中には、関東農政局の直採事業に関して説明が食い違うことがあったということで、その結果、信頼関係を損なう事実であるというふうに説明されています。しかし、一体、何がどう食い違っているのかということは分かりません。少なくとも昨日、全員協議会にいた場では、そういうやりとりがあったことは、私どもは知っていますけども、これは市民には伝わっていません。まして、そのことが信頼関係を損なうほどのものなのか、これに至ってはもっと分からないわけです。

言ってみれば、過去の指定管理業者の選定において、信頼関係を損なうだろうなと思うような事案はいくつもありました。少なくとも私の認識の中ではいくつもありました。しかし、それが市の提案から出てくるわけです。当然、激しいやりとりもありました。そういうことを考えると、この議案第93号を、ここにきて急きょ撤回する。しかも、市がやりたいなと思っていた業者に対して撤回する。大した説明もないということで、当然、本会議のこの場でいろいる聞きたいことが出てくるわけですよ。そのチャンスを中嶋議長はつくろうとしない。十分それだけでも議長としての資格を疑うことになると思います。

それから先ほど、るるいろいろな議員が言っていますけども、池田議員が手を挙げて動議を 出す。これを認めない。先ほど、保坂議長にも聞きましたけども、なんでそういうことになる のかということが分からない。説明もないということで、これはこの議長に、つまり中嶋議長 にこのまま議事進行を任せるわけにいかないと、私も思いました。

したがって、中嶋議長の不信任には賛成をいたします。

以上です。

○副議長(保坂多枝子君)

ほかに討論はございませんか。

反対でよろしいですね。

○21番議員(内田俊彦君)

内田俊彦君。

議長不信任に関しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、今、議長の不信任のことについて議論が及んでいるわけでございますが、これは議案審議の内容、また取り上げなかったとか、いろいろ言われているわけでございますが、最初に議場内の秩序、また議場内の采配については、議長の采配に従うということでございます。そして、従わなかった結果、現実、退場を命じ、今、退場されているわけでございます。今後、入場については議長の判断ということになろうかと思います。そういったことまで及んでしまう、紛糾をしている議会ということでございますから、非常に議場の秩序を保っていくのは難しい。また、過去には傍聴人が騒ぎ立て、議事進行の妨害があったという事実の中でも非常に紛糾をしたというのが、今の議会の現状かなと思っております。

こういった中で、どなたが議長であれ、このようなことを続けていれば、やはり気に入る、 気に入らないというような感情論も入ってしまっているのではないかと思います。前回が不信 任、信任、そしてまた不信任というような、信任は動議に対しての動議でございますが、動議 というのはあくまで、この議場内で行ったことに対して動議でございますから、それは動議の 提出者の理由がごもっともということの中であれば、出すこともやぶさかではないと思ってお ります。

議案審議は、質疑、討論、採決というふうに当然していくわけでございますが、今回は議案を審議しないという、撤回という提案でございまして、標準会議規則等がある議会におきましては、これらは基本的には質疑、討論を省略して、すぐさま承認の採決に入ると。つまり異議あるのか、ないのかを確認すると。議長はその標準的な会議規則、よその例だと思います。それに従いまして、されたところでございます。そして、お諮りをしたところ、お諮りをする前でございますね。市長が提案をした、その提案の直後に手を挙げた。それは議長にとってみると、それはなんの動議であるのか現実は分からない。手を挙げて指す前に喋り始めてしまった。その後、この様相になったわけでございます。そういった会議規則をきちっと守らずにすることがやはり、われわれにもこの混乱の原因があるのではないかと、私は思っているところでございます。

今回のことにつきましては、仮にそのようなことがあるのであれば、私たちは地方自治法、 議会会議規則を駆使して市長に対して説明を求める機会というのを取ればいいわけでございま して、基本的にこの議事の進行については粛々とそれは進め、その後、緊急質問等の提案をし ながら、議場の皆さまにお諮りをしまして、緊急に値するだろうということであれば、市長に 対してそれを聞くことはできるということになります。これは議題でありませんので採決する わけでございませんから、討論というわけにはいかないという現実があるわけでございます。

ですから、そういった手法も当然、考えられる中での、自分の意見が通らないからといって議長の議事進行に異を唱え、またそれを騒ぎ立て、多くの議員が議長の采配に対して不服という中での提案の中でございますけども、発言をする前に許可を得ずに勝手に発言をしていたのでは、常に議場の維持は、どなたがされてもこれはできないと。自分たちのお考えはそれぞれ違うわけでございますが、これは会議規則、また自治法等をきちっと熟知されていれば、そのような事態にはならずして平穏、粛々と私は会議が進んでいくものと思っております。

これは私が思うに、議員の経験値、また知識、そしていろいろな外野的な体験という問題も 出てくると思います。新たな事実が出たというふうなことを言われていますけども、それでは その新たな事実があるのであれば、それが本当かどうかということを見極めながらしていかな ければならないわけですから、それを市は当然、今後、本人自身、代表者自身が説明に応じて くれなかったわけでございますから、何も知りようがなかった。しかし、市の知り得る資料の 中には、そういったものが確実に説明ができる、これ以上は、市はこのままこれを指定管理者 として、今のままスムーズに通すわけにはいかないということで、一時撤回ということでござ いましたから、そういった議論の中だというふうに私は思っているところでございます。

以上のことによりまして、私は中嶋議長の不信任でどうであるとか、こういうことではなく、 議事進行上の問題の中できちっとわれわれはしていかなければならない。そういった中で、こ の不信任に賛成するわけにはいかないということでございまして、反対ということでございま す。 以上が反対の理由でございます。

○副議長(保坂多枝子君)

ほかに討論はございませんか。

清水敏行君。

○6番議員(清水敏行君)

議長不信任の賛成の立場から討論をいたします。

私は前回、議長不信任には反対の立場で討論をいたしました。今回は冒頭から議長の、今回、 私は前回の、ほかのことには一切触れるつもりもありません。過日の全協の話の中では 一の人柄を自分なりに感じ、そこで思うことがありました。ここに来るまで悩みに悩んで、この議案の撤回の申し出についての承認は、自分の中では受け入れようという思いでまいりました。

議長の冒頭の最初の流れと申しますか、池田議員の動議に対しての取り扱い、動議は会議の進行中、いつでも議員から口頭によって提出されるものでうんぬんと。ですからそのタイミング的なものが、私もそこ、注視していたわけではありませんからあれですが、市長が終わって席に着くまでの間の動議だったと思いますので、それを議長が、私は取り上げて、そして粛々とルールに則ってやるべきだったと、そのように思うんです。

ですから、いろいろありますけども、混乱を招いた要因、それは議長にも、私も一言申しました。それも言ってみれば不規則発言だと思います。ただ、何よりも優先して物事を考えなければいけないのは、やはり私とすれば冒頭の議長の、まずいっとう最初の取り扱いではなかったか。やはり、その議長の立場でそれを受け入れて、動議を動議として取り上げて、そしてそれから粛々とやっていくべきであった。それがなされなかったというところにこの混乱の一つの、今日の要因があるのかなと。ですから、その一言をもって、私はその以前のことうんぬんではなく、今日の冒頭から自分の目で見て考えて、この不信任に賛成をいたします。

○副議長(保坂多枝子君)

ほかに討論はございませんか。

(なし)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから採決に入りますので、池田恭務君の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後12時24分

再開 午後12時25分

○副議長(保坂多枝子君)

再開いたします。

今までの進行上、不穏当な発言という注意、そして退場ということがございました。 この議場において、粛々と皆さまのご意見を聞きながら進めていきたいと思います。このようなことがないよう、以後、気を付けていただきたいと思います。

では、これから採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

したがって、議長の不信任は可決されました。

議長の入場を許可します。

ここで議長を交代します。

暫時休憩。

休憩 午後12時27分

再開 午後12時28分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

ここで昼食のため、休憩といたします。

再開は午後2時といたします。

休憩 午後12時28分

再開 午後 2時00分

○議長(中嶋新君)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず、午前中の議長不信任が可決されたと聞いております。

午前中の議事進行については、議員各位ならびに執行当局には大変お時間をいただき、誠に 申し訳ありませんでした。

午後、議案が多数残っておりますので、議事進行にご協力をお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

日程第2 議案第82号 北杜市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例についておよび日程第3 議案第83号 北杜市議会議員の議員報 酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたしま す。

本件につきましては、総務常任委員会に付託しておりますので総務常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会から議案第82号および議案第83号の2件について、報告を求めます。 総務常任委員長、相吉正一君。

○総務常任委員長(相吉正一君)

朗読をもって、委員長報告をいたします。

平成30年12月20日

北杜市議会議長 中嶋新様

総務常任委員会委員長 相吉正一

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、12月4日の本会議において付託されました事件を、12月11日に議

員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過並びに結果についてご報告い たします。

付託された事件

- 議案第82号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 の一部を改正する条例について
- 議案第83号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する 条例について
- 請願第4号 「治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める意見書」の提出を求める請願
- 請願第5号 北富士演習場での日英共同訓練に反対する意見書の提出を求める請願
- 請願第6号 日米地位協定の改定を要望する意見書の提出を求める請願

以上、5件であります。

審査結果

議案の審査結果及び審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。 まず、議案第82号 北杜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「ビラ4千枚についての確認方法、また、配布方法や大きさに制限はあるのか。」との質疑に対し、「選挙管理委員会が発行した証紙をビラに貼り頒布する。大きさについてはA4版を超えてはならない。新聞折込や選挙事務所や街頭演説の場所で頒布ができるとされている。」との答弁がありました。

また、「作成単価の根拠、ビラの頒布を行わない場合の公費の扱いは。」との質疑に対し、「国からの指導もあり、既定条例で定められている。改正内容はビラの頒布が公費で可能となる内容で、頒布を強制するものではなく、候補者の判断に委ねることになる。頒布を行わない場合には、収支報告書に記載しないことになる。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第83号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改 正する条例についてであります。

「改定により、予算ベースでの影響額は。」との質疑に対し、「約3,700万円と試算している。補正予算額については、科目人員や年齢構成によって手当等を全体的に精査して算出した。」との答弁がありました。

また、「人事院勧告に鑑みとあるが、具体的に検討した内容は。」との質疑に対し、「国からも、 人事院勧告を参考にしながら適切な対応をとるよう通知を受けている。山梨県の勧告について は、132の民間事業所5,035人の個人別給与を調査し、月例給は646円、特別給は0. 05カ月の民間格差があった。民間の給与水準に均衡を計り、国の人事院勧告も考慮する中で 行っている。また、初任給の改定については、国、県の勧告に準じて改定を行った。」との答弁 がありました。

質疑終結後、「人事院勧告に準じて、特別職や議員まで手当等を適用する法的根拠はない。昭和48年自治省行政局の知事宛の通知には、国家公務員に準じた方式を採用しないよう現に留意するとある。また、人事院は比較検討しているのは、大企業の給与水準である。市民の現状を反映し、市民から理解が得られるよう特別職や議員の給与、報酬については独自に検討すべ

きである。山梨中央銀行が行った県内の中堅企業307社のボーナス支給見通し調査では、横ばいか下がる回答であった。若年層に重点をおいた改定は評価するが反対とする。」

一方、「北柱市の議員報酬について、県内13市の下から2番目の低さである。なり手が低いのも報酬の低さが一つの要因となっている。県の勧告も132社、5,035人の無作為に抽出した結果、民間との格差があるとしている。このことを一つの基準として、特別職や議員であるからではなく認めていく。また、職員の意識向上のためにも賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第4号 「治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める意見書」の提出 を求める請願であります。

「国家賠償法について説明を。」との質疑に対し、「法律を制定することによって、犠牲者の名誉が回復されるため、国として謝罪すべき。制度を作ることが国家賠償法にあたる。」との答弁がありました。

次に、「国際人権規約について、国の調査結果がなく難しい問題であるが国の状況は。」との質疑に対し、「戦前、国家として反対者を封じた。当時は人権侵害という認識がなく、1970年から発生している国際ルール、戦争犯罪人及び人道に反する罪に時効不適用に関する条約について、日本は棄権した。地方から400を超える意見書が提出されている。国会議員も100人以上要望しているが、国会で審議されていない状況。」との答弁がありました。

次に、「侵略戦争に反対したため逮捕された人以外に、反国家的な内容とは関係のない人も逮捕された事実がある。全ての人の賠償は無理と思うが。」との質疑に対し、「広く国民全体に宗教者、文化人、学生などが逮捕され、民主主義を弾圧する法律となった。はっきりしている犠牲者の名誉を回復させることを含め、国として謝罪賠償をしてもらいたい。」との答弁がありました。

次に、「地域の実態を把握して請願を提出するもの。北杜市の方は、どのような内容で犠牲者となったか。犠牲者の中で生存している人数は。」との質疑に対し、「犠牲となった方について、詳しく把握していない。生存している方の人数も答えることができない。農民で要職に就いていた方が多い。」との答弁がありました。

質疑の中で、「国会議員も100人以上が団結し、各地方議会からも声を上げてもらいたいというのが請願の趣旨である。市議会として国へあげていくことが重要であるが、重要案件であり、請願者の意思を受け止め慎重な審査が必要。質疑に対しての答弁もされていない事項があり継続審査とすべき。」との意見が出され、全員異議なく、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第5号 北富士演習場での日英共同訓練に反対する意見書の提出を求める請願であります。

この案件については、すでに訓練が実施されていたため、審査を行わないことに決定いたしました。

次に、請願第6号 日米地位協定の改定を要望する意見書の提出を求める請願であります。

「地位協定の改定について、具体的に説明を。」との質疑に対し、「安保条約の下、米軍に基 地の提供をしているなど、運用方法が協定で定められているが、米軍機の部品が小学校に落下 した際にも、日本の主権が及ばないため事故原因の調査、究明ができない。全国知事会の提言 書の内容が含まれていればと思っている。」との答弁がありました。 次に「説明された大津市議会や全国知事会のようにと答弁したが、請願者の本意を確かめる 必要がある。」との質疑に対し、「日本の主権が及ばない、低空飛行等自治体への事前連絡がな い、基地内の裁判権がないなどの見直しを考えている。請願者の本意についても、時間をいた だき次回示せるようにしたい。」との答弁がありました。

質疑の中で、「請願理由は記載されているが、改定内容は記載がない。請願者の本意を聞き取り、再度審査するもので継続審査とすべき。」との意見が出され、全員異議なく、継続審査とすることに決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長(中嶋新君)

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。 これから議案第82号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第83号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ですね。まず。

志村清君、反対討論を許します。

○8番議員(志村清君)

議案第83号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する 条例に可決すべきものとした委員長報告に同意できず、反対の立場で討論します。

改正の内容は、議員の期末手当の年間支給月数を現行の3.30カ月から0.05カ月引き上げて12月支給から実施して、来年度から6月と12月を平準化して各1.675カ月とするもので、市長、副市長、教育長も同様になります。

反対の理由の第1は、市長などの特別職や私たち議員などは、その性質上、給与や報酬の水準は独自に検討すべきだということです。つまり私たちは市民から選出された立場であるので、市民の現状を反映して、市民から理解が得られることが何より大事だと考えます。

先日の新聞報道では、山梨中央銀行が調査した今年の県内民間ボーナスの支給見通しが発表

されていました。中堅中小企業307社が回答して、結果、ボーナスを増額するとしたのは、 昨年の約12%から減って8%。横ばい、去年のボーナスと同じだというのが4%上がって 86%です。ボーナスが去年より減るというところも8%ありました。つまり、県内の圧倒的 な勤労者のボーナスは据え置きか、減額です。年金も減らされたり、自営業者の皆さんも営業 不振に苦しんでいます。

こうした状況のもとでは、0.05カ月とはいっても期末手当の引き上げに市民の理解は得られないのではないでしょうか。

第2に、昨年も指摘しましたが、人事院勧告に準じて職員以外の特別職や議員まで手当を引き上げるという、法的根拠はないとされている点です。昭和48年自治省行政局の知事宛ての通知で、こうした方式を採用しないように、つまり国家公務員の引き上げや改定に準ずる方式を採用しないようにと、現に留意することというのが生きているわけです。ましてや人事院が比較検討しているのは、大企業など高い給与の民間企業の水準だということです。

なお、加えて職員給与の、職員の皆さまの給与条例の一部改正、第5条、第6条関係については、ストライキ権など公務員の皆さんの労働基本権を制約した、この代償措置として行われているのが人事院勧告だという意味で、そういうことを考慮して反対はいたしません。

市民からの理解が得られないということを重ねて主張して、議案第83号に対する反対討論とします。

以上です。

○議長(中嶋新君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

福井俊克君。

○10番議員(福井俊克君)

議案第83号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する 条例に賛成の立場で討論を行います。

まず、この条例は総務常任委員会に付託され、その結果、総務常任委員長の先ほどの報告のとおり、可決すべきものと決定した旨の報告がされました。委員長報告のとおり、結果を尊重し、原案に賛成をいたします。

今回の条例改正については、国の人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に鑑み、議員特別職、職員における期末手当等について、所要の改正を行うものであります。

北杜市においては、合併以後、市民福祉向上や行財政改革などに取り組んでいるところであります。

市債残高はピーク時の1,009億円から635億円へ、基金保有額は合併時の50億円から180億円、トータル504億円と大幅に改善されたところであります。

これらの改善は職員が昼夜を問わず業務に邁進し、早期退職など痛みを分かち合った賜物であると考えております。また、当然のことながら市民の皆さまをはじめ、議員各位が意識を持って行政と共に歩んできた成果であるということは、言うまでもありません。

このようなことから北杜市職員の給与について、国家公務員との比較で地方公務員の給与水準を表す指数、いわゆるラスパイレス指数は、県内市町村において決して低い水準ではありません。しかしながら、職員の皆さんは北杜市の置かれている現状を踏まえ、複雑多岐にわたる市民ニーズへ対応し、日々公僕の精神をもって業務に従事しております。

こうした姿を拝見しますと、安定した生活給を保障するとともに、市としても優秀な職員の 人材を確保していく必要があると切に願うところであります。

一方、北杜市議会議員の報酬は県下において低い水準であることから、二元代表制において 北杜市のさまざまな議案を審議、決定するために議員への立候補者が減少することがないよう、 適正な報酬を保障することは当然であります。

以上のことから、私は議案第83号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成をいたします。

○議長(中嶋新君)

次に原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

議案第83号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する 条例について、反対の立場から討論をいたします。

こちら、タイトルが議員のというふうになっておりますが、今までの討論にもございました とおり対象は議員だけではなく、市長をはじめ職員の皆さまも対象でございます。これは議員 にならせていただいてから、毎年、私は反対しているんですが、頑張っておられる職員が大勢 いらっしゃるのは、よく分かっております。そういった皆さんに、成果を出している職員の皆 さんに対して、民間と比較して、それよりももっと魅力的な報酬をお出しすることに反対の市 民の方は、私は極めて少数だろうと思います。そこは私もまったく同感です。

しかしながら、毎年、人事院勧告に基づく一律でのアップということであると、これは賛成ができません。人事院は国家公務員の給与を決めるにあたって、民間の企業の給与を調査しております。これも毎年申し上げていますが、調査の結果、民間と遜色のないレベルになるように勧告をするという、そういうことなんですけども、さまざま問題提起されておりますのは、調査対象となる民間企業に大企業の割合が非常に多いということなんです。すなわち、われわれの市民感覚でいうところの民間の実態とは、かけ離れていると言わざるを得ません。調べて比較するのであれば、北杜市民の給与実態、これと比較すべきであろうというふうに考えます。

北杜市民の所得が上がるということは、それは市の施策が功を奏しているということですから、それと比較して、市民の所得が上がっているのであれば、市役所のベースも上げていくというのは、これは私は賛同が大変得られるんではないのかなというふうに思っております。

また、議員報酬です。こちらについては、現実問題としまして活動費を現状捻出するというのは、これは大変厳しい状況、これは確かであります。しかしながら議員報酬、政務活動費、こういったものの見直しには、市民の理解が当然、欠かせません。そのためには、例えば議員定数の削減をはじめとした議会改革が先に求められるというふうに考えます。

これについては、議長も当然、いろんなお考えがあるというふうに思いますので、ぜひ議長にもリードしていただき、議会改革、こちらができたあとに報酬については考えて、市民の皆さまにご理解をいただく、そういったアプローチが必要だろうというふうに考えます。

以上をもちまして、議案第83号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 等の一部を改正する条例について、反対の討論とさせていただきます。

○議長(中嶋新君)

次に原案に賛成の発言を許します。

22番、秋山俊和君。

○22番議員(秋山俊和君)

議案第83号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する 条例について、本案に賛成する立場で討論を行います。

まずもって付託されました総務常任委員会の結論は、可決です。私は付託先の総務常任委員会で十分審査されている、この決定事項は尊重されるべきだと思います。

本条例の改正内容は、国の人事院勧告および山梨県の人事委員会勧告に鑑み、議員特別職の 期末手当と職員の勤勉手当を0.05カ月引き上げるとともに、職員の給料表や扶養手当など、 所要の改正をするものであります。

山梨県人事委員会では、一定の要件に該当する県内事業所を無作為に抽出し、約5千人の個人給与の調査を行い、職員と民間の月例給や特別給を精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とする中で、人事院勧告の内容や、ほかの都道府県の動向等を踏まえ、勧告を行っています。

今回の改正は山梨県内のみならず、全国多くの自治体において同様の改正を行っており、過去から定着した適正な制度に基づき実施するもので、本市が他の自治体と比較した際に突出した内容ではなく、的確な見直しであると言えます。

一方、議員の期末手当の改正についてでありますが、北杜市議会議員の報酬月額は山梨県下 13市中12番目であります。つまり低いほうから数えて2番目という低い額であり、山梨県の平均月額で比べますと、北杜市は約20%低いという状況であります。われわれ市議会議員は市民の負託に応え、北杜市のため、そして市民が健康で幸せな生活を送ることができるよう、日々議会活動に邁進しておりますが、各種報道のとおり議員報酬の低さから議員の成り手の不足といった問題も各地で出ているところであります。

こうした状況を解決するためにも、適正な報酬等が保障されていなければならないことは当然であり、県下はもとより全国的にも低い報酬月額を定めている現状において、この改正に反対する理由はまったく見当たりません。

これは現在の議員22名だけの問題ではなく、本市の将来にわたり影響を及ぼすことから長期的な観点と慎重かつ適正に対処すべきと考え、私は議案第83号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成をいたします。

○議長(中嶋新君)

次に原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

栗谷真吾君。

○1番議員(栗谷真吾君)

議案第83号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する 条例について、反対の立場で討論をします。

反対の理由は、池田議員が述べられたことと基本的には同じです。その上で僕の意見としては、議員や市長などの特別職に関しては給与を上げる必要はないという思いです。ただし、職員の方々の給与改定に関して、現時点では賛成という立場です。

現時点では、職員の方々の給与基準を見直す方法が人事院勧告しかない中で、やむを得ない 措置なのかなと思います。ただし、この人事院勧告での給与改定については、改める必要があ ると思っています。その理由も先ほど池田議員が述べたとおりです。

ゆえにその点の見直しを今後、検討していただきたいという指摘も添えて当議案に反対の討 論とします。

○議長(中嶋新君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

井出一司君。

○7番議員(井出一司君)

議案第83号の、北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

総務常任委員長の報告は、可決すべきものであります。今回の条例の一部改正は、山梨県人事委員会が無作為に132の民間企業、5,035人の個人給与などを調査し、民間との格差が生じているとして、人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に鑑み、改正を行うものであります。

職員は日々、市民のために頑張っていることは、私が市役所などに出向いたとき強く感じており、今回の条例改正は他市と足並みをそろえて職員のモチベーションを高め、ますます市民のために努力してもらうためにも必要と考えています。

また、当然のことではありますが、市長、副市長、教育長においても職員の先頭に立ち、多様な市民ニーズ、複雑な課題などに的確に捉えるとともに将来を見据え、市民の福祉向上に努力をしております。さらに議員におきましても、県下の市の中で2番目に低い報酬の中で議員活動を行っています。この報酬の低さが議員の成り手が少ない一因であると言われていますし、私も思っています。

報酬は低くても、他市の議員に勝るとも劣らない議員活動を北杜市議会議員は行っていると 私は確信をしていますので、今回の条例改正について、市民の皆さまにも理解をしていただけ るものと思い、議案第83号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一 部を改正する条例について、賛成といたします。

○議長(中嶋新君)

次に原案に反対者の発言を許します。

計論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第83号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第83号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第4 議案第81号 北杜市教育支援センター条例の制定についてを議題といたします。 内容説明を求めます。

井出教育部長。

○教育部長(井出良司君)

議案第81号 北杜市教育支援センター条例の制定について、ご説明いたします。 概要書をお願いいたします。

はじめに、条例の趣旨についてであります。

不登校の児童及び生徒に対し集団生活への適応、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための適応指導を行うことにより学校への復帰を支援し、不登校の児童及び生徒の社会的自立を図るとともに不登校に関する相談等の業務を行うため、北杜市教育支援センターを設置することから北杜市教育支援センター条例を制定するものであります。

制定内容につきましては、条例本文によりご説明をさせていただきます。

条例本文2ページをお願いいたします。

この条例は第1条から第8条、ならびに附則により構成されております。

まず第1条で設置を、第2条で名称を北杜市教育支援センターとし、位置を北杜市長坂町長坂下条1295番地3と定めております。

第3条では教育支援センターが行う業務として、不登校児童生徒の支援に関する適応指導、 教育相談、訪問相談と定め第4条で管理を、第5条で職員を、第6条で休日を、第7条で開所 時間を定めております。

3ページをお願いいたします。

第8条では委任を定めており、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものと定めております。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第81号は会議規則第37条第3項の規定により委員 会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第5 議案第84号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。 内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

議案第84号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第6号)をご覧いただきたいと思います。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,197万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を302億8,782万4千円とするものでございます。

6ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正をご覧ください。

追加といたしまして、まず6款1項農業費、地産地消関連施設整備事業2,497万円は道の駅こぶちさわ農産物直売施設等整備工事において、全体工期により年度内での事業完了を見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に8款2項道路橋梁費、市単道路新設改良事業1,300万円は、市道上黒沢村山東割交 差点改良工事において関係機関および地権者との協議に時間を要し、年度内での事業完了が見 込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項防災・安全社会資本整備交付金事業(修繕) 2億5, 750万円は、橋梁長寿 命化修繕工事において関係機関との協議に時間を要し、年度内での事業完了を見込めないこと から繰越明許費を設定するものでございます。

次に下段の第3表 地方債補正をご覧ください。

追加といたしまして、中山間地域所得向上支援事業において、道の駅こぶちさわ農産物直売施設に授乳室等を整備するため、地域活性化事業債を充当することとし、限度額を1,910万円とするものでございます。この結果、追加分を合わせた発行限度額の総合計は35億9,800万円となります。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、恐れ入りますが2ページ、3ページにお戻りください。

はじめに歳入でございます。

- 10款1項地方交付税8,806万3千円の増額につきましては、一般財源として普通交付税を充当するものであります。
 - 14款1項国庫負担金1,087万5千円の増額は、障害者自立支援給付費負担金によるも

のであります。

15款1項県負担金543万7千円の増額は、障害者自立支援給付費負担金によるものであります。

同款2項県補助金1,942万5千円の増額は、やまなし農業・農村総合支援事業費補助金や地域集積協力金交付事業費補助金などによるものであります。

18款2項基金繰入金587万円の増額は、中山間地域所得向上支援事業として道の駅こぶちさわ農産物直売所に授乳室等を整備するための公共施設整備基金からの繰入金であります。

20款5項雑入218万8千円の増額は、地方創生推進交付金の決定内容および、これに付した条件に適合しないことが認定された経費について、事業を委託した団体からの返還金であります。

最後に21款1項市債1,910万円の増額は、道の駅こぶちさわ農産物直売所に授乳室等を整備するための中山間地域所得向上支援事業に充当するため、地域活性化事業債を新たに計上したものであります。

次に4ページ、5ページをご覧ください。歳出であります。

2款1項総務管理費1,399万2千円の増額は、地方創生推進交付金の国庫補助金返還金 および給与改定等に伴う特別職および職員給与費であります。

同款 2 項徴税費 1 0 7 万 7 千円の増額および、3 項戸籍住民基本台帳費 3 3 4 万 5 千円の増額は、給与改定等に伴う職員給与費であります。

3款1項社会福祉費6,417万5千円の増額は、障害サービス事業などの精算に伴い、国庫負担金を返還する障害者自立支援費および臨時福祉給付金などの超過受入分を返還する臨時福祉給付金事業費などであります。

同款2項児童福祉費830万4千円の増額は、子ども・子育て支援交付金にかかる国庫補助金の超過受入分を返還する子育て支援費および子どものための教育・保育給付費負担金にかかる国庫負担金の超過受入分を返還する保育所総務管理費であります。

4款1項保健衛生費668万円の増額は、峡北広域行政事務組合の負担金および給与改定等 に伴う職員給与費であります。

6款1項農業費4,416万円の増額は、農事組合法人への機械設備整備に対する助成など を行う農業振興事業費、水田農業構造改革対策事業費および道の駅こぶちさわ農産物直売施設 に授乳室などを整備する施設整備費であります。

8款5項都市計画費202万円の増額は、太陽光発電設備設置に関する条例制定に向け地方 自治等の専門家に調査、研究、検討を依頼するまちづくり計画推進費および給与改定等に伴う 職員給与費の増であります。

10款1項教育総務費619万8千円の増額は、いじめ問題専門委員会の委員に委員報酬等を支払う教育推進事業費および平成31年度から中学校で新たに道徳が教科化されるため、使用する教師用教科書および指導書を購入する中学校費であります。

以上が説明となります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

野中真理子君。

○16番議員(野中真理子君)

今、歳出の説明で国庫補助金の返還金というのがあったかと思いますけれども、それの経緯と、それからそこに充てるのが雑入という説明もあったかと思いますが、そこについての、どういう団体で、どういうふうな経緯で、そこに払わせることになったのかということも含めてご答弁願えればと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

野中議員のご質問にお答えいたします。

まず、地方創生推進交付金、この事業につきまして、山梨県の市町村課と3月から、3月、6月、8月と協議してまいりました。その結果、単年度事業ですから、原理原則に基づいて新年度になってからのものについては、返還というふうな経緯であります。

その結果、すべての事業において、3項目、物品、倉庫、棚等ですね。これと、それから看板、AEDの予備バッテリー、パット、これらについては返還の対象ということになりました。その結果、国への返還金は109万4,338円。歳入ですけれども、うちのほうは全額、半分は国ですけれども、半分は市で出しております。よって、218万8,676円を協議会のほうへ求めていくというものであります。

以上です。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

質疑ありますか。

野中真理子君。

○16番議員(野中真理子君)

今の国庫返還金のことですけれども、それはすべての責任をその団体が負うということで、 市としてはそこに請求をするということなんでしょうか。市としての責任も、どういうふうに 思っていらっしゃるか、ここでまた述べていただきたいんですけども。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長 (丸茂和彦君)

野中議員のご質問にお答えいたします。

基本的な考え方としまして、物品等は4月以降の納品、これは単年度事業における原理原則に反するということで、県とも確認しております。それから物品が4月以降であるにもかかわらず、前もってお金を払った。いわゆる原因行為なくして支払いをしているということ。それから不正な見積書の徴取、領収書の日付の改ざん、こういった不正行為が確認されている。このようなことから、市では全額返還を求めるというものであります。

市の責任ですけども、これまで市は指導やサポートに努めてまいりました。にもかかわらず、

先ほどの見積書の徴取だとか領収書の日付の改ざん、こういった不正があったと。このようなことについては、市の責めに帰する事由には該当しないということから全額返還というものであります。

以上です。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第84号は、会議規則第37条第3項の規定により委員 会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

まず、反対の討論を許します。

清水淮君。

○15番議員(清水進君)

議案第84号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第6号)に反対の立場から討論を行います。

補正予算の中、道の駅こぶちさわ農産物直売所施設等工事費2,497万円。また、太陽光 発電設備設置と自然環境の調和に関する条例(仮)の検討事業費100万円等に反対するもの ではありません。

理由の第1には、歳出のうち議員の期末手当0.05カ月の引き上げについては同意できません。職員の給与改定、見直しに反対するものではありませんが、人事院の勧告に準じて特別職、ならびに議員まで引き上げなければならないとの法的根拠はありません。条例審議のときも反対意見を表明しましたが、自治省の行政局の通知ではこうした方式を採用することのないよう県に注意することとあります。ですから市長等の特別職と市会議員は、その性質上、給与とか報酬は独自に決めるべきであり、人事院勧告に準じて市職員と同様に引き上げを行うことは適当でないと考えます。

理由の第2に歳入、20款諸収入、5項雑入に218万8千円が計上されています。これは 増富地域再生協議会が平成28年度事業を行ってきたことに対し、その年度内に物品が納入さ れていないから、その分を請求するとの説明がされました。しかし、その年度の会計検査、監 査を市の職員が入っていて、問題なく処理されてきた案件であります。

本来なら平成28年度から平成30年度まで継続している事業であり、平成29年でも実質活動していた事実があります。その時点で、なんの問題もありませんでした。それを今回、平成30年度にない返金を求めることは、合理的な説明がありません。市としての責任で処理す

べき案件だと考えます。

以上2点により、この議案第84号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第6号)に反対をいたします。

以上です。

○議長(中嶋新君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

加藤紀雄君。

○11番議員(加藤紀雄君)

議案第84号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第6号)に賛成の立場で討論を行います。

今回の補正は、当然ですが予算が成立した後に生じた理由に基づく、言ってみれば地方自治 法第218条1項により補正する緊急かつ必要性のある内容であります。この内容は、行政執 行上からも、住民生活向上の面からも住民生活に直結する重要な補正であると思います。

例えば、具体的に個々に見ますと地方創生推進交付金事業費109万5千円。今、質疑の中でありましたが、これらにつきましては、事業が中途で終わったことは非常に残念でありますが、地元の皆さんが努力し、そして成果を挙げて、この終結を希望した。そのことはやむを得ないと思います。それに加えて不適切な事務処理があった。その中で県等の指導をいただく中で、やむにやまれず返還する、このことは当然。そして事業を整理する、これは当然のことであります。

そしてまた、産業観光部関係で4件のものが補正であがっているわけでありますが、例えば 農業生産法人に機械設備等の補助をする。県の補助金100%の事業であります。これらもや はり、ここで補正しなければ来年の農作業に間に合わない重要なものであります。

そしてまた、道の駅こぶちさわの関係で、2,497万円の補正がされております。道の駅こぶちさわは昨年、平成29年9月4日に、今の道の駅が狭くて非常に使いにくい、お客さまにも迷惑をかける、こんな中から関係者全員の皆さん方の要望書をもって市長のところにお願いをした経過があります。私たち地元の3人の議員もそれを支援するべき、一緒にその要望書を提出する場に行きまして、バックアップをすると同時にお願いをした経過があります。

それらを受け、いつできるか、皆さん方、期待をしたわけでありますが、非常に市の皆さん 方のご努力によりまして、補正予算をいただいて、急きょ昨年の12月ごろから、この事業は 具体的に動き出しました。しかしながら、非常に期間が短い状況でのスタートでありました。 今現在、状況を見ますと、業者の皆さんも、関係の皆さん方も一生懸命頑張り、工期でありま す来年の3月25日、完成を目指して今、進めているわけであります。

そして関係者も、また市民の皆さん方も、そしてあの道の駅は八ヶ岳観光圏の中心であります。予定どおり来年は、ご存じのように4月から5月は大型連休、10連休を控えているわけであります。その前の完成を目指し、そしてスムーズにスタートしよう、皆さん方、必死に取り組んでいるわけであります。また、期待をしているわけであります。

このような事業、そしてまた、太陽光については、私も委員として加わったわけでありますが、1年間にわたり10回にわたる検討委員会の中で議論をしてまいりました。10月17日には、それをまとめて提言が市長にされました。これを受けて、その提言書に応えようということで、予算化しようというものであります。そのようにこの補正予算の内容は、緊急でどう

してもしなければならない、そんなものを載せているわけであります。

例えばこの予算が今、これとこれは賛成だけども、これは反対だ。なら修正案を出すとか、 附帯決議を出すなら理論的に分かるわけでありますが、これを採決しないということは、すべ ての予算が執行できないわけであります。

ということで、予算の採決は非常に重要なものであります。万が一、これが採決されないと、 行政は停止というより、むしろ後退をしてしまうではないかと思います。そして、市民の皆さ ん方が期待して求めている事業も実行できなくなるわけであります。このことは、市民の皆さ ん方に非常に迷惑をかけてしまう、そんな結果になるわけであります。

私は一議員として、特に道の駅の補正については地元の議員として、これは皆さん方の期待に応えるためには、一刻も早く予算化し事業を執行し、そして求める時期にオープンをし、将来へ向かって一歩一歩進む、こんなことを考えますと、この予算は採決するものであると考え、議案第84号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第6号)に賛成をいたします。

○議長(中嶋新君)

次に原案に反対者の発言を許します。

野中真理子君。

○16番議員(野中真理子君)

平成30年度北杜市一般会計補正予算(第6号)に反対の立場で討論をいたします。

私は、この補正予算の中に増富地域再生協議会に対して返還を求めていること、これは許しがたいことだと思って反対いたします。その理由を申し上げます。

まず、市がこの再生協議会の構成員として、監事として会計をチェックする立場にありながら、それを見過ごした責任をまったく感じていない。また、市は委託契約者、委託契約をする委託者として指導をする、できる立場にあったにもかかわらず、その責任をまったく何も、先ほども言われないままにすべての責任を増富地域再生協議会に押し付けて、返還を求めるということに対して、納得がいきません。

しかも、昨日の私たちの会派の代表質問の中で、総務部長が何を言ったかと言えば、年度末のバタバタの中で、倉庫や看板の設置については、チェックがしきれなかったとまでは言わなかったかもしれませんけども、間違いなく年度末のバタバタの中でという言葉を申されました。そんなことが市の行政の立場として許されるんでしょうか。これは市の責任でもって、国に返すべきであるし、市として補てんをするべき問題だと思っています。この雑入の部分が私はどうしても納得いかないので、この補正予算に反対するつもりです。

もちろん、ほかのものは大事ですし、またこれを返さないことによって延滞金とかが発生してくることも存じています。ですから私はこれを、雑入を変えて、市の責任として支払うということにして、再提出も含めて考えなければいけないと思っていますけども、何しろ、この補正予算(第6号)には、この理由をもって反対いたします。

○議長(中嶋新君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

秋山真一君。

○3番議員(秋山真一君)

議案第84号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第6号)について、賛成の立場から 討論させていただきます。 歳入歳出それぞれ1億5, 197万2千円を補正するものです。既存の事業の調整、繰り越 しの部分もあり、これは市民生活に欠かせない公共サービスが滞らないためにも必要な補正で あります。

新たな項目につきましては総務、産業観光、建設、教育の大きく4つの内容となっています。 まず、総務関係の平成28年度地方創生推進交付金の返還金ですが、増富地域再生協議会に 委託した1千万円を超える事業費のうち、適切に予算執行されなかった内容について、県の助 言を仰ぎながら国へ返還するものであります。誤りは早急に対処し、新たな事業に向けて前進 するべきだと考えます。

そもそも市民の大切な税金を利用し事業展開するのですから、しっかりとした事業計画、適合した計画処理を行うのは当然のことであります。それを怠り、不透明な処理と帳簿や書類の不備により、事業費の2割にも及ぶ約200万円もの返還をせざるを得なくなったことは、誠に残念であり、国や県に対し市の信頼を失墜させたことについて誠に遺憾に考えます。

市民と地域に対し多大な迷惑を掛けたことについて、増富地域再生協議会は十分考慮し、今後の処理に対しても迅速かつ丁寧に対応していただきたいと考えます。

次に、産業観光部関係の事業は、県が推進する農地の集約化、農業機械や施設の整備、転作作物の生産拡大に対しての助成であり、県交付金を利用し執行される事業ですから適正と考えます。

次に、建設関係の内容は、昨年度から市民を交えて協議された太陽光発電設備に関連する条例に関するものですから、この補正予算が可決されなければ条例化の道も遠のきます。ご尽力いただいた皆さまの思いを無駄にせぬよう、一日も早く北杜市に見合った自然・市民・発電設備が共存できる方法を検討することが重要です。

最後に教育関係ですが、早急に解決しなければならない教育現場での事案に対してのものであります。学校、家庭、地域が長年積み上げてきた安心して子育てできる環境を崩壊させてしまった今回の事案に対し、子どもに寄り添いながら真実を解明し、信頼を取り戻すためにも予算化し、対応することは適正と考えます。

以上のことより議案第84号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第6号)に賛成いたします。

○議長(中嶋新君)

次に原案に反対者の発言を許します。

岡野淳君。

○13番議員(岡野淳君)

議案第84号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第6号)に反対の立場で討論をさせていただきます。

補正予算書の20款5項6目1節雑入に計上されています218万8千円は、ただいまの説明で北杜市の地方創生推進交付金事業からの返還金であると、そういう説明がありました。理由は原理原則に則って年度内に納品されなかったものが返還金の対象である。これは県も確認しておるというのが丸茂総務部長の説明です。

そこで、私の手元に県と北杜市が協議をした記録が残っています。平成30年6月15日のことです。金曜日。16時から17時15分に総務部の会議室で行われた会議です。北杜市からは副市長、地域課長、須玉総合支所長、地域課の担当者、4人出席されております。県の市

町村課からは課長以下、お二人、合計3人が同席されております。

その中で、北杜市から、読み上げます、返還金額について、協議会は38万9千円を、これは倉庫の分ですね、確定額としたい意向があり、市としてもこの額でお願いしたいと現段階では考えている。不適切とされている物品以外にも年度を過ぎて納品されたものがあったことは事実である。発注が年度末になってしまい、実績報告の期限も迫っていたことから時期は、時期というのはこれはたぶん納品でしょうね。納品って書いてあります。時期は年度を超えるのは確実に納品されるということを見込んだ、やむを得ない処理だったと認識している。こういう報告を県になさっています。これは県の公文書ですから間違いないと思います。今まで、そういう説明は一切なかったと思うんですよね。

先ほど、丸茂総務部長は木で鼻をくくったような上に、ものさしを飲み込んだような言い振りで、原理原則により年度内に納品されたものは返還金対象なんだとおっしゃいました。それはそのとおりです。だけど、その前にこういうやりとりがあった。つまり北杜市も年度を超えての納品はやむを得ないんだ、しょうがない処理だったんだということをいったんは言っているんですよね。そこの説明がまったくなくて、原理原則のことだけ言う。先ほど野中議員が反対討論の中でおっしゃったように納得いきません、これ。そこの関連とか、いきさつとかというものがまったく見えてこないで、いきなりこうやってボンとお金を返しなさいといって予算にあげてくるというのは、私は納得がいきません。

したがいまして、議案第84号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第6号)、これは反対とします。

○議長 (中嶋新君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

(なし)

これで討論を終結いたします。

(「反対討論なんですが。議長。」の声)

順次、討論を許していますので、賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんね。

賛成はないですね。

(なし)

分かりました。

池田恭務君。反対討論を。

○2番議員(池田恭務君)

反対討論です。途中失礼いたしました。

議案第84号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第6号)に反対の立場から討論をいたします。

大きく2点ございます。

まず1点目は、先ほども討論したとおりでございますが、適切とはなかなか言いにくい人事 院勧告をもとにした議員、また市長、職員の皆さまの報酬アップ分が補正として計上されてお ります。人事院勧告につきましては、鑑みるということになっておりますが、これは以前も答 弁されておりますが、鑑みるということは必須ではございません。先ほど申したとおり、北杜 市民の状況と比較して遜色が認められるということであれば、そこを反映させるということには賛成をいたしません。さらに成果をあげていらっしゃる職員の皆さまにおかれては、民間の倍でも私は、お支払いしても市民の皆さまはご納得いただけるというふうに思っております。それにあたっては、人事評価制度をしっかり改革してメリハリをもった制度にしていく必要があるんだろうというふうに思います。今回はそういった背景ではないということから、まず1点目、反対理由となります。

2点目です。先ほど来、反対理由として挙がっておりますが、増富地域再生協議会へ事業費 の返還を求めるということで、計上がされております。その理由は、年度をまたいだ納品など というようなことで説明を受けておりますが、さまざま分かったことから考えると責任は協議 会というよりは、明らかに市側にあるなというふうに言わざるを得ません。

まず1つは、先ほど岡野議員もおっしゃっていましたけども、今年の6月15日時点において、市側は県に対してやむを得ないというような報告をしています。やむを得ない。そういった考えがベースにあったものというふうに思います。私の代表質問のときにも申し上げましたけども、当時の出張所課長補佐から2月の後半に減額補正はしませんというようなメールが協議会のほうに投げられて、飛んでおります。それに対して、3月の後半に協議会のほうから苦渋の相談だったんだろうとは思いますけども、さまざまなものの発注について、3月末です。27日、この時点から発注してもいいか、相見積りを取って発注までの時間がないので、業者一本釣りで相見積りを取らせてもいいか、納品日、領収書日付を遡って記載してもらうことは大丈夫か、そういった相談をしております。その回答については、口頭でされたというふうに私どもには説明がされていまして、これは3月27日、夕方ですけどね、メールは。年度内の納品だったらいいというような回答をされたと。現実的にそんなことはあり得ないですね。期間的に。あり得ないわけでございます。

その後、3月31日にこれも役所のほうから協議会のほうにメールが飛んでおりまして、平成28年度分の実績報告書が4月10日締め切りとなっておりますと。つきましては、収支確定次第、4日までに提出をお願いします、そういったメールが出ております。それに対して協議会のほうからは、すみませんと。農機具などの見積もりが間に合わず、最終確定時と数字が異なる可能性がかなり高いです。5日には確定版を提出しますので、まずはこちらをといったようなメールが出されております。すなわち、この時点で見積もりはまだ取れていないんですね。もし役所側がそれは問題だというのであれば、すぐここで止めなければいけなかったんです。でも止めていない。なぜかと言えば、今年6月、県にも報告されていますけども、役所としても、市としても、そこはやむを得ない、問題ではないとは言わないけども、やむを得ないという認識があったからだというふうに、これは見ざるを得ないんですね。

さらに倉庫の件も、代表質問でさせていただきました。出張所の、絶対に見逃さないようなところに設置を、年度がまたいでされております。これは気づかないはずがないと。気づいた時点で、そんな年度またぎは駄目だということで、もしそういう認識だったのであれば、すぐに指導しなければいけなかった。でも、していない。していない理由は、先ほどの今年の6月の県への報告を見ると、それは問題ないとは言わないけども、やむを得ないというふうに考えていただろうなというふうに思えるわけです。

それに対して部長の答弁は、納品はされていたけども、設置が年度をまたいだというような 認識だったというふうに言われました。これは市民感覚から言うと、とても市民は納得しない と思いますね。設置場所はあった。そこになぜ、納品したんだったら、倉庫ですよ、そこにな ぜ置いておかなかったのか。なぜ、別の場所に置いてあったのか。そんなのは、市民は納得し ないと私は思います。

もし、その理屈が通るのであれば、例えばAEDは納品されていないというふうに言われておりますが、私が耳にしているところですと、これは保守のタイミングでバッテリーなんかは持ってきて、メーカーが交換をする。そういった位置付けのものであると、そんなふうなことを耳にしています。これは非常に自然な話であって、保守のときに変えるバッテリーとかをわざわざ手元に持っておく必要はないんですよ。バッテリーなんて、どんどん日進月歩で技術が上がっています。在庫スペースも確保しなければいけない。だったら、メーカー側で持っておいてもらったほうがよっぽどいいんですね。それで保守のときに持ってきて取り替えてくれると。実に合理的なお話です。何がそれが問題なのかなと、先ほどの倉庫の件で言えば、納品はされていたけども設置がされていなかったと思っていましたと。それと何が違うんでしょうか。そのように私は考えます。

そして先ほど、予算が通らないとさまざまなところに影響があるというようなことで、なんだか予算を人質にしているような、僕には印象を受けてしまったわけなんですけども、たしかに予算が通らないといろんなところに影響があって、それは大変だというふうに私も思います。なんとか通したい。通せるものなら通したいというところは、まったく同じです。しかしながら、このようなポイントがある以上は、通すわけにはいきません。そもそも否決されないような内容で提出していただかなければなりません。

したがいまして、今回は反対ということをいたしますが、ぜひ否決された場合には早急に臨 時会を求めるなどして再提出をして、中身をもちろん精査した上で再提出をしていただきたい なというふうに思います。

以上のことから議案第84号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第6号)に反対の討論といたします。

○議長(中嶋新君)

ほかに討論はありませんか。

(なし)

これで、討論を終結します。

これから、議案第84号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は3時35分といたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時35分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

日程第6 議案第85号 平成30年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)および 日程第7 議案第86号 平成30年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)

の2件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

議案第85号 平成30年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、ご 説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,851万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億7,426万3千円とするものであります。

2ページ、3ページをお願いします。はじめに歳入であります。

7款1項繰越金5,851万円の増額は、補正予算の財源として繰越金を充てるものであります。

4ページ、5ページをお願いします。次に歳出であります。

9款1項償還金及び還付加算金5,851万円の増額は、平成29年度の療養給付費等負担金償還金および高額医療費共同事業負担金の確定に伴う返還金であります。

国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、以上でございます。

続きまして議案第86号 平成30年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

恐れ入ります、補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億4,794万5千円とするものであります。

2ページ、3ページをお願いします。

はじめに歳入であります。 7款1項一般会計繰入金222万7千円は、補正予算の財源として人件費分について、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

4ページ、5ページをお願いします。次に歳出であります。

1款1項総務管理費222万7千円は、4月の人事異動および職員の給与改定に伴い人件費に不足が生じるため増額補正を行うものであります。

以上、2案件につきまして、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

1点だけ、すみません。議案第86号のほうの人件費ですけども、念のための確認ですが、

これは例の人事院勧告に基づいた給与改定というような背景という理解でいいか、その点だけ確認をさせてください。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

池田恭務議員のご質問にお答えいたします。

222万7千円の増額につきましては、先ほど説明の中で申し上げましたとおり、すべてが 人事院勧告によります給与改定によるものではございませんで、年度当初に予定をしておりま した職員に対しまして、4月に人事異動を行っておりますので、そこの差額というものが当然 生じてきますので、それと合わせた不足額ということでございます。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第85号および議案第86号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号および議案第86号の2件は、委員会の付託を省略することに決 定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

反対ですね。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

議案第86号に関しまして、反対の立場から討論をいたします。

平成30年度北杜市介護保険特別会計補正予算ということでありまして、額は先ほどおっしゃっていただいたとおり、ごくごく小さいんだろうというふうに思いますが、その背景といたしましては、先ほど来申し上げている人事院勧告の件がございますので、その1点において反対ということをさせていただきたいと思います。すみませんが、よろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

次に賛成者の討論を許します。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

議案第86号につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

これについては、職員給与に対しての給与アップでございます。これは人勧に伴ったものであれなんであれ、今の現状の職員の働きぶりを見たときに、当然これは上げてやって当然と私は思っております。人事院勧告に基づくことは、それはそれの1つの根拠ではございますが、現在、北杜市の職員は昼夜たがわず、また介護の現場におきましては、どうしても生命に関わる場面も遭遇するという、そういうような緊張感の中、仕事をされている現場があるわけでございますから、それらの現場のことをよく理解すれば、当然、値上げがあって当たり前ですし、ほかの皆さんの給与も上がっているわけでございますけども、それは私は当然のことだと思っております。職員のスキル、また職員の働く意欲を高めるためにも、これはぜひとも必要な予算措置だと私は考えるところでございます。

以上によりまして、賛成といたします。

○議長(中嶋新君)

次に原案に反対者の討論を許します。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第85号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第86号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第8 議案第87号 平成30年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題 といたします。

内容説明を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長(仲嶋敏光君)

議案第87号 平成30年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご 説明いたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ754万円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億5,098万9千円とするものであります。

6ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費補正でございます。

追加といたしまして、2款1項水道施設建設費、水道施設整備事業1,853万3千円は県 発注の改良工事、県道長坂高根線につきまして、年度内の完了が見込まれないことから繰越明 許費を設定するものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、2ページ、3ページにお戻りをお願いいたします。

はじめに歳入について、ご説明いたします。

6款1項繰越金754万円の増額は、平成29年度からの繰越金であります。

次に歳出について、ご説明いたします。4ページ、5ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費754万円の増額は、消費税納付額等の確定によるものでございます。 議案第87号 平成30年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、以上でございます。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第87号は、会議規則第37条第3項の規定により委員 会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第87号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第9 議案第88号 平成30年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長(篠原直樹君)

議案第88号 平成30年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ449万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,269万4千円とするものであります。

2ページ、3ページをお願いいたします。はじめに歳入であります。

1款1項外来収入449万円は、診察に対する外来収入を増額補正するものであります。

4ページ、5ページをお願いいたします。次に歳出であります。

2款1項医業費449万円は、医薬材料費の不足が見込まれるため、増額補正が必要となったものであります。

辺見診療所特別会計補正予算(第1号)の説明につきましては、以上でございます。 よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第88号は、会議規則第37条第3項の規定により委員 会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第88号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第10 議案第89号 高根クラインガルテンの指定管理者の指定についてから日程第13 議案第92号 白州町鳥原平活性化施設の指定管理者の指定についてまでの4件と日程第15 議案第94号 明野町家族健康旅行村「明野ふれあいの里」の指定管理者の指定についてから日程第25 議案第104号 武川町農産物直売センター外2施設の指定管理者の指定についてまでの11件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

それでは議案第89号 高根クラインガルテンの指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公 の 施 設 の 名 称 高根クラインガルテン

指定管理者となる団体の名称等 名 称 高根クラインガルテン企業組合 所在地 山梨県北杜市高根町蔵原1655番地

指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで 続きまして議案第90号 高根町花関所の郷・南清里フラワーパーク(南八ヶ岳花の森公園) の指定管理者の指定についてであります。

恐れ入りますが、以下、提案理由は同様となりますので省略をさせていただきます。

公 の 施 設 の 名 称 高根町花関所の郷・南清里フラワーパーク(加工体験施設、 展示拠点施設及びリフトカー・展望施設に限る。)

指定管理者となる団体の名称等 名 称 花関所の郷・南清里フラワーパーク企業組合 所在地 山梨県北杜市高根町長澤760番地

指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで 続きまして議案第91号 小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設の指定管理者の 指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設 指定管理者となる団体の名称等 名 称 株式会社りほく

所在地 山梨県韮崎市一ツ谷1895番地

指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで 続きまして議案第92号 白州町鳥原平活性化施設の指定管理者の指定についてであります。 公 の 施 設 の 名 称 白州町鳥原平活性化施設

指定管理者となる団体の名称等 名 称 ビューファーム鳥原平管理組合

所在地 山梨県北杜市白州町鳥原4661番地

指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで 議案第94号 明野町家族健康旅行村「明野ふれあいの里」の指定管理者の指定についてで あります。

公 の 施 設 の 名 称 明野町家族健康旅行村「明野ふれあいの里」

指定管理者となる団体の名称等 名 称 株式会社ピカ

所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖2068番地1

指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで 続きまして議案第95号 みずがき湖ビジターセンターの指定管理者の指定についてであり ます。

公の施設の名称みずがき湖ビジターセンター

指定管理者となる団体の名称等 名 称 フィトンチッド

所在地 山梨県北杜市須玉町比志5989番地3

指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで 続きまして議案第96号 清里駅前観光総合案内所の指定管理者の指定についてであります。 公 の 施 設 の 名 称 清里駅前観光総合案内所

指定管理者となる団体の名称等 名 称 特定非営利活動法人 清里観光振興会 所在地 山梨県北杜市高根町清里3545番地 清里駅前観光案内所あおぞら

指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで 続きまして議案第97号 三分一湧水館の指定管理者の指定についてであります。 公 の 施 設 の 名 称 三分一湧水館

指定管理者となる団体の名称等 名 称 株式会社アルプス

所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条2799番地

指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで 続きまして議案第98号 長坂駅前観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 長坂駅前観光案内所

指定管理者となる団体の名称等 名 称 一般社団法人 北杜市観光協会

所在地 山梨県北杜市小淵沢町854番地22

小淵沢駅観光案内所

指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで 続きまして議案第99号 美し森観光案内所外1施設の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 美し森観光案内所

甲斐大泉駅前観光案内所

指定管理者となる団体の名称等名称一般社団法人北杜市観光協会

所在地 山梨県北杜市小淵沢町854番地22

小淵沢駅観光案内所

指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで 続きまして議案第100号 ヴィレッヂ白州の指定管理者の指定についてであります。 公 の 施 設 の 名 称 ヴィレッヂ白州

指定管理者となる団体の名称等 名 称 ヴィレッヂ白州管理組合

所在地 山梨県北杜市白州町下教来石659番地

指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで 続きまして議案第101号 小淵沢駅観光案内所の指定管理者の指定についてであります。 公 の 施 設 の 名 称 小淵沢駅観光案内所

指定管理者となる団体の名称等 名 称 一般社団法人北杜市観光協会

所在地 山梨県北杜市小淵沢町854番地22

小淵沢駅観光案内所

指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで 続きまして議案第102号 高根町花関所の郷・南清里フラワーパーク(道の駅南きよさと) 外1施設の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 高根町花関所の郷・南清里フラワーパーク (総合交流ター ミナル施設及び軽食レストランに限る。)

高根町林産物展示販売施設

指定管理者となる団体の名称等 名 称 株式会社アルプス

所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条2799番地

指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで 続きまして議案第103号 小淵沢町特産品開発センターの指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢町特産品開発センター

指定管理者となる団体の名称等 名 称 小淵沢町食と健康を考える会の小淵沢味噌 所在地 山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3329番地3

指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで 続きまして議案第104号 武川町農産物直売センター外2施設の指定管理者の指定につい てであります。

公 の 施 設 の 名 称 武川町農産物直売センター

武川町農畜産物処理加工施設

武川町無人精米所·低温保冷庫

指定管理者となる団体の名称等 名 称 有限会社八ヶ岳農産

所在地 長野県茅野市金沢549番地

指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで 以上、指定管理者の指定についての説明となります。よろしくご審議の上、ご議決いただき ますようよろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第89号から議案第92号までの4件と議案第94号から議案第104号までの11件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号から議案第92号までの4件と議案第94号から議案第104号までの11件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。 討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第89号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから、議案第90号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから、議案第91号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから、議案第92号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから、議案第94号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから、議案第95号を採決いたします。 お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから、議案第96号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから、議案第97号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから、議案第98号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから、議案第99号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから、議案第100号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから、議案第101号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから、議案第102号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから、議案第103号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 これから、議案第104号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長 (中嶋新君)

日程第26 議案第105号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

内容理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

議案第105号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第7号)については、今回、国の第1次補正に伴う公立の小中学校への空調機整備について、国から補助金交付決定の内示をいただいたほか、先の台風24号で被災した市道高根下黒沢4号線の路肩法面崩落の災害復旧にかかる概算工事費が把握できたことにより、平成31年度に事業実施を行うため、早急に予算化する必要があることから、追加の予算計上を行うこととし、本日、追加提案させていただいたところであります。

歳入歳出予算の総額に2億7,976万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ305億6,759万2千円とするものであります。

内容については、企画部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどよ ろしくお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

次に内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

議案第105号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第7号)をご覧いただきたいと思います。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,976万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を305億6,759万2千円とするものでございます。

6ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正をご覧ください。

まず、追加といたしまして10款3項中学校費、中学校施設整備事業2億7,076万8千円は、市内8中学校の普通教室等の空調機整備について全体工期により年度内での事業完了が 見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に変更といたしまして、11款2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業8,700万円を900万円増額し9,600万円とするものは、市道高根下黒沢4号線、路肩法面工事において、全体工期により年度内での事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

7ページをご覧ください。次に第3表 地方債補正であります。

追加といたしまして、市内8中学校の普通教室等に空調機を整備するため、学校教育施設等整備事業債を充当することとし、限度額を1億9,310万円とするものであります。

次に変更といたしまして、災害復旧事業債を500万円増額し、限度額を4億8,750万円とし、変更後の発行限度額を36億300万円とするものであります。

なお、災害復旧事業債の増は台風24号により罹災した市道高根下黒沢4号線路肩法面の復旧に充当するものであります。この結果、追加分を合わせ発行限度額の総合計は37億9,610万円となります。

恐れ入りますが、2ページ、3ページへお戻りください。はじめに歳入でございます。

まず14款2項国庫補助金3,965万4千円の増額は、市内8中学校に設置する空調機整備に対するブロック塀・冷房設備対応臨時特別交付金および市道高根下黒沢4号線、路肩法面の復旧に対する河川等災害復旧事業費補助金であります。

次に18款2項基金繰入金4,201万4千円の増額は、市内8中学校に空調機を整備するため、公共施設整備基金からの繰り入れであります。

次に21款1項市債1億9,810万円の増額は、市内8中学校の空調機の整備に充当する 学校教育施設等整備事業債および台風24号により罹災した市道高根下黒沢4号線、路肩法面 の復旧に充当する災害復旧事業債であります。

次に4ページ、5ページをご覧ください。歳出であります。

10款3項中学校費2億7,076万8千円の増額は、市内8中学校の普通教室等に空調機を整備する中学校施設整備費であります。

11款2項公共土木施設災害復旧費900万円の増額は、台風24号により罹災した市道高根下黒沢4号線路肩法面を復旧するための現年発生公共土木災害復旧費であります。

以上、説明となります。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

栗谷真吾君。

○1番議員(栗谷真吾君)

第7号の補正予算について、中学校に設置する予定のエアコンについて質問させていただきます。

甲陵中学校を除く市内の8つの中学校にエアコンを設置する予定ということで、話を受けています。昨年の議会の中で小学校のエアコン設置については、それぞれの学校においてアンケート調査が行われたという認識でいるんですけども、今回の設置にあたって義務教育振興実行委員会からは、以前から設置の要望があったということではあるんですけども、では現場、ここでは学校の教室になるんですけども、実際に学ぶ生徒たちにアンケートなどで意見等は聞いたのか。まず、これをお聞きいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長(井出良司君)

1番、栗谷議員の質問にお答えいたします。

中学校のエアコン整備をする過程で、アンケート調査等を行ったかというご質問かと思います。

アンケート調査については、実施してございません。今回の予算措置につきましては、国の施策として特例の交付金が事業化されたこと、創出されたこと、これに伴いましてこれまでの北杜市の学校施設として課題であった中学校へのエアコン整備を実施してまいりたいと。この過程において、市の義務教育振興実行委員会のほうからも要望があったということで、アンケートはこれまでに実施してございません。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○1番議員(栗谷真吾君)

再質問になるんですが、この件について、全員協議会の場でも、そのアンケートのことについては答弁がなかったので、自分自身でこの予算の妥当性について調べようと思って、市内の中学校に通う生徒何人かに話を聞いて調べてみました。そうすると各学校において状況が違うということが分かりました。

やはり、いわゆる段下と言われている学校では暑くて駄目、窓を開けても効果がないし、や はり授業に集中できないというような声が結構多くありました。こうした声を聞くと、やはり エアコンの設置は必要なのかなと思ったりもします。

ただ、一方でいわゆる段上と言われている学校については、今年の猛烈な暑さの中でも授業の妨げになるほどの暑さにはなっていない。なので、常に設置されている扇風機でもしのげるという声も多くありました。こうした声を聞くと、エアコンの設置は果たして妥当なのかなと疑問に思ってしまいます。

ですが、今言ったいわゆる段上にある学校のエアコン設置についてなんですが、また別の意見もありまして、それは夏よりもむしろ冬の寒さがきついというような声がありました。冬場にストーブが、近い席は暖かいんだけども、遠い位置は席が寒くて風邪をひきそうだ。だから、冬場の暖房としてエアコンを設置してほしいと、そういった意見がありました。

そのように、現場にはさまざまな意見があったわけなんですけども、市としてそうした状況をきちんと把握していたのでしょうか。単に国から補助金が交付されるから設置をすることにしたといっただけでは、予算を適切に使ったことにならないケースも出てくるのかなというふうに思っています。そのようなケースを防止する意味でも、きちんとした調査をすべきではなかったのかというふうに思うんですが、この点について見解を伺います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長(井出良司君)

1番、栗谷議員の再質問にお答えいたします。

生徒の意見等も調査されてということで、ご質問をいただきました。

今年の夏、猛暑、酷暑と言われるような状況の中で、韮崎、それから大泉、この地域には2つの観測所がございます。この中で、たしかに段上と言われる地域は、韮崎の観測所の比較によれば、1月当たり数日では、段下の地域に比べると低い日もありましたけども、同じような状態、室内温度が超えるような日が数多くありました。

そういう中で、子どもたちにはアンケート調査等は、先ほど答弁させていただいたとおり実施しておりません。小学校に今回、エアコンが整備されたということで、夏休み明けから使用してございます。

こうした過程において、中学校に今年の状況はどうであったかということで、校長会を通じて校長先生方から意見を伺ったところであります。結果として、段上の2つの中学校から熱中症と思われる生徒が授業中に室内で発生をして、病院のほうにもかかった経過があるという学校が2校ほどありました。この広い北杜市でございますので、たしかに若干の気温差があるのは事実であります。しかしながら学校現場においては、学校教育施設を整備する上で、エアコンの整備は、進めていくことが適当だというふうに判断をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに質問は。

栗谷真吾君。

○1番議員(栗谷真吾君)

再々質問になります。

要は何が言いたいかというと、エアコンを設置したとしたら、要は適切に運用をしていただきたいというふうに思っています。実はある学校に通う生徒さんが、ちょっとどういう理由かまではヒアリングできなかったんですけども、今年の夏の暑いさなかに扇風機をつけずに授業をしていたというときがどうもあったようです。また、そのエアコンの温度を例えば暑いとき

に下げすぎて、体調を崩さないか心配というような意見もありました。エアコンを設置しても 適切に運用せず、子どもたちが快適な環境で学べない状況になってしまったら元も子もないと いうふうに思っていますので、ぜひその点についてしっかり学校側に、伝えているかとは思い ますけども、改めて伝えていただきたいなと。先ほど言った学校に通う生徒たちのご意見もあ りましたので、ぜひそのようなことを学校側に伝えた上で、適切な運用をしていただきたいと いうことを改めてお伝えいただけるかどうか含めて、ちょっと見解を伺います。

○議長(中嶋新君)

井出教育部長。

○教育部長(井出良司君)

1番、栗谷議員の再々質問にお答えいたします。

エアコンの適正な運用についてということで、ご質問をいただきました。

教育委員会といたしましては、過去においても空調設備の運用指針を学校に示していたところであります。小学校にエアコンが整備されたことによりまして、そうしたことも加えた中で、 今年の8月に改定をさせていただいて学校にお示しをしたところでございます。

学校が基本とする温度につきましては、学校環境衛生基準が示されておりまして、この中で 夏場については25度から28度というふうに示されております。また冬場については、18度 から20度が適温だと示されております。こうした温度を基準として学校においては夏場、冬 場において適切な空調設備である、エアコンやFF暖房を使っていくようにということで指針 を示しているところでございます。

また、子どもたちの中には暑い寒い、人間でございますので、体感的に違う子どもたちもおります。そうした中で、衣服で調整する部分もございますし、また席の場所で調整をしていくということもあるかと思っています。

それから、今年の夏、エアコンが設置されてから、小学校現場において扇風機で我慢をしたらというような話を耳にしたということでございますが、私どももそういったお話を受けた中で、校長会において、そうした指導をした経過があるか、そのような運用をしている学校があるかということで問い合わせたことがあります。学校においては、そうした指示は、校長先生のほうから各担任に出している経過はないと。そんなような事例はないというふうに理解をしているということで、回答を得たところでございます。

引き続き、先ほど申し上げたとおり、学校のほうには運用指針を示してございますので、適 切な運用、また先ほどの質問でもありましたとおり、北杜市内非常に広くて高低差もございま す。温度の違いもありますので、それぞれの状況に応じた運用を、また効率的な運用というも のを各学校で、方針の中で、工夫しながら使用していただくことを指導してまいりたいと考え ております。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに。

質問はありませんね。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第105号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第105号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 ここで、暫時休憩といたします。

再開を4時40分といたします。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時40分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

日程第27 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件から日程 第35 諮問第10号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件までの 9件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件につきましては、 法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに人権擁護委員の候補者を法務大臣 に対し推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、北杜市明野町上 手1865番地、八代菜美子、昭和22年12月20日生まれの推薦につきまして、議会の意 見を求めるものであります。

次に諮問第3号 同じく人権擁護委員の推薦につきましては、新たにその後任候補者として 北杜市明野町浅尾新田521番地、遠藤均、昭和27年2月5日生まれの推薦につきまして、 議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第4号 同じく人権擁護委員の推薦につきましては、新たにその後任候補者として 北杜市須玉町若神子1497番地、伊藤勝美、昭和31年1月2日生まれの推薦につきまして、 議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第5号 同じく人権擁護委員の推薦につきましては、新たにその後任候補者として 北杜市高根町村山西割969番地、原かつみ、昭和28年7月3日生まれの推薦につきまして、 議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第6号 同じく人権擁護委員の推薦につきましては、新たにその後任候補者として 北杜市長坂町大八田236番地、滝田家功、昭和28年10月11日生まれの推薦につきまし て、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第7号 同じく人権擁護委員の推薦につきましては、新たにその後任候補者として 北杜市大泉町谷戸1904番地、須田由美子、昭和35年5月24日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第8号 同じく人権擁護委員の推薦につきましては、新たにその後任候補者として 北杜市大泉町西井出1475番地、新藤恵、昭和27年7月29日生まれの推薦につきまして、 議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第9号 同じく人権擁護委員の推薦につきましては、新たにその後任候補者として 北杜市武川町山高2565番地、溝口里美、昭和28年5月16日生まれの推薦につきまして、 議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第10号 同じく人権擁護委員の推薦につきましては、新たにその後任候補者として北杜市武川町山高2586番地、小川昭二、昭和25年10月29日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

ここであらかじめ、会議時間を延長いたします。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、諮問第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

これから、諮問第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。 これから、諮問第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。 これから、諮問第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。 これから、諮問第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第6号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。 これから、諮問第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第7号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。 これから、諮問第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第8号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。 これから、諮問第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第9号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。 これから、諮問第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第10号は原案のとおり推薦することに決定いたしました。 内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

緊急質問を申し出たいと思いますが、お諮りをお願いしたいと思います。 発言、続けてよろしいでしょうか。

○議長(中嶋新君)

はい。

○21番議員(内田俊彦君)

緊急質問の内容につきましては、本日、議案第93号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設の指定管理者の指定についてにつきまして、市長より撤回の申し出があったところでございます。

これは議案の撤回でございますので、その承認がされたわけでございますが、その承認時におきまして質疑等は、本来、標準会議規則等ではできない状況になっております。

しかし、この問題については多くの議員が疑義を持ち、またその説明責任も、仮に少ない調査期間であっても、これは市は本会議場ですべきだと思います。多くの市民は、これらについて疑義が抱いているというふうに私は感じておりますので質問をさせてもらいますが、よろしいでしょうか。議員の皆さまにお諮りをしていただきたいと思います。

○議長(中嶋新君)

内田議員、緊急質問ということで、もう一度、確認のために。増富の件でございますか。 内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

これは議案第93号の指定管理につきまして、撤回したということでございますから、この撤回する理由、また今後の方針等について、やはりここできちっと聞いておかないと、私は市民の皆さまに説明ができないという状況にあります。市はたとえ1日、本日の今の時間まででもおそらくそれ相当の調査もしているところだと私は思っておりますので、この機会にさせていただきたいと思います。

○議長(中嶋新君)

ただいま、内田俊彦君から議案第93号の件について、緊急質問を行いたいとして同意を求められました。

内田俊彦君の緊急質問の件を議題として採決いたします。

この採決は、起立により行います。

内田俊彦君の議案第93号の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言 を許すことに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、内田俊彦君の議案第93号、増富の湯の件での緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言を許すことは決定されました。

改めて、内田俊彦君の発言を許します。

○21番議員(内田俊彦君)

それでは緊急質問をさせていただきます。

本日のこの撤回理由の中に、指定管理者候補が関東農政局の管轄の下に過去実施した事業について、これまでの指定管理者候補者からの説明と市が認識している内容とに異なる点が確認された。この市が認識している内容と異なる点、ここについて確認がされたということでございますので、これはどういうことなのか。

また当該事業は、国直採事業であることから本来、市は事業との関わりを持つものではありません。本議案の提出後に確認されたことは、市と指定管理者候補との間における信頼関係を損なう事実であるため、本会議に提出した当該議案の撤回を申し入れるものです。

なお、当該施設の来年4月からの対応については、早急に市の直営、又は指定管理者制度導入を含めて検討いたしますということでございますが、これ、先ほど言ったとおり市が認識している内容と異なる点が確認されたことは何なのか。また、当該事業は直採事業であるから、みんな、議員の皆さんも言っているわけです。これは市が関わっているんではないですかと。関わっていない根拠をきちっと示していただきたいです。

また、今後、それではおそらく今、指定管理者、またその地域の皆さま、団体につきましては、非常にどのようにしていいか、寝耳に水の状態だったと思います。ここの代表は、14日に来て、当施設の管理において、また貸しをしてしまったとか、備品を使わせてしまった、許可なく使った、私的なことで使ったと、そういうことは問題がありますよということで、それはそもそもこの指定管理者制度の、要するに査定というか、また選定委員会のときには報告がされているはずなんです。それについての顛末もある。しかし、その後、発覚したことの中では農水省の国直採事業におきまして、ここのたまゆらの施設が、要するに連絡先となっていたりしまして、またここが増富地域再生協議会という、これは農水省の直採事業でありますが、地方創生推進交付金の同じ団体ということになっておりまして、非常に疑義があったということでございます。それらについて、市が今、知り得ることの詳細、これはきちっと説明をしていただきたい。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

順次、答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

内田議員のご質問にお答えいたします。

私のほうは、地方創生推進交付金のほうの立場から説明したいと思います。

地方創生推進交付金の還付というふうな問題がありましたので、11月27日に協議会の役員さんが集まるところへ行きまして、内容等を説明した。

12月に入りますと会計検査が入るということが分かっておりましたので、市でも会計検査の内容等、いろいろ調べていく中で、増富地域再生協議会が推進交付金以外の事業もやっているということが分かった。その中で、私も平成29年度は産業観光部長をやっておりましたので、そういった資料を見たことがなかったわけです。そこで役員の皆さんがいるところで、再生協議会は、年度がちょうど同じだったものですから、その農水省のほうの補助事業についてやっているんですかというふうなお話を伺いました。そうしたところ、たしかにやった。それ

は再生協議会がやったんですか。そうだと。ただ、再生協議会の中も組織が違って、地方創生 推進交付金をやっているものがそっくり、農水省のものをやっているんではないという答えで した。

そういった中で、この事業も会計検査に関わってくるので、市は関係しているんですかと聞いたところ、いや市は関係していない、一切関係していない。では構成員になっているんでしょうかと。それは構成員にもなっていないということなので、市にはこれは関係ありませんよというふうなお答えをいただいたというところです。

よって、そこまでの時点で、私たちも会計検査というものをきっかけにその事業を知ったと。 それまで、それに関わる書類はないというふうな状況です。

私からは以上です。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

21番、内田俊彦議員の緊急質問、ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯外2施設 の指定管理の撤回に関します質問の産業観光部に関連する部分について、ご説明をさせていた だきたいと思います。

この2施設の指定管理のご議決を今回、議会にお願いするにあたりまして、去年と今年、2回にわたり業務改善命令を受けたことなどから、指定管理者となっております一般社団法人 護持の里たまゆらの―――のほうから議会の皆さまに、ぜひ直接説明を行いたいという旨の申し出がありまして、議長にお願いする中で12月14日の日に全員協議会をお開きいただき、その中で説明をさせていただいたところでございます。

この中で、議員のほうから平成27年度の農林水産省の直接採択事業である都市農村共生・ 対流総合対策交付金についての事務局をたまゆらのほうで行っているのではないかと。また、 市がこの事業の構成員として事業を行っているということではないのかということで、ご質問 いただいたところでございます。

これにつきましては、市のほうではこういう事業をやっているということは、承知はしておりましたが、市が構成員になっているということは、承知をしておりませんでした。このことにつきましては、そこに――がおりましたので、そこで説明を受けていただいたわけですけれども、市としましても、――としましても明確な説明ができない状況でありました。このため、内容確認を行いたいということで、また内容確認をして再度正確に説明を行いたいということで、後日、全員協議会において再度、説明をさせていただきたいということをお願いしたところであります。

こんな中で、私どもとしましては、事業内容の確認については本人に、当然すぐ確認をしようとして連絡を取ったわけですけども、体調不良ということでなかなか連絡がつかず、全員協議会を19日にお願いしましたので、前日の18日の日に連絡が取れました。19日には直接出て、この件については説明をしていただけるという内容でありました。

そういうことでございまして、当日になりましたけれども、当日はまた体調不良ということで、全員協議会での説明には欠席をしまして、正確な説明を行うことがなされなかったということでございます。これについては、この事業の中には北杜市が増富地域再生協議会の構成団

体として、この事業については、先ほど総務部のほうで説明した事業とは違いまして、農林水産省の直接採択事業で、平成26年に申請して平成27年度からやっている事業でありますけども、実施主体としては同じ名前になっております。そこの内容でございましたので、市がそこに、構成団体として入っていることは非常におかしいということでございますので、それについても説明をしていただくということでしたけれども、その説明ができなかったということでございます。

それまでに私どもも、この事業について調査をさせていただきました。その中で、この事業の採択を受けるにあたり、増富地域再生協議会が国に宛てて事業提案した書類のほうを入手しまして、その中身にはあくまでも事業の実施主体は増富地域再生協議会でありますけれども、その構成員として北杜市産業観光部が構成員として事業提案されている内容でありました。これについては、市では一切認識をしていない状況でありました。

事業主体の増富地域再生協議会の会長であります、今、現会長であります藤原議員のほうにもこちらの内容の説明を求めましたが、逆に私どもに説明を求められるような状況でありました。

このことから、この事業は市営の増富の湯が事業に関わっておりまして、またその事務局として現指定管理候補者である一般社団法人 護持の里たまゆらがなっているということが分かりましたので、それらについて現在の段階では実際に、市の名前をどうして使ったのかとか、なんでたまゆらさんが事務局になって、こういう事業をして、どういう内容でやっているかというような詳細なことが分からない、また説明がいただけていないということでございますので、市としては、このたまゆらさんとは非常に信頼関係が築けていない状況になってしまったということでございます。これにつきましては、このあともしっかり調査に協力をお願いする中で、対応していきたいと思っております。

また、先ほど内田議員からご指摘いただきましたように、先ほど市長が今回の議案の撤回の中でもご説明させていただきましたとおり、この増富の湯は、本当に市にとっては非常に重要な施設であり、今後もしっかり管理をしていかなければならない施設であります。このことから市では昨日の全協が終わった段階で関係者には連絡をしたんですけれども連絡がつかず、今日、朝一番で連絡を取りましたところ、代表者の――と連絡がつきました。――のほうは本日10時に来ていただきたいという話でありましたので、産業観光部の観光課長とリーダーのほうで護持の里たまゆらの理事会を開いていただけるということでございましたので、そこの理事会のほうに出向きまして、昨日の全協以降、市の方針につきまして、ご説明をさせていただき、市長も申しましたとおり地域の方や職員、また関係者が非常に心配したり、混乱したらいけないということで、そういうことを防ぐためにも市のほうとしては、いずれにしましても3月までしっかり管理をしていただきたい、また、事業についてもしっかり説明をしていただきたいという申し出をしてきました。

しかし、事業についての説明は現在、口頭ではお願いしましたが、説明をいただいていない 状況です。今後については、しっかり文書等で説明いただけるようにやっていきたいと考えて おります。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

この申請書に基づきますと、この農水省の事業に取り組んでいる増富地域再生協議会におきましては、代表が誰であるのか、運営責任者氏名が誰であるのか、また事業実施団体の代表者氏名ですとか、事務局ですとか、その所在ですとかが分からないですね、この資料の中では。これはやっぱり、当然、最初、きちっとしていかなければいけない問題だと思っています。それらについて、本来であれば、本人が全員協議会の折は事務局の役割をしていたというお答えがあるわけですから、それは答えていただかなければいけないことだと思っております。

そして、なおかつ構成員となるものの中に、増富の地域の皆さんの団体もございますが、北 杜市観光協会、八ヶ岳観光圏整備推進協議会、そして北杜市産業観光部とありまして、これは この北杜市産業観光部以外の団体につきましては、これは所管的には当然、北杜市の産業観光 部と連携している団体でございますから、その皆さんも当然、このことについては知り得てい ないと。また、おそらく当然、北杜市も含め総会ですとか、収支報告ですとか、提案ですとか、 そういったことは知らないという中で、事業が進められていってしまったという現実の中で、 非常に今言う信頼を損なう事実というのがここに私はあると思うわけなんですが、それらにつ いて、どういう状況か、もう一度、お答えしていただきたいことと、また総務部長のほうが地 方創生推進交付金の折に、この農水省の事業についても、なんとなくあるようなことを分かっ ていたから問いただした。それはお答えしていただいたのは、どなたなんでしょうか。その増 富地域再生協議会の、こちらの農水省のほうにも関わる役員さんであったり、もしくはそれに 携わる人だったんでしょうか。2点ですが、お願いいたします。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

21番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

この指定管理者との信頼関係ということでございます。

私どもも増富の湯をしっかり管理していただいておりましたので、非常に信頼してやってきたわけですけれども、今回このような内容のものが出まして、私どもも、これについて説明をいただきたいと。そんなに難しい話ではないので、しっかり書類等をいただく中で説明していただきたいということでしたけれども、書類等を出していただけませんでした。

また、これについて書類が出せないということであれば、実際に市の名前を使った経過等について調べてお知らせをいただきたいというお願いをし、それをこの前の、昨日の全協でご説明をするという本人の申し出でありましたから、それをお待ちしていたわけですけれども、実際には欠席をされたということでございます。このことがしっかり、はっきりしないと、やはり市としても、非常に頑張っていただいていますけれども、組織として信頼をしていくことはなかなか難しいと考えております。そんな状況でございます。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

内田議員のご質問にお答えいたします。

地方創生推進交付金の事業ですから、現在の増富地域再生協議会の役員さん、それから事務局の――がいらっしゃっていました。その中で役員の数名の方から、同じ名前なんだけれども、組織体系が違うというふうなことは聞いた。それからそのあと、事務局の――のほうから、この事業は国と協議会で直接やっているものだから市は関わりはないですよ、一切関わりないですよということ、それから構成員というのにも市は入っていませんと、そんなふうなお答えでした。それ以外はちょっと聞いておりませんので。

○議長(中嶋新君)

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

そうなりますと、当然、市はきちっとした調査をしていかなければならない現実があろうかと思います。地方創生推進交付金の事務局が、この農水省の事務局の事情も、市は別団体というようなことの中で言われているということになりますと、それは非常に、そこで確認をしたことですから、再度、きちっとした調査、また、どうしてもここには交付金、これもやはり国のお金でございますから、きちっとした対応をしていかなければいけないし、たまゆら自体の全体の収支のことについても、今後、調査もしながら、それらが妥当性があったということをきちっと示していかなければならない。

ただ、仮にそれらが非常に残念ながらの結末と、結果ということになったとしても、やはり 増富の湯全体の施設については、私は市長が先ほど提案で述べたとおり、守っていくべきだと 私は思います。地域の観光、また地域のコミュニティ、それらを増富地域で、たまゆらの3施 設がしてきたわけでございますから、それらはどういう形であれ守るべきというふうに私は 思っております。それらについて、今後の調査のこと、また今後の仮に、そのことがどういう、 良い結果になればいいんですけども、なかなか今の状態でいくと不透明なところがございます ので、それらの結果も踏まえても、やはり地域の活性化ということを考えますと、あの施設は 守っていかなければ、私はいけないと思います。これについて、私は市長の決意を述べていた だきたいし、また調査については調査するセクションにお答えをしていただきたいと思います。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長 (清水博樹君)

21番、内田俊彦議員の質問にお答えいたします。

調査のほうでございますけれども、これからしっかり、たまゆらの皆さまにはご協力いただく中で、しっかり進めてまいりたいと思います。しっかり進めることによって、信頼関係が取り戻せることを願っているところでございます。よろしくお願いします。

○議長(中嶋新君)

次に。

渡辺市長。

○市長 (渡辺英子君)

今回のこのような事案に対しては、大変残念に思っておりますけれども、非常に増富の湯、

―――、平成9年からで21年という中、非常にしっかりとした取り組みをしてきております。そのような中で、地域にとっては増富の湯は大変大切な資源でありますし、地域活性化にとってはなくてはならない施設だと承知しております。そのような中で、市としてしっかりとした調査をしながら、これからも増富の湯が地域の中でしっかりとした地域活性化につながっていく活動ができるように努めてまいりたいと考えております。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

質疑はよろしいですか。

(なし)

(「議長。」の声)

日程第36 閉会中の。

(上記議長発言中の発言 「議長、私からも緊急質問をお願いします。」の声)

緊急質問でしょうか。

(「はい。」の声)

内容はこの件ですね。

では、緊急質問を許します。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

質問する機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、今回、議案を撤回された理由・・・。

○議長 (中嶋新君)

待ってください。これを諮るんです。いいですか。諮ってから緊急質問を。いいですか。ま だ、発言は。

○2番議員(池田恭務君)

失礼いたしました。

○議長(中嶋新君)

ただいま、池田恭務君から、この増富の湯のこの件について緊急質問を行いたいとして同意 を求められました。

(「議長。」の声)

池田恭務君の緊急質問の件を議題として。

(「議事進行について。」の声)

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

緊急質問につきましては、基本的に関連質問がないということでございます。これが非常に、この問題の中でも関連ということになりますと、それは緊急質問としても受け入れることができない。ただし、内容を聞いてから、きちっと皆さまに諮られて、関連ではないということの中であれば、議長が諮り、関連であるのであれば皆さんに諮るまでもなく、関連質問に当たりますので、議長のほうでの取り計らいをしていくというのが、これは会議の運びでございますので、その点については、池田議員も重々承知の上と思いますが、私は留意点について意見させていただきました。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

よろしいですね。関連にならない質問ということで。

(「関連ではございません。」の声)

では、まずは緊急質問の内容をお聞きいたします。

池田恭務君。

○2番議員(池田恭務君)

内容ですけども、まずテーマといたしましては、今の増富の湯に関するもの、これはまった く同じでございます。ただ、質問の内容といたしましては、市がまったく関与していませんと いうお話だったんですけども、そうではないですよねということの確認をしたいと、そういう 質問の内容でございますので、まったく違う内容でございます。ぜひよろしくお願いいたしま す。

○議長(中嶋新君)

市の関与で、関連と認めます。

○議長 (中嶋新君)

日程第36 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会、議会運営委員会および資格審査特別委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしま した。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

12月4日に開会された本定例会は、議員各位には慎重なご審議をいただき、また執行の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成30年第4回北杜市議会定例会を閉会といたします。 大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時17分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するために ここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長 山 内 一 寿 議 会 書 記 平 井 伸 一